

令和4年

第1回北杜市議会定例会会議録

令和4年2月22日 開会

令和4年3月18日 閉会

山梨県北杜市議会

令和 4 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

2 月 2 2 日

令和4年第1回北杜市議会定例会（1日目）

令和4年2月22日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第2号 令和3年度北杜市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第4 議案第3号 令和3年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第4号 令和3年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第5号 令和3年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第6号 令和3年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第7号 令和3年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第8号 令和3年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第9号 令和3年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第10号 令和3年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第11号 令和3年度北杜市財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第12号 令和3年度北杜市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第13号 行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第15 議案第14号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第16 議案第15号 北杜市長坂コミュニティ・ステーション条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第17号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第18号 北杜市営宿泊施設条例を廃止する条例について
- 日程第20 議案第19号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第20号 北杜市育苗施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第21号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第22号 北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例について

| | | |
|--------|--------|-----------------------------------|
| 日程第24 | 議案第23号 | 韮崎市・北杜市指導主事共同設置規約の変更の件 |
| 日程第25 | 議案第24号 | 第3次北杜市総合計画基本構想の策定について |
| 日程第26 | 議案第25号 | 第2次北杜市総合計画基本構想の廃止について |
| 日程第27 | 議案第26号 | 令和4年度北杜市一般会計予算 |
| 日程第28 | 議案第27号 | 令和4年度北杜市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第29 | 議案第28号 | 令和4年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第30 | 議案第29号 | 令和4年度北杜市介護保険特別会計予算 |
| 日程第31 | 議案第30号 | 令和4年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算 |
| 日程第32 | 議案第31号 | 令和4年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算 |
| 日程第33 | 議案第32号 | 令和4年度北杜市病院事業特別会計予算 |
| 日程第34 | 議案第33号 | 令和4年度北杜市辺見診療所特別会計予算 |
| 日程第35 | 議案第34号 | 令和4年度北杜市白州診療所特別会計予算 |
| 日程第36 | 議案第35号 | 令和4年度北杜市財産区特別会計予算 |
| 日程第37 | 議案第36号 | 令和4年度北杜市水道事業会計予算 |
| 日程第38 | 議案第37号 | 令和4年度北杜市下水道事業会計予算 |
| 追加日程第1 | 発議第1号 | 議案第24号 第3次北杜市総合計画基本構想の策定についての附帯決議 |

2. 出席議員 (20人)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 高見澤伸光 | 2番 | 輿水 崇 |
| 3番 | 中山喜夫 | 4番 | 小林 勉 |
| 5番 | 神田正人 | 6番 | 大芝正和 |
| 7番 | 秋山真一 | 8番 | 進藤正文 |
| 9番 | 清水敏行 | 10番 | 井出一司 |
| 11番 | 志村 清 | 12番 | 齊藤功文 |
| 13番 | 福井俊克 | 14番 | 加藤紀雄 |
| 15番 | 原 堅志 | 16番 | 清水 進 |
| 17番 | 野中真理子 | 18番 | 保坂多枝子 |
| 19番 | 内田俊彦 | 20番 | 秋山俊和 |

3. 欠席議員 (なし)

4. 会議録署名議員

9番 清水敏行
11番 志村 清

10番 井出一司

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26人）

| | | | |
|----------|------|-----------|------|
| 市 長 | 上村英司 | 副 市 長 | 小林 明 |
| 政策秘書部長 | 宮川勇人 | 総務部長 | 中山晃彦 |
| 企画部長 | 中田治仁 | 健幸市民部長 | 八巻弥生 |
| 福祉部長 | 伴野法子 | 森林環境部長 | 大芝 一 |
| 産業観光部長 | 輿水伸二 | 建設部長 | 大輪 弘 |
| 教 育 長 | 輿水清司 | 教 育 部 長 | 加藤 寿 |
| 上下水道局長 | 浅川和也 | 会計管理者 | 板山教次 |
| 監査委員事務局長 | 坂本孝典 | 農業委員会事務局長 | 加藤郷志 |
| 明野総合支所長 | 三井喜巳 | 須玉総合支所長 | 植松宏夫 |
| 高根総合支所長 | 小尾正人 | 長坂総合支所長 | 平島長生 |
| 大泉総合支所長 | 宮崎良彦 | 小淵沢総合支所長 | 小泉雅人 |
| 白州総合支所長 | 中山和彦 | 武川総合支所長 | 清水能行 |
| 政策推進課長 | 浅川 豪 | 財 政 課 長 | 進藤修一 |

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長 清水市三
議 会 書 記 津金胤寛
議 会 書 記 唐澤史明

開会 午前10時00分

○議長 (加藤紀雄君)

皆さま、おはようございます。

令和4年第1回北杜市議会定例会に、議員各位ならびに執行の皆さまには、年度末を控え大変お忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

今年も日本列島は寒い日が続き、2月上旬までは、市内では降雪量が少なく乾燥する日々が続いたことにより、人家や山林など火災が多く発生いたしました。

令和3年の市内の火災の発生件数は68件で、前年に比べ18件増加しております。峡北消防署管内で発生した火災の約8割が北杜市内で発生しております。

また、昨年の市内の出火率は、全国平均2.73の約5倍にあたる14.86という状況にもなっております。

火災発生の原因の多くが、事前に消防署への届け出をせずに野焼き等を行っていることによるものであります。

3月に向けて、春らしい陽気へと移り変わっていくこととは思いますが、まだ火災が起りやすい状況にあるため、市民の皆さまには火の取り扱いに十分ご注意をいただき、火災の予防に努めていただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、日本におきましては、昨年末にオミクロン株の感染者が発生し、年明け以降は、感染しやすい特性から感染者数が急激に拡大し、日々、前日の感染者数を更新する状況が続いてきております。

市内においても、連日のように感染者が発生し、学級閉鎖や休校した学校もあり、まだ収束期が見えない状況であります。

現在、3回目のワクチン接種を前倒して実施しておりますので、その効果が発揮されることに期待をし、第6波の終焉が見える日が来ることを望んでいるところであります。

また、国におきましては、1月17日に第208通常国会が招集され、岸田文雄首相は、初の施政方針演説において、コロナ対応を「最優先課題」として位置付け、3回目のワクチン接種を前倒して行うとしております。

新しい資本主義につきましては、「賃上げ率の低下傾向を一気に反転させる」として、賃上げに応じた企業に対し、優遇税制を拡大することとしております。

今後は、コロナ対策と経済の活性化に向けた国の取り組みが具体化してくることを踏まえ、執行の皆さまには、新型コロナに関する対策や経済対策を迅速かつ的確に実施できますようお願い申し上げます。

今月は、厳重な新型コロナ感染症対策の中で北京オリンピックが開催され、出場した選手の皆さまは、メダル獲得に向けて大会に臨まれました。

日本のメダル獲得数は、前回の平昌オリンピックを上回る、冬季オリンピックでは過去最多の18個となりました。

日頃の練習の成果を発揮しメダルを獲得した方、また残念ながら実力を十分発揮できずに大会を終えた方もあると思われませんが、結果はともあれ、日々の血のにじむような努力を積み重ねてこられ、最高のパフォーマンスを出そうと今大会に臨まれた選手の皆さんに大きな拍手を送りたいと思います。

さて、本定例会は令和4年度各会計の当初予算をはじめ条例の一部改正など多くの議案が提

案されております。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意の上、本定例会に提出されました議案に十分な審議をいただくとともに、円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

本日の出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第1回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。提出議案は議案36件であります。

次に、監査委員から令和4年1月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、2月14日に山梨県市町村総合事務組合議会が甲府市において開催され、私が出席をいたしました。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会から報告がございます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員 齊藤功文君、報告をお願いいたします。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

令和4年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を報告書をもって行います。
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会報告書

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員 齊藤功文

令和4年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、2月17日、山梨県自治会館1階講堂において開催され、私が出席いたしました。

提出された議案は、条例案件2件、補正予算案件2件、当初予算案件2件の計6件であります。

まず、条例案件であります。

はじめに、議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改正するものであります。

次に、議案第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、令和4年度および令和5年度の保険料率の改定を行うとともに、被保険者の負担能力に応じた保険料負担を求める観点から保険料の賦課限度額を引き上げる改正が令和4年4月1日に施行されるため、所要の改正を行うものであります。

次に、補正予算案件であります。

はじめに、議案第3号 令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）については、議会費の歳出予算を3万9千円増額し、総務費の歳出予算を3万9千円減額するものであります。

補正の主な内容について、議会費は旅費の増額、総務費は一般管理費を減額するものであります。

次に、議案第4号 令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,039万円増額し、歳入歳出予算の総額を1,079億5,661万8千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入は市町村支出金、国庫支出金の増額、繰入金の減額、歳出は保険給付費の増額、諸支出金の減額であります。

次に、当初予算案件であります。

はじめに、議案第5号 令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,342万5千円とするものであり、主な歳出は、総務費および民生費となっております。

次に、議案第6号 令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,072億7,939万1千円とするものであります。主な歳出は、保険給付費であります。

以上6議案、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてありますので、ご参照願います。

以上で、令和4年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

ご苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（加藤紀雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

9番議員 清水敏行君

10番議員 井出一司君

11番議員 志村 清君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（加藤紀雄君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月22日から3月18日までの25日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの25日間に決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第3 議案第2号 令和3年度北杜市一般会計補正予算（第10号）から日程第38 議案第37号 令和4年度北杜市下水道事業会計予算までの36件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

令和4年第1回北杜市議会定例会の開会に当たり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、30年ぶりに、夏季と冬季の大会が1年の間で行われることとなりました、「北京2022オリンピック競技大会」は、日本選手の頑張りに日本中が大いに沸き、多くの方が勇気や希望、感動をもらいました。

私も、選手の皆さまの最後まで諦めない姿を、しっかりと胸に刻み、就任2年目も、引き続き、しがらみのない市政の実現、市民の流した汗が報われる市政の実現、市民総参加の市政の実現、決断力と実行力そして透明性の高い市政の実現を基本姿勢として市政運営に当たってまいります。

さて、新型コロナウイルスについてであります。新年から全国において変異株の「オミクロン株」により、これまでにない規模での感染拡大となりました。

市内でも、先月は199人の新規感染者が確認されたところであり、今月に入りましても、20日現在243人の新規感染者が確認されております。

また、全国では、1日の感染者数が8万人を超えるなど、感染の急拡大が続いており、医療提供体制のひっ迫にもつながっております。

県内においても、保育園、学校、高齢者施設等でクラスターが発生するなど、先月は4,156人の新規感染者が確認されており、引き続き、最大限の警戒、対応が必要な状況であります。

こうした中、市では、急激な感染拡大に対応するため、先月14日から県境を跨いで移動をされた市民を対象に、無料の抗原検査を実施したところであります。

ワクチン接種については、国からの指示に基づき、追加接種を速やかに実施するため、昨年12月から医療従事者等の先行接種を始め、先月からは、65歳以上の高齢者の方、市内小中学校の教職員、保育士、高齢者施設等の入所者および従業員の方への追加接種を、日程を前倒しして対応してまいりました。

また、先月14日からは、1回目、2回目の接種の方を対象に予約不要の集団接種を実施し、879人の方に接種を実施いたしました。

今後も希望する方々への追加接種が、速やかに実施ができるよう努めるとともに、市民の皆さまには、より一層の感染拡大防止の徹底をお願いいたします。

さて、本年度策定する「幸せ実感 北杜チャレンジプラン」についてであります。

本プランは、「第3次北杜市総合計画」と「新・行政改革大綱」の2つの重要計画を、市民の皆さまに分かりやすいようにパッケージ化してお示しするものであります。

「第3次北杜市総合計画」は、市政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画として、

「2030年、地域のありたい姿」を示し、その実現に向けて、先導的な役割を担うリーディングプロジェクトを設定するとともに、地方創生と人口減少対策に係る施策を優先的かつ重点的に取り組むための計画であります。

一方、「新・行政改革大綱」は、本市の人口減少・高齢化の現状を正面から捉え、既存の取り組みの見直しや、公共施設保有量の適正化、組織機構の再編などを通じて、メリハリのある行政経営を行うことで、総合計画の確実な実行を下支えするための基本方針となる計画であります。

本プランを通じて、2030年において、市民の誰もが、健康で、人と人のつながり、生きがいを持ちながら、家族との時間を大切にし、幸せを実感できる、「子どもが賑わう夢かなうまち」となるよう、果敢にチャレンジしてまいります。

次に、来年度予算の重点施策についてであります。

「幸せ実感 北杜チャレンジプラン」に基づき、来年度予算に新たな施策・事業を盛り込むとともに、「子育て支援」、「産業創出」、「行政改革」を重点施策として位置付け、全庁横断的に取り組みを加速させるため、行政機構の大幅な見直しや、民間企業等から専門的な知識やノウハウを有した外部人材を登用するなど、新年度に向けて、実行力のある体制を整えてまいります。

はじめに、重点施策の1つ目の「子育て支援」についてであります。

「子どもたちの笑顔」こそ、北杜市が発展する原動力であります。

しかしながら、本市の合計特殊出生率は、全国、県内平均に及んでおらず、活力ある持続可能な地域となるためには、安心して子育てができる環境が必要であります。

このため、子育て世代に選ばれる地域となるよう、「子育てするなら北杜」を地域ブランドとして掲げ、本市の恵まれた自然環境を生かし、結婚から出産、子育て、教育、就労まで、ネウボラを推進するなど、切れ目のない支援を展開してまいります。

また、「子育て支援」の各種施策を着実に実施するため、「こども政策部」を新設し、企画立案や調整機能を充実させ、全庁横断的に施策に取り組む体制も強化してまいります。

出生率の向上や子育て世代の転入促進、転出抑制を図るためには、子どもを安心して産み、育てられる環境づくりが重要であります。

これまでにない思い切った施策が必要と考え、来年度新たに「子育て応援金」を創設し、子育て世帯の経済的負担の軽減につながるよう、新生児の親に応援金を支給するとともに、誕生する子どもの数に応じて、支給額を増やし、第3子以降は、小学校入学時まで最大100万円を支給してまいります。

この施策を通じて、子育て世代の経済的負担の軽減につなげ、市内外に広くこの施策を周知し、北杜を選んでいただける大きな「きっかけ」となることを期待するところであります。

併せて、北杜市の長を生かした品で新生児の誕生を祝うため、市内の木工加工事業者の方に、市産木材を活用した木製玩具等を制作していただき、新生児に誕生祝品として贈呈してまいります。

こうした新たな施策を通じて、子育て世代に本市に魅力を感じてもらえるよう、施策の周知にも努めてまいります。

一方、先月公表されました、国の人口移動報告において、山梨県が統計を取り始めて以来、初めて転入超過となりました。

本市においても、新型コロナウイルスの影響が及び始めた、令和2年から大幅な転入超過が続いており、この流れを止めず、今後も維持、拡大させることが重要であります。

このため、企画部にシティプロモーション担当を新設し、本市の魅力や優位性を広く県内外にPRし、関係人口の増加や市民のシビックプライドの醸成に資する施策を戦略的に講じてまいります。

また、地方に関心を持つ方が増えている状況の中、その方に移住定住していただく大きなチャンスであります。

この需要を取り込むための施策を強力に進めてまいります。

まず、二拠点居住の推進については、「道の駅こぶちさわのサテライトオフィス」と「長坂コミュニティ・ステーション コワーキングスペース」を来年度開設し、この2つの施設を中心に、民間のノウハウを活用しながら、企業誘致や雇用の創出、また、従業員の方の定住につなげてまいります。

また、民間施設へのテレワーク環境の拡大を図るため、ワーケーションを推進する事業を行い、関係人口の増加を目指してまいります。

移住定住相談体制については、様々な面から移住定住希望者へのサポートの拡充を行うため、相談窓口を本庁舎に移し、希望者の方が関係部署とワンストップで相談できるよう、体制を整えてまいります。

移住定住を推進する上で課題となっております「住まい」については、子育て世帯の住宅用地の確保のために、市営住宅跡地等を民間のノウハウを取り入れながら、住宅建設用地として活用するなど、新たな居住環境の創出を図ってまいります。

また、空き家の利活用が重要であるという認識の下、所有者へのリフォーム補助を大幅に拡充し、新たに協定を締結した「公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部」や、これまでも市と取り組んでまいりました「公益社団法人山梨県宅地建物取引協会」とともに、「空き家バンク」の更なる活性化を図ってまいります。

加えて、首都圏からの移住定住推進のため、本市に移住した方に対する補助を子どもにも拡充し、支援をしてまいります。

今月「小淵沢保育園」の新園舎が完成いたしました。

保育室や遊戯室は開放感にあふれ、太陽の光がふりそそぐ、明るく温もりを感じる施設となりました。

なお、新型コロナウイルスやノロウイルス等も不活性化させる「無光触媒」のコーティングも施しております。

無光触媒のコーティングについては、安全・安心な保育環境を確保する観点から、来年度から市内の公立保育園において、順次実施してまいります。

教育環境の充実については、ICTの環境整備や、新型コロナウイルス対応等を支援する「スクールサポートスタッフ」の配置、屋内運動場の整備などに取り組んでまいります。

また、優れた芸術文化に触れるための環境づくりや、学校給食への「金芽米」をはじめとした食育、有機野菜の導入にも力を入れてまいります。

子どもたちが健やかに、学び、育つ上で、こうした子育て支援施設や学校の充実、高機能化は、大変重要であることから、今後、施設の集約化について検討を進めてまいります。

次に、重点施策の2つ目の「産業創出」についてであります。

コロナ禍の影響により、市民の生活は大きく変化し、産業の分野においても、大きく様変わりいたしました。

グローバリゼーションの進展や、働き方としてのテレワークが広まり、自然環境や有機野菜など、安全・安心への意識が高まり、環境面に配慮したものが重要視され始めました。

また、ITや先端技術を活用した、生産性の向上や新たな事業展開のための、デジタルトランスフォーメーションが求められております。

就任してからの1年間で企業や事業者の新設、創業は大小合わせて41件を数えますが、さらに、新しい価値の高い産業を起こしていくため、新年度、「北杜未来部」に「未来創造課」を創設し、本市の地域資源を生かし、次世代型産業や本市の財産である森や水を生かした産業の誘致を目指してまいります。

また、本市ではこの2年間に、地域の課題解決や地域経済の活性化等のため、市に思いを寄せていただく23の民間企業・団体の皆さまと連携協定を締結し、様々な分野での官民連携を進めてまいりました。

民間の専門的な知見やノウハウを、本市をフィールドに生かしていただくことで、効率的かつ効果的な協働による取り組みを進めております。

今後も、これら民間企業の本市への進出も視野に先端技術分野などとの連携を図り、地域の産業価値を高めることに挑戦してまいります。

来年度予算においては、本市の強みである芸術・文化施設の魅力向上や、本市を訪れる方のニーズに対応するため、ワーケーションやテレワーク環境の整備、さらに、先端技術を活用し、事業展開を図る市内中小企業者を支援する、「未来創造補助金」を新たに創設いたします。

また、本市での創業と空き店舗の利活用を図るため、空き店舗を利用して事業を始める方に対し、家賃支援を行ってまいります。

海外への販路拡大については、本市の優れた農産品や加工食品製造の分野において、海外市場の需要を取り込むため、人材育成セミナーの開催や、海外で行われる展示会に出展し、現地企業とのビジネスマッチングを行ってまいります。

「ふるさと納税制度」については、企画部に「ふるさと納税課」を新設し、市内事業者のご協力を得る中で、返礼品の充実を図り、効果的なPRにより寄附者への更なる訴求につなげ、地域経済の活性化とともに、寄附額についても目標を12億円としたところであります。

また、「企業版ふるさと納税制度」についても、トップセールスで積極的な周知活動を行い、本市の取り組みを応援していただける企業を呼び込んでまいります。

観光分野の取り組みとしては、ポストコロナを見据えて、インバウンド需要の積極的な取り込みを目指すため、日本文化に関心を持つ国々や、姉妹都市の大韓民国抱川市、アメリカ合衆国ケンタッキー州などにトップセールスを行い、海外から本市への観光客の誘客のための、観光プロモーションを実施してまいります。

また、国内からの誘客を推進するため、本市の観光資源を活用したアート、スポーツ、アウトドアのツーリズムを企画し、イベントやキャンペーンなどを実施してまいります。

また、本市が誇る観光地である、清里や増富地区を対象に、市と地域が連携して、将来像や魅力向上に向けた策を検討する中で、モニターツアーやアンケート調査などを行い、持続可能な観光振興につなげてまいります。

「世界に誇るワイン産地化」への取り組みとしては、来年度、醸造用ぶどう生産の拡大に向

けた農業者への新たな支援や、生産者や消費者の立場からのニーズの整理や検討を進めるとともに、市内ワインに関する講演会やテイasting会の開催を行い、本市ワインの品質の高さを国内外に強力に発信してまいります。

一方、雇用や就労の施策としては、子育て世代や若者世代に選ばれるまちとなるためには、魅力的な働く場の提供や働き方の支援が不可欠であります。

こうしたことから、若者が市内企業へ興味を持ち、就職につながるよう、インターンシップの促進を図ってまいります。

また、女性がいきいきと活躍できる環境づくりのため、女性のライフステージに合わせて、仕事と家庭の両立が可能となる働き方ができるよう、在宅で働くための実践講座や、キャリアアップにつながるパソコン講座等を開催してまいります。

次に、重点施策の3つ目の「行政改革」についてであります。

本市の財政状況は、今後、令和7年度に合併特例事業債が終了し、人口減少が進む中、財源の確保に努める必要があります。

歳出では、高齢化の進展に伴う社会保障関連経費や公共施設の維持管理、更新経費の増加が避けられない状況であり、長期的な視野に立った歳出削減は必須であります。

来年度は、歳入においては、国や県の事業を活用しつつ、「ふるさと納税寄附金」、「環境保全協力金」や「企業版ふるさと納税」などの確保を積極的に行ってまいります。

歳出の面については、行政経営の効率化や市民サービスの質の向上を図るため、デジタル化やアウトソーシングの推進などを図るとともに、公共施設の個別施設計画の策定に着手し、聖域なき改革に取り組んでまいります。

また、事務事業の見直しを進め、効果が見込めない事業の見直しに着手してまいります。

市役所本庁舎の建設については、検討委員会を立ち上げ、メリットやデメリットを議論する中で、市民の皆さまとともに方向性を考えてまいります。

行政改革を行うことは、10年後、20年後の世代への責任であり、持続可能で活力に満ちた北杜の未来を目指し、勇気と覚悟を持って、取り組んでまいります。

次に、八ヶ岳スケートセンターについてであります。

本年4月から市が運営主体となります。八ヶ岳スケートセンターの利用者増加に向けて、夏場の活用策を中心に「北杜市八ヶ岳スケートセンター管理運営委員会」において検討を進めてまいりました。

委員の方からは、スケートリンク内側も活用した新たなスポーツの拠点に関してご意見をいただいたことを踏まえ、昨年の「東京2020オリンピック競技大会」で一躍脚光を浴びました、スケートボードやフットサル場等を整備するとともに、リンクについては、スケート選手の夏場のトレーニングとして、インラインスケートができるよう整備してまいります。

また、今月15日には、長崎知事を訪問し、これまでの市の取り組み状況の報告と併せ、スケートセンター周辺地域の活性化については、統一したコンセプトの下、質の高い観光地を目指せるよう、県にご支援やご協力をお願いしたところであります。

今後、冬のスケートの営業開始は本年11月を、リンク内側の新たな施設については令和5年度中のオープンを目指し、整備や周知を進めてまいります。

年間を通じて多くの方にスケートセンターを利用していただき、地域の方にも利用者の方にも愛される施設となるよう、周辺地域の活性化も併せて、取り組んでまいります。

また、スケートセンター周辺地域の活性化については、「北杜市八ヶ岳スケートセンター周辺地域活性化協議会」において、より地域のブランド価値を高めるような取り組みを官民挙げて行うような、ご意見をいただいておりますので、さらに議論を進め、来年度中に活性化策について取りまとめてまいります。

一方、その他のスポーツ施設についても、「長坂総合スポーツ公園」においては、サッカー場のグラウンドの人工芝化により、稼働率が向上している中、利用者の利便性の向上や大会開催の誘致、避難所としての機能強化につなげるため、更衣室やトイレ等を備えた管理棟施設を整備してまいります。

また、「高根総合グラウンド」についても、管理棟やトイレ施設の老朽化が進んでいることから、利用者の方が快適に利用できるよう大規模改修を行ってまいります。

次に、高齢者の健康増進に向けた取り組みについてであります。

団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者となる令和7年を見据え、市内公営温泉施設を活用した健康づくり教室や介護予防事業を促進するため、事業に参加する65歳以上の高齢者の温泉施設利用料等を補助する制度を創設いたします。

温泉施設での介護予防を促進することで、元気な高齢者を増やし、「健康寿命日本一」を目指してまいります。

次に、中部横断自動車道についてであります。

昨年8月、南部区間が全線開通し、残る未整備区間は、長坂～八千穂間のみ34キロメートルとなりました。

長坂～八千穂間の実現は、太平洋から日本海までつながる新たなルートとして、人や物の流れを作り、地域経済、文化等のあらゆる面において活性化が期待されるとともに、緊急輸送路など、沿線自治体の住民にとって、安全・安心につながる「命の道」となります。

こうしたことから、「中部横断自動車道」の早期事業化、開通に向けて、本年1月に山梨県および長野県の沿線自治体10市町村の首長および議長で構成する「中部横断自動車道北部区間広域連携懇話会」を設立し、私が会長に就任いたしました。

今後は懇話会に加盟する沿線自治体と連携し、長野、山梨が一丸となって、中部横断自動車道の早期事業化への熱い想いを、国や県に伝えてまいります。

また、早期の建設促進に向けた北杜市としての大きな声を一本化するため、市、市議会、北杜市商工会、北杜市観光協会などで構成する「仮称 北杜市中部横断自動車道建設促進期成同盟会」の設立を目指し、現在、関係者等と準備を進めているところであります。

来年度早々に期成同盟会を設立し、建設促進大会の開催など通じて、中部横断自動車道の事業化に向け、国や県に対し、市を挙げてこれまで以上に強力な要望を行ってまいります。

次に、ゼロカーボンシティの推進についてであります。

本市の「ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、環境保全のトップランナーとして、環境省が選定する「脱炭素先行地域」に応募するため、ロードマップを作成するとともに、公用車への電気自動車導入や、民間資本を活用した公共施設の屋根への太陽光発電設備導入の促進、また、市内民間事業所の屋根についても、太陽光発電・蓄電設備の整備に対して、新たな支援制度を設けてまいります。

さらに、官民を挙げての、ごみの削減や資源化も含め、持続可能な社会実現のため、地域、企業の皆さまと連携しながら、「SDGs 未来都市」を目指してまいります。

本市は、あと3年で合併から20年となります。

この20年で、北杜で生まれた子どもたちが成人になります。

この20年を機に、合併以来残る旧町村意識を払しょくし、一つにまとまらなければ、北杜市としての自立や、その先の活気に満ちた市の未来はありません。

「北杜は一つ」であります。

本市の20年の節目に向け、令和4年度から令和6年度の間「北杜市合併20周年記念事業」を実施することといたしました。

第一弾として来年度は、打ち上げ花火の記念事業を開催し、その後も北杜が一つになる事業を行うことで、市民の意識醸成を図ってまいります。

「ふるさと北杜」の素晴らしい豊かな自然環境や文化、産業が、次世代につなげられるよう、10年後子どもが賑わう夢かなうまちの実現を目指し、皆さまのご協力をいただきながら、全身全霊で市政運営に取り組んでまいります。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会に、提出いたしました案件は、補正予算案件11件、条例案件10件、その他案件3件、当初予算案件12件、合計36案件であります。

はじめに、令和4年度当初予算の編成に当たりまして、その基本的な考え方を申し上げます。

来年度の財政状況を見ますと、歳入面では、新型コロナウイルス変異株の影響が懸念されるものの、感染拡大の防止策を講じつつ、ワクチンの追加接種を促進する中で、各種施策の効果もあり、徐々に景気が持ち直していくことが期待されることから、市税収入等の増加が見込まれるなど、所要の一般財源総額が確保できたところであります。

一方、社会保障費が年々増加傾向にある中、「八ヶ岳スケートセンター」を始めとする、公共施設の維持管理や、循環型社会の実現に向けた取り組みなども引き続き進めていく必要があり、恒常的な財源確保が重要となっております。

このような中、令和4年度は、「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」を市政推進の基本として、市民一人ひとりが豊かさと幸せを実感でき、子どもが賑わう夢かなうまちの実現を目指し、「第3次北杜市総合計画」に掲げる5つのリーディングプロジェクトと部門別計画を成長戦略として、子育て支援や、産業創出、企業誘致、移住定住など、若い力を呼び込み持続可能な地域づくりを進める施策を強力に展開することといたしました。

以上のような考えに基づき、編成した結果、令和4年度の一般会計予算の総額は、289億8,780万3千円となっております。

次に、補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第2号「令和3年度北杜市一般会計補正予算(第10号)」につきましては、1億8,280万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、308億6,814万9千円と定めるものであります。

主なものは、歳入では、市税、地方交付税、国庫支出金、繰越金などの増額と、県支出金、繰入金、市債などの減額であります。

歳出につきましては、転出・転入手続のワンストップ化を可能とするための住民記録システムの改修、マイナポイントの取得手続支援事業、県営土地改良事業負担金、農業者が有機農業に取り組みやすい環境を整備するオーガニックビレッジ事業など、国の補正予算を受けて実施する事業費の増額、公共施設整備基金および庁舎建設基金への積み立てのほか、公共事業等の

事業費の確定による減額や、不用額の整理などを行っております。

次に、議案第3号「令和3年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、保険給付費および市立病院への繰出金等の増額を計上するものであります。

次に、議案第4号「令和3年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定によるものであります。

次に、議案第5号「令和3年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、事業額の確定に伴う不用額の精査および基金への積立金の増額を計上するものであります。

次に、議案第6号「令和3年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)」は、事業額の確定に伴う不用額の精査および介護保険特別会計への繰出金を計上するものであります。

次に、議案第7号「令和3年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)」は、事業額の確定に伴う、基金への積立金を計上したものであります。

次に、議案第8号「令和3年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第2号)」は、補助対象事業費の確定に伴い、財政融資資金からの借入金を返還するものであります。

次に、議案第9号「令和3年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)」および、議案第10号「令和3年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第2号)」は、外来収入の減少に伴う基金の繰り入れや、地方財政法に基づく基金への積立金を計上したものであります。

次に、議案第11号「令和3年度北杜市財産区特別会計補正予算(第1号)」は、事業額の確定に伴い、基金への積立金を計上したものであります。

次に、議案第12号「令和3年度北杜市下水道事業会計補正予算(第2号)」は、令和2年度決算の確定に伴い、消費税納付額の増額を計上するものであります。

続いて、条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第13号「行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、行政組織の見直しに伴い、部および課の名称ならびに分掌事務を変更したことから、北杜市総合計画審議会条例外7条例の所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号「押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、押印を求める手続の見直しに伴い、押印に関する取扱いを変更することから、北杜市固定資産評価審査委員会条例外3条例の所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号「北杜市長坂コミュニティ・ステーション条例の一部を改正する条例」につきましては、二拠点居住を推進し、移住定住人口の増加を図ることから、テレワークを受け入れるコワーキングスペースを開設するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第16号「北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例」につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報保護制度に係る法令が個人情報の保護に関する法律に一本化されることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第17号「北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、令和3年の人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に鑑み、妊娠・出産・育児と仕事の両立支援を図ることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号「北杜市営宿泊施設条例を廃止する条例」につきましては、北杜市営

宿泊施設について、利用者の減少、施設の老朽化および将来の維持管理費用に鑑み、当該施設を廃止することから、廃止するものであります。

次に、議案第19号「北杜市駐車場条例の一部を改正する条例」につきましては、駐車場利用者の利便性の向上を図ることから、駐車場の利用形態を見直すため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号「北杜市育苗施設条例の一部を改正する条例」につきましては、高根町育苗施設のうち、北杜市高根町村山西割2053番地の施設については、老朽化が著しく維持管理が困難なことから、当該施設を解体するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号「北杜市営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、新町団地の用途廃止をすることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号「北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例」につきましては、いじめ防止対策推進法及び北杜市いじめ防止基本方針に基づく、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等の対策を実効的に行うことから、新たな常設の組織を設置するため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、その他案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第23号「韮崎市・北杜市指導主事共同設置規約の変更の件」についてであります。

北杜市および韮崎市において共同設置する指導主事が減員となることから、地方自治法の規定により、韮崎市・北杜市指導主事設置規約の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第24号「第3次北杜市総合計画基本構想の策定」および、議案第25号「第2次北杜市総合計画基本構想の廃止」につきましては、北杜市議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

市長の説明が終わりました。

ただいま議題となっております36件のうち、議案第13号から議案第23号まで11件および議案第26号から議案第37号までの12件につきましては、所管の常任委員会および予算特別委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第13号から議案第23号までの11件につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第26号から議案第37号までの12件につきましては、20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査すること

にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号から議案第37号までの12件につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において20人の全議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました20人の諸君を予算特別委員会委員にすることに決定いたしました。

ただいま選任されました予算特別委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は全員協議会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時18分

○議長(加藤紀雄君)

再開します。

休憩中に予算特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

予算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に保坂多枝子君、副委員長に齊藤功文君。

以上のとおり、予算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

ただいま議題となっております日程第25 議案第24号 第3次北杜市総合計画基本構想の策定についておよび、日程第26 議案第25号 第2次北杜市総合計画基本構想の廃止についての2件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長(宮川勇人君)

議案第24号 第3次北杜市総合計画基本構想の策定について、ご説明いたします。

本議案は、第3次北杜市総合計画基本構想の策定にあたり、北杜市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

基本構想の概要についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、別冊の基本構想をお開きください。

基本構想につきましては、第1章から第4章で構成されております。

はじめに、1ページから3ページにつきましては第1章、序論として総合計画の趣旨など3項目を、4ページから6ページでは第2章、社会情勢の変化としてウィズコロナ・ポストコロナ時代への対応、デジタル化、DXへの対応など5項目を、7ページから12ページでは第3章、北杜市を取り巻く状況と今後の見通しとして人口、産業、財政を、13ページから18ページでは第4章、2030年、地域のありたい姿として、「子どもの笑顔が自分の笑顔になるまち」、「ともに、よりよく生きるまち」、「新たな価値を奏でる創造のまち」、「もっと、世界を魅了するまち」、「安心をずっと、サステナブルなまち」の5項目の実現に向けて取り組むこととしております。

第3次北杜市総合計画基本構想の策定につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第25号 第2次北杜市総合計画基本構想の廃止について、ご説明いたします。

本議案は、第2次北杜市総合計画基本構想の廃止にあたり、北杜市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第3次北杜市総合計画基本構想を策定するにあたり、第2次北杜市総合計画基本構想を廃止する必要があるためです。

以上、2案件につきまして、よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

議案第24号の第3次北杜市総合計画基本構想について質問です。

18日の日に全員協議会で、いろいろな議員さんたちからも様々な質問がありまして答えていただきましたが、議事録に残らない全員協議会は「言った、言わない」の世界のやりとりですので、確認の意味で2点だけ質問させていただきます。

1つ目は、今回の総合計画は、議員が議決するところの範囲は基本構想の18ページまでであるということよろしいでしょうか。

そして2つ目は、現在、議員に配られている総合計画の資料は、現在、使用されている絵とかについては、おおむねのイメージであって完全版ではない。議決後に、そのイメージ絵だったものが確定版に差し替わったりとか、またいろいろな議員さんたちから指摘があった場所などを検証したりとか、また修正したりして、最終的にフィックスされたものになる。修正後のものに関しては、議員に確認とかはなく、自分たちは執行側を信じて任せるという認識でよろしいでしょうか。

以上2点、お願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

1番、高見澤伸光議員のご質問にお答えをいたします。2点、質問をいただきました。

1点目の議決の範囲でございますが、ただいま説明をさせていただきました1ページから18ページが今回、議決をいただく項目となります。

続きまして、2点目の今回、提案させていただきました基本構想はイメージか、イラストか、またその後、修正等があるのかという質問でございますが、今回、提案をさせていただいております別冊につきましては、基本構想で描く5つの、2030年、地域のありたい姿を分かりやすくイメージをしていくために、イラスト等につきましては、補足的に掲載をしているものでございます。現段階で案としてお示しをさせていただいておりますが、このデザイン自体が大きく変わることはございません。ただ、今後、印刷の段階で色合いでありましたり、色調でありましたり、そういったものにつきまして、デザイナーがデザインをすることから若干の変更等はあろうかと思いますが、基本部分、変わるものはありません。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

このあとの議決を前に聞くのもあれなんですけど、先ほど市長の所信の中で、大変重要な言葉も使って話されましたので、ちょっとそれなんですけど、こう言っています。4月からですね、新年度、個別施設計画の策定に着手し、聖域なき改革に取り組むと。362の公共施設を持っているんですけど、聖域なき改革に取り組むと決意を表明されたわけですね。そのあと、もっと重い言葉が使われました。勇気と覚悟を持って、取り組んでいくと。勇気と覚悟を持って、新・行政改革大綱にありましたような中身を進めていくという宣言をされた市長の言葉として、大変重たいと思います。それは私の受け止めです。

質問は1点だけ確認しておきたいんですが、その点についても。暮れから正月にかけてパブコメをいくつかやられたうち、公共施設等総合管理計画改訂版についてもパブコメが行われて、13名の方でしたか、意見を提出されて、議員にこれが先日、配られました。ここにあるように、施設ごとの、この意見に対して答えで何か所か、こう答えているんですね。施設ごとの具体的な方針は来年度以降に策定していくと、これは当たり前ですが、公共施設個別施設計画で定める。それを議論するのは、これは確認したいんですが、北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会、この検討委員会で個別計画は新年度以降、来年度以降、定めていくと。いわゆる図書館をどうするか、中学校をどうするかということについては、この委員会で議論するという確認でいいでしょうか。新・行政改革大綱、105人の方が意見をしたら、これが総合計画を下支えするという説明がずっとされてきました。その下支えする新・行政改革大綱のまた下に、今、行政改革委員会がそれを議論しています。そのまだ下で、具体化を進めていくところの委員会は、これ今、長々紹介した北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会というところが個々の計画については審議をして、個別施設計画をつくっていくのかということをして今日の時点で確認しておきたいんですが、その1点だけ答弁をお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁にあたりましては、現在は第3次総合計画の審査中であります。今のご質問が行革大綱とか、公共施設関係にも及んでおりますが、ただ、市長のごあいさつの中にもありましたように、今回の総合計画につきましては、総合計画と、また行革大綱をパッケージ化して進めると、こんな発言もありましたので、まったく関係ないわけではありませんので、その範囲での答弁を、あくまでも総合計画の審査であるという点から、今、私が申し上げましたパッケージ化しているということは、なんらか関係があると思っておりますので、その範囲での答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

志村清議員のご質問にお答えいたします。

公共施設等総合管理計画、個別計画についてのご質問であったかと思えます。

公共施設総合管理計画につきましては、今年度、策定をしてパブリックコメントを1カ月間実施しまして、最終的な取りまとめを現在、行っているところでございます。

個別計画につきましては、今後、令和4年度、令和5年度ということの2年間にかけて、基本方針、それから各施設ごとの個別計画を策定してまいりたいと考えております。

それにつきましては、まず公共施設総合管理計画が改定されるということになりますので、それについて計画の内容についてを市民の皆さまに十分説明をしながらご理解をいただく中で、次の個別計画に進んでまいりたいと考えておりますが、検討委員会におきましても審議をいただきますけれども、まずは施設を所管する部署がございますので、その部署が基本となりまして、市民の皆さまともお話をしながら、ご理解をいただきながら個別計画は策定していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

志村議員に再度申し上げますが、今は議案第24号の、ご存じのように総合計画の審査でありますので、それを逸脱しない範囲のご質問でよろしく申し上げます。

志村議員。

○11番議員（志村清君）

分かりました。議長の采配はそのとおりだと思いますが、今、答弁いただいたので、この先が見えた思いがしましたので、了解しました。つまりパッケージだと言ってきた2つの、またその下のパッケージがあるということを私、理解しましたので、参考になりました。ありがとうございました。

○議長（加藤紀雄君）

ほかにありますか。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

今回の総合計画の議案の提出、本日されているわけですが、私は本当に、この総合計画が市民合意になっているのかどうか、甚だ疑問があります。なぜ、こんなに急ぐのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

これに関連する、例えば公共施設を今後整理していくということで、総務省のほうではこの

3月を期限に有利な推進事業債というのがありました。しかし、この事業債を都道府県知事や市町村長から多くの延長を求める声があったということで、昨年、金子総務大臣はこの延長期間を令和8年まで5年間延長するということを表明し、そのことは具体化されています。ですので、今回、今日の審議ということではなしに、やはり市民合意を大切にすることであれば、十分、時間をかけての審査が必要だと思います。なぜ急ぐのか、この事業債との関連についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

16番、清水進議員のご質問にお答えをさせていただきます。

計画をなぜ急ぐのか、市民の合意形成を取るべきではなかろうか、有利な起債等を活用すべきではないかという趣旨のご質問かと思えます。

今回の第3次総合計画につきましては、令和3年度の予算、現在、執行をさせていただいております予算でございますが、これにつきましては、上村市長就任以来、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の将来都市像を継承する中で、子どもの数を2倍にするという目標を掲げております。その上で「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」を市政推進の基本として8つの重点プロジェクトをベースに、先ほど申しました今年度予算を編成し、現在、執行させていただいているところでございます。

こういったことから、現在もこういった上村市長の考えをもとに執行を進めていることから早期にそれに即した3次総合計画を溶け込ませる形の中で、引き続き子どもで賑わうまちづくりに向けて取り組むこととしています。十分審議はされていないではないかというお声ではございますが、審議会をこれまで7回開催し、またリモートではありますけれども、市民の声を聞いたり、また高校生、また企業、そういったところの意見を伺う中で策定を進めておりますので、十分、意見交換、意見は聞かせていただいているという状況でございます。

また、有利な事業等の兼ね合いからかというご質問でございますが、行政を執行する上では常に有利な補助事業、交付金、起債等を活用しながら事業を進めておりますので、特にどの期限、何の期限とそういったことではなく、いち早く事業に取り組み、子どもで賑わうまちの実現に向けていきたいという考えからでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

議案第24号 第3次北杜市総合基本構想の策定について、何点か確認の意味でお伺いをするところでございます。

まずもって、この基本構想につきましては、議会の議決案件でございます。これは条例に謳ってあるわけではございますが、同じく基本構想、また基本計画につきましてはの条例の中には、10年という期間を定めているところでございます。この10年をなぜ前倒しにしたかという、

こういう疑義が生じるわけでございまして、先ほど来、政策秘書部長の答弁でございますと、この時期に子どもの数を2倍にするという、こういう構想のもとにこの基本構想を上程されているということでございますが、実際、北杜市誕生以来、人と自然と文化が躍動する環境創造都市に向けて基本的な基本構想が練られ、現在に至っているわけでございまして、その理念につきましては、特段まったく変わっていないところでございます。

また、SDGsが示す持続可能な開発目標、持続可能な市政運営につきましても、現実、現在の基本構想の中で基本計画があり、それに基づいた各種の計画に基づいて推進がされているところでございます。

そこで、なぜ、本来よりも前に、この基本構想を、条例に書かれている10年というよりも前にされるということについては、非常にそれなりの覚悟と必要が示されなければならないわけでございます。それらについて、本来であれば、条例に反するというふうに解釈をされても致し方がないタイミングになっておりますので、そのことについて説明を求めます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

19番、内田俊彦議員のご質問にお答えをさせていただきます。

基本構想、議決案件、また基本構想のところの基本計画、10年計画があるにもかかわらず、なぜ今回というご質問でございます。

こちらにつきましては、先ほどの清水議員のご質問と一部、答弁が重複する部分もございますが、北杜市の基本的な考え方であり人と自然と文化が躍動する環境創造都市というものを将来都市像として掲げており、これは現在も継承をされているものでございます。

この中で、上村市長就任以来、子どもの数を2倍にしていくという大きな目標を掲げております。その目標を掲げた中で、8つの重点プロジェクトということで「躍動する市民協働・総参画市政の推進」、「子どもが賑わう夢かなう子育て・教育の北杜づくり」、「住みやすさ、元気・生きがいの北杜づくり」、「日本列島のど真ん中、魅力ある安全な山岳田園都市の北杜づくり」、「食でつながる地産地消北杜づくり」、「観光拠点のルネサンス北杜づくり」、「世界に打って出る地域を支える産業の北杜づくり」、「明日を担う財政再建のまちづくり」ということで、令和3年度予算編成に当たりまして、第2次総合計画の体系をもとに、先ほど申しました施策を組み立てて、現在、大きな目標に向かって取り組んでいるところでございます。

基本的な考え方は、先ほど議員からご指摘をいただきました条例、議決をいただく中で進めているわけでございますが、市長の先ほどの所信の中にもございましたけども、子育て支援策、産業の創出、それから行政改革といったものを大きな柱として、これかも進めていくことから、今回、総合計画を新たなものに、基本構想を新たに策定をさせていただきます。先ほど申しました5つの、ありがたい姿というものを大きな目標に向け、これからの北杜市をその目標に向けて進めていくという考えのもとから、今回、第3次の基本構想のご議決をお願いさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

再質問させていただきますが、基本計画、基本構想のもとに基本計画があるわけですが、すけれども、今、先ほど政策秘書部長が言われた子育ての充実ですとか、また行政改革、行政改革につきましては、市政誕生以上、1千億円以上の借金、起債があったわけですが、着実に今までの基本構想、基本計画のもとに減りまして、500億円以上の影響があった、改善があったわけですから、行政改革は今までの流れの中でも十分な痛みを伴いながら進んでまいりまして、あえてそれを今後さらにとのお考えかなとは思いますが、いずれそれらもすべて市民の理解を得なければならないところになるわけですが、

基本的に、前の基本構想では、今言う市長のお考えの政策が実現できないと、こういうふうな聞こえる部分でありますが、そういった認識なんですか、お伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

19番、内田俊彦議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、上村市長の施政方針という形の中で、いくつかご説明をさせていただきました。第2次総合計画では、それが難しいのかというご質問でありますが、当然、行政を進めていく上では、普遍的な理念、そういったものは変わらないものと認識、承知はしておりますが、新たに市長が誕生した、新しい市政が始まっているということでございますので、その市長の考えのもと、総合計画が見直される、新たに策定されるということは、ある意味、必然的なものというところもございますので、今回、第3次総合計画を策定させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

うちの会議規則に基づきまして、3回までは質疑ができるということの中で、これで終わりにしますが、今のご答弁でございます。過去にも市長も代わったこともございますし、また今後も選挙というものがございますから、いろんなところでそういった機会がある可能性は今後も秘めております。

しかし、条例に基づいた、要するに期間を定めているわけですから、本来はその条例に基づいた期間の中で、市長は実施計画とか、そういうもので自分の推進すべき施策をしていくということにつきましては、私は可能かなと思います。たしかに基本構想、基本計画が前任者がつくられたものということの中で、そこは市長のお考えの中で窮屈というようなお考えもあるのかもしれませんが、現実はそのような条例になっているわけですが、先ほど市長が代わったから、それが変わるという、こういうことではございますが、代わっても変えないということもありまして、そこについてはなかなか理解ができないところでございます。

今後、この実施計画の中で、先ほど市長も所信表明の中でも言われたこともございますけど

も、それ相当の覚悟、痛みを伴いながら今後進むということでございます。そういたしますと、本来、10年間スパンの基本構想を議決によって可決され、また前の構想を否決というか、構想を廃止すると、こういうことがわれわれ議会の今、審議に付されている状況でございます。そういたしますと、われわれに対しても十分な説明が、それではあったのかというと、たぶん多くの議員さんは、そこに疑義が生じている部分もあるかと思えます。私はもう少し、慎重な対応の中で、今回の議会までに臨んでいただきかけたかと、そういう思いもございしますが、それらについて、やはりほかの議員さんも市民に対しての説明不足と、こういうお話もあったわけでございますが、われわれ議会に対しても、非常に説明不足は否めない現状が今日まであったのではないかと私は思うわけございまして、それらについて、執行部としてはどのようにお考えなのか、最後1点、お聞きいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

19番、内田俊彦議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

今回、第3次総合計画を策定するにあたりまして、説明不足の点もあったではなかろうかというご質問でございますが、この総合計画の策定にあたりましては、今年度、当初から基本的な考えを、まず説明をさせていただきまして、その後、審議会の審議過程を経る中で、市議会の皆さんに対しましても、全員協議会等でご説明をさせていただいたと思っております。

しかしながら、その回数といったものが十分であったかといわれますと、なかなか難しい部分もあったかとも思えます。また、審議会も7回という中で議論をしていただき、また市民の皆さまからも意見聴取、またパブコメも多くいただきました。そういったものを十分に議会の皆さまに説明をすることができたかといわれますと、多少の疑問も残る点もございしますので、今回、こういった構想、計画を策定させていただきましたら、この計画に基づきまして、しっかり進めていくには、議会からいただいたご意見でありましたり、また市民の皆さまからいただいたご意見、また地域に出向いて説明、そういったものをしっかりしていく中で、この計画をご理解いただき、子どもで賑わうまちの実現に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

総合計画の基本構想は、言い換えれば市長から市民への強いメッセージであると、私は考えています。その中で第4章に2030年、地域のありたい姿が、ここがいわゆる10年後にこういう市を目指しますよという目標になっているのかなと考えますけども、この中でパブリックコメントのときには、「子どもの数が2倍」という記載があったんですけども、今回、最終的には「10年後に子どもが賑わう夢かなうまち」というふうな表現になっています。私としては、やはり市長の強い思いとして、数字の根拠は別にして、そういうふうに取り組んでいくん

だということは必要ではないかと考えていますけども、この「2倍」という数がたびたび市長の言葉から、今、政策秘書部長の言葉から出ていますけども、パブリックコメント時にあった、この「2倍」が削除された理由をお聞かせください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

6番、大芝正和議員のご質問にお答えをいたします。

「子どもの数」という文言でございますが、今回、基本構想の中では子どもの数が増え、まちが子どもの笑顔により活気と希望に満ち溢れているということで、「2倍」という言葉こそございませんが、10年後には、子どもの笑顔が自分の笑顔になっているまちという大きな目標、バックキャスティングという手法を用いて、目標をありたい姿として掲げてございます。

具体的な、「2倍」という表記につきましては、基本計画に文言を移しまして、そちらで基本目標を掲げる中で、10年後に実現できる施策といたしまして、基本計画に表記をさせていただいております。なぜ、移したかというところでございますが、基本計画にそういった、個別具体的な表記、また基本目標を掲げたことから、そのほうがより分かりやすくお伝えできるということで、移動をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

（「議長。」の声）

福井俊克君。

○13番議員（福井俊克君）

附帯決議の動議を求めます。

○議長（加藤紀雄君）

ただいま、福井俊克君より附帯決議の動議が出ました。

議員による議案の提出につきましては、地方自治法第112条第3項の規定により文書をもって行うことになっております。

福井俊克君に議案の提出を求めるため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時56分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

ただいま、福井俊克君から附帯決議案が提出されました。

この議案は所定の賛成者2人以上であります、ありましたので成立いたします。

お諮りいたします。

議案第24号に対する附帯決議の動議を日程第26の次に追加し、追加日程第1とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、この動議を追加日程第1として日程第26の次に追加することに決定いたしました。

ここで、昼食のために暫時休憩といたします。

再開は1時30分とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時28分

○議長 (加藤紀雄君)

再開します。

それでは、追加日程第1および発議第1号を配布いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時30分

○議長 (加藤紀雄君)

再開します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号および議案第25号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号および議案第25号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

反対討論を許します。

志村清君。

○11番議員 (志村清君)

議案第24号 第3次北杜市総合計画基本構想の策定についてに対し、反対の立場から討論します。

第1に強調したいのは、その進め方に問題ありという点です。私たち議会に初めて案が配布され、説明があったのは昨年12月10日の全員協議会でした。途中、意見交換会なるものが1月18日にあり、先日の2月18日が全協として2回目、そして今日採決です。なぜ、今日から始まった3月議会で、じっくり1カ月をかけて議論しないのでしょうか。総合計画は向こ

う10年間の基本方針です。同時並行で策定されようとしている新・行政改革大綱（案）も併せ、議員全員で、例えば特別委員会などを立ち上げて議論すべき課題だと思います。

総合計画審議会の最終案へのパブコメ結果も、催促されるまで私たち議員に配られなかったということも先日、起こりました。議会の議決は、基本構想だけだからとでも考えたのでしょうか。進め方において、これらの一連の経過は、あまりに議会を脇に置いたやり方だと思います。先ほどの質疑でも説明が不足していた点もあったかというような答弁もありました。

進め方でもう1点、指摘したいのは、この総合計画案や新・行政改革大綱（案）の最終案を作るのに関わっている、いくつかの審議会との関係です。総合計画審議会の最終会議は2月9日でしたが、その後、意見が寄せられ、確定版が市長に答申されたのは14日でした。小中学校適正規模等審議会も14日に会議がありました。答申はまだで、2校とか4校とかの結論は出ていないと聞いています。肝心の行政改革推進委員会も、1月末予定の第7回が延期されたままになっています。

図書館協議会というのがありますが、ここでは、昨年12月23日の第2回議事録を見ると、図書館は3つになって聞いていないと議論になりまして、協議会の会長が総合計画の年度内での策定は拙速であるという、意見の総意としてまとめていることが書かれています。これより並行して熱心に審議してきた各審議会の委員の皆さんにも失礼な決め方ではないでしょうか。

笛吹市では、2年をかけて総合計画を仕上げたといわれていますが、渡辺前市長時代の北杜市第2次総合計画だって1年半をかけています。多くの市民が注目し、今朝は70人を超える市民の皆さんが門前で拙速な決定はしないでほしいと声をあげていました。

市長は今議会での採択や年度内完成を諦めて、もっと市民間でも議会でも時間をかけて議論すべきではないでしょうか。なぜ急ぐかということが疑問です。策定支援の業務を委託したNPO法人SCOPとの契約が3月末だからでしょうか。総務省からの指導である公共施設等管理計画の策定や充実、変更の期限が令和3年度の、3月までだったからでしょうか。

私の18日の全協での答弁では、子育て支援など政策を一日も早く実行したいからと言っていましたが、市民の合意や後押しあつての政策であるべきです。

2点目、議案に賛成できない2つ目の理由、これが一番の理由なんですが、提案され、採決されようとしている基本構想の部分や基本計画、つまり第3次総合計画と一緒に並行して策定しようとしている、セットになっている新・行政改革大綱に賛成できないからです。

最終の総合計画審議会、9日、事務局方からは総合計画と行政改革大綱案は別物ですと説明していましたが、違うと思います。文書はもちろん別であっても一体だというのは明らかです。新・行政改革大綱（案）の序論、これを見ると、第3次総合計画の取り組みを下支えする指針と位置付けが明記されて、その役割として、こう書いてあります。2025年までの予算編成の指針となります。さらに昨年末のパブコメのお知らせの中には、総合計画とその実行性を下支えするための行政改革の基本方針、新・行政改革大綱をパッケージ化した「幸せ実感 北杜チャレンジプラン」の策定を行っていますと紹介しています。つまりチャレンジプランは、総合計画と行革大綱とのパッケージですと、こう言っているわけです。英語で言えばパッケージですが、一体、セットということですよ。

先日、パブコメのうち新・行政改革大綱部分への市民意見も公表されました。個々の紹介は今、省きますが、その多くは公営施設や中学校、保育園の統廃合に反対の声であり、いわば案を見た方々から、猛反発を受けている形だと私は思います。

市民からの「NO」の声があがっている新・行政改革の出どころ、これは大元、議論してきたのは、市長が委嘱した10名の委員の皆さんからなる行政改革推進委員会です。公募による市民委員はいません。どんな議論がされてきたかと、公開されている議事録を見ると、事務局が示した、その素案に対して、第3回、昨年9月29日の会議では、委員からびっくりするような意見が出ています。公営温泉は利用していない人からすると廃止で構わない。あるいは、図書館は、今は全県から本が取り寄せられるので縮小は進められる。また、10月4日の第4回では、一般市民が市役所に行く回数は年に数回程度だから、そしてほとんどの市民が車を運転できることを踏まえると支所を廃止しても問題ないのではないかと。支所がなくなってもデメリットが少ない、こんな発言が続いています。ひいては、嫌われる行革を推進する立場なので強く言うべきですなどという委員さんもいました。本当に市民の声や利用者の声を反映した議論と、失礼ながら言えるかどうか疑問です。私自身も、この行革大綱には同意できません。

総合支所を縮小していく一方で、新市庁舎建設に動き出す。建設基金を40億円、公共施設建設基金も40億円まで積み上げると書いてあります。財政が厳しい厳しいと繰り返し記述しながら、市民に身近な支所を潰して巨額な財政を新市庁舎につぎ込むというのは、本末転倒だと思います。

図書館や保育園、中学校を減らして子どもの数が2倍になるとは思えません。また、行革大綱案が目指す基本方針案も先取りされて、実行されつつあります。小さな保育園は推奨しないといって、さくら分園の休園を決定したことも、また4月から各総合支所の2つの課を1つにすることもそうです。こうした強引なやり方を認めることができません。

行政改革推進委員会は延期されたままですが、この答申がそのまま市の方針になるのでしょうか。パブコメは年末年始に1カ月だけ、どれだけの市民が100ページを超える計画と行革大綱案をパソコンをたどって見ているのでしょうか。基本構想が謳う市民が行政運営や地域づくりに参画していくという、ありがたい姿に、そもそも反する進め方です。行政改革は、その多くが市民の痛みを伴うものとなります。抽象的な言葉が並ぶ基本構想より、市民の生活に直接影響を与える新・行政改革大綱(案)こそ、もっと市民の意見を聞いて決めるべきではないでしょうか。

最後に議案となっている基本構想について言えば、パブコメでは基本構想そのものに60の意見、計画全体に20、プラン推進のための3つの合わせて83の意見が寄せられていますけど、理念のみで総花的、具体性がない、感覚的で美しい言葉の羅列に違和感があるなど、絶対反対という意見はないものの、北杜市の名前をほかの市に変えても通用する内容とか、10年後に目指す5つの姿ですけども、「子どもの笑顔が自分の笑顔になるまち」とか、「ともに、よりよく生きるまち」など誰もが賛成できるものですが、一緒に付いて実行される行革大綱に同意できない。

先ほど言いましたが、三角すいで言えば一番上が総合計画の基本構想、その下が基本計画、そして一番下に下支えするのが新・行政改革大綱です。市民の同意がまったく得られていない行革方針に支えられて、セットで動き出す総合計画基本構想には賛成できません。

最後になりますが、議員の皆さんに訴えます。「後の祭り」という言葉があります。気が付いてからでは遅い。取り返しがつかなくなるということの例えです。「後の祭り」。基本構想を認めたらセットになっている新・行政改革大綱にも、お墨付きを議会が与えたことになりかねないと思います。今後、図書館は3つに統廃合しますなど、条例改正案が出たときに、令和

3年の3月議会で、議会には総合計画と一緒に説明してきましたよと言われかねません。行革大綱は予算編成の指針とされています。10%シーリングなど、実質、もう動いているわけです。どうか基本構想には何も反対する具体的内容はないというふうにしないうで、慎重な判断を呼び掛けさせていただいて、議案第24号への反対討論とします。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

議案第24号「第3次北杜市総合計画基本構想の策定について」に対し、賛成の立場から討論をいたしますが、私は本議案に対しまして、もろ手を挙げて賛成するものではございません。議決対象は基本構想のみであり、2030年の地域のありたい姿を文字どおり構想として描きますが、高い目標や理念としての目指す将来像であり、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであります。

市民の生活に直結する具体的な実効性のある施策は、残念ながら執行計画である基本計画に求めなければなりません。選ばれる自治体を目指すための基本構想をはじめとする総合計画の進め方に、拙速との市民の声もあります。こうした声にどう答えていくのか。計画はすべからず市民と共にあるべきであります。

市民参画、官民協働を謳うとき、広く知らせる広報と広く聴く広聴は重要であります。正しく伝え、正しく聴き、正しく検証する。それこそが市民と関係者が行政への理解を深め、一つになれる大きなカギであると断言します。そして、職員同士も基本構想を本市の道標として共有し、業務に活かしていくことが大切となります。

本議案に賛成するにあたり、自分なりに基本構想の趣旨を考慮し、先に述べた基本構想に市民と一体のあるべき姿を強く求め、総合的に判断するものであります。

議員として賛否を論じることの責任と、その重要性に鑑み討論するものであり、以上の理由から議案第24号に賛成の立場からの討論といたします。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

清水進君。

反対討論です。

○16番議員（清水進君）

議案第24号 第3次北杜市総合計画基本構想の策定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

理由の第1に市民の意見が反映されていない。急ぎ過ぎている。コロナ感染拡大で委員会審議も十分に行われていない。パブコメも正月を挟み、100ページを超えている計画であり、広報で知らせたのは1月であります。パブコメには100名を超す意見が寄せられております。市民合意で作成されたとは、とても言えない状況であります。この総合計画をどれだけの市民が知っているのかも疑問であります。

理由の第2に、行政改革など広範に含まれているにもかかわらず、採択には基本計画だけでは、とてもあり得ない話であります。行政改革には、地域の姿を変えてしまう大きな問題があ

り、学校、保育園、図書館の削減が計画されており、認められません。市の保有する公共施設は、住民の福祉を増進する目的、自治法244条で設置、置かれているものであり、施設の種類、規模、地域ごとの配置などは住民要求を踏まえながら、自治体が判断して設置してきたものであります。

しかし、再編の計画は政府の要請する総量削減方式と財政誘導に従って、公共施設を統廃合するものであります。市の保有する公共施設を施設の役割や機能を問わず、延べ床面積の総量で把握している。市民1人当たりの公共施設の延べ床面積も算出している。学校、公民館、保育園、高齢者施設など多様であり、同じ1平方メートルでもそれぞれの施設によって、その面積の持つ意味は異なります。今回の計画は、それらをあえて一緒にし、すべての公共施設の面積を合算しています。

市が示した、すべての公共施設の中で、25.9%の最大の面積を持つのが学校教育施設であります。合算した現在の、延べ床面積を維持するために必要な財政支出をシミュレーションし、今後、進行すると予測される人口減少の中で、30年後にどの程度の財政負担が必要になるかを推測し、すべての施設を維持していくための財源を確保し続けていくのは、極めて難しいと結論付けていること。この認識に基づき、今後の公共施設の配置や管理計画について、すべての施設に共通する原則を立て、それに基づき公共施設の延べ床面積の総量を削減する数値目標を立てております。

公共施設等総合管理計画による公共施設再編の本質は、住民の人権や地域の民主主義を保障することではなく、公共施設の選択と集中を通じて、将来の財政コストの負担を抑制することを主な目的とする行政改革であり、地域において学校は教育を受ける権利を保障し、保育園が保育を受ける権利を保障し、公民館や図書館が住民の学習権を保障しています。地域から、これらの公共施設がなくなれば、これまで公共施設が保有してきた権利はどうなるのでしょうか。再編計画は、憲法や地方自治法、各種別法で定められた住民の様々な権利を脅かすものであります。公共施設と、その施設を通じたサービスが産業化されるならば、公共サービスがビジネスの手段に変質する恐れがあります。

施設の集約、縮減と産業化は地域の持続可能性を奪うものであります。人口減少と少子高齢化が進行する中で、地域に住民が暮らし続け、若者世代の定住や結婚、子育てを推進、支援していくには、各地域に学校、保育園、公民館や図書館などの公共施設が不可欠です。計画のような公共施設の再編が進めば、公共施設が遠くなるか、姿を消すなどし、住民が暮らし続ける、その条件が奪われてしまう問題をはらんでおります。

市では、基本構想だけ採択すると言いますが、基本計画に掲げる諸施策を推進していくため、第3次総合計画の実行を下支えするため、行政改革の基本方針として新・行政改革大綱を作成し、行政改革大綱の手綱を緩めることなく、職員一人ひとりが課題にしっかりと向き合い、未来を見据え、変化へ果敢にチャレンジしていく必要があります。これまでにない抜本的な行政改革に正面から取り組み、未来につなぐ行政経営基盤の構築に取り組んでいきますとしています。

冊子にするときには、基本計画、前期基本計画、新・行政改革を1つにまとめると説明がありました。まだ審議会で結論が出ていない課題を先に決めてしまうことになり、認めることができません。

以上の理由により、議案第24号に反対をいたします。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

原案、議案第24号 第3次北杜市総合計画基本構想の策定に賛成の立場で討論をさせていただきます。

この基本構想が計画されてから、庁舎内、審議会、そして市民との対話でありますパブリックコメント、そして私たち議会とも様々な議論がありました。もちろん、すべての意見、これを取り入れることは難しく、激しい議論もあったかと思えます。そして個人的には、先の全員協議会におきまして、私の意見ですとかが記載されないという、大変残念であることもございました。

様々な対応を見ると、必ずしも、すべての市民が大手を振って賛同を得られているわけではないことも事実かと思えます。しかし、本市の未来を見つめた大変重要な、この議案。本市の未来へのベクトルである基本構想。この総合的な計画、こちらに予算の段階で、私は賛成をさせていただきました。

その議員の立場として、責務として冷静にこの議案と向き合うことにいたしました。

いつの時代も課題はあり、問題は山積していたこと、これは歴史を鑑みても間違いはございません。しかし、人は諦めることなく課題の解決に取り組み、結果を残してきたからこそ、今の時代があると考えております。

現在の本市の目指す未来とは、どこを目指せば、どんな北杜市が幸せであるのでしょうか。現状を打破し、明るい未来とは何か。その答えがこの基本構想に記されていることなのではないのでしょうか。そして、その中でも重要課題は間違いなく少子化問題だと私は考えます。この課題解決に本気で取り組み、市長の掲げられておられます、子どもが賑わう夢かなうまちになってくれることを、私は心からご期待をしているところでもあります。そのためには、この基本構想は必要不可欠だと考えます。

さらには、この基本構想はもちろん、深く関係してくるであろう基本計画、行政改革等にも市の職員の皆さま、市民との対話、そして調査、効果検証を欠かさず、そして重要なのはスピード感だと考えております。これをしっかりと持った上で取り組んでいただき、ここにいる私たち含め、北杜市が1つになり、目標に向かい突き進むことで、この基本構想が達成できることを期待し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結します。

これから議案第24号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(加藤紀雄君)

次に追加日程第1 発議第1号 議案第24号 第3次北杜市総合計画基本構想の策定についての附帯決議を議題といたします。

提出者であります、福井俊克君から提案理由の説明を求めます。

福井俊克君。

○13番議員(福井俊克君)

それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議第1号

令和4年2月22日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

提出者

北杜市議会議員 福井俊克

賛成者

北杜市議会議員 内田俊彦

〃 秋山俊和

〃 齊藤功文

〃 輿水 崇

議案第24号 第3次北杜市総合計画基本構想の策定についての附帯決議

上記議案を北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

《提案理由》

「第3次北杜市総合計画」は“高い目標を設定し、チャレンジする”バックキャストイングの手法を取り入れており、議決する「基本構想」は「2030年、ありたい姿」という高い目標の部分のみです。現在の姿とありたい姿には大きな開きがあり、ありたい姿に向けた具体的な施策やその実施方法、進捗状況について、議会は予算や決算の審議、その他の機会を通じてチェック機能を果たしていかなければなりません。

また、「第3次北杜市総合計画」の「基本構想」には「本計画では、重点投入するテーマとともに、行政として縮減する事業・分野を明らかにし、重点分野への投資と行財政の健全化の両立を図ります。」とありますが、事業や分野の縮減、行財政改革の推進は市民の痛みを伴うものでもあります。計画が策定された今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で対話の場が制限されたこともあり、計画実施段階においては、それを補う市民、関係者などへの丁寧な説明と対話が必要です。「基本構想」に掲げられた「市民参画・官民協働の活発化」の理念を生かし、市民、関係者の理解を十分に得るよう努めていただきたいと思います。

議会としても、議決する「基本構想」には具体的な事業・分野の縮減や行財政改革などの内

容は盛り込まれていないので、具体策に対しては今後の予算審議や質疑などを通じてひとつひとつ判断していくことになります。そのためにも、議会に対する的確な情報提供や説明を求めるものです。

これらを理由として、「第3次北杜市総合計画基本構想の策定について」を議決するにあたり、下記の取り組みを市に求めます。

記

1. 新たに設置する「総合計画推進委員会」での評価検証・改善検討なども含めた総合計画の進捗管理に関する報告を議会に対して速やかに行うこと。
2. 予算・決算審議などでの「総合計画」に関する議会の意見は、PDCAサイクルの中で市としても活用検討すること。
3. 計画を進めるにあたっては、「基本構想」にある「市民・有識者・市外のファンなどに対する情報公開と対話の場づくり」を実施し市民などの理解を得られるように努めるとともに、議会に対しても的確な情報提供と説明を行うこと。
4. 計画の実施にあたり、執行部においては十分な調査検討を行い、持続可能な市政実現を目指すこと。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の討論を許します。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

提案されました附帯決議案には、残念ながら賛同できませんので、その理由を簡単に述べます。

第1に、附帯決議案そのものが、先ほど可決された第3次総合計画の基本構想に賛成するという立場です。私たち党派は反対討論で、るる述べたとおり、総合計画とセットで進められる新・行政改革大綱に、附帯決議案の提案理由にも書いてあるとおり、市民サービスの大幅切り捨てによって市民に痛みを押し付けるものであり、行革大綱を認められないという立場です。総合計画を認めることを前提にした附帯決議には賛成できません。

第2に、附帯決議案が求めている4点、計画の進捗状況を議会に報告することや情報提供、議会の意見をPDCAサイクルに活かすことなど、どれも附帯決議を上げる、上げないにかかわらず、当然、市長や市当局が議会に対して行う責任だと思います。附帯する意味があると認めることはできませんし、法的な拘束力も附帯決議にありません。

議会と市民が今、今後、監視や注目を強めるべきことは、公共施設をどう減らすのかが議論される公共施設等総合管理計画等検討委員会の審議や決定の行方ではないでしょうか。

以上2点、理由を述べ附帯決議案への反対討論とします。

○議長（加藤紀雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

第3次北杜市総合計画基本構想の策定についての附帯決議に賛成の立場で討論をさせていただきます。

総合計画基本構想については、バックキャスティングの手法や策定過程および、これまでの議会に対する説明などについて、私自身も思うところはありますし、市民からも懸念の声が多数寄せられました。

しかし、この第3次北杜市総合計画は動き出すことが今、決まりました。この附帯決議の提案理由にある、ありたい姿に向けた具体的な施策や実施方法、進捗状況についてのチェック、市民などへの情報公開等、対話の場づくり、議会への情報提供や説明などは基本構想が、ありたい姿という高い目標のみの部分なので、改めてここで議会として、きちっと述べておく必要があると私は強く思います。

その実現のために執行に求めることを付した附帯決議に私は賛成で、これを賛成討論とさせていただきます。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありますか。

賛成討論ですか。

（「賛成討論です。」の声）

反対者はいませんね。

（なし）

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

このたびの附帯決議に賛成の立場として、私の考えを述べさせていただきます。

第3次北杜市総合計画は、総合計画の趣旨の冒頭にも明記されているとおり、2030年、地域のありたい姿を市民に、まちづくりの長期的な展望を示すものです。

先ほど、「10年で子どもの数2倍」から「子どもの賑わうまちづくり」へと新たなキャッチフレーズの記載に対して、市からのご答弁がありましたが、逆に私は2倍と謙遜せず、それ以上に賑わうまちづくり、そうだと私は認識しております。そして、それを目指すためのキャッチフレーズであると。これも第3次総合計画にある高い目標を設定し、チャレンジし、必ず実現させる覚悟、バックキャスティングの1つと私は捉えております。

そして、このたびの、まず私たちの市議団の議決対象は、第3次総合計画の基本構想、いわゆる2030年、地域のありたい姿のビジョンとなり、今後の具体的な施策、そして、その事項への精査、検討はこれからとなります。

これからの日本経済情勢や本市の人口構成の変化、財政、その状況など、その時その時に直面する状況と、あらゆる社会的流動要素を踏まえ、条例の見直し、改廃などの必要性が生じることも時にはあることでしょう。今後の一つひとつの具体的な施策実行に対しては、綿密な調査のもと、慎重に考慮・勘案し、同時に迅速な状況判断とスピーディに、機を逃さない、積極

的実行力が市民の理解を大前提に求められてきます。

現在、本市が将来を見据えた財政的負担大、維持困難として挙げている老朽化する公共施設の保有量適正化の問題などについても同じです。

ことわざに「産みの苦しみ」という言葉があります。北杜新時代への船出、地域、業種、老若男女、そして旧8市町村の垣根を越えて、みなが同じ空の下、「北杜は1つ」の共有意識のもとに北杜を思う気持ちは同じ、新たな北杜未来地図の創造、10年後も、そしてこの先の新しい、明るい未来都市づくり、それが今、まさにこの時代の市民全員が担っているといえます。

本市の高い目標を掲げてチャレンジするバックキャストイング手法、いわば北杜チャレンジングスピリッツのもと、既成概念にとらわれない、今後の北杜市のありたい姿、その実現に向けて、総合計画にも記されている市民参画、官民協働のもと、市民全員が一丸となって望んでいければと私は願っております。

以上の考えから、このたびの附帯決議に賛成の意思を表明いたします。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結します。

これから、発議第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月11日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時11分

令和 4 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 1 日

令和4年第1回北杜市議会定例会（2日目）

令和4年3月11日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第2号 | 令和3年度北杜市一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第2 | 議案第3号 | 令和3年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議案第4号 | 令和3年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第5号 | 令和3年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第6号 | 令和3年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第7号 | 令和3年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第8号 | 令和3年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第9号 | 令和3年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第10号 | 令和3年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第11号 | 令和3年度北杜市財産区特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第12号 | 令和3年度北杜市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 発議第2号 | 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める意見書の提出について |
| 日程第13 | 発議第3号 | ロシアのウクライナ侵攻の中止と即時撤退及び世界の恒久平和を求める決議について |

2. 出席議員 (19人)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 高見澤伸光 | 2番 | 興水 崇 |
| 3番 | 中山喜夫 | 4番 | 小林 勉 |
| 5番 | 神田正人 | 6番 | 大芝正和 |
| 7番 | 秋山真一 | 8番 | 進藤正文 |
| 9番 | 清水敏行 | 10番 | 井出一司 |
| 11番 | 志村 清 | 12番 | 齊藤功文 |
| 13番 | 福井俊克 | 14番 | 加藤紀雄 |
| 16番 | 清水 進 | 17番 | 野中真理子 |
| 18番 | 保坂多枝子 | 19番 | 内田俊彦 |
| 20番 | 秋山俊和 | | |

3. 欠席議員 (1人)

| | |
|-----|------|
| 15番 | 原 堅志 |
|-----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（30人）

| | | | |
|----------|------|-----------|------|
| 市長 | 上村英司 | 副市長 | 小林明 |
| 政策秘書部長 | 宮川勇人 | 総務部長 | 中山晃彦 |
| 企画部長 | 中田治仁 | 健康市民部長 | 八巻弥生 |
| 福祉部長 | 伴野法子 | 森林環境部長 | 大芝一 |
| 産業観光部長 | 輿水伸二 | 建設部長 | 大輪弘 |
| 教育長 | 輿水清司 | 教育部長 | 加藤寿 |
| 上下水道局長 | 浅川和也 | 会計管理者 | 板山教次 |
| 監査委員事務局長 | 坂本孝典 | 農業委員会事務局長 | 加藤郷志 |
| 明野総合支所長 | 三井喜巳 | 須玉総合支所長 | 植松宏夫 |
| 高根総合支所長 | 小尾正人 | 長坂総合支所長 | 平島長生 |
| 大泉総合支所長 | 宮崎良彦 | 小淵沢総合支所長 | 小泉雅人 |
| 白州総合支所長 | 中山和彦 | 武川総合支所長 | 清水能行 |
| 政策推進課長 | 浅川豪 | 財政課長 | 進藤修一 |
| 介護支援課長 | 白倉充久 | 健康増進課長 | 浅川知海 |
| 林政課長 | 佐藤康弘 | 環境課長 | 中山由郷 |

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 清水市三 |
| 議会書記 | 津金胤寛 |
| 議会書記 | 原章浩 |

開議 午前10時00分

○議長（加藤紀雄君）

皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は19人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、15番議員 原堅志君は一身上の都合により本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

はじめに、監査委員から令和4年2月実施分の例月現金出納検査の結果および定期監査、ならびに工事監査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、市長より2月25日……。

内田議員。

○19番議員（内田俊彦君）

監査委員会の報告書が今、私どもの手元にあります。これ先ほど、着席した瞬間、拝見させてもらいましたが、監査委員の第119号、これが定監による報告でございますが、この中に、めくったところに監査の結果の中で、ほぼほぼ、こういった報告につきましては、指摘事項というのはございませんが、過去にも何回かありました。そのときにも、私、質疑をさせてもらったんですが、本日の監査結果の中で、検討、改善を要すると認められる事項とありまして、（各部局）備品購入費で購入される備品の分類については、来年度においては統一見解として対応されたい。その他特になし。（各総合支所）備品購入費で購入される備品の分類については、来年度においては統一見解として対応されたい。その他特になしと、こういうことでございますから、これはなんか備品に対する、例えば管理ですとか、何かあったんだと思いますけど、これはどのような監査がされて、こういう結果が出たのか。やっぱりこれは、報告といえども、ここについては、きちっと詳細な説明を求めたいと思いますが、取り計らいをよろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

坂本監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（坂本孝典君）

内田議員のご質問にお答えをいたします。

今回、実施しました定期監査におきまして、備品の扱いにつきまして指摘をいたしました。

内容につきましては、バッテリーを備品として購入しましたが、監査委員よりバッテリーは備品なのかという質問がございまして、物品の出納および管理を行っている会計管理者に確認をするよう依頼した結果、バッテリーは備品ではなく購入した場合は消耗品、交換を業者に委託した場合は修繕料とするとの回答であったため、バッテリーだけではなく、他の備品の扱いにつきましても、来年度におきましては、統一見解として適正に執行するよう指摘したものであります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

ありがとうございます。統一見解ということですが、では支所側の見解と、会計課ですか、管財なのかどこなのか、どっちがどういう見解を出していたのか。本来はバッテリーでございますから、それは今言う修繕ですとか、車両管理の中での問題でございますから、備品扱いに本来なり得るものではないわけだと思います、今言ったとおりだと思います。しかし、見解が違ったということですが、どちらが、誰がどのような、どの課がどういう見解を出していたのか。それについて、この中にお答えすべき方がいらっしゃると思いますけど、見解を求めたいと思いますけど。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

平島長坂総合支所長。

○長坂総合支所長（平島長生君）

ただいまの内田議員の関係のご質疑ですけれど、今回の指摘を受けた件につきましては、長坂支所分についてでございます。

令和3年の定期監査について、長坂支所の公用車バッテリーの支払いを備品購入で行ったことにつきまして、監査委員より検討、改善を要すると認められる事項におきまして、備品購入で購入される備品の分類について、来年度以降において統一した見解を対応されたいという報告を受けております。

公用車のバッテリーの交換が消耗品に当たるか、修繕費に当たるか、備品に当たるかについては、会計課と協議しまして、来年度においては、長坂支所ばかりではなく、各部局において統一した見解が図れるように対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山会計管理者。

○会計管理者（板山教次君）

19番、内田俊彦議員のご質問にお答えをいたします。

一般の定期監査におきましては、主に車載バッテリー交換時における備品としての取り扱いについて、監査委員から指摘を受けたところでございます。

会計課におきましては、これまで参考図書をもとに、自動車のバッテリーにつきましては備品として取り扱っており、伝票の審査の際には、各担当部署にもその旨を伝えておりました。しかしながら、本年度の定期監査におきまして、監査委員の皆さまから、この取り扱いについて、ご指摘をいただきました。

また、別途、県内各所に確認したところ、すべての市において修繕料で処理がされておりました。おそらく参考図書は、職員が自ら公用車のバッテリーを交換することを想定したものであると思われます。しかし、現状では、この図書の内容が実態にそぐわなくなっていることは確かなこととあります。

そこで、本市におきましても、車載バッテリーの交換につきましては、備品でなく修繕料として取り扱いをすることとしました。

適用の時期でございますが、財政課との協議、それから内規を変更するための決裁を終えたことから、令和4年度予算からこれを適用することとしたいと考えております。

参考図書にこだわってしまいまして、結果として監査委員から指摘をされてしまったことにつきましては、反省をしなければならぬと考えております。大変申し訳ございませんでした。

今後も引き続き、会計事務の円滑な執行に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

坂本監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（坂本孝典君）

内田議員のご質問にお答えいたします。

どの課かということでございますが、道路河川課の公用車のバッテリー、また管財課の公用車のバッテリー、また生涯学習課の転圧ローラー、これはグラウンド整備をするためのものだと思いますが、転圧ローラーのバッテリー、また長坂総合支所の公用車のバッテリーでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

ありがとうございます。要するに担当課の現課というよりも、会計課の判断が誤っていたというように、私は聞こえます。そういうことであれば、やっぱり会計課は出納を一番預かっているわけでございますから、それは法令に基づいてやるわけございまして、理由が参考図書ということでございますが、あくまでも、そこについては、うちの規則があるわけございまして、北杜市の財務規則の中で、きちっとそれはやっていけば、間違いなく、これは修繕ですとか、備品には、まずあり得ない内容ございまして、仮に2千円とか1千円とかというものが、これは備品に当たるのかということになってくると、そういうのもおそらく当たらないかなと思っています。バッテリーですから、基本的に起動バッテリーであれば4千円、5千円、工賃まで出て6千円、7千円までというような金額が多いかと思います。そうすると、やはり、これは当然、備品購入には当たるわけではなくて、それは装着していないと、その車両全体が管財として管理できていないと、こういうことございまして、それは会計課として、これも善処しながらしていくべきと、私は考えます。

そういったことで、ぜひとも北杜市の財務規則に則って、会計課はきちっと支出、また、ついでには管理をしていくと、こういうことだと思いますけど、いかがですか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山会計管理者。

○会計管理者（板山教次君）

19番、内田俊彦議員のご質問にお答えをします。

たしかに、財務規則に基づいて会計処理をするということは大前提でございますので、今後も引き続き、会計事務の円滑な執行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

それでは、次に市長より2月25日付けで議案第13号の参考資料であります新旧対照表に字句の誤りがあったため、訂正申出書が提出されました。

あらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

次に、峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会議長 秋山真一君、報告をお願いいたします。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

令和4年第1回峡北広域行政事務組合議会定例会報告書

峡北広域行政事務組合議会議長 秋山真一

令和4年第1回定例会が令和4年2月21日に峡北広域行政事務組合議場において開催され、中山喜夫議員、小林勉議員、大芝正和議員、福井俊克議員、原堅志議員、清水進議員、保坂多枝子議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の10人が出席いたしました。

はじめに、渡辺吉基議員から温室効果ガス排出の削減についてとプラスチックごみの減量について一般質問がありました。

提出された議案は、承認案件1件、条例案件3件、補正予算案件4件、当初予算案件4件、契約案件1件、その他案件2件の計15案件でありました。

審議しました議案の概要について説明いたします。

はじめに、承認案件についてであります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（峡北広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例）は、人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告における給与改定等に鑑み、峡北広域行政事務組合職員給与条例の一部を直ちに改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分したものであります。地方自治法の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり承認されました。

次に、条例案件についてであります。

議案第2号 峡北広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員における妊娠・出産・育児等に係る休暇の新設に関する人事院規則の改正に伴い、峡北広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第3号 峡北広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員における妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に係る人事院規則の改正に伴い、峡北広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に議案第4号 峡北広域行政事務組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例については、新し尿処理施設建設に伴

い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3に基づき届出を行うにあたり、峡北広域行政事務組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の所要な改正をするものであります。

次に、補正予算案件についてであります。

議案第5号 令和3年度峡北広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,287万2千円とするものであります。補正の主な内容は、歳入について、繰入金は基金繰入金の追加で、歳出について、議会費は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う議員研修の県外研修から県内研修の変更による減額、総務費は、人事委員会給与勧告等に伴う職員の給与費の補正と定年延長に伴う新制度支援業務委託費の追加であります。繰越明許費については、定年延長に伴う新制度支援業務委託について設定するものであります。

次に、議案第6号 令和3年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ650万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億8,912万6千円とするものであります。補正の主な内容は、歳入について、繰入金は、財政調整基金及び消防施設等整備基金繰入金の減額、諸収入は、山梨県消防学校派遣職員人件費の減額、緊急消防援助隊活動費負担金の追加、組合債は、北杜消防署建設工事規約に伴う消防施設建設事業債の減額で、歳出について、総務費は、人事委員会給与勧告等に伴う職員の給与費の減額、警防費は、新型コロナウイルス感染症に伴う消防技術大会等の中止による減額、諸支出金は、緊急消防援助隊活動費負担金を財政調整基金に積み立てるものであります。繰越明許費については、北杜消防署新庁舎整備事業費（旧庁舎解体工事、外構工事）について設定するものであります。

次に、議案第7号 令和3年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,219万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億4,399万4千円とするものであります。補正の主な内容は、歳入について、使用料及び手数料は、事業系持込処理手数料の減額、財産収入は、アルミくず等売払い収入の追加、繰入金は、財政調整基金繰入金の減額で、歳出について、衛生費は、人事委員会給与勧告等に伴う職員の給与費の補正、搬入道路新設整備事業増工分に伴う負担金の追加、周辺環境整備事業費負担金の確定に伴う減額、諸支出金は、歳出予算の余剰財源を財政調整基金積立金に積み立てるものであります。繰越明許費については、施設運営共通事業の環境衛生センターに係る環境整備事業の実施協定負担金、施設整備事業の市道龍岡18号線整備事業負担金について設定するものであります。

次に、議案第8号 令和3年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,408万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億693万8千円とするものであります。補正の主な内容は、歳入について、使用料及び手数料は、し尿処理手数料収入の減額で、歳出について、衛生費は、汚泥運搬処理業務委託等契約差金等の減額、諸支出金は、歳出予算の余剰財源を財政調整基金積立金に積立てるものであります。地方債補正については、新し尿処理施設整備に伴う事業進捗の遅れにより廃止するものであります。

次に、予算案件であります。

議案第9号 令和4年度峡北広域行政事務組合一般会計予算については、一般会計の予算総

額が7,541万8千円で、歳出の主なものは、議会運営事業、事務局職員の人件費、情報ネットワーク管理事業費及び人事給与及び財務会計システム管理事業費であります。

次に、議案第10号 令和4年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計予算については、常備消防特別会計の予算の総額が16億2,434万8千円で、歳出の主なものは、消防職員の人件費、通信指令装置維持管理事業費、車両購入事業費及び消防活動支援事業費であります。なお、付帯決議が上程され、歳入歳出の執行にあたり、消防施設建設事業予算について精査し、理事、関係市担当者等との調整協議を行い、合意を経て予算執行することが求められました。

次に、議案第11号 令和4年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計予算については、ごみ処理特別会計の予算の総額が17億5,322万3千円で、歳出の主なものは、可燃処理施設・リサイクルプラザの運営事業費、スラグ処理施設建設事業債の元利償還金であります。

次に、議案第12号 令和4年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計予算については、し尿処理特別会計の予算の総額が9,882万円で、歳出の主なものは、職員の人件費、し尿処理施設の運営事業費及び新し尿処理施設建設事業費であります。

次に、契約案件であります。

議案第13号 工事請負変更契約の締結について（北杜消防署新庁舎建設（建設主体・訓練塔）工事（明許））であります。

工事請負変更契約を締結するため、条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

次に、人事案件であります。

議案第14号 峡北広域行政事務組合公平委員会委員の選任についてであります。

峡北広域行政事務組合公平委員会委員の任期が令和4年3月31日に満了となるため、韮崎市中央町、加藤進の選任について議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第15号 峡北広域行政事務組合公平委員会委員の選任についてであります。

峡北広域行政事務組合公平委員会委員の任期が令和4年3月31日に満了となるため、北杜市長坂町小荒間、坂本正輝の選任について議会の同意を求めるものであります。

以上14議案、いずれも原案のとおり可決・同意されました。

以上で、令和4年第1回峡北広域行政事務組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

ご苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（加藤紀雄君）

日程第1 議案第2号 令和3年度北杜市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

議案第2号 令和3年度北杜市一般会計補正予算（第10号）について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,280万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ308億6,814万9千円とするものであります。

10ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正であります。

追加として2款1項総務管理費、マイナポイント取得支援事業377万6千円および同款3項戸籍住民基本台帳費、転出・転入ワンストップ化に係るシステム改修事業458万7千円につきましては、国の補正予算(第1号)に係る事業であるため、年度内の事業完了が困難であること。

6款1項農業費、県営土地改良事業2億3,876万4千円につきましては、国の補正予算(第1号)にかかる事業であることおよび関係機関との調整等に不測の日数を要し、年度内完了が困難であること。その下の6次産業化施設整備事業費補助金5,074万6千円につきましては、感染症の影響による資材調達の遅れなどにより、年度内完了が困難であること。その下のオーガニックビレッジ事業2千万円につきましては、国の補正予算(第1号)にかかる事業であるため、年度内の事業完了が困難であること。その下の地産地消関連施設整備事業532万4千円につきましては、技術者の不足等により入札における応札者がなく、年度内に完了することが困難であること。

7款1項商工費、指定管理施設事業1,001万円につきましては、電気設備資材の調達が遅れ、年度内の納品が困難であること。

8款2項道路橋梁費、防災・安全社会資本整備交付金事業(修繕)2,800万円につきましては、資材の調達が不測の日数を要し、年度内の事業完了が見込めないこと。

その下の社会資本整備総合交付金事業(改築)1,287万円につきましては、国の補正予算(第1号)にかかる事業であるため、いずれも年度内完了が見込めず、それぞれ繰越明許費を設定するものであります。

次に、その下の第3表 地方債補正をご覧ください。

まず、追加であります。急傾斜地崩落対策事業および県営土地改良事業に充当するため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を計上することとし、その限度額を2,560万円とするものであります。

11ページをお願いします。

次に変更といたしまして、合併特例事業債を1,800万円減額し限度額を3億2,740万円に、過疎対策事業債を1,110万円減額し限度額を2億1,240万円に、臨時財政対策債11億9,900万円をすべて減額してゼロに、公共事業等債を1,030万円増額し限度額を1億9,270万円に、一般補助施設整備等事業債を870万円減額し限度額を1,630万円に、地域活性化事業債を740万円減額し限度額を5,370万円に、公共施設等適正管理推進事業債を350万円減額し限度額を6,210万円に、緊急自然災害防止対策事業債を170万円増額し限度額を2,220万円とすることとし、変更後の発行限度額の計を9億5,880万円とするものであります。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入であります。

1 款市税における 1 項市民税、2 項固定資産税、3 項軽自動車税、4 項市たばこ税、6 項入湯税の合計 7, 6 5 5 万 7 千円の増額は、決算見込み額による補正であります。

3 款 1 項利子割交付金 2 2 7 万 3 千円の増額は、本年度の交付見込みによるものであります。

6 款 1 項法人事業税交付金 4, 9 4 1 万 7 千円の増額は、本年度の交付見込みによるものであります。

7 款 1 項地方消費税交付金 1 億 3, 0 5 4 万 6 千円の増額は、本年度の交付見込みによるものであります。

8 款 1 項ゴルフ場利用税交付金 2, 4 9 6 万 4 千円の増額は、本年度の交付見込みによるものであります。

1 0 款 1 項地方特例交付金 8 8 7 万 8 千円の増額は、本年度の交付見込みによるものであります。

1 1 款 1 項地方交付税 1 4 億 4, 5 7 6 万 6 千円の増額は、普通交付税の交付額の決定に伴うものであります。

1 3 款 1 項分担金 4, 5 0 0 万 1 千円の増額は、県営土地改良事業分担金の増であります。

同款 2 項負担金 6 5 0 万 3 千円の減額は、放課後児童クラブ負担金や学校給食費負担金の減などによるものであります。

1 4 款 1 項使用料 5 9 5 万 8 千円の減額は、小淵沢第 3 駐車場指定管理納入金の減などによるものであります。

1 5 款 1 項国庫負担金 5, 5 1 7 万 5 千円の減額は、障害者自立支援給付費負担金や児童手当負担金の減などによるものであります。

同款 2 項国庫補助金 3 億 4, 9 6 5 万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や社会保障・税番号制度システム整備費補助金、社会資本整備総合交付金の増のほか地域生活支援事業費等補助金、地域子ども・子育て支援事業補助金の減などによるものであります。

1 6 款 1 項県負担金 9, 8 6 3 万 1 千円の減額は、障害者自立支援給付費負担金や後期高齢者保険基盤安定負担金、社会教育費負担金の減などによるものであります。

同款 2 項県補助金 9, 0 2 9 万 7 千円の減額は、農業次世代人材投資事業費補助金や機構借受農地整備事業費補助金、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業費交付金、学力向上支援スタッフ配置事業費補助金の減などであります。

同款 3 項県委託金 5 5 7 万 1 千円の減額は、衆議院選挙費委託金の減などであります。

1 7 款 1 項財産運用収入 9 4 3 万 6 千円の減額は、基金利子の減などであります。

次のページをお開きください。

1 8 款 1 項寄附金 1, 2 3 1 万 2 千円の増額は、環境保全寄附金や社会教育費寄附金の増などによるものであります。

1 9 款 2 項基金繰入金 1 4 億 3, 7 2 0 万 4 千円の減額は、基金の取り崩しを可能な限り抑制するため、財政調整基金を 3 億 6, 5 8 4 万 2 千円、減債基金を 2 億 3, 3 4 0 万円、公共施設整備基金を 7 億 5, 4 3 5 万 8 千円、まちづくり振興基金を 5, 9 5 1 万 3 千円などそれぞれ減額するものであります。

2 0 款 1 項繰越金 5 億 9, 4 8 4 万円の増額は、決算剰余金の確定に伴うものであります。

2 1 款 5 項雑入 3 5 3 万円の減額は、太陽光発電等売電収入や市営住宅退去者負担金などの

減額のほか、ハロウィンジャンボ宝くじ市町村交付金の増額などによるものであります。

22款1項市債12億1,010万円の減額は、臨時財政対策債の全額減額や事業費の確定および不用額の整理などによるものであります。

次に、歳出であります。6ページ、7ページをお開きください。

1款1項議会費103万5千円の減額は、職員給与費および議会運営費の減によるものであります。

2款1項総務管理費1億3,518万7千円の減額は、職員給与費の減のほか地域振興事業費を計上した支所および出張所費ネットワーク改修のためのシステム管理費、国際交流費の減などによるものであります。

同款3項戸籍住民基本台帳費388万7千円の増額は、住民基本台帳管理費の増などによるものであります。

同款4項選挙費663万9千円の減額は、衆議院議員選挙費の減によるものであります。

3款1項社会福祉費1億1,369万6千円の減額は、後期高齢者医療事業費や心身障害児・者援護費、障害者自立支援費の減などによるものであります。

同款2項児童福祉費1億5,435万8千円の減額は、保育所費や児童手当、児童扶養手当支給費、放課後児童クラブ費の減などによるものであります。

同款3項生活保護費237万9千円の減額は、職員給与費の減などによるものであります。

4款1項保健衛生費8,633万3千円の減額は、病院改革プラン策定費や健康診査費、予防接種費の減などによるものであります。

5款1項労働諸費1,440万円の減額は、雇用対策事業費の減であります。

6款1項農業費1,808万円の増額は、県営土地改良事業費、食育推進事業費の増と農業振興事業費、施設整備費の減などによるものであります。

同款2項林業費1,092万1千円の減額は、地域おこし協力隊事業費や森林経営管理事業費の減などによるものであります。

7款1項商工費1億2,692万4千円の減額は、観光振興事業費や観光施設管理費の減などによるものであります。

8款1項土木管理費1,564万7千円の減額は、職員給与費と土木総務管理費の減であります。

同款2項道路橋梁費1億114万8千円の減額は、市単道路新設改良費と交付金道路新設改良費の減によるものであります。

同款3項河川費726万5千円の減額は、河川改良費の減などによるものであります。

同款4項住宅費2,391万7千円の減額は、住宅維持管理費の減などによるものであります。

9款1項消防費207万4千円の減額は、消防団活動費の減などによるものであります。

10款1項教育総務費5,495万4千円の減額は、教育推進事業費などの減によるものであります。

同款2項小学校費100万円の減額は、小学校施設整備費の減であります。

同款3項中学校費230万円の減額は、中学校施設整備費の減などであります。

同款4項社会教育費1億3,393万1千円の減額は、人件費の減のほか、文化財保護事業費、埋蔵文化財調査事業費の減などによるものであります。

次のページをお開きください。

同款5項保健体育費3,981万7千円の減額は、東京オリンピック・パラリンピック推進事業や学校給食費の減などによるものであります。

同款6項高等学校費2,216万2千円の減額は、甲陵高等学校費の減であります。

12款1項公債費530万円の減額は、市債借入額の確定に伴う償還利子の減であります。

13款2項基金費8億5,768万9千円の増額は、庁舎建設基金に2億4,882万5千円、公共施設整備基金に5億9,009万2千円、芸術文化スポーツ振興基金に347万8千円、環境保全基金に898万7千円、明野永井原太陽光発電設備基金に1,224万7千円、森林環境譲与税基金に171万9千円、それぞれ積み立てを行うことなどによるものであります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

10ページの繰越明許の説明のところの中に、オーガニックビレッジ事業というものが名称としてあるんですけども、この内容を少し説明していただきたいのと、あと歳出の基金のところ、公共施設整備基金と、それから庁舎建設基金の額が言われたと思いますが、まだ、庁舎の在り方等が決まっていない中で、2億8千くらいですね、その積み立てが行われている、どういうふうな考えに基づいて庁舎積立基金および公共施設整備基金の、これが行われたのかをご説明願いたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

オーガニックビレッジの関係であります。

概要であります。国が進める、みどりの食料システム戦略に基づきまして、本市で生産されます安心・安全な野菜の安定的な供給を促進し、持続可能な食料システムの構築に向けた取り組みを推進するものであります。

今回、前倒しで国より予算が配布されましたので、今回、繰り越しをするものであります。よろしくお願いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

基金の積み立てについてということで、庁舎建設基金、また公共施設整備基金の積み立てと

いうことであります。

庁舎の建設につきましての議論につきましては、今後、検討を始めるということを考えておりますが、建設する、しない等、様々な状況も想定されるところでありますけれども、将来的に建て替えるということになった場合、明確な財源がなければならないと考えております。そういう将来のために、今のうちから積み立てるものでありまして、合併特例事業債があるうちには財源に多少、余力がありますので、合併特例事業債が終了となります令和7年度までに積み立てを行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

ほか、よろしいでしょうか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対の討論を許します。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

議案第2号 令和3年度北杜市一般会計補正予算（第10号）に反対する立場から討論を行います。

本補正予算では、庁舎建設基金に2億4,800万円の積み立てが計上されています。総合計画、新・行政改革大綱でパブコメが行われました。このパブコメ、市役所本庁舎建設と総合支所の見直しの中で、市役所本庁舎建設には48件の意見が寄せられております。

膨大な建設費を確保するために密着したサービスを削減すべきでない。市民の納得を得ることなく、速やかにとりか、具体的アクションを起こすなどということは、明らかに市民を無視するやり方だ。本庁舎は基本的な業務に限定し、総合支所は住民との接点の役割を果たせるように変えれば、本庁舎は現在の位置で整備すれば十分。コロナ禍のもとで困窮者への救済を優先、学生の授業料免除、国保料の低額、給食費の無料、学校費用、修学旅行・部活の無償など、こうした声があります。急ぎ新庁舎建設を求める声は少数であります。

私は、複数のアレルギー反応を持つ児童生徒が北杜市では弁当を持参している、このことを取り上げてまいりました。韮崎市、南アルプス市では個別に市で調理し、個人個人に給食を届けております。今、必要なのは、このように一人ひとりの児童生徒に給食の喜びを持てる時間を共有することではないでしょうか。子どもの笑顔があふれるまちを目指すなら、すべての子

どもに給食を届ける施策こそ、早期に進めるべきと考えます。

また、子どもの国保税均等割を免除、減額すべきであり、補正予算において市庁舎建設の基金を積み立てること、このことに反対をいたします。

○議長（加藤紀雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

議案第2号 令和3年度北杜市一般会計補正予算（第10号）について、賛成の立場から討論をいたします。

地方自治法第218条、普通地方公共団体の長は予算の調整後に生じた事由に基づいて既定の予算に追加、その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調整し、これを議会に提出することができるかとあります。

今回の2月補正予算は、歳入歳出1億8,208万9千円減額の総額308億6,814万9千円とするものであります。

年度末交付金の見込みや額の確定、決定などによる補正予算であり、その趣旨から賛成いたします。

ただ、本補正予算の賛成に当たりまして、今後の補正予算を一考するとき、一言申し添えなければなりません。

新・行政改革大綱（案）の中に、本庁舎建設の記述、「市役所本庁舎の建設を推進します。」があり、その備えのため、庁舎建設基金を40億円程度、公共施設整備基金を40億円程度まで積み増しとあります。

将来の具体的な計画に備えること、そこは今回の補正で理解をいたします。しかし、場所も、特に規模もこれからであり、そうした中で「市庁舎建設事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。」庁舎建設基金への令和4年度から令和7年度までの積み上げ40億円は、基金それぞれの処分、それが原則の基金であるとき、順序が違うのではないかと。むしろ公共施設整備基金のほうへと思うのであります。

市は「総合的な新たな本庁舎整備の方向性を市民と共有するため、本庁舎の在り方に関する市民検討会（仮称）を新たに設置し、位置等を含め、速やかに検討を進めます。」とのことであり、まさしく速やかに庁内の議論を開始する。そして令和4年度早期の検討会設置こそ急務であります。そこでの議論の深まりの成果として、規模、目標感が定まるのだと考えます。

以上の考えを付言しまして賛成討論といたします。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありますか。

野中真理子君。反対ですか。

○17番議員（野中真理子君）

いえ、賛成です。

○議長（加藤紀雄君）

反対の方はいないですか。

（なし）

では、野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

令和3年度北杜市一般会計補正予算書（第10号）に賛成の立場で討論をいたします。

この補正予算は、交付金の見込みや確定などによるものが多いのですが、私は新規事業にオーガニックビレッジ事業費2千万円が計上され、その内容が食の安心・安全を進めるというものであることに注目しています。

特に全協でいただいた資料には、学校給食への有機野菜の導入などが盛り込まれておりまして、安心・安全な学校給食を進めるということを願っております私にとっては、これらの施策が推進されることを心より願っております。また、期待もしております。

しかし、この補正予算の中の基金積立については、庁舎の在り方についての検討が始まってもないのに、特定目的の基金である庁舎建設基金に2億4,800万円の積み増しが行われていることには、疑問を感じています。より汎用性の高い公共施設整備基金もありますので、現時点ではそこへの積み増しのほうが妥当ではないかと考えてはおります。

このことを申し添えますが、食の安全、また学校給食の充実などの施策が推進されることを願いまして、令和3年度北杜市一般会計補正予算書（第10号）に賛成するものです。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありますか。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

賛成討論ですが。

○議長（加藤紀雄君）

はい、どうぞ。

○19番議員（内田俊彦君）

令和3年度北杜市一般会計補正予算（第10号）につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

第1条におきます、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,280万9千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ308億6,814万9千円とする上程でございます。これにつきましては、年度末の事業確定による差金等も出ております。また、いろいろな事業確定に基づきまして、たしかに入り繰りはあるわけでございます。そういった中で、実際、今回につきましては、国の支出金によります政策秘書部のマイナポイント政策支援事業費におきまして377万6千円が上程され、また公共施設整備基金積立金につきましては、先ほど来、議論のあったわけでございます。また、財産収入につきましての庁舎建設積立基金でございますけれども、たしかに、今、これが議論されているわけでございます。庁舎建設につきましては、やはり今の状況の中では、なかなかたしかに難しいという声があるわけではございます。しかし、合併後もうじき20年を迎えるという中では、北杜市の将来像をグランドデザインとして、これからグランドデザインに向かって、これは執行していかなければならない現状でもあるわけでございます。庁舎建設基金は、たしか基金が今、17億何がしですから、これを積みますと20億円程度に今回はなるわけでございます。これが今後、予定どおり積み立てられるのか、積み立てられないということにつきましては、決算、今回は剰余金の約半分を基金に積み立てようと、こういう地方財政法第7条による会計の処理だというように私は考えております。

そういったことでございますから、会計処理上、特に問題点はないわけでございますが、庁

舎検討委員会等は今後ということでございます。しかし、庁舎を建てないという決定は、まだなっておりませんし、また、この庁舎がクラスター方式であるのか、要するに庁舎はある程度、分割するのか、本庁舎を集約するのか、また位置の場所をどうするかということについては、まだ議論がされていないわけございまして、それらの議論が速やかにされた中で、いざ執行をするときに、この基金を充てて充当していくというように考えますと、将来にわたっての、これは準備ということになります。

また、基金につきましては、全員協議会でも私も質疑をさせてもらいましたが、当然、その取り崩しにつきましては、議会が認めれば取り崩せるわけでございます。有事の際に、また庁舎建設基金が仮にいらなくなった場合につきましては、その基金の取り崩しを上程いたせば、それは取り崩せるわけございまして、それをほかにも使えるわけでございます。

今、市に体力があるときに、とりあえず、ここの貯金をしておくということでございますから、それらの考えについて、私は適当であるというふうに判断をすべきかと思っております。

事業的には、採択がされまして県営土地改良事業費のようなものも盛り込まれておりますし、先ほどオーガニックビレッジ事業費というのも盛り込まれております。これはあくまでも北杜市の最終ではございませんが、ほぼ令和3年度の総括的な対応の補正ということでございますので、それは理解しておりますし、地方自治法にも地方財政法にもなんら反しておりませんし、市の姿勢として、これはこの補正をしておくことによって、今後、将来にわたって右へも左へも振り分けられることができると私は判断しております。

以上の理由によりまして、本補正予算案に賛成いたします。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結します。

これから議案第2号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時14分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

日程第2 議案第3号 令和3年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第5 議案第6号 令和3年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）の以上4件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

議案第3号 令和3年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,120万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,420万3千円とするものであります。

補正予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入についてであります。

1款1項国民健康保険税346万4千円の増額は、決算見込みにより増額するものであります。

4款1項県補助金7,066万5千円の増額は、普通交付金および特別調整交付金の額の確定によるものであります。

6款1項他会計繰入金330万円の減額は、保険基盤安定繰入金および財政安定化支援分の額の改定によるものであります。

7款1項繰越金1,803万4千円の増額は、前年度からの繰越金であります。

8款1項延滞金、加算金及び過料108万8千円の増額は、国保税延滞金の実績見込みによるものであります。

4項雑入100万円の増額は、一般被保険者第三者納付金および一般保険者返納金の実績見込みによるものであります。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出になります。

2款1項療養諸費2,590万円の増額は、一般被保険者の療養給付費について医療費の実績見込みにより増額するものであります。

7款1項基金積立金2,229万3千円の増額は、基金へ積み立てるものであります。

9款3項繰出金4,353万8千円の増額は、甲陽病院の医療情報システム整備事業および救急患者受け入れ態勢支援事業に対して、国から交付された特別調整交付金を病院事業特別会計に繰り出すものであります。

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明は以上になります。

続きまして、議案第4号 令和3年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,207万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,899万4千円とするものであります。

補正予算の主なものについて、ご説明いたします。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入であります。

1款1項後期高齢者医療保険料4,063万3千円の増額は、実績見込みによるものであります。

3款1項一般会計繰入金1, 122万7千円の減額は、後期高齢者医療広域連合への普通事務費および保険基盤安定繰入金の額の確定によるものであります。

4款1項繰越金258万6千円の増額は、前年度からの繰越金であります。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出になります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金3, 207万1千円の増額は、後期高齢者医療保険料納付金および基盤安定負担金の額の確定によるものであります。

後期高齢者医療特別会計補正予算書(第1号)の説明は以上になります。

続きまして、議案第5号 令和3年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億804万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,616万9千円とするものであります。

主なものについて、ご説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入であります。

4款1項支払基金交付金115万7千円の増額は、介護給付費交付金の実績見込みによるものであります。

7款1項一般会計繰入金212万9千円の増額は、低所得者保険料軽減繰入金の実績見込みによるものであります。

3項他会計繰入金400万円の増額は、居宅介護支援事業特別会計からの繰入金であります。

8款1項繰越金1億65万3千円の増額は、前年度からの繰越金であります。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出になります。

7款1項基金積立金1億928万9千円の増額は、介護給付費支払準備基金積立金であります。

9款1項償還金及び還付加算金124万4千円の減額は、第1号被保険者の死亡、転出、所得更正等による保険料の過誤納付金の実績見込みによるものであります。

介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明は以上になります。

続きまして、議案第6号 令和3年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算書(第1号)について、ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,258万7千円とするものであります。

補正予算の主なものについて、ご説明いたします。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入であります。

1款2項予防給付費収入360万円の増額は、介護予防サービス計画給付費収入の実績見込みによるものであります。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出になります。

2款1項繰出金400万円の増額は、介護保険特別会計への繰出金であります。

居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）の説明は以上であります。

以上4案件につきまして、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

議案第3号の国民健康保険の特別会計について、1点お願いをいたします。

28ページ、29ページで財政調整基金への積み立てが2千万円余されていますが、令和3年度の事業運営として、黒字になるということで理解しているのかどうかという点と、もう1つは、令和3年度までのこの基金の積立基金、合計でいくらになるのか、その2点をお伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

ただいまの、清水進議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、黒字になるかということになります。

令和3年度単年度で見ますと、たしかに積立金ができる余剰金は発生しております。しかしながら、国民健康保険被保険者数、年々減少をしているという状況、その中で医療費の増加というところが非常に見込まれている中、しっかり基金の積み立てを行った中で、なるべく市民の方々の保険料を上げることがないような形で基金の活用をしてみたいと考えておりますので、余剰金につきましては、基金へ積み立てするという方向で考えております。

また、基金の金額でございますが、大変申し訳ないんですが、細かい数字が分からないというか、今、手元にはございませんが、およそ10億円の基金が現在のところ手元にある状況であります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

ちょっと聞こえなくて。

最後、15億円でよろしいですか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

大変申し訳ありません。聞きづらいということですので、手元におよそ10億円の基金が残っている予定であります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

清水進君、よろしいでしょうか。10億円です。

（はい。の声）

ほかに質疑はありますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第3号から議案第6号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第6号までの4件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第3号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第4号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第6号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(加藤紀雄君)

日程第6 議案第7号 令和3年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)の内容説明を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長(大芝一君)

議案第7号 令和3年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,561万4千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

はじめに歳入でございます。

1款1項売電収入278万円の減額は、マイクロ水力売電収入の減額によるものでございます。

7款1項繰越金1,436万9千円の増額は、前年度からの繰越額の確定によるものでございます。

8款1項雑入1千万円の減額は、地域マイクログリッド構築事業において歳入を見込んでおりました、環境省の事業委託先である公益財団法人の補助金が不採択となったための減額でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項総務管理費1,389万4千円の減額の主なものは、先ほどご説明いたしました地域マイクログリッド構築事業の歳入がなくなりましたことから、事業ができなかったことにより減額でございます。

4款1項基金積立金1,548万3千円の増額は、新エネルギー事業基金への積み立てでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(加藤紀雄君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第7号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(加藤紀雄君)

日程第7 議案第8号 令和3年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第2号)から日程第9 議案第10号 令和3年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第2号)までの3件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長(八巻弥生君)

議案第8号 令和3年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、令和2年度に財政融資資金から借り入れた医療情報システム整備事業について、令和3年度に国の補助対象となったことから、補助額分を財政融資資金へ返還するものがあります。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条、令和3年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第1号)第2条に定めた資本的収入及び令和3年度北杜市病院事業特別会計予算に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、1款2項補助金を4千万円増額し、補正後の額を1億717万1千円とするもので、これは北杜市国民健康保険特別会計を経由し、病院事業特別会計へ補助される県からの補助金であります。

次に支出、1款1項企業債償還金4千万円を増額し、補正後の額を3億9,490万5千円とするもので、企業債償還金元金であります。

病院事業特別会計補正予算（第2号）の説明は以上になります。

続きまして、議案第9号 令和3年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）のご説明をいたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ516万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,045万4千円とするものであります。

補正予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入になります。

1款1項外来収入2,120万円の減額は、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響もあったことから見込みにより精査するものであります。

4款2項基金繰入金1,395万7千円の増額は、収入の減少に伴う財政調整基金からの繰入金であります。

5款1項繰越金119万3千円の増額は、前年度からの繰越金であります。

7款1項国庫補助金100万円の増額は、医療提供体制確保支援事業に伴う国の補助金であります。

続きまして、歳出になります。

4ページ、5ページをお開きください。

1款1項総務管理費331万4千円の減額は、会計年度任用職員の報酬の精査によるものであります。

2款1項医業費245万円の減額は、医療用衛生材料費の精査による減額であります。

北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）の説明は以上になります。

続きまして、議案第10号 令和3年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ158万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,318万4千円とするものであります。

第2条、地方債の変更につきましては、6ページをお開きください。

第2表 地方債についてであります。

過疎対策事業債において、補正前の限度額を220万円減額し、補正後の限度額を1,220万円とするものであります。

補正予算の主なものについて、ご説明いたします。

恐れ入ります、2ページ、3ページへお戻りください。

歳入になります。

1款1項外来収入700万円の減額は、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響もあったことから見込みにより精査するものであります。

4款2項基金繰入金369万8千円の増額は、収入の減少に伴う財政調整基金からの繰入金であります。

5款1項繰越金211万7千円の増額は、前年度からの繰越金であります。

7款1項市債220万円の減額は、過疎対策事業債充当事業の執行差金を減額するものであ

ります。

8款1項国庫補助金100万円の増額は、医療体制確保支援事業に伴う国の補助金であります。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

4ページ、5ページをお開きください。

1款1項総務管理費264万2千円の減額は、会計年度任用職員の報酬の精査による減額であります。

3款1項基金積立金105万9千円の増額は、基金への積み立てになります。

白州診療所特別会計補正予算（第2号）の説明は以上であります。

以上3件につきまして、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第8号から議案第10号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号および議案第10号までの3件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第8号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第9号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第10号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(加藤紀雄君)

日程第10 議案第11号 令和3年度北杜市財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長(大芝一君)

議案第11号 令和3年度北杜市財産区特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ407万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,956万9千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

はじめに歳入でございます。

4款繰入金1,097万円の減額は、各財産区における事業費の確定によるものでございます。

5款繰越金1,574万2千円の増額は、各財産区の前年度からの繰越金の確定によるものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款明野財産区から9款浅尾原財産区までの内容につきましては、各財産区とも事業費の精査によるもののほか、基金への積立金が主なものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(加藤紀雄君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第11号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第11号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(なし)
討論を終結いたします。
これから議案第11号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長 (加藤紀雄君)

日程第11 議案第12号 令和3年度北杜市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長 (浅川和也君)

議案第12号 令和3年度北杜市下水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

今回の補正は、農業集落排水事業の消費税および地方消費税の額の確定に伴う納付額の増額を計上し、その財源として事業費の不用額を減額するものでございます。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条、令和3年度北杜市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出でございます。

第1款第5項(農集)営業費用320万円の減額は、管渠、処理場にかかる光熱水費、委託料を減額するものであります。

同款第6項(農集)営業外費用320万円は、消費税および地方消費税額の確定に伴う増額であります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長 (加藤紀雄君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第12号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第12号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長 (加藤紀雄君)

日程第12 発議第2号 中部横断自動車道(長坂～八千穂)の早期実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります秋山俊和君から、提案理由の説明を求めます。

20番議員、秋山俊和君。

○20番議員 (秋山俊和君)

発議第2号

令和4年2月25日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

提出者

北杜市議会議員 秋山俊和

賛成者

北杜市議会議員 内田俊彦

〃 福井俊克

〃 奥水 崇

中部横断自動車道(長坂～八千穂)の早期実現を求める意見書の提出について

北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

均衡のとれた国土の発展と地域振興推進の為、粘り強い要望並びに啓発活動を継続して参りました。令和4年1月21日には、沿線自治体で構成する「中部横断自動車道北部区間広域連携懇話会」が設立され、各議会議長も顧問として参加致しました。東日本大震災以降は、広域的防災体制の確立が叫ばれているところであり、災害発生時の緊急輸送路としての整備目的と、産業、経済、観光、文化等のあらゆる分野の活性化に期待するものであり、早期着手の促進を

図る為、この案を提出するものである。

中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める意見書（案）

中部横断自動車道は、国土の均衡な発展と地方と地方を結び人と物の流れを創出し、新たな経済連携と文化交流を生み出し、災害発生時における、鉄道及び一般国道等が機能しない状況下では、「命をつなぐ道」として、緊急輸送路としての機能を発揮することは、東日本大震災の教訓であり、重大な災害が予想される山梨県並びに長野県においては、住民の安全、安心に重要な役割を担うものであります。

中部横断自動車道は、昭和62年に第四次全国総合開発計画の閣議決定により高規格幹線道路として構想され、その後、平成9年に（仮称）長坂ジャンクション～八千穂高原インターチェンジ間の基本計画が公示されました。

平成22年には、公共事業の新たな評価手法である「計画段階評価」が導入され、「社会資本整備審査会 道路分科会 関東地方小委員会」によるワーキンググループで取りまとめられたBルート案が採用され、環境影響評価の配慮書の手続きにより対応方針が決定し、平成27年4月に計画段階評価が終了しました。

令和元年には、都市計画道路として方法書の手続きが開始され、現在、環境影響評価の調査が進められているところであります。

令和4年1月21日には、山梨・長野両県沿線の佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、韮崎市、甲斐市、北杜市で構成される「中部横断自動車道北部区間広域連携懇話会」が設立され、早期事業化に向けて決議案が全会一致で採択されたところであります。

全線開通によって沿線地域は、首都圏、中部圏、東海圏、近畿圏とも身近となり、清水港と新潟港をつなぎ太平洋と日本海を結ぶ物流の要所として、地域の産業・経済の発展に多大な効果が期待されます。

つきましては、国及び関係機関におかれましては、地域の実情をご理解の上、次の事項につきまして必要な措置を講じて下さいますよう要望するものであります。

記

中部横断自動車道北部区間の（仮称）長坂JCT～八千穂高原IC間について、山梨・長野の両県が行う環境影響評価及び都市計画の手続きを円滑に進めて早期事業化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

北杜市議会議長 加藤紀雄

提出先

衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

国土交通大臣殿

財務大臣殿

山梨県議会議長殿

山梨県知事殿

長野県議会議長殿

長野県知事殿

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、提案に反対者の発言を許します。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

発議第2号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める意見書の提出について反対の立場から討論します。

最初に、同様の趣旨の長坂～八千穂間の早期実現を求める意見書は、ちょうど1年前、昨年の3月議会でも採択をされました。

建設計画を巡って大きな情勢変化はないと思われる中で、同じ会期中に審議をしないとする一事不再議には当たらないものの、同じ議員構成のもとで繰り返し意見書提出が提案されることには疑問も感じることを述べて、以下反対の意見を述べます。

第1に強調したいのは、いまや高速道路建設最優先の時代ではなくなっているということです。静岡～長野間の高規格道路の構想発表は36年も前です。長坂～八千穂間の基本構想が公示されたのも四半世紀、25年も前のことです。少子化や若者の車離れが進む中、多大な国費をかけて日本中を網の目のように高速道路で結ぶ時代ではないと思います。莫大な負債の返済に誰が責任を持つのでしょうか。

ましてやコロナというパンデミックを経験し、社会は大きく変わろうとしています。また、コロナ対策には数十兆円という莫大な国家予算が投入され、今後もウィズコロナ、アフターコロナの予算も長期にわたって必要になります。いったん立ち止まって地元の議会として冷静に考えるときではないでしょうか。

第2に、私の実家のある峡南地域、私は市川三郷町です。中部横断自動車道、双葉～新清水間が度重なる工事中断の末に昨年8月に全線開通となりましたが、マスコミ等で静岡まで100分とか、道の駅が大繁盛しているとか、物流倉庫が建っているとか、光の部分の報道が目立つ中、私が子どもたちのころに見たふるさとの景色は一変しています。

国道52号線沿いの鰍沢や青柳、小笠原などの商店街の落ち込みは目も当てられない状況です。全線の52%がトンネルということもあって、ドライバーからは息が詰まる路線だというような声も聞いています。

繰り返しますが、誰も彼もが賛成一辺倒ではなく、大型公共工事の明と暗、メリットとデメリットを冷静に見て、賛否を判断するのが地方自治体の役割だと私は思います。

もう1点、指摘します。

建設される高速道路計画について、災害が発生したときの命をつなぐ道だと言います。果たしてそうでしょうか。ちょうど11年前、東日本大震災のときも、また2017年に起きた熊

本大震災のときも、高速道路は大きな被害を受けて、長期にわたって通行止めとなりました。地方に避難する人たちも、また救助に向かう部隊も結局は下の道、国道や県道を通るしかなかったわけです。ましてや今回の計画道路は、前から指摘しているように長坂～八千穂間、標高1千メートルを超える山間部を通過する国内初の高速道路です。冬場の道路の凍結や北杜市特有の強風で大変危険な道路となりかねません。多くの皆さんは命の道どころか通ることさえ怖い、命がけの道になりかねないと言っています。

また、北杜市が誇る豊かな自然環境や静かな生活環境への影響も計り知れないと思います。現在、行われている環境アセスの方法書への当時の渡辺英子前市長の知事に対する意見書、一昨年の4月ですが、ここでも景観や水環境、動植物生態系などへの影響を懸念する実に20項目の課題を示して、住環境の保全の必要性を訴えていました。

自然環境を守るという責任がある市や市議会が、もろ手を上げて賛成賛成と早期実現を求める道路計画でないことを繰り返し述べたいと思います。

最後に市民の間にも、以上述べたような懸念や心配などから、また計画の進め方そのものにも粘り強い反対の意見と運動が続いています。リニアの新幹線計画がそうだったように、計画ルート幅が1キロメートル幅、1千メートル幅です。今、かなり広い幅です。そこからもっとルートが狭まっていくとすれば、こんなところを通るのかと。それは困ると反対の意見はもっと高まっていくと思います。先ほど紹介した北杜市市長意見でも、計画周辺の住民との合意形成を十分に行うことと注文をつけていました。

市民の間に不安や異論のある計画に対して、市議会として早期実現をと意見書をあげることにはやめるべきだと重ねて主張して、発議第2号への反対討論とします。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

発議第2号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める意見書の提出について賛成の立場から討論いたします。

中部横断自動車道、双葉～新清水の南側ルートはすでに全面開通し、沿線にある自治体には今まで以上の観光客など交流人口の増加、企業誘致による雇用増加など経済の活性化、医療機関への搬送時間の短縮など、多くの恩恵をもたらしています。

この実証された恩恵をわが北杜市に一日も早く実現させることは当然であり、少子高齢化が叫ばれる中、地方自治体が生き残り、未来を担う子どもたちにより豊かな生活環境を整えることは、私たち大人の責任であると考えます。

海に面していない山梨は、陸路だけが命と生活をつなぐ道ですが、近年の自然災害により、たびたび交通の寸断が起きているのが現状です。1つでも多くルートを確保することは、住民の命と生活を守るために必要なことであります。

現在、佐久方面に向かう道は国道141号線ですが、蛇行する峠道、急な坂道を上るために、好まずとも大量の排気ガスを出し、通学路でもお構いなしに往来しています。バイパス要素がある中部横断自動車道が開通することにより、スムーズな走行により排気ガスは抑えられ、自然環境にもやさしく、一般道を走行する大型車が減ることにより、子どもや高齢者の歩行にも

安全性が増すこととなります。

さらに長期間にわたり環境影響調査が行われており、自然環境に十分配慮された計画が進んでいることから賛同できる点であります。

先日、設立された中部横断自動車道北部区間広域連携懇話会から早期事業化についての要望書が山梨県と長野県の知事に提出されました。

国の政策を推進する立場の市町村長が構成する懇話会から要望することは、ある意味、当然のことではありますが、市民の代表として選出された議員が構成する議会から要望を出すことは、まさに地域の声を届けることであり、この意義は重要なものであると考えます。

以上の理由により、発議第2号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める意見書の提出について賛成いたします。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

高見澤伸光君。賛成でしょうか、反対でしょうか。

○1番議員（高見澤伸光君）

賛成です。

○議長（加藤紀雄君）

賛成ですね。

反対者はいませんか。

（ な し ）

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

発議第2号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現を求める意見書提出について、賛成の立場から討論いたします。

道は人間の血管と同じ役割をしていると私は思っています。血管は血液を運び、道は物資や人の命など様々なものを運びます。人の命は大切に重んじるべきであり、人命を救うことができる中部横断自動車道を早期に進めることは、緊急時に人の命を助ける命の道となると思います。

今、世界の流れは自然を大切に、人と自然が共存していく時代になっています。そして北杜市は、SDGsを推進していく市でもありますので、しっかりと環境アセスメントが行われ、その結果を踏まえて、様々な自然環境の配慮がされる中で、中部横断自動車道（長坂～八千穂）の開通が実現されるものだと思います。

中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期開通により、開通後の未来、北杜市をはじめ八ヶ岳圏の多くの命が救われる道となることを祈念して、そして早期実現を強く願い、発議第2号に賛成いたします。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結します。

これから発議第2号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起 立 多 数)

起立多数です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第13 発議第3号 ロシアのウクライナ侵攻の中止と即時撤退及び世界の恒久平和を求める決議についてを議題といたします。

提出者であります奥水崇君から、提案理由の説明を求めます。

2番議員、奥水崇君。

○2番議員（奥水崇君）

それでは、提案理由を朗読をもって提出とさせていただきます。

発議第3号

令和4年3月11日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

提出者

北杜市議会議員 奥水 崇

賛成者

北杜市議会議員 内田俊彦

〃 志村 清

〃 福井俊克

〃 齊藤功文

〃 野中真理子

〃 秋山俊和

ロシアのウクライナ侵攻の中止と即時撤退及び世界の恒久平和を求める決議について
北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

これまでのロシアによるウクライナへの侵攻は、日本や欧州各国がロシアと首脳会議を行うなど、国際社会が平和的な解決に努めてきたにもかかわらず、武力による一方的な侵攻行為である。これは、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害するものであり、国際秩序の根幹を揺るがし国際法違反に当たる暴挙である。

北杜市議会は、世界の恒久平和を国際社会に訴え、国際秩序を堅持することに基づき、ロシアのウクライナ侵攻に対し強く非難するとともに、ロシアが武力による侵攻を中止し、即時に無条件で撤退することを強く求める。

ロシアのウクライナ侵攻の中止と即時撤退及び世界の恒久平和を求める決議（案）

3月2日（日本時間3日未明）の国連総会において「ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議」が賛成141カ国で採決されたことは、ロシアの一方的な侵略を許さず、ウクライナを支持するという「生命尊厳の人類の意思」を示し、国際社会でのロシアの孤立を招くとともに、世界各国は、あらゆる可能な制裁措置を行使しているところであります。

今回、プーチン大統領は、核兵器を含む戦力の増強準備体制強化を決定し、侵攻の口実として、自称「ドネツク人民共和国」「ルガンスク人民共和国」を独立国家として承認しました。この行為は、国連憲章に反し、ウクライナの主権を侵害するものであります。

更に、病院、学校、民間施設等への武力行使による民間人への殺傷行為、原子力発電関連施設への砲撃、発電所の占拠は、明白な国際法違反であります。

人類は、二度と20世紀の過ちを繰り返してはなりません。被爆国を、また「ヒバクシャ」をこれ以上増やすことは、人類の滅亡を意味するものであります。

現在、ウクライナの国民は、人として命を育み、平穏に暮らす権利が剥奪され、愛する祖国の大地を離れ、命を繋ぐ行動を余儀なくされております。このことに対して、日本政府は、ロシアの侵攻により難民となったウクライナ国民に対して、人道的支援を行うべく検討を進めております。

自国内に情報統制を敷き、報道規制、SNS遮断等、世界への断絶と分断、自国民の分断へと繋がり対立軸を更に深め、対話による解決方法を放棄するかのよう今回のロシアの行為は、断じて認められるべきものではありません。

これまでのウクライナへの侵攻に対して、日本や欧州各国がロシアと首脳会議を行うなど、国際社会が平和的な解決に努めてきたにもかかわらず、ロシアの武力による一方的な侵攻は、主権と領土の一体性を侵害するものであり、国際秩序の根幹を揺るがし国際法違反に当たる暴挙であります。

北杜市議会は、世界の恒久平和を国際社会に訴え、国際秩序を堅持することに基づき、ロシアのウクライナ侵攻に対し強く非難するとともに、ロシアが武力による侵攻を中止し、即時に無条件で撤退することを強く求める。

以上、決議する。

よろしく願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略し、採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決をいたします。

これから発議第3号に対する採決を行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 ロシアのウクライナ侵攻の中止と即時撤退及び世界の恒久平和を求める決議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月16日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会といたします。
大変ご苦労さまでした。

散会 午後12時10分

令和 4 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 6 日

令和4年第1回北杜市議会定例会（3日目）

令和4年3月16日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

| | |
|--------|--------|
| みらい創生 | 福井俊克君 |
| 会派しんせい | 野中真理子君 |
| 星見里の声 | 小林 勉君 |
| 北杜クラブ | 秋山俊和君 |
| 公明党 | 進藤正文君 |
| 日本共産党 | 清水 進君 |

2. 出席議員（20人）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 高見澤伸光 | 2番 輿水 崇 |
| 3番 中山喜夫 | 4番 小林 勉 |
| 5番 神田正人 | 6番 大芝正和 |
| 7番 秋山真一 | 8番 進藤正文 |
| 9番 清水敏行 | 10番 井出一司 |
| 11番 志村 清 | 12番 齊藤功文 |
| 13番 福井俊克 | 14番 加藤紀雄 |
| 15番 原 堅志 | 16番 清水 進 |
| 17番 野中真理子 | 18番 保坂多枝子 |
| 19番 内田俊彦 | 20番 秋山俊和 |

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（53人）

| | | | |
|---------------------|-------|-----------------|-------|
| 市長 | 上村英司 | 副市長 | 小林明 |
| 政策秘書部長 | 宮川勇人 | 総務部長 | 中山晃彦 |
| 企画部長 | 中田治仁 | 健幸市民部長 | 八巻弥生 |
| 福祉部長 | 伴野法子 | 森林環境部長 | 大芝一 |
| 産業観光部長 | 輿水伸二 | 建設部長 | 大輪弘 |
| 教育長 | 輿水清司 | 教育部長 | 加藤寿 |
| 上下水道局長 | 浅川和也 | 会計管理者 | 板山教次 |
| 監査委員事務局長 | 坂本孝典 | 農業委員会事務局長 | 加藤郷志 |
| 明野総合支所長 | 三井喜巳 | 須玉総合支所長 | 植松宏夫 |
| 高根総合支所長 | 小尾正人 | 長坂総合支所長 | 平島長生 |
| 大泉総合支所長 | 宮崎良彦 | 小淵沢総合支所長 | 小泉雅人 |
| 白州総合支所長 | 中山和彦 | 武川総合支所長 | 清水能行 |
| 政策推進課長 | 浅川豪 | 財政課長 | 進藤修一 |
| 人事課長 | 小澤哲彦 | 消防防災課長 | 坂本賢吾 |
| 管財課長 | 川端下正往 | 市民課長 | 日向勝 |
| 健康増進課長 | 浅川知海 | 新型コロナ対策課長 | 小池佳生 |
| 福祉課長 | 山田健二 | 子育て応援課長 | 中澤徹也 |
| ほくとっこ元気課長 | 河手貴 | 林政課長 | 佐藤康弘 |
| 環境課長 | 中山由郷 | 農業振興課長 | 川上俊一 |
| 観光課長 | 跡部秀之 | 商工・食農課長 | 皆川賢也 |
| まちづくり推進課長 | 末木陽一 | 道路河川課長 | 由井克光 |
| 教育総務課長 | 平井ひろ江 | 生涯学習課長 | 渡辺美津穂 |
| 学校給食課長 | 花輪孝 | 中央図書館長 | 廣瀬公明 |
| 上下水道総務課長 | 小澤栄一 | 上下水道施設課長 | 齊藤乙巳士 |
| 上下水道維持課長 | 内藤肇 | 総務課総務担当リーダー | 原章浩 |
| 企画課企画担当リーダー | 齊藤栄慶 | 企画課ふるさと納税担当リーダー | 土屋直己 |
| 商工・食農課食育・地産地消担当リーダー | 日向重貴 | | |

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 清水市三
 議会書記 津金胤寛
 議会書記 唐澤史明

開議 午前10時00分

○議長（加藤紀雄君）

皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（加藤紀雄君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、7会派すべてから会派代表質問の発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 みらい創生、75分。2番 会派しんせい、30分。3番 星見里の声、60分。4番 北杜クラブ、45分。5番 公明党、30分。6番 日本共産党、30分。7番 ともにあゆむ会、30分となります。

本日は6会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、みらい創生の会派代表質問を許します。

みらい創生、13番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○13番議員（福井俊克君）

会派みらい創生を代表して、代表質問8項目をさせていただきます。よろしくお願い致します。

まず、第1項目は北杜市総合計画についてであります。

第3次北杜市総合計画は、本市で策定される様々な分野の計画の最上位の計画です。

令和3年度から令和12年度までの10年間を（幸せ実感北杜チャレンジプラン）として、「2030年、地域のありたい姿」を前期・後期の5年ごとに計画推進されます。そこで下記事項について伺います。

1. 基本計画において、合併特例債（令和7年までに活用できる約36億円）を活用する事業と、そのスケジュールについてお伺いいたします。

2番として、対象とする事業について、総合計画の基本構想に明記されている、市民・有識者・市外のファンなどに対する情報公開と対話の場づくりをどのように実施するのか、お伺いいたします。

3として、子育て世代・若者移住・交流の促進の多様な住まいの確保支援の項目に、子育て支援住宅定住促進住宅の建設がないが建設する方針はないのか、お伺いいたします。

4番として、生涯学習を通じた学びの支援に、取り組み概要として「公民館分館活動等の支援」がありますが、近年、この取り組みが薄れほとんど皆無状態の公民館が見受けられます。公民館の管理や会議室の貸出業務が主に行われている状況と捉えています。ウィズコロナ・ポストコロナを考えると、積極的な取り組みが必要と思いますがその考えについてお伺いしま

す。

5番として、感動を届ける観光のまちづくりの推進に、ウィズコロナ・ポストコロナに対応した観光地づくりとありますが、すでに今年度において実施した内容と、新年度の事業内容についてお伺いします。

次に第2項目めでございます。新・行政改革大綱についてであります。

新・行政改革大綱は、計画期間を令和3年から令和7年までの5年間で、北杜市総合計画の下支えと行政運営の合理的・計画的に執行するため、併せて予算編成や市民・企業・団体などの活動の指針となり、先人から受け継いだ魅力ある北杜市を将来の子どもたち、市民、地域に魅力ある北杜市として引き繋いでいくために、これまでにない抜本的な行政改革に正面から取り組み、未来につなぐ行政経営基盤の構築に取り組むとしています。そこで以下伺います。

1. 本庁舎の建設について、総合的な新たな本庁舎整備の方向性を市民と共有するため、「本庁舎の在り方に関する市民検討会（仮称）」を新たに設置し、位置等を含め、速やかに検討を進めます。」としていますが、具体的なスケジュール等についてお伺いいたします。

2つ目として、本庁舎の位置を示し、それを基準に学校、図書館、体育施設、温泉施設を地域バランスに配置することが市民の理解を得やすいと思いますが、いかがでしょうか。

3番目として、公共施設保有量の適正化における市立保育園の基本方針に「旧町村地域に複数の市立保育園が設置されている地域などについては、先行して検討します。」とあります。保護者の利用希望は旧町村にこだわらない。北杜市全体でのニーズにより判断すべきと思いますがいかがでしょうか。

4番目として、学校給食センターを南北の2カ所に統合しているとしていますが、施設規模から統合が可能でしょうか。

以上であります。

続きまして、第3項目めでございます。公共施設総合管理計画についてであります。

公共施設総合管理計画は、市の最上位計画であります「総合計画」および「新・行政改革大綱」を公共施設管理等の適正管理の観点から下支えする計画であり、施設の状況を踏まえつつ、本市の公共施設等の管理を総合的かつ計画的に進めるための「基本方針」に位置付けられるもので、計画期間は令和4年度から令和33年度までの30年間としています。つきましては、下記についてお伺いをいたします。

1. 公共施設の適正化を進めるにあたり、個別計画を策定していくとありますが、そのスケジュールについて、お答えください。

2. 公共施設の適正化を進めるにあたっての基本方針、定義・順番等についてはいかがでしょうか。

3番として、学校の統合や廃止の取り組みに「北杜市立小中学校適正規模等審議会」の記載がありますが、新・行政改革大綱には記載がないが、その整合性はあるのでしょうか。

4番として、地区別（旧8町村）の配置状況があるが、合併前に組合立として病院や学校が所在していた町は延べ面積が大きいです。市民の誤解を招くではありませんか。

5番として、法律等で義務付けられている施設に子育て施設がありますが、保育園は地方自治体に義務付けられた施設ではないと思いますが、その見解をお願いします。

続きまして、第4項目めでございます。本庁舎の屋根貸し太陽光発電設備設置についてであります。

北杜市総合計画基本計画の「脱炭素・循環型社会の構築」における地球温暖化対策の推進で、再生可能エネルギー・省エネルギーの導入促進の取り組みとして、公共施設への再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入があります。ゼロカーボンシティ実現のためにも、これまで以上に積極的に取り組む必要があると思います。

事業実施には、市が事業として取り組んでいく方法と市と民間事業者との協働により民間事業者が実施する方法があります。

このほど市内に所在する企業が市との連携協定により市役所本庁舎の屋根貸しによる太陽光発電事業が計画されておりますが、事業者選定には入札やプロポーザルなどの公平性、透明性が求められるとともに、新・行政改革大綱にある市役所本庁舎建設の推進において、太陽光発電施設の移転等の課題もあります。つきましては、以下についてお伺いいたします。

1つ、民間事業者の選定については、入札やプロポーザルなどの方法によりすべきだかがいかがでしょうか。

2つ目ですが、本庁舎の屋根貸しによる民間企業の太陽光発電事業での市のメリットについてお伺いします。

3番として、新本庁舎建設により太陽光発電施設の移転が必要となるが、その負担は誰がするのでしょうか、お伺いいたします。

続きまして、第5項目めであります。今後の行政手続きのあり方についてであります。

国は、昨年9月にデジタル庁を発足させ、本格的なデジタル社会への転換と各種申請受付証明書の発行等のオンライン申請への移行など、ポストコロナ等感染症対策を見越しての、行政手続きの見直しを促しております。そこで本市の行政手続きについて以下、伺います。

1. 新型コロナ対応を契機にデジタル化の動向を見据えた行政手続きの取り組みの考えについてお伺いします。

2番目として、具体的に、押印見直し、原則書面主義の見直しの考えについてお伺いします。

3番目として、行政手続きのオンライン申請・証明書発行などの状況については、どのようでしょうか。

4番目として、行政手続きのオンライン化に向けての課題について。

5番目として、行政デジタル化は、市民サービスの向上、また職員の働き方改革に資するのか、お伺いします。

次に6項目めでございます。ふるさと納税による自主財源確保についてであります。

総務省によると、令和2年度全国のふるさと納税寄附額は約6,700億円で、昨年度比1.4倍の増、本県の市町村の総額は184億円、昨年度比1.8倍で、全国的に納税寄附額は増加しております。特に本県の増加率は他県に比べても増加し、県内市町村が積極的に寄附金獲得に向けた取り組みの成果だと思えます。

本市においても、民間ポータルサイトの導入による積極的な取り組みを行った結果、令和元年度約9,800万円から、本年度は10億円を超える見込みであります。

本市の積極的な取り組み成果であり、寄附額の半分5億円余りの財源確保に大きく寄与しております。

一方で、各市町村の寄附金獲得が激化し、過度の返礼品の競争が話題となりましたが、令和元年に国は返戻金の基準を示しました。今年に入ってから、九州の自治体がふるさと納税寄附金の募集停止処分を受けるなど、本来のふるさと納税の趣旨から逸脱した返礼品のみに頼る

競争に、制度の在り方に不安を感じたところもあったかと思われま

す。北杜市が、ふるさと納税寄附額が増えた要因の一つとして、本市では国の基準を順守し、風光明媚な自然環境の中で生産される魅力ある多数の品物を、ポータルサイトを通じて市のお墨付きをしたことが共感を呼び、このことが併せて市内事業者の支援に結び付いていると思

- 1つ、ふるさと納税の現在の状況は。
 - 2つ、本市のふるさと納税の返礼品取り扱いの基準は。
 3. 新年度新たに「ふるさと納税課」を設置する意図について伺います。
 4. ふるさと納税による市民税の減額の推移は。
 5. 返礼品による市内業者の活性化の状況はいかがでしょうか。
 6. 返礼品に使用する市内農家の加工食品の安全対策について、伺いをいたします。
- 続きまして、第7項目めの新型コロナウイルス対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の第6波オミクロン株の猛威はいまだ収束の気配はなく、その影響も長期化が予想される中、市は国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を受け、1月の臨時議会において臨時特別交付金の支給やワクチン接種推進事業の繰越補正を行い支給や受付を開始していると思

いますが、その状況および今後の対策について伺います。

- 1つ、臨時特別交付金の非課税世帯に対する給付の状況は。また、家計急変世帯からの申請状況について、伺います。
 - 2番として、今後のスケジュールや周知について。
 - 3番として、均等割のみ課税されている世帯への給付など、市独自の施策を考えているのか伺います。
 - 4番として、今までのワクチン接種の状況と今後の計画について、改めて伺います。
- 最後になりますが、8項目めになります。障がいのある方へのコミュニケーション支援についてであります。

現在、北杜市では聴覚障がい者へのコミュニケーション支援として市役所内に手話通訳を設置し、聴覚障がい者の支援を行っているところであります。

また、近年においては、病気による後遺症からの失語症者へのコミュニケーション支援が叫ばれています。ついては、以下について伺います。

1. 聴覚障がい者への支援とその状況について。
- 2番として、手話通訳者の養成は。
- 3番として、失語症者の支援とその状況について伺います。

以上で、8項目を質問させていただきました。よろしくご答弁をお願い申し上げ、私からの代表質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

福井俊克議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

北杜市総合計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、情報公開と対話の場づくりについてであります。

情報公開については、市のホームページをはじめ、広報紙、ほくとニュース、公式ツイッターおよび公式LINEなど各種媒体を効果的に活用して、計画の進捗状況、成果等を随時公開していくとともに、来年度から取り組む市のシティプロモーションの中でも発信してまいります。

また、対話の場づくりについては、「北杜市の未来を語る集い」、「市長への手紙」、高校生等若者との意見交換の場などの活用と併せ、各種計画の策定等に係る、審議会等の委員に一般公募枠を設けることや、女性の比率を上げていくことなどにより、対話の機会を充実させてまいります。

次に、子育て支援住宅、定住促進住宅の建設方針についてであります。

「子育てするなら北杜」と多くの方に共感される「子どもが賑わうまち」を目指していくに当たり、若者や子育て世代のニーズに対応した住環境を整備し、多様な住まいの選択肢を提供していくことが、実現への重要な鍵となってまいります。

このことから、入居希望者が多く入居率も高い「子育て支援住宅」の整備なども選択肢の一つとして、公共施設の統廃合等で生じる、市の未利用地などを住宅用地としても活用するほか、子育て世代向けの賃貸住宅の充実に向けた事業者への働き掛けの強化や、移住希望者の空き家の利活用促進に資する補助制度を拡充するなど、子育て世代等のニーズに対応した、多様な住まいの確保について取り組みを進めてまいります。

次に、観光地づくりに係る本年度と新年度の事業についてであります。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で観光客が減少している状況であります。収束に向けて入込客を回復させ、さらに成長させていくことが重要であると考えております。

このため、本年度は新しい生活様式に対応した感染症対策として、PayPayと連携した誘客促進事業を実施し、観光事業者および観光客間での感染対策に寄与した、新たな観光地づくりに取り組んだところであります。

来年度については、本市の観光資源である芸術・文化、スポーツおよびアウトドアを活用した観光イベントに取り組むとともに、感染症対策を徹底しながら、インバウンドの推進を行うため、ウィズコロナ、アフターコロナに対応したインバウンド観光の在り方についても研究してまいります。

さらに、市内の優れた景観を活用したサイクリングなどのスポーツイベント実施に向けた取り組みや、美しい山岳フィールドを活用した学習会やイベントを実施し、「アウトドアの聖地」にふさわしい取り組みを行ってまいります。

次に、新・行政改革大綱について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本庁舎整備の検討に係るスケジュールについてであります。

来年度は、庁内において、本庁舎整備に係る様々な課題を整理し、整備の方向性等について調査・検討を行い、令和5年度には、有識者をはじめ、外部の委員で構成する「本庁舎の在り方に関する検討会（仮称）」を設置し、幅広い視点からご意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、本庁舎の位置についてであります。

本庁舎の建設については、合併協定において、合併から10年のうちに結論を得ることとなっておりますが、これまで進展がなく、合併以来の大きな懸案となっている点を踏まえ、一定の時間をかけて検討を進めていく考えであります。

一方、本市の公共施設保有量は、他市に比べ突出した規模であり、現状の水準を維持した場

合、将来世代に極めて大きな負担を残すことにつながるなど、適正化は先送りできない大きな課題であります。

この点を踏まえ、令和5年度までに「公共施設個別施設計画」を策定してまいります。その際、地域バランスに配慮することは重要であると考えております。

このように背景の違いから、本庁舎の位置に係る検討と、公共施設保有量の適正化については、別の課題であると認識しております。

本庁舎の位置が決まらなければ、他の公共施設の検討もできない、とは考えておりませんので、本庁舎の検討を優先する考えはありません。

次に、公共施設総合管理計画における、公共施設の最適化を進めるにあたっての基本方針の定義、順番等についてであります。

「公共施設最適配置に向けての基本方針」は、最適配置推進における課題、配慮する視点、取り組み手法、施設類型ごとの施設評価、方向性等を整理し、取り組み内容や推進体制等を具現化した計画であり、「公共施設個別施設計画」の指針となります。

本市においては、平成28年度に策定した「公共施設最適配置の基本方針」をもとに、経年に伴う時点修正および今回の「公共施設等総合管理計画」の内容等を踏まえ、来年度から改訂を行うこととしております。

本来であれば、基本方針を先に定めた後、「個別施設計画」を策定するところではありますが、すでに活用できる基礎データがあることや、2つの計画は、相互に密接な関連があることなどから、統合して策定してまいります。

次に、本庁舎の屋根貸し太陽光発電設備設置における、市のメリットについてであります。

今回の事業モデルは、企業と連携し本庁舎の屋根の使用を許可し、太陽光設備を設置するものであります。企業自らが設置から保守管理まで事業費を負担するため、市の負担はありません。

また、設置した太陽光設備の所有権は事業者にあります。送電網からの電気を購入する際に、使用者が負担する「再エネ賦課金」や「燃料調整費」が課されない電気を購入することができることから、本庁舎の電気料を年間約195万円削減できると試算しております。

さらに、この電気を買うことで本庁舎の電力使用量のうち、約45%を再生可能エネルギーにシフトすることができ、二酸化炭素排出量を年間約261トン削減できると見込んでおります。

このほか、屋根の貸付けによる収入の増加や、太陽光設備を設置することで断熱効果の向上が見込めることから、空調費の削減にも期待しているところであります。

この事業は、脱炭素社会の実現に向けての取り組みとして、魅力的な事業であり、「ゼロカーボンシティ」を宣言している北杜市を広くアピールできるものと考えております。

次に、ふるさと納税による自主財源確保について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在の状況についてであります。

先月末の寄附金額は、10億8千万円、寄附件数3万9千件となっており、前年度の同時期と比べ、寄附金額で約2.1倍、寄附件数は約2.5倍となっております。

昨年好評をいただいた返礼品の数を確保するとともに、返礼品の先行予約や定期的にお届けする定期便など、寄附者のニーズに合った寄附方法を構築したことなどにより、大幅な寄附額の増加となったものと考えております。

次に、新たに「ふるさと納税課」を設置する意図についてであります。

ふるさと納税は、本市に馴染みがない方々に、返礼品等を通じて、本市の魅力を知ってもらい、絶好のきっかけとなっており、寄附者も東京都を中心とした、30代、40代の方が多く、本市にとって、関係人口を増やすための重要な制度となっております。

来年度、新たに設置する「ふるさと納税課」は、本市の新たな価値の創造と、魅力発信の充実強化を図ることを目的に、「若い世代に選ばれるまち」を目指し、関係人口の入口となる寄附者や、訪れる観光客等に向け、本市の魅力を継続的に発信、訴求し、更なる「北杜ファン」を増やすとともに、将来的な定住人口の増加などに結びつけてまいりたいと考えております。

次に、返礼品による市内事業者の活性化状況についてであります。

現在、返礼品は、市内を中心に約170社、約700種類を提供していただいております。

主な品目としては、ミネラルウォーターや日本酒等の飲料品、米や、さくらんぼ等の農作物、ジャムやソーセージ等加工品のほかに、観光にも利用できる体験や宿泊券、レンタカー、タクシー券等を用意しております。

これらの返礼品については、本年度では、寄附金額の3割となる約3億円が事業者を支払われているところであり、特に、観光産業の宿泊券やタクシー券等については、寄附者が実際に来訪することから、観光消費額と併せると、返礼品以上の経済効果があるものと考えております。

コロナ収束後には、巣ごもり需要がなくなることも予測されますが、観光地である本市の優位性を生かし、更なる地域活性化に向け事業者と協働し、魅力ある返礼品を発信してまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

福井俊克議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

北杜市総合計画における、公民館分館活動等の支援についてであります。

地域の公民館分館は、地域住民にとって最も身近な学習活動の拠点であるとともに、地域住民の交流の場や、災害時の避難場所としての機能を有する、地域コミュニティの構築に重要な施設であります。

現在は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業の中止や縮小が見られ、多くの公民館分館において地域住民の交流の機会が減少し、地域文化の振興や地域社会の形成が図られにくい状況にあります。

このため、市としましては、ウィズコロナ・ポストコロナの中でも地域住民の多くが参加し、特色ある分館活動の実施を目指し、「まなびの杜タレントバンク」などの人材派遣や情報提供を積極的に行うとともに、「分館活動費補助金」の積極的、効果的活用が図られるよう、引き続き支援してまいりたいと考えております。

また、地域の8つの公民館には、市役所を退職された職員を公民館長として配置していることから、これまでの豊富な行政経験を生かし、分館活動に関する相談、地域の自主的・主体的な活動の支援に引き続き対応してまいりたいと考えております。

次に、新・行政改革大綱における、学校給食センターの統合についてであります。

今後の学校給食施設については、ドライ方式による衛生管理の徹底や、食物アレルギーへの対応等を勘案すると、「北杜南学校給食センター」および「北杜北学校給食センター」への集約が望ましいと考えております。

現在の児童生徒数では、両センターの調理可能数を超過しておりますが、増改築等での対応も可能であるため、集約を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

福井俊克議員の、みらい創生の代表質問にお答えをいたします。

今後の行政手続きのあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、デジタル化の動向を見据えた取り組みについてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、可能な限り人と人との接触機会を減らすことも方策の一つであります。

その取り組み事例として想定されるものとしては、「市民窓口対応における押印主義の見直しによる接触機会の削減」、「オンライン手続きの普及やコンビニ等による証明書の取得」、「テレワークやリモートワークによる通勤しない働き方」などがあり、様々なニーズに合わせた施策の推進が必要となるため、新設する「北杜未来部未来創造課デジタル戦略担当」において、対応を検討してまいります。

次に、押印見直しおよび書面主義の見直しの考えについてであります。

はじめに、押印見直しについてであります。

本市においては、本年度、国の方針に基づいた見直しを進めており、「行政手続きにおける押印見直し事業」の対象とした例規数は365件、箇所数は約1,200カ所であります。

また、廃止の対象は、本人確認の必要性が低い手続きや、申請内容や添付書類により提出者本人と確認・推定できる手続きであり、具体的には各種施設利用申請書や、補助金等の交付申請書といったものになります。

押印を継続するものは、法令等で記名押印が義務付けられた契約書や、契約書に準じる覚書、委任状など厳密な本人確認が必要なものとなります。

次に、書面主義への対応についてであります。

書面提出に代わりオンライン化が進められている手続きは、オンライン申請システム「やまなしくらしねっと」により電子申請を受け付けており、先月時点で手続き可能な種類は、50件であります。

今後も対応可能な手続きの幅を広げ、市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、行政手続きのオンライン申請・証明書発行などの状況についてであります。

はじめに、オンライン申請の状況については、「やまなしくらしねっと」による申請手続きの、主なものとして「北杜市国保人間ドック受診票申請」や「子宮頸がん検診受診票発行申請」などがあります。

次に証明書等の発行の状況については、コンビニエンスストアによる住民票、印鑑証明書お

よび所得課税扶養証明書の発行手続きがあります。

それぞれの、先月末現在の発行数は、住民票1,244件、印鑑証明書1,075件、所得・課税・扶養証明書83件であります。

次に、行政手続きのオンライン化に向けての課題についてであります。

押印の見直しにより、窓口での手続きが今後不要となる手続きが見込まれるところでありませぬ。

ただし、従来窓口で行っていた本人確認、本人の意思確認、申請書等の真正性の確保の方法が課題となることから、国等で示された内容を参考にしながら取り組んでまいります。

マイナンバーカードを利用することで、電子申請における本人確認が可能となることから、市民の方の取得に向けた周知を進めてまいります。

本市においては、何より、市民が求めやすい行政手続きの方法を確保する必要があることから、対面による申請受付と、電子により申請可能なものとを併用しながら、市民サービスの向上を図ってまいります。

次に、行政のデジタル化は、市民サービスの向上に、また職員の働き方改革に資するのか、についてであります。

はじめに、市民サービスの向上についてであります。

市民が、パソコンやスマートフォンなどで、手続きが完了できるサービスを増やすことを検討してまいります。

スマートフォン等のモバイル端末が広く普及していることから、公共施設の予約や様々な行政手続きがモバイル端末からできる環境の拡充を検討いたします。

「書かない」「待たない」「行かなくていい」デジタル市役所の実現を目指してまいります。

次に、職員の働き方改革に資するのか、についてであります。

市ではこれまでに、「デジタル化推進事業」で導入されたシステムとして「庁舎内Web会議システム」、議会でも使用している「ペーパーレス会議システム」を活用しております。

また、本年1月から在宅勤務によるテレワークの実証実験を始めたところでありませぬ。

これらの効果として、遠隔地からも会議の実施が可能となり、さらには、接触機会の削減、移動時間の削減、職員の時間外勤務の削減が見込めるものと考えております。

次に、ふるさと納税による自主財源確保における、市民税の減額推移についてであります。

ふるさと納税による市民税控除額につきましては、令和元年度2,418万4,478円、令和2年度2,491万9,558円、令和3年度3,384万4,012円でありませぬ。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めませぬ。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

福井俊克議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

北杜市総合計画における、基本計画において合併特例債を活用する事業とスケジュールについてであります。

「合併特例事業債」は、事業費の95%に充当可能で、元利償還金の70%分が交付税措置されるという大変有利な起債であり、合併以来、本市の均衡ある発展や、住民福祉の向上に資

する事業に積極的に活用してまいりました。

しかし、その発行期限は、令和7年度までとなっており、本年度を除くと、残す期間は4年間、発行可能額も残り36億円余りとなりました。

最近の発行状況を見ますと、直近5年間の平均で、年18億円程度を活用しているところがありますが、使い残すことがないように、今後は毎年9億円程度を目安とし、市道・橋梁の整備、子育て関連施設の整備、観光施設・指定管理施設の修繕、小中学校の改修、消防・防災施設の機能強化など、新市建設計画に位置付けられ、「第3次北杜市総合計画」の基本計画に基づく事業に、積極的に活用していく方針であります。

次に、公共施設総合管理計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、個別計画策定のスケジュールについてであります。

来年度着手を予定している「公共施設個別施設計画」の策定については、施設類型ごとの基本方針や、個別施設ごとの適正配置計画などを検討するに当たり、施設の利用状況や配置状況、施設ごとの評価など、多方面からの検討を行ってまいります。

また、実際に利用していただいている市民の皆さまに十分説明し、理解していただく必要がありますので、令和5年度までの2カ年をかけて策定するものであり、各種審議会や市民の皆さまの意見等を踏まえながら、進めてまいりたいと考えております。

次に、新・行政改革大綱との整合性についてであります。

「公共施設等総合管理計画」については、過去に行った対策の概要、統合や廃止の取り組みにおいて、「北杜市立小中学校適正規模等審議会」について記載しているものであり、「新・行政改革大綱」との整合性は特に問題はないものと考えております。

次に、地区別の配置状況についてであります。

「公共施設等総合管理計画」では、公共施設の現状について、市民に分かりやすく説明するため、行政系施設やスポーツ系施設などの施設類型ごとの設置状況や、他団体との比較、築年別整備状況、地区別の配置状況等、様々な角度から分析、評価したものであり、地区別の配置状況においては、市役所や病院などがある町の延べ床面積は多くなっております。

この評価内容については、その理由について、説明欄にも書き加えているところでありますが、今後検討する公共施設の最適配置計画には、直接影響を及ぼすものではありませんので、誤解を生じないよう市民の皆さまに十分な説明を行ってまいります。

次に、保育園の見解についてであります。

保育園については、自治体の必須義務ではありませんが、「児童福祉法」に「市町村は保護者の労働または疾病等の事由により、監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合は、保育所において保育しなければならない」と規定され、「子ども・子育て支援法」には、市町村等の責務として「子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」とあることなどから、「公共施設等総合管理計画」の策定時に、保育園を「法律等に設置が義務付けられている施設」として分類したものであります。

次に、ふるさと納税による自主財源確保について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、返礼品の取り扱い基準についてであります。

ふるさと納税の返礼品は、行き過ぎた返礼品競争を是正するため、令和元年4月に「地方税法」が改正され、返礼品については、寄附額の3割以内、総務大臣による自治体の指定制度、地場産品基準等が設けられ、ふるさと納税制度は、より厳格化されたところであります。

本市においては、平成30年度から、返礼品提供事業者を募集するに当たり、募集要項を定め、法律に準じた運用を開始し、いずれも地場産品基準に適合した返礼品としており、また、事業者や商品の選定に当たっては、制度や仕組みを説明しながら、厳格に対応しているところでもあります。

次に、返礼品に使用する市内農家の加工食品の安全対策についてであります。

市内返礼品提供事業者には、「地方税法」に準じた本市要項を基本に、事業者として申請をいただき、その際には、職員が直接訪問し、商品、加工、食品表示状況等を確認し、基本的には一般に販売、流通しているものを承認しております。

寄附者より、加工食品等について問い合わせがあった場合についても、事業者が責任をもって対応していただいております。品質についての安全確保を図っております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

福井俊克議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、臨時特別給付金の給付状況および家計急変世帯の申請状況についてであります。

給付対象となる非課税世帯は、昨年12月10日を基準日とし、5,590世帯が対象となっております。

今月4日から支給を開始し、15日現在、3,600世帯、3億6千万円を支給したところでもあります。

今後も、確認書を返送いただきました対象者の皆さまに、速やかな支給ができるよう対応しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降、家計が急変した世帯からの申請件数は、今月15日現在、9件であります。

次に、今後のスケジュールおよび周知についてであります。

非課税世帯ならびに家計急変世帯の申請期限は、本年9月30日までとなります。

給付金の支給については、非課税世帯については、確認書を確認した後に、家計急変世帯については、適用基準を満たしているか審査した後に、速やかに支給を行っております。

引き続き、手続き方法やスケジュール等について、市広報紙、ホームページ、ほくとニュース等を活用し、周知に努めてまいります。

次に、市独自の施策についてであります。均等割のみ課税されている世帯への給付については、現在考えてはおりませんが、今後も国や県の動向を注視してまいります。

次に、ワクチン接種の状況および今後の計画についてであります。

現在、新型コロナワクチン接種については、2回目接種を終えた方が、今月14日現在3万5,767人おり、そのうち2万9,640人、約83%の方に、3回目接種のための接種券を発送したところでもあります。

3回目接種を行った方は、接種券を発送した方のうち1万2,436人、約42%の方への接種を完了したところであり、引き続き、個別接種と集団接種を併用した体制の下、接種を希

望する市民の皆さまに、迅速な接種が行えるよう努めているところであります。

また、本年1月と先月に北杜市役所等において開催いたしました、「予約不要」のワクチン接種においては、接種が低調な若年層に接種勧奨を行い、879名の方に1回目、2回目の接種を行ったところであります。

今後もワクチン接種を希望する方々が、速やかに接種が受けられるよう、仕事帰りの夜間の時間帯や接種日程の確保が難しい方々に対する、「予約不要」のワクチン接種などを検討し、より多くの市民にワクチン接種を実施してまいりたいと考えております。

また、5歳から11歳の小児へのワクチン接種についても、先月28日に接種券を発送し、今月9日より電話のみで予約受付を行っております。

予約の際には、小児の状況等の聞き取りを行い、今月23日から、市内2医療機関において、個別接種により希望する小児への接種を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

福井俊克議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

新・行政改革大綱における、市立保育園の適正数の判断についてであります。

本市では、15の市立保育園を保有しており、施設・設備の充実や教育・保育環境の強化など、機能の向上を図るため、複数の保育園が設置されている地域については、優先して統廃合を進めていく考えであります。

保育園は、働く保護者の支援に必要な施設であり、地域外の園を利用する場合や、休日保育、長時間保育等、保護者のニーズも多様化しているため、働く保護者が安心できる保育環境の充実や、保育サービスの充実を図る必要があります。

統廃合を進めるに当たっては、「北杜市立保育園施設整備計画」や「北杜市保育園充実プラン」を踏まえ、保護者や地域の方々のご意見を伺うとともに、地域の実情に十分配慮する中で、進めてまいりたいと考えております。

次に、障がいのある方のコミュニケーション支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、聴覚障がい者への支援状況についてであります。

市では、「障害者総合支援法」に基づき、「地域生活支援事業」として、平成25年8月から福祉課窓口に「手話通訳士」を設置し、聴覚障がい者が来庁した際の意味疎通支援を行っております。

また、医療機関の受診や、官公庁等の手続きなどでの支援要請があれば、市の「手話通訳士」や、県の「聴覚障害者情報センター」の手話通訳士等を派遣しており、昨年度の派遣回数は、161回でありました。

次に、手話通訳者の養成についてであります。

市では、平成21年度から「北杜市社会福祉協議会」へ「手話奉仕員養成研修事業」を委託し、手話で日常会話程度の基本的なコミュニケーションが図れる「手話奉仕員」を養成しております。

これまでに養成した「手話奉仕員」は143人で、地域におけるコミュニケーションの場で活躍していただいております。

次に、失語症者の支援とその状況についてであります。

失語症者に対する意思疎通支援は、専門性の高い知識が必要とされていることから、支援者の養成については、県が担当しております。

また、県では、昨年度から本年度にかけて、失語症者向けの意思疎通支援者の養成を進め、23名の支援者が登録されたところであります。

これを受け、来年度から「山梨県言語聴覚士会」に調整業務を委託し、「失語症者向けの意思疎通支援事業」により、失語症者の自立と社会参加を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

福井俊克議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

本庁舎の屋根貸し太陽光発電設備設置について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、民間事業者の選定についてであります。

今回の連携協定については、「株式会社相川プレス工業」から、官民連携で市の課題に取り組みたいとの意向を受け、市が進める脱炭素社会に向けた事業や、災害時の協力など、本市の理念と一致したため協定を結んだところであります。

この協定に当たり、いただいた提案の一つとして、市の公共施設屋根上への太陽光パネル設置について提案があったところであります。

なお、本庁舎の太陽光パネル設置事業については、連携協定をもって使用許可とするものではなく、公平性、透明性を期すため、プロポーザル等の方法を採用し、決定をしております。

次に、移転時の負担についてであります。

今回の事業提案では、契約期間中に市の都合で移転が必要となった場合、取り外し運搬などの移転費用および新たな場所への設置費用については、市が負担することとなります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時13分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

福井俊克君の再質問を許します。

福井俊克君。

○13番議員（福井俊克君）

先ほどは、ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。それぞれ項目ごとにさせていただきます。

はじめに、北杜市総合計画についてでありますけども、総合計画の市民説明と、そのスケジュールについて、まず伺いたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

福井俊克議員の、みらい創生の再質問にお答えをいたします。

総合計画の説明、スケジュールでございます。現在のところ総合計画のみでの市民説明会を開催するという事は考えておりませんが、過日の本会議におきましても附帯決議をいただいております。そういったことも受けまして、北杜市の未来を語る集いでありましたり、高校生等の若者との意見交換の場、また各分野において計画を策定する過程など、あらゆる機会を通じて総合計画の内容、また趣旨、そういったものを伝えていき、内容を理解していただいた中で10年後のありたい姿の実現に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○13番議員（福井俊克君）

続きまして、2項目目の新・行政改革大綱について、お伺いをいたします。

まず、庁舎建設基金の関係です。この増額については、本庁舎の方針が決定してからでもよいと考えますが、お伺いをいたします。

そして、新庁舎建設に備えて基金を40億円、これは庁舎建設基金を40億円程度、また公共施設整備基金を40億円程度、水増しするとしておりますけども、事実上、新庁舎を建設する場合、どのくらいの総額、金額を見込んでいるか、そのへんについてもお伺いしたいと思います。

それから新・行政改革大綱、先ほどもありましたけども、計画の市民説明等のスケジュールについて、改めてお伺いをいたします。

その3点、お願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

福井俊克議員の、みらい創生の再質問にお答えをさせていただきます。

新・行政改革大綱について、何点か質問をいただきました。

まず、庁舎の関係、建設にかかります基金の関係でございますが、庁舎につきましては、長年の懸案事項であります。これまでもそうございましたが、合意形成を図るのには非常に時間がかかるものと考えております。また、決まったことによって、すぐ財源を確保していくと

いうことも大変難しい状況でございますので、今回の基金につきましては、合併協定の中でも10年のうちに検討するという、また基金を創設して庁舎建設に取り組んでいくということも協定項目に言及をしておりますので、今回、基金を積み増しさせていただくというものでございます。

また、庁舎の概略の建設費ということでございますが、これにつきましては、なかなか地形とか人口動態、まちの状況等で一概に比較することは難しい状況にございますが、北杜市とおおむね面積、人口規模、近いといったところの庁舎の状況を見ますと、50億円から60億円の庁舎、そういったものが多うございますので、本市につきましても、その額を見込むものでございます。

また、行政改革大綱の説明ということでございますが、こちらにつきましては、並行して策定を進めております公共施設の管理計画、また来年度以降に策定をいたします個別計画と併せて、市民の暮らしに直結する項目も多くございますので、4月以降、スケジュールを立てまして、あらゆる機会を通じて市民の皆さまにお示しをし、ご理解をいただく中で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○13番議員（福井俊克君）

それでは、3項目めであります公共施設総合管理計画について再質問をさせていただきます。

まず、北杜市立小中学校適正規模等審査会における中学校適正規模の答申が今年度、されるということですが、その内容について、今、答申されたのか、また、もし答申されたならば、その内容についてお伺いします。

それから、先ほども言っていますが、行革大綱、総合計画と合わせまして、この公共施設総合計画の管理計画についても、市民説明、その他のスケジュールについて改めてお伺いしたいと思います。

その2点です。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

みらい創生、福井俊克議員の再質問にお答えいたします。

私からは、北杜市立小中学校適正規模等審議会の答申についてであります。

現在、北杜市立小中学校適正規模等審議会におきまして、議論をさせていただいております。答申につきましては、今月下旬に審議会が開催予定であります。その審議会の中で答申がまとめられる予定となっております。

なお、先月、2月に開催をされました審議会におきまして答申の素案を示されましたが、その中におきましては、考えられる選択肢といたしまして、中学校同士のいわゆる水平統合、また小学校、中学校の統合、いわゆる垂直統合、またそれら2つの組み合わせ案ということを考えられる選択肢としてお示しをいただき、これにつきまして、現在、議論を行っていただい

いるところであります。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

福井俊克議員の、みらい創生の再質問にお答えいたします。

公共施設等総合管理計画の説明会、またスケジュールというご質問であったかと思えます。

今年度、改訂を行っております公共施設等管理総合計画につきましては、縮減の対象施設ですとか、縮減目標等が変更となっておりますので、市民の皆さまにご理解いただくことが重要であると考えております。

説明会におきましては、公共施設の現状、縮減の目標をはじめ最適配置の方法などについて丁寧に説明しながら、ご理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

開催につきましては、先ほども答弁したかと思えますけども、今回、改訂時期が重なっております新・行政改革大綱と併せまして実施したいと考えております。

具体的な日程はまだ決まっておりません。4月以降、できるだけ早い時期に開催したいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○13番議員（福井俊克君）

ありがとうございます。続いて、4番目として、本庁舎の屋根貸し太陽光発電設備設置についての再質問をさせていただきます。

概要は分かりましたが、契約期間を20年としているということのようですが、その間、企業の倒産というものも考えられますが、そんなときには撤去費用等の市の負担というものがあるのかどうなのか、そのへんについて改めて伺います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

福井俊克議員の、みらい創生の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、契約予定事業者の類似事業のこれまでの実績、そしてまた企業の経営状況、企業の体力でございます。また、今回の事業計画など総合的に確認をさせていただきまして、事業者の信用力というものをしっかり見極めた中で、まずは契約に入りたいと考えております。

そうした中で、契約書の中に、いかに履行義務として明記をしていくかというところが問題になってくるかと思えますが、一般的には事業継続が困難となる場合は、事業者の負担で設備を撤去し、原状へ回復することということは一般的に明記がされる場所であると思われれます。

そうした中で、これは普通の屋根貸し事業の場合でございますが、事前に撤去費用額を納めてもらうという方法もあるということを確認してございますが、今回のPPA事業、いわゆる電力購入契約に伴う事業におきまして、こういったことが馴染むかということは、これから検

討していくところでございます。

いろいろな方法を確認しつつ、必要に応じまして顧問弁護士にも相談をした中で、契約を交わしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○13番議員（福井俊克君）

5項目めの、今後の行政手続きのあり方について再質問します。

デジタル化を図っていくということですが、デジタル弱者という方もおられると思います。そのへんの対応について、改めてお伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

福井俊克議員の、みらい創生の再質問にお答えをさせていただきます。

デジタル弱者の関係でございます、この件につきましては、今回、策定をいたします第3次総合計画、また行政改革大綱の中におきましても、デジタル弱者、デジタルデバイドの対策強化ということで、項目をあげさせていただいております。

この4月から国の事業を活用いたしまして、デジタル人材の派遣を予定しております。また、これまで連携協定をいたしました、デジタル対応の先進であります企業等もございますので、こういったところの力も借りながら、例えば高齢者のスマホ教室といったような形の中で、より多くの市民の皆さまにご参加をいただき、新しい仕組みに慣れていただきまして、先ほど答弁をさせていただきましたような証明書といったものの発行にもスムーズにつなげていけるような対策を取っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○13番議員（福井俊克君）

ありがとうございました。続いて、ふるさと納税による自主財源確保についての再質問を行います。

北杜市の人気の高い返礼品というのがあると思います。先ほど大まかには聞きましたが、特にその中で人気の高い返礼品はどんなものがあるでしょうか、お聞きします。

また、新年度に向けての更なる取り組みというものを考えておりますか、そのへんも合わせて、2点、再質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

福井俊克議員の、みらい創生の再質問にお答えいたします。

ふるさと納税の関係でございますけれども、1点目の人気の高い返礼品ということでありませぬ。

先ほど、答弁の中で主要なものにつきましては、触れさせていただいたところでありますけれども、特にその中で人気が高いものとする、さくらんぼを中心とした果物、また宿泊券、ミネラルウォーターが人気が高い状況であります。

それから、更なる取り組みについてのご質問であります。

まだまだ市内には埋もれている返礼品等があると思っておりますので、それらの発掘を継続して実施していきたいということと、また特に一般に出回っていないような特別な返礼品等につきまして、そういったものも模索しながら企業、事業者の皆さんと交渉を行ったりして、より魅力のある返礼品の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税をさらに進めるためには、やはりPRが何よりも重要でありますので、本市のイメージ、観光、自然環境、特産品など、そういった情報をSNSや動画配信サイト等を通じて強力にPRしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○13番議員（福井俊克君）

最後になりますけれども、障がいのある方のコミュニケーション支援についてお伺いをします。失語症者の支援についてですが、新年度予算にどのように反映されているか、改めてお聞きします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

福井俊克議員の、みらい創生の再質問にお答えいたします。

昨年、県におきまして、失語症向けの意思疎通支援者の派遣事業の利用者の希望調査をいたしました。そうしたところ、本市では2名の方の利用希望がありましたので、支援者の派遣時間を午前8時30分から午後5時15分までを原則として、支援者1人につきまして6時間を限度とすることとし、支援者の派遣の手数料、それから交通費、それから言語聴覚士会へ調整事務を委託いたしますので、その委託料を令和4年度の新年度予算に計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○13番議員（福井俊克君）

ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（加藤紀雄君）

福井俊克君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

大芝正和君の関連質問を許します。

○6番議員（大芝正和君）

関連質問をさせていただきます。

2項目、新・行政改革大綱についてと今後の行政手続きのあり方について、その2項目について関連質問をさせていただきます。

はじめに、新・行政改革大綱における公共施設の保有量の最適化について、2点、お伺いをしたいと思います。

新・行政改革大綱の公共施設保有量の最適化については、多くの市民からのパブリックコメントが寄せられ、議会においても多数の意見が出されました。いよいよ4月から各施設において、大規模な改修になったり、指定管理者との問題が発生したりしたときには、その対応を迫られます。市の方針をしっかりと確立して、市長や職員が同じ方向を向いて進めてほしいという観点から質問をさせていただきます。

1つ目ですけれども、8町村が合併して誕生した北杜市は、面積がご案内のように東京23区と同じ約600平方キロ、標高差はスカイツリーと同じです。本庁舎が雨でも清里のほうに行くくと雪が相当降っているというふうな地域性もあります。

それから何よりも中心となる地域がないといった特殊性から類似施設が多く、施設には小中学校のように法律で市町村の義務として位置付けられている施設と市民の福祉、地域振興を目的にした施設があり、その中で93の施設が地方自治法による指定管理者制度によって管理運営されています。

合併前に建設された施設には、設置目的をすでに達成している施設などもあると思いますし、指定管理施設の中には税金による多額の指定管理料を出してまで、施設を存続させる必要があるのかといった意見が指定管理者候補者選定委員会の意見書にもありました。

まずは、指定管理者制度が導入されている施設から民間への譲渡、複合施設化、廃止を進めていくことが市民の理解を得やすいと考えますが、市長の見解を求めます。

次に、公営温泉の基本方針について伺います。

先ほども質問がありましたけれども、市立保育園の基本方針には旧町村地域に複数の市立保育園が設置されている地域などについては、先行して検討しますと記載がされていますけれども、10の公営温泉、これは地域別に見ますと、長坂地区にはありませんが、須玉、大泉、白州の地区にはそれぞれ2カ所あります。複数ある地域を先行して検討していくとの記載がない理由をお知らせください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

大芝正和議員の関連質問にお答えいたします。

1点目でございます。

北杜市におきましては面積が広く、類似施設が非常に多いということで、93の指定管理施設があるという中で、市民の理解を得るためには指定管理施設から統廃合、最適配置を進めていったほうがいいのではないかと質問であったかと思えます。

公共施設総合管理計画につきましては、し尿処理施設等を除く、すべての施設が対象となっております。それぞれの施設類型ごとに、基本的には施設保有量の適正化に向けた取り組みを進めていく方針であります。

特に指定管理施設を先行して最適配置を行っていくという考えはありませんが、指定管理施設につきましては、今年度、選定委員会においても様々なご意見をいただいたところでもありますが、施設の利用状況や、維持管理コストの状況などを総合的に判断して、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、特に指定管理施設の中には民間事業者に引き継げるような施設もありますので、そういった意味では、なるべく早く、そういう施設については民間譲渡など、民間の方にやっていただくということが必要ではないかと考えております。

また、2点目の公営温泉についての質問であります。保育園では複数ある園を、先行するということが記載されており、温泉にはないということですが、保育園につきましては、北杜市保育園充実プランにおきまして、方針がすでに示されているため、その方針を記載したということになります。

公営温泉につきましては、具体的な方針はまだ決まっておきませんので、お示ししてませんが、民間移管、譲渡の検討も最優先に行いながら、今後の方針についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

たしかに公共施設を譲渡したり、廃止したり、動かしたりしていくということは、私も職員時代に経験しましたが、すごくパワーが必要になりますし、職員も非常に大変なことだと思いますけども、やはり一度決めた以上は、強い意思をもって進めていってほしいということをお願いしたいと思えます。

それでは、次に今後の行政手続きのあり方について質問をさせていただきます。

保育園におけるデジタル化による保護者の負担軽減についてということで、そういう観点から質問をさせていただきます。

子育て世代には、スマホやパソコンがほとんど普及しているという現状にあると思えます。新聞報道によりますと、韮崎市では保育園にデジタル端末を配布して、これまで保育士が主に手書きをしていた各種書類の作成をデジタル化するとともに、保護者は園児の欠席連絡を、現在はたぶん電話でやっていると思うんですけども、電話の代わりにスマートフォンの専用アプリで、いつでも行うことができるようにすると。そして、園だよりというのがあると思うんですけども、園だよりもデータ配信できるようにするという方針で事業を進めているということです。

本市においても、保育士等の事務量の軽減と保護者負担の軽減のためにも、保育園の入所申

し込みですとか、園だより、欠席連絡、保護者への個別連絡などに保護者のスマートフォンの専用アプリで行うことができる、デジタルの積極的な導入に向けて検討してはいかかかと思えます。その見解について、よろしく願います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

大芝正和議員の、みらい創生の関連質問にお答えいたします。

保育園におけるデジタル化の導入についてであります。保育園におきましては、毎日、保護者との連絡等があります。また、保育士についても事務作業が煩雑になっておりまして、そういったことも、デジタル化しますと非常に事務量も軽減できますし、保護者との連絡もスムーズに行えるのではないかと、導入すればそういった効果はあると考えております。また、近隣の自治体でも取り組みが進んでいるということは、認識しております。ですので、保護者、それから保育現場の保育士等のご意見も参考にしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

また、もう1つの入園の申し込みのデジタル化につきましては、これはマイナンバーカードを使ったオンライン申請を導入しているという自治体もあります。申請はできるんですが、面談はどうしても必要とする中で運用をしていると聞いております。まずは、そういった先進地自治体の研究を行い、今後検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、みらい創生の会派代表質問を終結いたします。

次に、会派しんせいの会派代表質問を許します。

会派しんせい、17番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

4項目について、会派しんせいの代表質問を行います。

最初の項目は、太陽光発電設備に関する条例についてです。

①令和3年10月1日から「山梨県太陽光発電施設の適正な設置と維持管理に関する条例」（以下「県条例」といいます）が施行されました。「北杜市太陽光発電設備と自然環境の調和に関する条例」（以下「市条例」といいます）も県条例との整合性を図るための一部改正が行われ、施行されています。

県条例が施行されたことによる新たな課題はなんでしょうか。

県条例第27条（市町村の条例との関係）に関する県との協議は、どのようになっているのでしょうか。

②届出対象を拡大する県条例の改正が行われるとのことですが、市はどのような対応をする

のでしょうか。

③市条例第9条（設置事業の許可）と第10条（許可の規準等）に関して伺います。

事業者が提出した設置許可申請書に対して、近隣住民などから専門家の意見を付した許可基準に関わる指摘がなされた場合、どのように対応しているのでしょうか。

「説明実施報告書」の内容の確認は行っているのでしょうか。

営農型設備で「事業が継続できなくなった場合はパネルを放置することもある」とも読み取れる誓約書が含まれた事業が許可されています。この案件および今後増加が見込まれる営農型設備について、市および農業委員会の見解を伺いたと思います。

事業者が提出した「設置許可申請書」や「説明実施報告書」は、市に公式に提出された文書ですから公文書にあたります。情報公開・開示はどのように行われているのでしょうか。

④令和3年9月の代表質問でまちづくりを取り上げ、「紛争調整の制度」に言及しました。これは、市民と事業者間のトラブルに自治体が一定の解決策を提供する制度です。市内の太陽光発電設備をめぐる問題に、市民生活の環境を守ることやまちづくりの観点から市も関与する必要があるのではないのでしょうか。あらためて「紛争調整の制度」の導入について、見解を伺います。

⑤市民は事前協議段階からの情報を求めています。事前協議、申請、許可、維持管理のそれぞれの段階で市が情報を公開し、市民が自由に閲覧できる制度を構築する考えはないのでしょうか。

2項目めは、指定管理者制度についてです。

これまで5期にわたる質問で何度も指定管理者制度を取り上げてきました。それは、施設の運営、経営状況などを市が的確に把握し判断して、納入金はなるべく多く、指定管理料は少しでも低く抑えて、公共施設にかかる市の財政的な負担を軽減すべきだとの思いからでした。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響や燃料費の高騰で厳しい経営を強いられている指定管理者もあり、その納入金などの負担は軽減すべきだと考えています。令和3年度および令和4年度の納入金・指定管理料についての市の考えを伺います。

また、施設の運営、経営状況を的確に判断するためのこれまでの取り組みと今後の方針を伺います。

3項目めは、学校給食についてです。

①農薬、トランス脂肪酸、添加物を極力排した学校給食になることを願って、令和3年9月にも会派代表質問で取り上げましたが、このことに関する市の取り組みを伺います。

②食品の値上げが相次いでいますが、学校給食への影響はいかがでしょうか。

③質を向上させるための費用負担のあり方をどのようにお考えでしょうか。地産地消や食育の推進のために市の費用負担を増やす考えはないのでしょうか。

④「第3次北杜市総合計画」前期基本計画に「質の高い給食を提供するため、給食調理施設の計画的な整備等を図るとともに、調理業務等の委託を進めます。」とありますが、給食調理施設の整備と調理業務委託などをどのように質の高い給食につなげるのでしょうか。

最後の項目は、これからの図書館および図書館事業についてです。

①今後の方針について。

配置、規模、業務内容など、施設のあり方。

イベントの方向性。

ボランティア活動や居場所づくりなど、地域とのつながりの観点から伺いたいと思います。

②社会教育委員会、図書館協議会などでは、どのような話し合いが行われているのでしょうか。また、市民の方からの意見などをどのように反映させるかについても伺います。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

指定管理者制度における、市納入金および指定管理料の考え方についてであります。

本年度においては、温泉施設や直売所などの集客施設において、休業要請を行っていないことから、一律的な負担軽減施策の実施は考えておりません。

来年度についても、新型コロナウイルス感染症の今後の動向が、いまだ不透明な状況であります。指定管理料、市納入金は、お互いに確認した協定書に基づくものであることから、引き続き、指定管理者の施設管理、運営状況等を確認しながら、民間事業者との公平性も考慮しつつ、慎重に対応する必要があるものと考えております。

施設の運営、経営状況については、指定管理者から定期または随時の報告を受けながら、適正な管理を行うとともに、年度中2回のヒアリングを実施し、直接状況の把握に努めているところであります。

今後についても、指定管理者との情報共有を図りながら、施設の適正管理を行ってまいります。

次に、学校給食における、農薬等を排した学校給食についてであります。

学校給食の提供に当たり、農薬・トランス脂肪酸・添加物をすべて排しての給食の提供はできませんが、食材の選定においては、従来から国産品を基本として、国の検査基準を満たし、また、食品添加物を極力排したものを使用しておりますので、児童生徒に提供する上では、支障はないものと考えております。

現在、市では地元産食材や、民間企業の特殊技術により精米された、「北杜市産ブランド米」の給食提供により、地産地消の取り組みを進めておりますが、来年度からは、国において「みどりの食料システム戦略」に基づき創設された、新たな補助制度を一早く活用し、学校給食への有機野菜等の導入も行っております。

今後も、安全で安心な食材の活用に努め、栄養バランスの採れた給食の提供を目指してまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

学校給食について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、食品の値上げによる影響についてであります。

昨今の物価上昇により、給食で使用する食材も、値上げとなったものもありますが、現在のところ大きな影響は出ておりません。

今後も状況を注視しながら、子どもたちに栄養バランスの取れた給食を提供するため、栄養士を中心に、献立や調理方法等にも工夫を重ねることで、給食の質を落とさないよう、取り組んでまいります。

次に、費用負担のあり方についてであります。

本市の学校給食は、これまでも、郷土食や行事食、地場産物を取り入れた献立など、良質なものを使用し栄養面とバランス面などを工夫し、質の高い給食の提供に努めてまいりました。

また、郷土を愛する心を育むとともに、食育を進めるため、地産地消への補助を行うなど、学校給食における地産地消の取り組みを積極的に進めております。

しかしながら、更なる地産地消推進のためには、安定した食材供給体制の確保等、課題も多いと考えております。

安心で質の高い給食を提供することを第一に考え、費用負担の在り方については、「学校給食法」で規定されている給食費用の保護者負担の原則も踏まえながら、今後検討を進めてまいります。

次に、調理施設の整備および調理業務委託についてであります。

より近代化された給食調理設備は、衛生環境の整った中で、アレルギー対応など、きめ細かな給食の提供が可能となります。

また、調理業務等の委託については、専門的なノウハウを活用した効率的な調理業務を行うことが可能となり、経費の有効活用が図られ、これにより生み出された財源を、更なる質の向上に振り向けることが可能となります。

こうした取り組みの積み重ねにより、質の高い給食につなげてまいりたいと考えております。

次に、これからの図書館および図書館事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今後の方針についてであります。

施設については、「第3次北杜市総合計画」や「新・行政改革大綱」、「公共施設等総合管理計画」の審議において示された方向性を踏まえ、これからの市の望ましい姿を展望した中長期的な観点から、適正な配置、規模について検討してまいります。

業務内容については、社会教育機関としての図書館が果たすべき役割を再認識し、図書館の機能、事業、サービスを一層、充実させてまいりたいと考えております。

市内の図書館が地域の方々の協力を得て行っている各種のイベントについては、事業の効果や図書館という「場」との不可分性を考慮しつつ検討してまいります。

図書館は公民館とともに、地域住民同士の交流の場となり、市民の諸活動を支援する施設であると考えております。

ボランティア、子ども、高齢者を含めた地域住民の居場所、活動拠点としての役割も考慮しつつ、これからの図書館の在り方を検討してまいります。

次に、社会教育委員会等での話し合いおよび市民の意見の反映についてであります。

「図書館協議会」に対しては、会議の折に進捗状況を報告し、ご意見をいただいております。

また、「社会教育委員会議」では「生涯学習推進計画」の策定に向けて、社会教育全般の観点から、図書館を含めた社会教育施設の望ましい在り方を検討していただいております。その中で現在実施している市民アンケートや、来年度開催予定の市民ワークショップ等の機会を通じて、

市民の皆さまのご意見を伺い、図書館の望ましい在り方を検討する際の参考にしてまいります。
以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。
大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

太陽光発電設備に関する条例について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、県条例施行による課題および県条例第27条に関する協議についてであります。

「山梨県太陽光発電施設の適正な設置と維持管理に関する条例」の施行に伴い、「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」を一部改正し、県条例との規制的競合関係の調整等を図ったことから、県条例施行によって、新たな課題が生じているとの認識はありません。

また、県条例第27条の規定に関し、市条例との調整および検討のため、県条例施行前において県と協議を行いました。施行後においては協議の場は設けられておりません。

次に、県条例の改正に対する市の対応についてであります。

県条例においては、現行10キロワット以上の太陽光発電設備を適用対象としておりますが、改正案では、10キロワット未満の設備も適用対象とするものであると伺っております。

その運用等、具体的な詳細については、県から示されていないことから、協議できる状況にありませんが、県条例改正による効果を確認しつつ、市条例の施行に影響が生じると認められる場合は、必要な対応を行っていく考えであります。

次に、市条例第9条および第10条についてであります。

設置基準に関わる指摘への対応については、市条例第10条第1項の規定に基づく許可基準への適合審査は市が行うものであり、適正に処理する必要があることから、専門家に限らず、ご意見等をいただいた場合は、審査上必要な事項に関するものであれば、申請者へ照会、確認するなど対応しております。

「説明実施報告書」の確認については、報告の内容に虚偽がある場合は不正な手段として、行政処分の対象行為に該当するものであり、事業者は市条例の趣旨、規定を十分に理解して、これを遵守するものであるとの前提に立ち、市は、申請書等を受理するものであります。必要が生じた際は、事業者に確認等を行っております。

営農型発電設備については、市農業委員会では、「農地法」の規定に基づく許可申請を行う場合は、「復元計画書」ならびに解体時に係る「見積書」と「解体費用を含めた資金証明書」を添付書類として提出することを必須としております。

一時転用許可の期間が終了した後は、速やかに設備を撤去し、原状に回復しなければならないことから、「復元計画書」が提出されない場合は、許可されることはありません。

今回の案件で、申請者が提出した誓約書は必須とするものではなく、任意に提出されたものであり、営農状況に基づき、県の指示に従う旨の内容であります。

また、今後の営農型発電設備については、国公表の認定情報を確認するなど、事業計画など動向の把握に努めているところであります。

情報公開・開示については、市条例の施行および「北杜市情報公開条例」に基づく情報公開

制度により、対応しております。

次に、「紛争調整の制度」の導入についてであります。

紛争調整制度は、その対象となる事業、条例の中に規定されることになるものと考えておりますが、財産権の行使と住民の権利主張との調和のため、あつせん、調停の手続きは、法や権利に基づく強制力を持つというものではないこともあり、また、地域住民等と事業者それぞれが、相互の立場を尊重し、当事者間で解決することが望ましいものと考えておりますので、導入は考えておりません。

次に、市の情報公開についてであります。

本市においては、県条例に規定する設置規制区域においては県の許可が必要となり、設置規制区域外では市の許可が必要となるよう、処分権限の調整を図っております。

このため、閲覧の手続きは、情報公開制度とは別の市条例の許可制度上において行われるものであると考えていることから、その閲覧を行う目的、期待される効果に係る重要性を明らかにし、また、市条例の許可等処分対象とならない事案への対応として、市のみではなく、県の制度構築への見解に基づくところもあるため、制度構築は難しいものと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時35分といたします。

休憩 午後12時04分

再開 午後 1時34分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

4項目すべてにわたって再質問を行います。

まず、太陽光発電設備に関する条例についてです。

今回、設置許可申請書に対して近隣住民が指摘したことは、許可の基準に直接関わる雨水処理や排水施設についてでした。このことについて、指摘がなされてから市が何をして、どのような経緯の中で事業者に許可をしたのか、もう一度、詳しくご答弁ください。

また、このことについては、年末に、まだ調整中と市は住民に答え、年が明けるとすぐに市は事業者に許可を出したと聞いています。住民との関係の中でも行政の姿勢が問われると思いますが、そのことのご答弁もよろしく願いいたします。

次に、営農型についてですけれども、今回、例に出したことについてです。

まず、復元計画書はたしかに知事宛てにしっかり出されています。誓約書は任意とはいえ、その中の文言に市の担当職員とというようなことも書いてあり、私は市としては、ここに危機感を持つべきだと思いますけれども、このことについてよろしく願いします。

それと営農型については、3メートルほどの高さになることもあり、また原状復旧をしなけ

ればいけないということで、土台等はしっかりはつくられないという中で、大変弱いもの、風とか風雨に対して、とても弱いものなのではないかと心配されるのですが、そのことについてのご見解もよろしくをお願いします。

続いて、情報公開についてですけれども、ご答弁にあった北杜市情報公開条例に基づいて情報公開を行うというのは、当たり前のことです。これについて、この条例に基づいて、実際の設置許可申請書や説明実施報告書がどのように公開されたのかを教えてください。

それから4番目、調整制度についてです。

ここについては、法や権利に基づく強制力を伴うものではない。だから今のところ考えてはいないというようなご答弁でした。それでは、北杜市は法の強制力がないものはやらないということなののでしょうか。私は、太陽光の問題は私有権というものがあって、なかなか市民の方が言うようなことが行政としてもできないということは理解しているつもりです。でも、市民の方は困ったり、不安に思ったりしていることがたくさんある。だから、その紛争調整制度というのは、主にたしかに都市部の中高層のマンションに対しての紛争の解決手段として始まったものでありますけれども、その自治体もその自治体の問題を解決、なんとか住民との間の問題を解決しようと思って、知恵を絞った結果がこの制度なのではありませんか。

政策法務の本の中に、まちづくりは住民の目線に立ち、地域の実情を踏まえた上で、自治体が政策法務を駆使して、条例等の自治体のルールを確立し、実現することが望ましい。私は、この姿勢が北杜市にないのか、それをやるつもりがないのか、そこを問いたいんです。そのご答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問の再質問にお答えいたします。

質問の数が多いので、もし答弁漏れがあったらご指摘をお願いいたします。

まず最初の質問ですけれども、条例の許可申請で雨水排水や、どのような経緯の中で許可されていたのか。事例を挙げますと、年末には許可調整中であつたので、年が変わったときに許可書が発行されたということのご質問でございますけれども、これにつきましては、問い合わせを受けた時点では、当然、まだ許可になっていないということで、たぶん回覧の途中であつたということで、まだ許可が出ていなかったと理解しております。年明け後に決裁が取れて許可書を発送したものだと思ひます。

それから2番目の営農型ですけれども、市の担当職員の指示に従いますというような誓約書が付いているということで、答弁でも任意のものであるということでお答えさせていただきましたけれども、これにつきましては、農地法の許可の段階の誓約書ですので、そちらのほうの、農地法の所管する市の職員の担当の指示ということだと思ひます。

それから原状復旧を原則としていて、それから基礎や支柱の耐震強度というか、強度が弱いものではないのかというものにつきましては、これにつきましては、営農型でも太陽光に対する強度等は、一定のものが確保されていると考えております。

それから情報公開制度に基づいて、どのように公開されたのかということですが、これにつきましては、処分を行ったものにつきまして、情報公開の制度により申請をしていただ

きまして、それに伴って公開を行っております。これについては、公開していない部分につきましては、ハンコの印影であるとか、そのようなものという格好になっております。

それから次のあと1つの、紛争の調整制度ですけれども、これについては、制度化する場合には条例に規定する、もしくは新しく条例をつくるということがありますので、制定にあたっては慎重を期する必要があると思います。

また、条例によって制度を設ける場合に、市にはどのような効果が期待できるのかを明確な理由を持ち合わせていないので、これについては慎重に検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加藤郷志君）

野中真理子議員の、会派しんせい代表質問の再質問にお答えします。

今回、業者が提出した書類の中に任意の書類ではありますが、このまま撤去しなくて県の監視下のもと施工するという、野中議員ご指摘の文書がありました。この文書の内容は、国の通知や県から国に対しての質問の回答に記載されておりますが、一時転用期間中に台風や冷害等の天災、営農者の事故など営農型発電施設の設置が原因とはいえない、やむを得ない事情により下部の農地における単収の減少等がみられる年がある場合には、その事情および、その他の年の営農の状況を十分勘案して判断することとなっております。

また、収量が少ない理由として、育成途中であることや地力回復の途上であるなどの場合には、やむを得ない事情として再許可を行うことは可能と考えられます。その際、一時転用許可の期間を3年よりも短縮し、監視を強化する等の措置も取り得ると考えるとの回答が書かれております。

本来、3年を機に許可を出していくわけですが、いろいろな事情により農作物が昨今、異常気象等、いろいろな状況がありますので、そういうものを勘案しながら、厳しい監視下のもと、本来3年の許可が出せるんですが、そこを短縮して2年、1年とすることも可能であるということ、この文書は指すわけでございます。野中議員がご指摘の、ただ単に違法転用し、そのまま放置するという内容ではまったくございません。このことは許可権者である県にも確認しましたが、同一の見解であります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

すべて答弁されましたか。

○17番議員（野中真理子君）

答弁漏れを指摘したいです。

○議長（加藤紀雄君）

どうぞ。野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

設置許可申請書に対する近隣の住民の指摘なんですけど、その指摘を受けてから許可を出すまで市が何を調査したり、それからどんな経緯があってその許可を出したか、そこが知りたかったので、そこのご答弁もお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問の再質問にお答えいたします。答弁漏れで申し訳ございませんでした。

近隣住民からの指摘を受けて、どのようにしたかということですが、その指摘につきまして、申請書について、その内容を通知しまして、それから了解を得るよう申請者に通知をして、それがなされたということでございます。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

今のご答弁なんですけれども、これは雨水処理排水施設という許可の基準、北杜市の許可基準にしっかりと書いてあることですから、そこは北杜市としてもちゃんと調査なり、それからその判断をしなければいけないところではないでしょうか。例えば土台の強度については、技術者がいないということで、なかなかそういうことができないんだということも、前、伺っております。ただ、許可基準に明確に書いてあるんですから、雨水処理とか排水施設については、市が、事業者にただ聞いて、それを言って、向こうにも伝えたからいいですよなんて、とんでもない話ではないですか。そこについてご答弁いただきたいですし、それから営農型についてのご答弁、農業委員会からいただきましたけども、要するに周辺の住民が心配するようなことは一切ないと、そういうふうにお伝えしてもいいということなのか、確認をさせてください。

それから情報公開についてなんですけれども、先ほども言いましたけれども、設置許可申請書とか、説明実施報告書というのは、事業者が市に公式に提出したものですよね。その時点で公文書ではないのでしょうか。だから、公文書だから公開されるのが当たり前なんではないかと私は思っているんですけれども、実際にはそうになっていませんよね。処分がまだ行われていないからということで、公文書であるかどうかの判断の前に処分が行われていないからということで出されていないと思いますけども、そこのご見解をもう一度聞かせてください。

それから調整制度については、紛争調整制度をつくれ、もちろんそういうものを、気持ちの中にはあるんですけども、こういう法律の中で住民に寄り添った、住民の不安が軽減されるような制度をまちづくりの中で何かつけれないか、そういう意欲がないのかということ投げかけているので、その意欲だけでも示していただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問の再々質問にお答えさせていただきます。

許可申請にあたり、市として雨水排水施設等の適切な判断をしていないのではないのかというご質問でありますけれども、これは許可申請書に基づいて判断をしているものでございます。

また、完成時には完成検査を行いまして、設置されたものが機能するかどうかを確認させていただいております。

それから情報公開制度につきましては、野中議員がおっしゃるとおり、申請書につきましては、処分を行ったものについて関係書類を開示しております。

それから調整制度についてですけれども、これについては、状況を勘案しつつ研究を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

加藤農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加藤郷志君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問の再々質問にお答えします。

営農型発電設備の申請につきましては、農業委員会において農地法第4条、第5条の議案として許可相当の可否が審議されます。その案件が許可相当となった場合、許可権者である県に進達し、慎重に書類等の確認のもと、許可となるものであります。

営農型発電設備を安全に支える支柱として必要最小限の構造のものであり、その基礎が独立基礎や支柱を地面に打ち込むだけの施工方法によるものであるか、併せて下部の農地における営農が適切と認められるのか、周辺農地に農業用排水施設の機能等に支障を及ぼす恐れがないか、また一時転用終了後は速やかに設備の撤去を行う復元計画がしっかりと担保されているかなどを主な審議内容としております。

われわれは農地法に基づき、法にのっとり、許可の一時転用許可につきまして、農業委員により、しっかりと案件について審議する中での決定事項となっております。

先ほど、そのあとの責任等、議員は語られましたが、われわれはこの内容に基づいて、法に基づいて許可するものかどうか、また許可権者は県となっております。違法でそのまま建てた場合は、もちろんそういう案件に関しては違法転用となりますので、それにのりつた指導を当然、行っていくものでございます。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

傍聴者に申し上げます。

マスクを着用しての傍聴をお願いします。

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

では、指定管理者制度についての再質問をいたします。

納入金指定管理料についてですけれども、例えば温泉施設の燃料については、年間の使用料が分かるでしょうから、その上下する価格を考慮するといった項目を年度協定に入れるなどの対応、そういう柔軟な対応が、私はできるのではないかと思いますけれども、そういうことでの軽減みたいなことができないかということ、ご答弁お願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

野中真理子議員の、会派しんせいの再質問にお答えいたします。

温泉等の施設につきまして、燃料について、年間の使用料等を考慮して年度協定に入れて柔軟な対応ということでもあります。

コロナ禍ということでありまして、非常に先が読めない状況がありますし、また燃料の高騰という問題もあろうかと思えます。市の指定管理施設につきましては、それぞれに施設の性質によるところで様々な状況があります。特に温泉施設については、燃料の高騰ということもありますけども、現在、そういう要望等をいただいているところが1件あり、そちらにつきましても、個別の状況等もありますので、協定に位置付けるというよりは協議をしながら、来年度の年度協定等に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

それでは、3項目めの学校給食について再質問を行いたいと思います。

北杜市の学校給食については、この間、パンに使われている北杜市産の小麦の割合が5%から10%になっているはずですが、また、この間の保坂議員のご質問から米粉のパンも月に1回は出されているということが、私たちも分かりました。このことは、本当は大変、私たち給食の安全とか食の安全とか、いろんなことを求めている者にとっては大変前進であり、それからアピールできることなんです。でも、そういうことを市はちっともアピールしていない。というのは、市自体がこの素晴らしさに気が付いていないんじゃないかなと思うんですけども、そういう意味で、市民、全員ではないかもしれないです。一部の食にこだわる人とか、子どもたちになんとか安全な食を届けたいと思っている人たちにとって、こういう情報って素晴らしいことなので、どんどん発信していただきたい。どうでしょうかということを、まず伺いたいと思います。

それから子育て支援策として、現在も賄い費の補助が行われているということは大変ありがたいことだと思っています。ただ、令和4年度は、本年度並みということで増額が行われなかったことは残念ですけども、今後に向けて、やっぱり子育て支援の食に関するアピールもできますし、それからアピールだけではなくて、何よりも子どもたちが健康に育つための大事なことであるということの認識を持っていただいて、今後もこの方向で考えていただければと思うんですけども、いかがでしょうか、そのことをご答弁ください。

それから3番目に、新しい施設整備についてですけども、アレルギー対応ということが言われました。施設が更新というか、整備がされることによって、今よりもアレルギー対応ができるのかどうか、そこを教えてください。

それから4番目としては、ご答弁にもありましたけれども、国の方針に基づいて、有機農法などが今後もますます進められる、今までの取り組みからさらに前進するということなんですけども、学校給食は供給先として大変安定しているし、大きなものであると思いますので、ぜひ農政や食農と一緒にあって、その連携について、教育委員会のご答弁をお願いしたいと思います。お願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

野中真理子議員、会派しんせいの代表質問、再質問にお答えをいたします。

まず、議員ご指摘をいただきました北杜市産小麦の使用率のアップ、また米粉パンの活用についてのアピールであります。

保護者宛てには毎月、定期的に給食だよりということで、各給食センターから情報等をお知らせしているところではありますが、こういったアピールポイントについても、さらに周知できるように、また給食だよりの中にもしっかり盛り込むよう、今後とも努めてまいりたいと思います。

また、次の子育て支援の拡充ということだと思います。

これまでも保護者の皆さまの負担を増加させないためという目的もありまして、子育て支援、また地産地消を進めるという観点から、市では賄い費の一部を補助するというところで努めております。

額の拡充につきましては、今後の状況等にもよるかと思えますけれども、全体の予算の状況、また費用負担、保護者負担のあり方、給食費についてはここ10年以上、合併以来ということですが、値上げをしていない状況もあります。昨今の物価の上昇、また燃料費等の高騰の要件もあるかと思えますので、その全体をしっかりと見ながら、支援のあり方については考えていくべきではないかなと考えております。

3点目の施設整備の件であります。

当然、新たなグレードアップする施設の整備ということになりますと、現在、やはり課題になっているアレルギー対応というのは、やはり取り組んでいかなければいけない課題であるとは思っておりますので、施設整備の中でも、アレルギーについてもしっかりと踏まえた中での施設整備を考えていく必要があると考えております。

最後4点目の有機野菜の拡充ということですが、当然、農政サイドと連携を取る必要があると思っております。学校給食につきましては、現在、小中学生合わせて3千食、毎日作っているという状況でありますので、やはり有機、地産地消を進めるには、一定量の確保が必要であります。担い手農家さん方には非常に頑張ってくださいまして、学校給食へのご提供をいただいているところでありますが、安定供給ということは、やはり学校給食にとって必須の条件でありますので、そういったところも踏まえつつ、農政サイドとはしっかりと連携を取りながら今後も情報共有を取り、有機、地産地消を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

それでは、4項目のこれからの図書館および図書館事業についての再質問を行いたいと思います。

図書館はもちろん図書館法に定められた目的、幅広い目的もありますし、あらゆる分野を網

羅できるという利点も大きいと思います。さらに私は用事がなくても、お金を払わずに長時間いられる公共施設って、ほかにはないなということで、例えば灯油代が高ければ暖をとりに図書館に来てください、新聞、雑誌もあります、そういう使われ方を市民の方がすることも本当に大歓迎の場所だと思います。

それから、また市長が総合計画の中でおっしゃっていた「北柱は一つ」という考えは、もちろん分かるんですけども、例えばボランティア活動などをすると、地域、自分の心から湧き出る、頭の中にある地域というのは、ある意味で市民一人ひとりの中の地域というのは、限られた範囲ということもあります。そういう活動の場をなくしてしまうと、図書館というのは、図書館大好き、今、8図書館の中でいっぱい活動されているボランティアの人たちがいます。そういう活力をそいでしまっは大変もったいないことなので、そういうことも踏まえて、行政改革大綱に掲げられた集約や統廃合の議論のところに、そういうことも十分に踏まえていただきたいと思います。

今の、2つの考え方についての市のご見解を伺いたい。要するに用事がなくてもいられるということと、それから地域の単位という意味の中での図書館なんですけど、その2つについてのご答弁をいただきたいのと、あと中学校の今後のことがまだ決まっています。先ほど、市長の前の会派のご答弁で、本庁舎の位置が決まらなくても、公共施設のあり方は進めるんだということだったと思いますけれども、図書館については、例えば中学校のそばに図書館があり、バス停があり、家に帰るまでの間、図書館に行って勉強をしたり、それからそこに例えば先生のOBの方がいて勉強を見てもらえますみたいな、本当にまちづくりや人づくりと関わる中学校のあり方と図書館というのは結びつくのではないかと思いますので、そういうことも含めてどう考えておられるか、ご答弁を願えればと思います。よろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

野中真理子議員、会派しんせいの代表質問、再質問にお答えをいたします。

まず、図書館についてであります。いつでも寄れる場所としてということでもあります。

やはり図書館というのは、社会教育の中の機能を持つ施設であります。やはり図書館というのは市民の方、また市外の方が気軽に寄りながら自分で調べたいものを調べる、また読書をすすめるということで、やはり存在意義がもちろんあります。それで、市民の交流の場としての機能も当然、期待できることですから、特に利用制限等なく、いつでも誰でもということはそのとおりだと思っております。しかし、やはり図書館の機能というものは、しっかり踏まえつつの図書館ということになるのかなと考えております。

次にボランティアの皆さまの件でありますけども、これまでも図書館ボランティアの方、その他、子育てのボランティアをされている方が図書館というフィールドを拠点にいろんな立場の中で、熱意を持って活動されております。これにつきましては、非常にありがたいことだと思っております。

今後、イベントにつきましては、やはり図書館のイベントだけでいいのかということもしっかり考えていかなければいけないのかなと思います。いろいろなイベント、子育て、いろいろ、図書館に限らず、様々な場面でボランティアの協力をいただきながら、いろんなイベントがで

きると考えておりますので、特に図書館に限定せずにとすることは、やはり今後の検討に当たっては必要なことだと考えております。

図書館の数、現在8館であります。ここを拠点に当然、ボランティアの方々、活動していただいているところでもあります。図書館以外の場でもしっかり活躍ができるイベント等について、やはりしっかり考えていくことも1つの、今後のボランティアの皆さまが活躍でき、市民の皆さまのためになるというか、喜ばれるようなイベントにつながっていくのかなということでもあります。特に図書館の場所にとらわれずにとすることの考えは、必要なのかなという考えを持っております。

最後の、中学校と図書館との関わりであります。

当然、中学校にも図書室等がございます。学校の近くに図書館があれば、それはやはり子どもたちも気軽に立ち寄れる、大人の方も学校の近くで、子どもたちを見守りながら、そこで過ごすことができるという効果はあるかと思えます。やはり学校の図書室等につきましても、全国的な事例の中では、図書館としての機能を一般開放しながらということもあるということでもあります。施設、やはり機能等もしっかり考えながら、今後の公共施設のあり方については考えていくべきだと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

図書館に関しては、特に図書館大好きで今まで関わってきた人もいますし、それからいろんな可能性を秘めているものだと思うので、今後の話し合いを、市民がそういう情熱を持ってやっているのをどうやってみ上げていくかというのも問題だと思うんですけども、そのへんの、この意見のくみ上げについて、どのように考えているか、教えていただければと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

野中真理子議員、会派しんせいの再々質問にお答えをいたします。

意見のくみ上げということですが、これまでも、今年度図書館のあり方について、やはり現場で働く図書館司書の方、また図書館ボランティアの方、図書館を利用されている方など、幅広くご意見を頂戴してまいりました。今後のあり方の検討にしっかりと活かせるよう、いろいろな立場のご意見等を伺ってきたところであります。

今後につきましても、そうしたことで、様々な意見、様々な機会を通じながら、いろんな方の意見に耳を傾けてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

野中真理子君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

それでは、関連質問をさせていただきます。

1項目め、太陽光発電設備に関する条例についての営農型設備の件で1点、確認、教えていただきたいと思います。

この営農型発電設備は、下部の農地において営農を適切に継続しながら、これに支障を与えないように発電事業を行うと。そういったことが設置基準、そして許可基準になっているんだと思うんですけど、そこで1点、確認と言いますか、教えていただきたいんですが、農地が実際に適切に継続されているのかどうか、そういった農地のパトロールと言いますか、そういった体制ではどうでしょうか。1点、教えてください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加藤郷志君）

清水敏行議員の、会派しんせいの関連質問にお答えいたします。

許可が出たあとでございますが、毎年、許可期間中の農作物の収量の報告というものがございます。そこにどれだけ出荷したか、あと写真を添付して提出しなければならない。それを許可権者である県に報告を行っております。

今のところ提出していただいているところは、順調に生育しております。野菜等であれば8割、一般に採れている8割を確保すればいいということですが、おおむね順調に生育しております。かなり、この発電型は果樹等が多くございます。果樹はどうしても定量にいくまでには8年と、かなりの年数が必要となるわけですが、遮光とかそういうものを計算して行っておりますので、近頃、太陽の光もかなり強くなってきていて、順調に生育しているということは確認が取れております。

やはり太陽光発電で収益を得て、また下の作物でも収益が取れるような体制づくりというのは重要でありますので、われわれ農業委員会は別に太陽光発電を推奨しているわけではございませんが、皆さま方から出てきた案件をしっかりと法に基づき審議しているわけでございます。また、厳しい要件があつて、毎年報告書を提出させ、しっかりと県と市で内容確認を行っております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、会派しんせいの会派代表質問を終結いたします。

次に、星見里の声の会派代表質問を許します。

星見里の声、4番議員、小林勉君。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

星見里の声の代表質問を大きく5つ、させていただきます。

上村市政が始まってから1年余りが過ぎ、新たな北杜市の指針ともなる第3次総合計画、そして新・行政改革大綱のもと、「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」の実現に向けた船出の春となります。

しかしながら、目の前は急速な少子高齢化の波や不安定な海外情勢による経済の停滞、そして長引くコロナウイルスのまん延など、決して明るいものではありません。

本市の将来像「子どもの笑顔が自分の笑顔になるまち」を目指して、目の前にある課題を一つひとつクリアしていかなければ、明るい未来はありません。

まず、大きな課題が少子高齢化をどう食い止め、子育て世代をどう増やしていくかです。それには大きく2つの方向性があります。1つは、ここで生まれた若者の市外流出をどう防ぐか、そしてもう1つは若い世代の移住転入の促進です。私はこの課題を、身をもって体験した移住者の一人として、現状に危機感を感じております。

私個人の話をしてみると、私は25年前、33歳で旧高根町清里に移住してきました。生まれは名古屋で仕事は東京。当時、子どもはなく、夫婦2人の都会生活は特に不自由もなく、さらに言えば仕事も都会も嫌いではありませんでした。

しかし、自分と家族の将来のことを考えると、都会での時間に潰されるような生き方に疑問を抱き移住を決めました。

1996年にペンをオープンするための準備が進む中、妻のお腹に第1子がいることを知りました。めでたいことにペンのオープンと同じ月の出産予定でした。

出産の準備をする中で、一番困ったことは産婦人科病院が近くにないことです。結局、長野県の富士見高原病院にお世話になりました。さらに1年半後、第2子出産の際は大雪に阻まれ、病院にたどり着けないという事態も経験しました。

その後、2人の男の子はヨハネ保育園、清里小学校、高根中学校と本当に豊かな少年期を過ごしました。自然の中で伸び伸びと育ったことは、何よりも彼らの財産であります。

さて、私たち親にとっての一番の試練は高校生活3年間の送迎でした。運よく年子の2人が同じ甲府の高校、同じ部活に入ってくれたことで、私たち親にとっては4年間で済みましたが、朝は早く夜は遅く、部活は土日もあり、まさしく子ども中心の4年間でした。そんな目の回るような時間も今は懐かしく思えるように静かです。

高校卒業、進学とともに2人の息子は北杜市を離れました。彼らの夢を支えるものが、ここにはないから仕方がありません。

私の経験が一人の移住者のライフサイクルと考えると、移住者をいかに受け止め、さらにその先の定住を目指すには何が必要か見えてくると思います。

さて、これから代表質問させていただきます。

1つ目、移住促進事業の現状と課題についてお聞きします。

第3次総合計画、基本構想の人口動態のページには、目標人口と実人口の差をグラフで示し、2025年の実人口予測が4万4,096人であるところを800人ほど多い4万4,893人と目標数値を明示しています。この目標を達成するためには総合計画にあるように、子育て世代・若者の移住・交流促進が不可欠です。現在は転入超過が続いており、移住者の転入が多い状態ですが、その内訳を年代別にみると高齢層で転入者数が多く、若年層では転出者が転入者を上回っており、このままでは目標人口への道のりは厳しく見えます。そこで以下、質問をします。

1. ここ数年の移住者の推移は。その年齢別内訳は。
2. 移住促進事業の来年度の目標は。その先の未来は。
3. 転出者の年齢層、転出先はどこが多いのか、その理由は。
4. 地域おこし協力隊の定着率は。
5. 「子育てするなら北杜」の一番のPRポイントを教えてください。

次に、変更される行政組織の主な役割や目標についてお聞かせください。

令和4年度の行政組織改革により新たな部署や担当が設けられました。変化の激しい時代へ適応するため、さらにはその先の未来を見据えての組織改革は必要なことと考えます。上村市政の未来を具現化するための新たな組織のスタートは、市民にとっても大きな希望であると言えますが、何を担当している部署なのか見えづらい面もあります。新設された組織、部署の役割、目標や体制などについて質問します。

1. 北杜未来部の目指す目標は。
その中のデジタル戦略担当の体制、役割、目標は。
それから未来戦略担当の体制、役割、目標を教えてください。

2. ネウボラ推進課の目標は。
対象となる年齢、その理由を教えてください。
それから強化する点、これまでと違う点についてもお聞かせください。

3. ふるさと納税課。
シティプロモーション担当の役割は。
そして、産業観光部やその他部署、これまでプロモーションをしてきたと思うんですけど、その役割分担についてお聞かせください。

3つ目の大項目です。コロナ後を見据えた観光地域の受け入れ態勢の強化についてお聞きします。

何度かの変異を繰り返しながら2年もの間、世界を苦しめた新型コロナウイルスですが、オミクロン株のまん延とともに集団免疫獲得状態に近い国々では、規制を緩める方向も見られます。わが国では三度目のワクチン接種の遅れもあり、まん延防止措置が継続、延長の地域も多く予断を許さない状況でもあります。しかしながら、週末のレジャー人口は少しずつ増加傾向にあり、先月2月11日からの3連休の近隣スキー場では例年と変わらないほどの人出があり、本当の意味でのwithコロナの時代を人々は歩み始めています。

北杜市の産業の4割強を占める観光業の衰退は、本市の未来の方向性を変えてしまうことにもなりかねません。県のグリーン・ゾーン制度の認証率も上がり、感染対策を十分に施しながら、今こそ旅行に渴望感を抱えた世界中の人々を迎い入れる準備が必要です。そこで質問します。

1. インバウンド再開に向けた準備はどうでしょうか。
2. アウトドアを活用した集客、プロモーションについてお聞かせください。
3. 八ヶ岳高原大橋をライトアップして観光の名所にしてはどうか。
4. 八ヶ岳や南アルプスなどの景観を損ねたり、道路へはみ出したりして危険な樹木を計画的に伐採してはどうか。

4つ目の項目です。ワクチン接種の有無に対する差別について。

昨年より、新型コロナウイルス対策としてワクチン接種が始まっております。本市におかれ

ましても、すでに3回目の接種が開始されております。一方、様々な事情からワクチン接種ができない方、希望されない方もいらっしゃいます。現在12歳以上の接種率につきましても努力義務が課されているところでありますが、あくまで任意となっております。しかし、ワクチン未接種を理由に社会的な偏見や差別的行為が見られていると報道や市民の声も届いております。そこで以下、質問させていただきます。

1. ワクチン接種の有無による偏見や差別は許されるものではないと考えますが、市長の考えはどうでしょうか。

2. 現在、市への相談や被害報告はありますか。

最後、5つ目の大項目です。清里地域再活性化委員会についてお聞きします。

上村市長の公約にある清里地域の再活性化については、一昨年の12月議会から、たびたび質問をさせていただいております。

コロナの状況が続く中、進捗が見られないことは致し方ないかと思いますが、観光地、清里もコロナで大きく疲弊しています。新年度の市長のアクションに期待を込めて再度、質問させていただきます。

1. 清里再活性化委員会の設置の予定は。

そしてその委員の選定方法や基準についてお答えください。

2. 策定しようとする事業の年度スパン（何年計画か）と、その中での来年度の目標は。

3. 来年度の事業予算は。

以上5つの大項目、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時38分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

小林勉議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

移住促進事業の現状と課題における「子育てするなら北杜」のPRポイントについてであります。

コロナ禍を機に、地方の魅力や暮らしが再認識され、テレワークなどの新しい働き方の普及と相まって、地方への人の流れが加速していることは、大きなチャンスであり、このチャンスを生かし、「子育てするなら北杜」と多くの若者や子育て世代に共感される、子どもが賑わうまちを実現してまいりたいと考えております。

こうしたまちを実現する上で最大の課題は、「静かなる有事」である少子化の進行であります。

この課題を克服すべく、子育てに係る経済的負担の新たな軽減策として、「子育て応援金支給事業」を創設し、第2子、第3子と、希望する数の子どもを持つことができる環境づくりを、

強力にサポートしてまいります。

また、結婚から妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援を行う「北杜版ネウボラ」を推進するとともに、仕事と子育てが両立できる環境づくりに取り組みます。

加えて、親子で集え、子どもたちの能力や可能性を育む様々な遊び場となる公園や、子育て世帯の住環境、機能性と利便性を高めた保育・教育環境の整備、さらには、安全・安心な給食の提供等に取り組み、他市にない充実した満足度の高い子育て環境を整えてまいります。

その上で、こうした本市の子育て支援に関する重点施策を、シティプロモーション等を通じて効果的に発信してまいります。

次に、変更される行政組織の主な役割や目標について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜未来部についてのデジタル戦略担当の体制等についてであります。

北杜未来部の目指すところは、文字どおり北杜の未来を拓く重要課題へ迅速かつ果敢に取り組み、組織の総合調整機能を強化するところにあります。

国においてはデジタル庁が設置され、新型コロナウイルスの感染拡大により行政のデジタル化の重要性がこれまで以上に高くなっていると認識しているところであります。

デジタル戦略担当においては、縦割り行政を排した全庁横断的なデジタル化推進の司令塔として、DXの実現に取り組んでまいります。

職員・市民の生活の中にデジタル技術を浸透させ、様々な行政サービスを連動させ効率性・利便性が向上していくことを目指してまいります。

次に、未来戦略担当の体制等についてであります。

未来戦略担当については、新しい産業を起こしていくため、市内の各種産業における、持続可能な新しい価値の創出や、次世代型産業や基幹産業である農業、本市の財産である森や水などの資源を生かした産業の誘致を目指してまいります。

また、サテライトオフィスを来年度から開設し、この施設を中心に、民間のノウハウを活用しながら、企業誘致を推進し、雇用の創出、二拠点居住、移住定住につなげてまいります。

さらに、首都圏等の先端産業分野や、本市の特徴を生かした産業分野などに、積極的な働き掛けを行い、企業誘致を図るとともに、姉妹都市の大韓民国抱川市、アメリカ合衆国ケンタッキー州マディソン郡や、日本に関心を持つ国々に私自身がトップセールスを行い、ポストコロナを見据えた、インバウンド観光の取り込みも目指してまいります。

次に、コロナ後を見据えた観光地域の受け入れ態勢の強化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、インバウンド再開に向けた準備についてであります。

オミクロン株による感染拡大により、インバウンド需要回復の先行きは、依然として不透明な状態ですが、需要回復に向けての準備は大変重要であります。

本市の取り組みとしては、インバウンド再開のため、外国に向けたフェイスブックの情報発信を継続して行い、本市に対する注目度を維持していく工夫を行っているところであります。

また、来年度は、トップセールスに伴い、本市の魅力をアピールすることにより、インバウンド需要の掘り起こしを実施してまいります。

今後は、持続可能な観光地づくりがインバウンドの主流となることを見込まれるため、観光庁がSDGsの流れに対応し、持続可能な観光地マネジメントを行うための支援ツールとして

開発した、国際基準に準拠した観光指標「日本版持続可能な観光ガイドライン」を活用した取り組みを行っていく必要があると考えております。

次に、アウトドアを活用した集客等についてであります。

来年度事業として、アウトドアやスポーツ、アートを活用した「ツーリズム推進事業」を展開し、本市の魅力を感じていただけるような情報発信の仕組みや、何度も滞在していただけるような誘客の推進を図っていく予定であります。

プロモーションの方法については、市ホームページや雑誌・広告への掲載、さらにInstagramなど、様々な媒体を活用した情報発信を行ってまいります。

事業実施に際しては、市内への誘客をさらに強化するため、インフルエンサーの活用や、プロモーションを得意とする関係団体や企業との連携を図っていくほか、包括連携協定を結んでいる「The North Face」との協働による登山道整備や、子どもたちを対象とした魅力的なキャンプ体験などの事業を展開していくことで、相乗的な集客を図ってまいります。

次に、八ヶ岳高原大橋のライトアップについてであります。

八ヶ岳高原大橋は景観が素晴らしく、多くの観光客が四季折々の風景を楽しめる人気のスポットとなっており、これまでも乗用車のCMや観光スポットの紹介などで、たびたびロケ地として活用されているところであります。

橋のライトアップについては、観光面での更なる高付加価値化が見込めるなど、大変有効な取り組みと考えておりますので、早期実現に向け、管理者である山梨県に対して、強く要望を行ってまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

小林勉議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

変更される行政組織の主な役割や目標について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ネウボラ推進課における対象年齢および理由についてであります。

来年度の重点施策の一つである「子育て支援」の各種施策を着実に実施するため、「こども政策部」を新設し、「子育てするなら北杜」のブランドを構築し、少子化の流れを克服し、子どもを増やすため、「ネウボラ推進課」を設置いたします。

ネウボラ推進課では、0歳から18歳までの児童を対象とし、本市の恵まれた自然環境を生かし、子育てを切れ目なく一貫して支援をしていくことで、子育て世代の負担や不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整備してまいります。

次に、強化する点等についてであります。

「ネウボラ推進課」は「ほくとっこ元気課」を改称したものでありますが、子育て支援に重点的に取り組む「こども政策部」を新設し、「子育て政策課」と「こども保育課」とが連携する中で、結婚から出産、子育てにわたる切れ目のない支援に横断的に取り組むなど、子育て支援に重点的に取り組む体制を充実強化してまいります。

その上で、子育て世代の経済的負担を軽減し、第2子、第3子と、希望する数の子どもを持つことができる環境をつくるため、「子育て応援金支給事業」を新たに創設し、市内にお住まい、

移住を希望されている、子育て世代、若者世代の方への支援を拡充し、「子育てするなら北杜」というブランドを構築してまいります。

次に、ふるさと納税課におけるシティプロモーション担当の役割についてであります。

新たに創設したシティプロモーション担当では、本市の魅力や優位性を広く県内外にPRし、関係人口の増加や市民の「シビックプライド」の醸成に資する施策を戦略的に講じてまいります。

また、アフターコロナ・ウィズコロナにおいて、地方に関心を持つ方が増えている状況の中、来年度から開設するサテライトオフィスやワーキングスペースの活用、民間施設へのテレワーク環境の拡大を図りながら、二拠点居住を推進し、関係人口の増加を目指してまいります。

また、移住定住相談の強化やふるさと納税の拡大などを通じて、本市の取り組みに魅力を感じ、応援していただける北杜ファンを増やし、移住定住につなげてまいります。

次に、他部署との役割分担についてであります。

シティプロモーション担当は、市内のシティプロモーション推進の機運醸成を図るとともに、関係部局と連携を図りながら、本市の魅力を県内外に広くPRするための総合調整を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

小林勉議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

移住促進事業の現状と課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、移住者の推移および年齢別内訳についてであります。

県が実施している、移住者実態把握アンケート調査をもとに集計した結果では、転入者のうち、自分の意志で移住した、いわゆる移住者数は、平成30年度768人、令和元年度763人、令和2年度649人であり、ここ数年、年間700人前後で推移しております。

年齢別内訳は、昨年度の実績では、移住者649人中、19歳以下91人、20歳代90人、30歳代109人、40歳代87人、50歳代83人、60歳代103人、70歳以上86人です。

次に、移住促進事業の来年度以降の目標についてであります。

「第3次北杜市総合計画」では、「地域のありたい姿」として、「子どもの笑顔が自分の笑顔になるまち」の実現に向けて、若い世代に選ばれる地域づくりを目指すため、子育て世代や若者の移住定住を、さらに促進する方針であります。

コロナ禍を契機としたテレワークの広がりにより、地方での生活を考える若い世代が増えており、本市においても、移住者のうち40代以下が全体の約60%を占める状況となっております。

この状況をチャンスと捉え、これまでの移住相談等で得たノウハウを、最大限に発揮する中で、オンラインや対面による相談体制の強化を図り、空き家バンクの充実や、戦略的に発信するシティプロモーションの相乗的な推進などにより、若い世代に選ばれる地域を目指し、来年度は、移住者数800人を目指してまいります。

これらを継続することにより、未来に向けて若い世代に選ばれる地域をつくってまいります。
次に、転出者の状況についてであります。

はじめに、総務省が公表している「令和2年人口移動報告」による転出者の年齢層は、19歳以下188人、20歳代543人、30歳代192人、40歳代132人、50歳代99人、60歳代63人、70歳以上128人、合計1,345人であります。

次に、主な転出先は、東京都234人、長野県133人、神奈川県115人、県内では、甲斐市142人、甲府市130人であります。

転出者は20歳代が非常に多いことから、就職に伴うものであると捉えております。

次に、地域おこし協力隊の定着率についてであります。

本市においては、制度を創設した平成21年度からこれまで、観光、農業、林業、移住施策など、様々な分野において、地域おこし協力隊員が活動してきており、退任後市内に定住し、就職または起業した隊員は61名中、40名で、定着率は約66%であります。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

小林勉議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

ワクチン接種の有無に対する差別について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ワクチン接種の有無による偏見や差別についてであります。

新型コロナウイルスワクチン接種については、12歳以上について努力義務とされておりますが、様々な理由により接種を受けられない方もいることから、個人のワクチン接種への理解と判断において、接種をお願いしているところであります。

ワクチン接種の有無による偏見や差別は、断じて許されるべきものではないと考えております。

このため、市では、市民の皆さまに接種の勧奨を行う際に、ワクチンハラスメントについての理解が深まるよう、広く周知をしているところであります。

次に、相談や被害報告についてであります。

現在、市には、ワクチンハラスメント等についての相談や被害報告はありませんが、今後も、心配のある方や被害に遭われた方からの相談等に、しっかりと対応してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

小林勉議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

清里地域再活性化委員会について、ご質問をいただいております。

はじめに、委員会の設置予定および委員の選定方法等についてであります。

「清里地域活性化委員会」の設置については、先月に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により延期となったため、改めて、第1回会議の開催を今月下旬に予定し

ております。

委嘱する委員については、清里地域の活性化および持続的な発展に向けた取り組みを行い、将来の清里地域の在り方を検討するため、「北杜市観光協会」や「北杜市商工会」など地域の関係団体を代表する者、清里地域に活動の本拠を有する個人や法人、学識経験者、関係行政機関の職員などから選考を行ったところであります。

次に、事業期間と来年度の目標についてであります。

委員会では、清里地域の将来像や課題、活性化および魅力向上に資する取り組みなどについて、提言をいただくこととしております。

来年度の目標については、いただいた提言をもとに「清里ルネサンス計画」として取りまとめ、令和5年度からの事業実施を目指してまいります。

事業期間については、事業計画において、ソフト事業、ハード事業があるため、短期、長期に区分していく方法を考えております。

課題の整理や地域の合意形成が比較的容易な事業については、期間を3年から5年程度とする「短期事業」として、課題の整理や合意形成等から事業化に一定の時間を要する事業については、期間を10年程度とする「長期事業」として区分することとしております。

計画する事業については、持続可能であることや、地域や観光事業者が主体となって行うことにより、継続性が図られることが重要であると考えております。

次に、来年度の事業予算についてであります。

総事業費は100万円で、高根町清里地区および須玉町増富地区の活性化および持続的な発展を目的として、市と地域が連携し、地域の将来像や魅力向上に向けた取り組みを実施してまいります。

内訳については、「清里地域活性化委員会」の会議開催に要する委員報償や、清里地域や増富地域でのセミナーの開催費などであります。

事業の実施に当たっては、地域の魅力向上に向けた取り組みとして、SNSによる情報発信や、インフルエンサーの活用についても研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

小林勉議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

コロナ後を見据えた観光地域の受け入れ態勢の強化における、樹木の伐採についてであります。

国道や県道については、道路管理者において主要路線を年間管理委託し、危険な樹木の伐採作業や道路の補修を行っております。

本市においても、各総合支所と連携し、主要路線について、通行の妨げとならないように、道路パトロールを行い、支障木等の伐採を行っております。

また、管理が適切に行われない森林沿いの道路においては、倒木による停電や交通事故を未然に防ぐため、国、県で創設された電力などの重要なインフラ施設周辺の森林整備ができる事業等を活用し、間伐などの森林施業を通じて道路沿いの危険木の伐採を行っているところであ

ります。

なお、道路管理者が行う伐採は、道路交通の安全確保が基準となりますので、景観形成を目的としての対応は、難しいものと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

小林勉君の再質問を許します。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

それでは、5つの項目すべてにおいて再質問をさせていただきます。

まず、最初の移住促進事業のことについてです。

北杜市の移住者の現状と若年層の転出の状況は、数字が示しているとおおり、厳しいものがあります。10年後の子どもの全体人口を増やすためには、3つの側面から考える必要があります。1つは若い世代に向けた市独自のハード面、ソフト面でのインフラ整備、そして子育て支援事業も、その1つです。2つ目は、移住者の働く環境の整備。3つ目は、若者の学べる場の整備といえます。

移住促進で成功例として、流山市のケースがあります。流山市の場合は、若い世代の雇用環境を改善するために積極的な企業誘致、特に物流倉庫の誘致に力を入れ、移住後の働く環境整備を充実させています。その上で、働く世代が子育てしやすい環境を同時に整備しています。その例としてユニークなのが、送迎保育ステーションの充実です。これは通勤途中の保護者が朝7時から7時50分の間に送迎保育ステーションに子どもを預けると、そこから各保育園へバスで送迎してくれるというサービスです。このサービスにより保護者は住んでいる場所や保育園の空き状況など、それほど考慮する必要がなくなります。

本市でもやはり働く環境の整備が一番の課題であり、子育て環境の整備やニーズの拡大に合わせて充実させていく必要があると考えます。

次に若い世代の流出を防ぐ方法として、高校を卒業する世代の進学先の確保が長い目で見れば必要です。秋田市が運営する国際教養大学は、国内では珍しいリベラルアーツの教育方針と学生の半数が留学生で学内の公用語が英語であることを特徴として、世界から多くの学生に選ばれています。卒業後も秋田に残り起業する学生も多く、若者の移住に大きな成果をあげています。

そこで再質問を3つ、お願いします。

1つ、まず「子育てするなら北杜」を多くの人に実感してもらうためには、子育て支援事業を切れ目なく実行する必要があります。そのためには、それなりの財源の確保が必要と考えますが、その点はどういうふうにご考えておられますでしょうか。

2つ目、将来に向けて本格的な企業誘致に対する施策は、どのように現在動いていますでしょうか。

3つ目、本市も特色ある大学、もしくは専門学校などを誘致し、設立し、若い世代の流入の促進を図ってはどうかでしょうか。

以上3つ、よろしく申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

小林勉議員の、星見里の声の再質問にお答えいたします。

私からは財源の確保について、お答えをさせていただきたいと思います。

2030年、子どもが賑わう夢かなうまちの実現に向けては、重点施策であります子育て支援を中長期的に講じていくことが必要であります。今後も子育て支援策として、ハードの面においては、子育て拠点施設や公園の整備、保育園や小中学校などの高機能化、ソフト面においては、子育て応援金、子ども医療費、第2子以降保育料無料化、さらには奨学金に対する返済金の補助や奨学金制度の創設も考えられることから、事業を継続的に実施していくためにも安定した自主財源が必要であります。そのためにも、北杜を応援していただく方を増やし、集められた寄附金や事業の選択と集中により生じた余剰金などを原資に、子育て支援基金といったような基金を新たに造成することで、子育て支援にかかる財源の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

小林勉議員の、星見里の声の再質問にお答えいたします。

若者、若い世代の流出を防ぐということの中での企業誘致というような質問であったと思います。

企業誘致につきましては、これまでも創業にかかる初期投資の支援ですとか、固定資産税の減免や、利子補給といった制度の支援等を行いながら誘致を行ってきたところであります。また、コロナ禍において、企業の働き方が変化する中、新たな企業誘致に向けた取り組みも進めているところであります。

市では、テレワークの普及を踏まえてサテライトオフィスやコワーキングスペースを来年度から開設するところであり、周辺地域に民間の施設も増えてきておりますので、共に連携を図りながら二拠点居住や人の流れを促進し、企業の誘致、また働く環境の創出を目指してまいりたいと考えております。

また、来年度創設する未来創造補助金というような補助金もありますので、先端技術を活用した企業、ワーケーション環境を整備する企業などの応援も行ってまいりたいと考えておりますので、さらに企業誘致のほうは進めて、子育てしやすい環境、また移住者の促進を図ってまいりたいと考えております。

また、もう1点ですが、若い世代の流出を防ぐということの中で、大学もしくは専門学校等の誘致というような質問であったかと思っております。

大学の誘致につきましては、やはり20代の転出抑制ということでは非常に大きな効果があるのとらえております。大学誘致につきましては、学校の考えもあると思っておりますし、周辺環境整備など様々な課題もあるかと思っております。また、市ではこれまでなかなかやっけてい

なかったということもありまして、ノウハウもあまりない状況ではありますけども、可能性につきましては、今後、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

それでは、2つ目の再質問をさせていただきます。

再質問を3つ、させていただきます。

変更される行政組織の役割や目標はということで、北杜未来部の中の各部の役割については理解できました。北杜市の未来を見据えた中での新たなデジタル環境の対応に特化したデジタル戦略担当と、変化の激しい世界情勢への対応に特化した未来戦略担当という位置付けということだと思えます。

そこで組織の位置付けについて、お聞きします。

様々な情勢の変化に迅速に対応するには、トップである市長と、そのブレインであるグループが機動的に動く必要があると考えます。北杜未来部が市長の直轄ブレインというピラミッド型ということでしょうか。それともフラットな機能的な組織ということでしょうか。

そして2つ目、こども政策部およびネウボラ推進課は0歳から18歳までの人生における一番大切な時期のほぼすべての分野にまたがる、本市においては一大プロジェクトと考えます。福祉分野に加え、教育分野へも大きく関わる部と考えますが、教育委員会との連携はどのように考えていますでしょうか。

そして訪問窓口としても、こども政策部と教育委員会は同じフロアにして、より分かりやすくしたらどうでしょうか。

そして3つ目、シティプロモーションにも様々な切り口があります。シビックプライドの醸成という観点からは、北杜市に住んでいる喜びをどう実感してもらうかが課題だと考えます。同じような古都のイメージを持つ京都と奈良では、住民のシビックプライドに大きな差があるといわれます。

本市においても、今ある価値をどう認識してもらうか、それがシビックプライドの醸成につながると思いますが、市内向けのPRはどこの部署がどのように担っていくのでしょうか。そして、これまでどおり外への観光PRは観光課が担うのでしょうか、お聞かせください。お願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

星見里の声の代表質問、小林勉議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、北杜未来部の組織の位置付け、その中で、この組織は市長直轄のブレイングループなのか、あるいはフラットな機能別な組織なのかという点について、お答えをさせていただきます。

まず、先ほど答弁でも触れさせていただきましたけれども、北杜未来部の設置目的、これに

つきましては、全庁を横断的に推進する組織の総合調整機能の強化にあります。その上で、北杜市が将来にわたり持続的な発展のためには、市長の掲げる重点施策と第3次総合計画および新・行政改革大綱、これの着実な実行、こういうものが必要となります。併せまして、現在では国内外、目まぐるしく変化する社会経済状況、こういうものにも的確に対応する必要があると考えております。

その中で、市長直轄のブレイングループかフラットな機能別組織かということについてでございますけれども、重点施策および将来を見越した施策展開を図っていくためには、市長自らの意向、思いや施策、あるいはアイデアを政策として取り組む、その実現に向けまして専従する組織というのが一つございます。

また、職員の英知、それと現場の情報を集約した上での的確に対応する、こういう2つの組織論というか、統一手法というものがございます。

北杜未来部の所期の設置目的というものを達成するためには、二者択一ということではなくて、この2つの良い面を意識しながら進めていくということが大事ではないかと考えております。

あと2点目ですけれども、こども政策部とネウボラ推進課、福祉分野に加えて教育委員会との連携とはというようなご質問、また、こども政策部と教育委員会を同じフロアにしたほうがいいではないかというようなご提案かと思えます。

それにつきましては、まず、ふるさと北杜の宝である子どもの健やかな成長、それと「子育てするなら北杜」の実現のためには、父親と母親が協力して家庭を築いて、結婚する喜び、あるいは子どもを産み育てる喜び、こういうものの実現が必要かと思っております。そのためには、子どもの健やかな成長のために教育環境、この整備が必要であると考えております。

家庭や地域の教育力を総合的に高めまして、地域社会全体で教育力の向上を目指す、こういうものが必要でありますので、教育委員会との連携、また学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールとの連携は、非常に重要であると考えております。

続きまして、こども政策部と教育委員会、同じフロアということでございますけれども、これにつきましても、議員ご提案の思い、これにつきましては、私どもも同じでございます。しかしながら、物理的な限界もあります。こども政策部の前にはエレベーターもございます。2階にはエレベーターを使って、2階にすぐ行けるということもございます。併せまして、職員間の連携、業務の見直し、こういうものを進めまして、今後課題等が生じた場合には、職員が知恵と汗をかきながら解決してまいりたいと考えております。

シティプロモーションの切り口、あるいはシビックプライドの醸成に向けて、市内向けのPRの実行というご質問に対しまして、答弁をさせていただきます。

まず、シビックプライドというものにつきましては、地域内に住む住民一人ひとりが自分の地域をよく知り、愛着を持って誇りを持ちやっていくということだと思います。そこから地域内の活性化に寄与する、こういうものを促すということが一つあります。そこから、町とか地域を構成する一員としての意識がより高まりまして、自発的にまちづくり、地域づくりに関わっていくということがあります。

その上で、そういうシビックプライドの意識が高まれば、市外への転出者も少なくなるだろうし、あるいは来訪者の中から、北杜市へ訪れた人の中から移住定住に向かうという希望者も多く出てくると考えております。

シビックプライドの醸成につきましては、職員個人個人が日常の事務事業の推進時にこのシビックプライドという考え方、こういうものを意識しながらPRしていくと。各部署がPRしていくことによりまして、広く行き渡り、また長く続くものであると考えております。

また、シティプロモーション、シビックプライド、こういう醸成等につきましては、やっぱり基本線とか基本方針、醸成に資する戦略、こういうものにつきましては、未来創造課において進めていくものと考えております。

あと観光PRの件につきましては、これについては観光課が担うものだと考えております。

また、シティプロモーションにつきましては、戦略的、効果的に行うための支援、また全庁を挙げて取り組むために関係部局と連携を図って、相互調整をしていくと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

それでは3つ目の大項目について、再質問をさせていただきます。

これは3つ、再質問をさせていただきます。

わが国では、まだコロナの出口が見えないところがありますが、欧米各国ではすでにコロナ前の環境に戻りつつあります。これから多くの旅行客が国を超えて動く中で、コロナ前以上に持続可能な生き方への関心は高まり、旅行を取り巻く環境も例外ではありません。海外の環境意識の高い旅行客は、SDGsの基準にのっとった場所しか選びません。

日本では、官公庁が日本版持続可能な観光ガイドラインとして、JSTS-Dの認証制度を設けていますが、どんな制度かももう少し詳しく教えてください。

そして、その中で北杜市はどのような位置付けにあるのかを教えてください。

それから2つ目、アウトドアを活用した事業として八ヶ岳観光圏の事業として予定しているものがあれば教えてください。

それから3つ目、これは要望ですが、八ヶ岳は星を見る環境としても多くの皆さんに支持されています。八ヶ岳高原大橋のライトアップに当たっては、星空に考慮した下向きのLEDライトを使うなどの工夫も併せて要望させていただきます。

以上3つ、お願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

小林勉議員の、星見里の声の代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

3点ほどご質問いただいております。

1点目でありますけど、ガイドラインの制度の内容と本市の位置付けであります。

議員ご指摘のとおり、今後の本市におけるインバウンドの対策としまして、ガイドラインへの取り組みは大変重要であると考えております。ガイドラインの役割としましては、観光政策の決定、観光計画の策定などの活用、それから地域が一体となって持続可能な観光地づくりに取り組む契機ですとか、あとは国際協力の向上などが期待されるところであります。

ガイドラインに取り組むことによりまして、インバウンドの観光客に旅行先として選択可能性が高まることや世界基準に則した持続可能な観光地となれることなどの効果があります。

また、本市の位置付けについてであります。来年度、八ヶ岳観光圏においてガイドラインへの取り組みを推進することとしておりまして、中でもガイドラインのモデル地区への申請を予定しているところであります。

観光圏を構成する自治体としまして連携を強化し、交流人口の増加と移住、また定住の促進につながる取り組みとして位置付けてまいりたいと考えております。

それから、2点目のアウトドアを活用した八ヶ岳観光圏の事業についてのご質問であります。

来年度になりますが、e-Bikeを活用したサステナブルモデルコース造成事業を予定しております。環境負荷の少ない低炭素なe-Bikeで巡りながら、地域の人と触れ合うことができるモデルコースの造成とセルフガイドで周遊ができるツールの造成を行うものであります。

また、令和2年度から観光圏と連携して取り組んでおります梅之木縄文ムラ体験プログラム事業では、縄文生活体験や電動アシスト四輪自動車を活用したツアーなどを造成することとしております。

それから3つ目のご質問であります。八ヶ岳大橋について星空に考慮したLEDライトの要望についてのご質問であります。

ライトアップにつきましては、議員ご指摘のとおり景観や周辺環境の配慮が必要であると考えておりますので、山梨県に要望を行う際に星空や周辺環境との調査についても工夫を行っていただくよう、併せて要望してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

再々質問をさせていただきます。

1つ目の項目の日本版持続可能なガイドライン、これに申請を予定しているという答弁をいただきましたが、これはモデル地区に選ばれるとどんなメリットがあるのでしょうか、お聞かせください。お願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

小林勉議員の、星見里の声の代表質問の再々質問にお答えさせていただきます。

ガイドラインのモデル地区に選ばれた場合のメリットについてであります。モデル地区に選ばれますと、地域の課題を解決するためのトレーニングプログラムの実施、またアドバイザーの派遣、それからガイドラインに基づく観光地プロフィールの作成などの支援を受けることができます。また併せまして、持続可能な観光地として全国の先駆的な役割を担い、他地域への導入、普及の契機となることが期待されるため、交流人口の増加と移住定住の促進につながるものと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

では4つ目の再質問はやめまして、5つ目の再質問をさせていただきます。

清里地区の活性化委員会についてですが、先ほど答弁の中では、清里地区の再活性化委員会、第1回目の会合で出た意見によって、これから決めるというような話だったんですが、そんな感じでしょうか。

それが1つと、それからその委員会の中で、早急に住民アンケートの調査とか、住民からいろんな意見を聞くための広聴会などを開いてくれとか、そういった要望が出てきたときには、すぐに対応できるのか、そのへんをお聞かせください。お願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

小林勉議員の、星見里の声の代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

最初に、今後の市の方針、流れ等についてのご質問だと思います。

第1回の活性化委員会では、スケジュール、また今後の進め方として清里ルネサンス計画の策定や計画における事業主体、また計画の期間などについて説明を行うこととしております。

また、これまでの市の施策等についても説明を行いまして、委員の皆さまにもこれまでの現状を認識していただくこととしております。

併せまして、委員の皆さまからも清里の将来像の課題についてのご意見をいただき、次回の委員会に向け、清里地域の戦略検討と新たな価値、創造を生む取り組みにつなげることが重要と考えております。

それから活性化委員会において、意見が出された場合の対応についてのご質問だと思います。

委員の皆さまから出されましたご意見につきましては、今後の清里地域の活性化に向けた取り組みにおいて、大変重要なものと考えて認識しております。このため、委員会におきまして今後の取り組みとして必要であると位置付けがされました内容につきましては、職員による対応や規模、また必要な経費など適切に検討を行う中で最大限実現していく方向で検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○4番議員（小林勉君）

これで終わります。

○議長（加藤紀雄君）

小林勉君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

興水崇君。

○2番議員（輿水崇君）

2項目について、関連質問させていただきたいと思います。

まず1項目めは、質問の2つ目、変更される行政組織の主な役割や目標について、先ほどフロアの件がございました。特に子どもができたときは、今、市民課の窓口で出生届等を出して、そのうしろで児童手当等の申請ができるようになっておりますけれども、今度、建物が変わってしまいます。庁舎内でもDXを活用して、いろんな手続きがスムーズにということはございますけれども、こういった手続きにつきましても、今後、建物が変わってしまうので、ぜひスムーズに、市民にとってもできるように検討させていただきたいと思いますが、お考えはございますでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

星見里の声の関連質問、2番、輿水議員の関連質問にお答えをさせていただきます。

まず、今、新年度から市民サービス課での受け付けをし、そこから建物はちょっと遠くなりますけれども、西館ということになります。これについては、議員ご提案のとおりDXの活用、あるいは内容によっては、職員が出向く等のことをやりながら市民の皆さんのサービス低下を招かないように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

輿水崇君。

○2番議員（輿水崇君）

では、もう1つ、質問4項目めのワクチン接種の有無に対する差別について、関連質問をさせていただきます。

こちらはワクチン、打っている人、打っていない人、双方に対して必要なことだと思っております。先ほど、市では相談、被害報告がないということなので、現状はいいと思っておりますけれども、そういった、先ほど市としても許されるべきでないということですので、今、チラシ、パンフレット等をとのお話もございましたけれども、ぜひ市としてもホームページですとか、SNSとかを活用して、こういったことを広く民間の企業にも訴えてみてはどうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

輿水崇議員の、星見里の声の関連質問にお答えさせていただきます。

先ほど、答弁の中でもお伝えをしておりますが、12歳以上の方につきましては、努力義務ということで接種を行っていただいております。しかしながら、様々な理由により接種を受けられない方というのも数多くいらっしゃいます。そういった方に対しましては、いかなる理由があろうとも差別であったり、偏見というものはあってはならないことだということは、先ほ

どお伝えはさせていただきました。市におきましても、国において特措法の改正により、偏見や差別を防止する規定の制定等もございました。ただいま市のホームページであったり、公式LINEにより周知をしているところではありますが、新たに法務省より示されました新型コロナウイルス感染症に関連して、差別や偏見をなくしましょうというものもアップをする中で、広く周知・啓発をしております。引き続き、企業等も対象にした中で啓発を広く行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問は。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

3つ目の大項目の、コロナ後を見据えた観光地域の受け入れ態勢の強化について、インバウンドの再開に向けた準備について、関連質問です。

受け入れをする側として、お店は最低限、英中韓対応のタブレットで注文とか、会話とか、やりとりができるとか、お店の従業員さんは語学力の強化とか、そういった取り組みも受け入れ側としては必要だと思います。また、そういったことを促進するための取り組みとかも、また補助とかをしていくことも大切だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

高見澤議員の、星見里の声の関連質問にお答えいたします。

インバウンドの関係のご質問だと思います。

議員ご指摘のとおり、そのインバウンドへ向けまして、先ほど言われましたような内容につきましては、研究してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、星見里の声の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は3時45分といたします。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時43分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、20番議員、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

北杜クラブの代表質問をさせていただきます。

まず1番目、本市の公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新、統廃合等の取り組みについて。

人口減少・少子高齢化や大変厳しい財政見通しの中、合併前に旧町村が整備した多様かつ多数の公共施設等を抱える本市において、公共施設に係わるコストの削減、サービスの再編、施設の適正管理と有効活用など、最適な施設配置とスリム化をいかにバランスをとっていくのか多くの課題があると考えます。

このような状況の中、今年度策定している、公共施設等総合管理計画においては、県内他市の状況や人口規模が類似する合併市町村と同程度を目安に、施設総量の縮減に向けた取り組みを推進することとし、令和33年までの30年間で、その保有量を40%程度縮減することを目標に掲げました。

公共施設は、市民共有の財産であり、市民に理解していただく中で必要な施設の機能を維持していく必要があると考えます。

今年度策定する管理計画をもとに、今後どのように進めていくのか、その具体的な実施方法についてお伺いします。

1. 今年度改訂している公共施設等総合管理計画では、縮減対象施設や縮減目標を変更していますが、その方針について市民に理解してもらうことが大変重要であると考えます。市のお考えをお伺いします。

2として、施設類型ごとの基本方針や、個別施設の特性に応じた最適配置計画である個別計画の策定は、今後どのように進めていくのかお伺いいたします。

大項目の2番目でございます。本市の行政組織等の見直しについて。

市では令和4年から、第3次総合計画および新・行政改革大綱にあわせ「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」の着実な実行と、ウィズコロナ・ポストコロナ時代への対応を確実にするために組織改革を行うとしています。

「市民の期待に応え、効果的かつ効率的な行政運営」、「未来を拓く重要課題に迅速かつ果敢に挑戦できる組織体制の構築」、「行政改革に全庁を挙げて取り組む」などの観点から、市長部局を北杜未来部、企画部、総務部、市民環境部、福祉保健部、こども政策部、産業観光部、建設部の構成とし、未来創造課、ふるさと納税課、市民サービス課、ネウボラ推進課などを新設しております。

8つある各総合支所は、地域住民の最も身近な窓口であると認識しておりますが、「事務改善及び情報共有の迅速化による効率的な支所運営」のために現在の地域市民課、地域振興課の2課体制から地域市民課の1課体制にすることとしています。

今まで総合支所の地域振興課で担っていた2つの業務について、新年度どのような形態で事業執行を行っていくのかお伺いします。

1として、地域課題早期対応事業について。

軽微な道路修繕など地域が抱える様々な課題や要望に迅速に対応し、非常に有用な事業であ

ると認識しておりますが、地域市民課では工事方法の選定や発注用の設計図書の作成など、どのように行っていくのかお伺いします。

2として、道路の小規模な維持修繕や融雪剤の散布などの維持管理事業について。

舗装道路の陥没した穴や通行に支障となる草木の除去また除雪・融雪剤の散布などは、地域の状況を熟知した支所による執行が適切だと認識しておりますが、新年度の執行体制はどのようになるのか、お伺いします。

3番でございます。国の「みどりの食料システム戦略」について、お伺いします。

国では、持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、食料・農林水産業の生産力の向上と持続性の両立を、新たな技術革新により実現することとしております。

この戦略において、2050年までに目指す姿として、①農林水産業のCO2ゼロミッションの実現。

②低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により、化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減。

③輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減。

④耕地面積に占める有機農業の取り組み面積の割合を25%（100万ヘクタール）に拡大などの取り組みを掲げております。

そのような中、本市では、これまで基幹産業である農業の持続性を高めるため、民間企業との連携による取り組みをはじめ、持続可能な農業の推進を図っているところであります。

今回の「みどりの食料システム戦略」により、本市としても、農業の喫緊の課題である担い手不足の解消に向けた安定的な収入の確保や、カーボンニュートラルを見据えた環境負荷の低減を図る取り組みを進める必要があるのではないかと考えます。

そこで以下、お伺いします。

1. 国の「みどりの食料システム戦略」を受け、本市として、今後、農業分野における新たな取り組みを考えておりますか、お伺いします。

2として、品質の良い農作物を生産しても、販路が確立しないと安定的な収入を得ることは難しい状況であります。このため本市として支援策等を行うお考えがありますか、お伺いします。

3. 化学農薬などの削減は、消費者の安全・安心および環境負荷の低減につながり、北杜市のイメージアップや自然環境を守るために必要な施策であると考えますが、一方で作業の負担増加が心配されるわけであります。本市として支援策を行う考えはありますか、お伺いいたします。

最後、4番目でございます。本市の上下水道事業の経営健全化についてお伺いします。

私は、上下水道事業に関して、これまで地方公営企業への移行過程、移行後においてその経営内容の分析、経営形態のあり方、将来的な経営戦略、改革の推進へ向けた取り組みについて指摘してきたところでありますが、現在策定中の「新・行政改革大綱（案）」において、行革の一つの柱として上下水道経営の健全化があげられており、施設の老朽化対策、健全性を高め、上下水道サービスに係る受益と負担のあり方について、根本的な見直しを行っていく必要があることから、経営健全化に向けた基本方針が示されているところであると認識しております。

この基本方針をふまえた中で、「持続可能な上下水道事業」を推進していくための今後の具体的な事業展開についてお伺いします。

1. 上水道施設の老朽化対策で、有収率改善への財源確保も含む取り組みはどのように考えているのか、お伺いします。

2. 下水道事業においてPPP（官民連携）PFI（民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する委託業務）の手法を導入した処理施設の統廃合・運転管理計画を今後どのように展開していくのか、お伺いします。

3. 今後の健全経営、経営改革の推進においては、総括原価方式による料金改定に取り組むことが必要と考えますが、企業会計移行後2年が経過している中で、今年度においては、すでに基本的なところでの検討が十分なされているのではないかと考えますが、上下水道事業における料金改定について、現在どのように考えているのかお伺いします。

4. 料金改定に向け、上下水道事業審議会の来年度スケジュールおよび論点となるべき問題、特に上水道においては、2体系を1体系への検討、水道企業団の受水費、今後の整備事業費等について、どのように考えているのかお伺いします。

以上4点、よろしく願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

本市の公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新、統廃合等の取り組みにおける、基本方針についての市民への理解の重要性についてであります。

「北杜市公共施設等総合管理計画」は、市民に必要とされる行政サービスを、将来にわたって維持していくため、本市の公共施設等の管理を総合的かつ、計画的に進めていくための基本方針であり、本年度の改訂に当たっては、これまでの計画を踏まえ、より明確な縮減目標を設定し、効率化やサービスの向上、利便性の確保などに配慮しつつ、全体および施設類型ごとの方針を策定するものであります。

改訂に当たって、市民の皆さまから様々なご意見をいただいているところであり、併行して進めてきている、「第3次北杜市総合計画」や「新・行政改革大綱」と連携した中で、市民説明会を開催し、公共施設の現状や将来に向けての課題等について、丁寧に説明しながら、多くの市民の皆さまにご理解をいただけるよう努めてまいります。

次に、国の「みどりの食料システム戦略」における、農業分野での新たな取り組みについてであります。

国では、昨年5月に「みどりの食料システム戦略」を打ち出し、農林水産分野の二酸化炭素排出量ゼロや、化学農薬使用量の半減を2050年までに達成する目標を掲げたところであります。

これを受け、市では、国の目指す目標に向けた取り組みを実施することにより、市の基幹産業である農業を守り、ブランド価値を高め、併せて、本市が誇る豊かな水など優れた地域資源を後世に残すことができると考えております。

このため、国が昨年12月に創設した「みどりの食料システム戦略推進交付金」を受け取る

ため、県内の自治体において、いち早く申請に向けた準備を進めている状況であり、本年4月中旬から事業が実施できるように取り組んでいるところであります。

本事業の実施により、有機農産物の販路拡大、消費拡大に向けた試行的な取り組みを積極的に進めてまいります。

次に、本市の上下水道事業の経営健全化における、有収率改善への取り組みについてであります。

本市水道事業の有収率は、約58%と全国類似団体の平均値86%と比べて、著しく低い水準で、年々低下の傾向にあり、計画的な施設更新と、その財源確保が急務であります。

本市の「水道事業アセットマネジメント」で、施設の長寿命化を図った上でも、なお年間約10億円以上の建設改良費を要するところでありますが、現在の収支では、企業債償還がピークを迎えている影響もあり、年間2億円程度の投資しかできておらず、施設の老朽化に歯止めが利かない状況にあります。

こうした状況の中での対策として、官民連携や先端技術などを活用し、「KPI 重要目標達成指標」による効果検証を取り入れた、有収率向上に向けた効果的な更新計画を、来年度中に立案する予定であります。

また、財源確保のため、国庫補助金や事業債と併せて、新たに水道料金への資産維持費の算入についても検討してまいりたいと考えております。

資産維持費は、水道管や配水池などの償却資産を更新・再構築するために必要な費用として、料金に算入することが認められているものであります。

市では、これらの方策を講じたとしても、依然として水道事業の経営は大変厳しい状況であるということ、市民の皆さまにご理解いただくことが、重要であると考えております。

その他につきましては、担当部長および担当局長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

本市の公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新、統廃合等の取り組みにおける、施設類型ごとの基本方針、個別計画の進め方についてであります。

施設類型ごとの方針を定めた「最適配置に向けての基本方針」と、どの時期にどのように公共施設を最適に配置していくかなどの方向性を示す「公共施設個別施設計画」については、本年度策定している「北杜市公共施設等総合管理計画」に基づき、統合した計画として、来年度着手する予定であります。公共施設は、教育、福祉、文化、スポーツおよび市民生活に密着した施設であるため、施設の最適配置や統廃合など、市民の皆さまに十分説明し、ご理解を得ることが重要であると考えております。

検討に当たっては、令和5年までの2年間を掛けて慎重に策定を行う予定であり、各種審議会や、市民説明会、アンケート調査なども併用しながら、施設所管部署と連携して、進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

国の「みどりの食料システム戦略」について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、販路確立への支援策についてであります。

新型コロナウイルス感染症による社会変化の中、販路拡大につなげるためには、急速に進むECサイト等の農産物販売を有効的に活用することが重要であると考えております。

このため、昨年12月に連携協定を締結した「株式会社メルカリ」と共同で、先月、EC導入に向けた市内事業者へのセミナーを開催したところであります。

また、物流や販路の新たなルートを確立するため、先に協定を締結した「NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社」をはじめとする民間企業と連携した取り組みの検討についても、現在、進めているところであります。

今後も、安定した販路の確立を目指し、生産者や消費者のニーズに合った取り組みを進めてまいります。

次に、作業負担軽減の支援策についてであります。

一般の、「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用し、農業者のニーズを確認する中で、新たな栽培技術の講習や、高能率な最新農機具の貸し出しなどにより、作業の負担軽減に向けた支援策を行い、農業者の多くが有機農業に取り組みやすい環境を整備することが重要と考えております。

併せて、先般閣議決定された「みどりの食料システム法案」にも注視する中で、新規に導入が予定されている、有機農業の認定制度などを活用し、農業者への支援を積極的に検討してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

本市の行政組織等の見直しについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域課題早期対応事業についてであります。

予算については、総合支所および出張所費に計上しており、おおむね100万円以下の小規模な補修、修繕については、引き続き各総合支所で従前どおり執行してまいります。

また、道路河川課では、各地区から各総合支所に提出される様々な要望の内容を把握する中で、現場状況の確認や、工事の施工方法など、引き続き各総合支所と連携強化を図り、対応してまいります。

次に、維持管理事業についてであります。

日常的な道路維持管理、草木の除去や融雪剤散布等の作業など、各総合支所には数多くの相談や要望があることから、従前どおり、各総合支所と連携を図り、サービス低下につながらな

いように、引き続き適切に対応を行ってまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

本市の上下水道事業の経営健全化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、処理施設の統廃合・運転管理計画についてであります。

本年度は、国の支援事業を活用し、下水道処理場の管理の包括化と、統廃合に向けての「P P P / P F I 手法」の導入の可能性について、関連企業数社から意見の聞き取りを実施しており、様々な問題点や課題をご指摘いただいているところであります。

来年度は、聞き取りの結果を精査し、実現可能な事業範囲の特定と、市場性の有無について調査を実施してまいりたいと考えております。

次に、総括原価方式による料金改定の考え方についてであります。

総括原価方式の基本的な考え方は、水道事業の維持管理費に減価償却費と資産減耗費を加えた「営業費用」と、支払利息と資産維持費の合計である「資本費用」の合算から、他会計繰入金と長期前受金戻入を控除した額を原価とし、料金収益でその全額を賄うものであります。

料金改定においては、現在原価として計上されていない資産維持費を「資本費用」に算入することを考えております。

次に、上下水道事業審議会の来年度スケジュール等についてであります。

「北杜市上下水道事業審議会」は、来月から開始し、基本的に2カ月に一度の開催を予定しております。

主に議論いただく点としては、資産維持率と、そこから得られる今後の整備事業費と施設更新のバランス、基本料金への固定費の配分、従量料金の在り方、消費税の外税式への転換などを想定しております。

また、「峡北地域広域水道企業団」からの受水の有無による料金の2体系についても、大きな論点であるため、審議会ですっきりご審議いただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

ここで本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

秋山俊和君の再質問を許します。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

それでは、4項目についてそれぞれ質問をさせていただきます。

まず、1番目の公共施設等の総合管理計画に対する再質問でございます。

施設類型ごとの基本方針、個別計画の進め方について、令和5年までの2年間をかけて慎重に策定を行う予定だとのことですが、令和4年度の各種審議会、市民説明会、アンケート調査の予定が計画されているようでしたらお示してください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの再質問にお答えいたします。

個別施設計画、2年間かけて行うという中で、令和4年度の各種審議会、市民説明会、アンケート調査の予定についてのご質問であります。

来年度につきましては、今年度改訂しております公共施設等総合管理計画についての市民説明会を、まずは開催したいと考えております。市民の皆さまに公共施設の縮減目標につきましてご理解をいただきながら、合わせて各個別施設計画の方針等を検討する状況になりますが、それぞれの施設類型においては、審議会を設置しているものもありますし、設置していない場合は、所管部局が中心となって市民の皆さまや各種関係団体の皆さまのご意見等も伺った中で、検討していくこととなります。

また、利用者を中心とした説明会の開催、市民説明会などそれぞれの施設において効果的な方法を取りながら、アンケート調査も含めて実施していきたいと考えておりますが、現時点では、具体的な予定等はまだお示しできませんが、できるだけ早い段階で実施してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

できるだけ早期に実現できるようにお願いいたします。

それでは、2番目の再質問をさせていただきます。

行政組織等の見直しについてということで、地域課題の早期対応事業について、予算と執行が今までと同じく、各支所だと地域市民課の職員が今まで地域振興課の職員の業務を担当するという理解ですが、職員数が2名ほど少なくなると聞いております。運営はスムーズにいくとお考えですか、お伺いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えをさせていただきます。

各総合支所の組織の見直しにより、地域課題早期対応事業が滞りなく運営ができるかとのご質問とします。

地域課題早期対応事業では、地域の生活に密着した生活関連のインフラや小規模の改修や修繕も数多く実施されていると思っております。道路や橋梁などの生活インフラにつきましては、日々の市民生活にとって必要不可欠なものでありまして、本庁の所管課から支所職員への技術的な支援と、本課と支所との協力体制を築くことなどにより、今回の行政組織の見直しによる市民サービスの低下を招かないような取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

ありがとうございました。それでは、3番目の国の「みどりの食料システム戦略」について、2つ再質問をさせていただきます。

1番目は、答弁の中で国のみどりの食料システム戦略推進交付金を活用して、有機農産物の販路拡大や消費拡大に向けた取り組みを進めていくとのことでしたが、具体的な取り組み内容はどんなものなのか、お伺いします。

2つ目として、市は有機農業に取り組みやすい環境を整備することが重要なことから、農業者への支援を行っていくとの答弁でありましたが、有機農業と観光農業とのバランスをどのようにお考えなのか、お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

最初に、具体的な取り組み内容であります。

有機農業の推進を図るため、地域の未利用バイオマスを活用した、たい肥作りに向けた検討や首都圏をターゲットにした農産物の販路拡大を目指すことが重要であると考えておりますので、商談会、また販売会などの実施を検討しております。

また、早期拡大としましては、学校給食への導入の取り組みも進めていきたいと考えております。

それから有機農業と観光農業のバランスのご質問であります。

本市のこれからの農業施策において、国が示しております政策に沿った有機農業の推進はいち早く取り組むことが必要であると考えております。

しかしながら生産量や価格などの面から、すべての農業者が有機農業に転換するという施策ではありませんので、有機農業と観光農業のバランスを保つ中で、本事業をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

ご答弁ありがとうございました。それでは、最後に上下水道事業の経営健全化について、再質問をさせていただきます。

まず、再質問の1として質問の1、2において、上下水道施設の老朽化対策と健全性を高めるという視点で質問をしましたが、答弁を伺うと、ごく近い将来において現状が改善できるということは、建設改良費の確保も含めて困難な状況にあるというふうに理解いたしました。

今後の更なる対策を期待いたしますが、上水道については、約半分近くが漏水しているという実態では、事業展開していく中で根幹となる部分の改善が早急に必要という状況にあると考えられます。答弁の中では、官民連携、先端技術、K P I、効果的な更新計画ということが述べられておりましたが、解決すべき重要課題としてとらえているならば、もう少し具体性を示していただきたいと思います。

そこで質問いたします。

有収率向上に向けた効果的な更新計画とは、具体的にはどのような内容を考えておられますか。また、今後、何年かけて有収率をどこまで改善していく考えなのか、お伺いします。

再質問の2として、質問の3、4において、受益と負担のあり方という視点から質問いたしましたが、現状では料金改定については、避けては通れない問題だと考えております。

地方公営企業として総括原理方式による料金算定は当然のことであり、今後、算定に当たっては、一定の資産維持費を算入するという考え方であるとのことでしたが、資産維持費については、今後想定する施設更新に係る建設改良費であると思われませんが、上水道の場合、老朽化対策として年間10億円以上が本来必要であり、その事業費と施設更新のバランスを考える必要があるとの答弁内容だったと思います。

今後、原価に算入する資産維持費は、基本的には10億円前後と考えておられますか。また、そうなった場合は、現在の2倍の料金となることが予想されますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

それから再質問の3つ目をさせていただきます。

上下水道事業の審議会のスケジュールについて先ほど質問しましたが、料金改定に関しては、来年度から加速した議論がなされるものと考えておりますが、審議については、来年度、1年間で結論を出す考えでおりますか、お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問、再質問にお答えいたします。

3点、ご質問をいただいております。

1点目ですけれども、有収率の向上に向けた効果的な更新計画、具体的にはどのようなものかというところと、今後、何年かけて有収率をどこまで改善していくというご質問でございますけれども、現在の水道管路の修繕ですとか更新、こちらにつきましては、耐用年数ですとか漏水事故の履歴、このようなデータに基づく優先順位、アセットマネジメントでございますけれども、これにより工事を行っているというところであります。

しかしながら、この北杜市全体の中で、どこでどのような状況で漏水が起こっているのかというところについては、なかなか分からないような状況であります。なかなか漏水が見えないような状況で限界があるということでもあります。

現在、毎年2億円前後の事業費で約2キロという管路の更新をしているわけですが、これを続けた場合、試算的には30年で5%ほど有収率が上がるということでございます。ですから30年で58%から63%という状況であります。あまり向上が見込めないような状況であります。このような状況でございますので、先端技術の活用ということを考えております。

そちらにつきましては、IOTですとかAI、これを活用した中で考えていこうと考えております。

具体例といたしましては、衛星データとAIの分析による漏水可能性の箇所の特定ということ、あとは地質ですとか、材質などのビックデータの収集解析による劣化の予測、このようなところが現在行われているところがございますけれども、このような方法を考える中で、今後対応していこうと考えております。

このような対応を考える中で、事業費のバランスも当然、考える中で、有収率改善に努めていきたいと考えております。

このような方法を取った場合に、年間約1%ぐらいの有収率が向上するのではないかと考えております。30年間で、現在の全国の平均値86%程度まで改善していこうという考えであります。

2点目ですけれども、原価に算入する資産維持費に対する考え方ということでございます。

この金額は10億円前後なのかということと、あとその場合は料金が現在の約2倍となるのではないかと、ご質問でございます。

資産維持費につきましては、日本水道協会の水道料金の算定要領というものを参考といたしますと、今後の施設の更新、再構築、これを円滑に推進して安定したサービスの確保が行われる水準としなさいということが示されております。それに伴いまして、償却資産の総額の3%がこの資産維持費の標準とするところということがいわれております。令和2年度の決算数値から、これを算出いたしますと、資産維持費につきましては、約12億9千万円となります。料金につきましても、約2倍以上という状況になります。

しかしながら、これらにつきましては、控除される部分の金額、言うなれば一般会計からの繰入金という部分もありますので、この部分の考え方ですとか、あとはこの資産維持率になりますけれども、3%という維持率になりますけれども、こちらの率についても、今後の上下水道事業審議会において十分な審議をしていくという考え方でございます。

あと3点目ですけれども、料金改定に関しまして、審議会の審議期間でございます。1年で結論を出すのかというご質問でございますけれども、令和3年10月29日に開催いたしました上下水道事業審議会、こちらにおきまして、ロードマップというものを審議委員の皆さまに示しております。その中では、審議は1年ということを示してございます。しかしながら、当日の審議会においても、今後のスケジュールについては、十分、変更もありますよという旨の説明もしております。また、十分な審議を行うということが前提となっておりますので、この1年というものが目標とは考えておりますけれども、必ずしも1年ということにはとらわれてはおりません。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

ありがとうございました。非常に上下水道の経営健全化に向けては、厳しいということが取れるわけですが、再々質問をさせていただきます。

審議会における論点について、いくつか挙げておりますが、これらについては、しっかりと

した議論を行っていただきたいと思います。

その中で大きな論点としては、水道企業団からの受水についてであります。この議論については、料金改定議論以外にも過去から様々な議論がなされた経過があります。現在まで水道料金が2体系のままである原因は、この問題にあると考えていますか。また、そうであれば、今後1体系化に向けてのこの問題については、どのような考えをもって審議会に臨んでいくのかお伺いします。

もう1つ、再々質問をさせていただきます。

料金改定に関して、もう1つ、重要な要素として今後、市民への周知をどのように行うのか。理解をどのように得ていくのかという部分がありますが、新・行政改革大綱(案)のパブリックコメントにおいても、様々な意見が寄せられていると伺っております。この内容からは、上下水道事業の現状について、十分な理解がなされていないのではないかと伺えます。現状に対する理解も含め、この部分については、今後の審議過程の中でどのように対応していくのか、そのお考えをお伺いします。

○議長(加藤紀雄君)

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長(浅川和也君)

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問、再々質問にお答えいたします。

2点、ご質問いただきました。1点目といたしまして、水道企業団からの受水についてであります。

現在まで水道料金が2体系のままであるという、この原因がこの受水、この問題にあるのかというところと、今後の1体系化に向けて、この問題についてはどのような考えを持っているのかというご質問でございます。

現状の2体系につきましては、企業団からの受水という部分も一因とは考えられますけれども、当時の料金改定を審議いたしました簡易水道事業審議会ですが、この協議の際に白州、武川の供給単価がほかの地域と比べて格段に低かったという状況でありますので、これを鑑みまして、激変の緩和のために1体系化は次回の改訂に先送りしたということが大きな理由であると認識しております。

また、この受水の問題について、今後どのように考えていくのかということですが、この受水費の負担についての考え方という部分ですね、財政的なものも含めた中で、この考え方については重要な部分であると認識しておりますので、十分な審議を今後、審議会の中で行ってこうと考えております。

2点目ですが、市民への周知をどのように行うのか、料金改定に関して市民への周知をどのように行うのか、理解をどのように得ていくのかというところでもあります。

現状についても十分な事業内容については、理解がなされていないのではないかと伺っておりますけれども、まず事業の現状に対しまして、理解がなされていないのではないかと伺っておりますけれども、市民の皆さまに事業内容、現状、これをご理解いただくという目的で、今年度は広報紙への定期的に事業内容について掲載を行ったところであります。来年度におきましても、ご理解いただくという目的の中で、上下水道局独自の機関紙というものも発行も計画しております。引き続き、現状につきましては、分かりやすく示していきたい

と考えております。

また、料金改定に関しましても、市民の皆さまへのご理解をいただくための説明会というもの開催につきましても、時期ですとか、手法も含めた中で今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

秋山俊和君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は4時45分といたします。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 4時44分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、8番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

公明党の代表質問を6項目について質問いたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染対策の取り組みについて質問いたします。

新型コロナウイルスの感染が発症して、早や3年目を迎えました。誰もが予想しなかった感染は、最初にアルファ株、デルタ株そしてオミクロン株の感染が再び急拡大しており、本年に入って「オミクロン株」による爆発的増加で、1週間目には、世界全体で3億人が、1カ月後の2月8日には世界全体で4億人を超えました。1億人増に要した日数は32日と過去最短となり大幅に速まりました。日本においても前日から倍増の勢いで感染が拡大している状況です。

そうした中、沖縄県では1月7日、新たに1,400人を超える感染者数が確認され、2日連続で過去最多を更新し、全国的にも驚くべきスピードで広まっており、「第6波に突入した」との指摘も出ました。政府は7日、感染拡大している沖縄・広島・山口の3県に「まん延防止等の重点措置」の適用を決定し、24日には、2月20日までの間を34都道府県に拡大しました。

感染急拡大の主な要因は、従来のデルタ株よりも感染力が強い新たな変異株「オミクロン株」の市中感染が各地で相次いだことが考えられます。重症化しやすい高齢者の感染を防ぎ、医療逼迫を招かないためにも、新型コロナワクチンの3回目接種を加速させる必要があります。

公明党新型コロナウイルスワクチン接種対策本部は、2月15日、オンラインで第3回全国会議を開催し、3回目の接種について山口代表は「2月中にも高齢者の接種がほぼ終わるかが一つの大きなカギになる」と強調しました。1日あたりの新規感染者数は、減少傾向にありま

すが死者は増加しています。国立感染症研究所は、感染第6波のピークは越えたとの見方を示す一方で、「遅れて死者数のピークが来る」と警鐘を鳴らしています。

厚生労働省のデータでは、死者のうち70代以上が8割を占め、依然として高齢者が多い状況です。予防効果が確認されているワクチン3回目接種についても、できる限り前倒しできる取り組みを推進してもらうことと今のところ私たちが日常生活でできる対策は変わりませんが、手指消毒やマスク着用の徹底と3密回避、室内の喚起などを心掛け、感染リスクを抑える努力を続けていくことが求められます。

そこで以下、質問いたします。

1. ワクチンの3回目接種の状況は。
2. 11歳から5歳児に向けた接種体制と相談体制は。
3. 妊婦に対するワクチン接種の周知は。
4. 保育園・小中学校のコロナ対策と今後の取り組みは、どのようなお考えかお伺いいたします。

2項目めの、減災力の強いまちづくりについて質問いたします。

来年は関東大震災が発生して100年目を迎えます。1923年9月1日(大正12年)9月1日の正午2分前に発生した関東大震災は、マグニチュード7.9と推測され、近代化した首都圏を襲った唯一の巨大地震であり、南関東から東海地域に及ぶ地域に広範囲な被害が発生しました。死者10万5,385人、全壊全焼流出家屋29万3,387戸に上り、電気、水道、道路、鉄道等のライフラインにも甚大な被害が発生しました。

この災害で数多くの教訓を得ることができ、後の災害対策の礎となり、消防体制、建物の耐震化、空間や緑地の確保など災害に強いまちづくりや、災害時に町内会で助け合って被害を軽減するような、共助の取り組みなどに平時から取り組むことが重要となりました。

記憶に新しい地震では、昨年12月3日に大月で震度5弱の地震があり、三度揺れ、北杜市でも震度3の揺れがありました。JR中央線や富士急行線では、最大1時間の遅れが発生し、約3,400人に影響が出ました。また、同じ日に和歌山県でも震度5弱の地震が発生しました。平成の30年間は、阪神・淡路大震災、さらに東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨など、大きな災害が相次ぎました。地震や豪雨、津波などに対して備えていくことが重要です。

今後起こりうる、首都直下地震および南海トラフ地震などが想定されます。改めて、来年は関東大震災が起きて100年目となるため、私たち一人ひとりが一歩進んだ取り組みを進める必要があります。地球温暖化の影響で災害は激甚化・頻発化しており、毎年日本や世界のどこかで災害が発生しております。

防災の取り組みにゴールはありません。だからこそ、必要となる知見を工夫しながら、学び続ける必要があります。小学校の防災教育や、地域防災の担い手を育てるために、中学生の防災養成講座を行う取り組みは、今後の災害に対して、一歩進んだ取り組みであり、今までの防災訓練などは、その活動自体が目的化していることもあり、「何のために行うのか」を考えながら行動する、主体的な学習の姿勢が育まれると鑑みます。

そこで以下、質問いたします。

1. 小学校の防災教育の進捗状況は。
2. 地域防災の担い手を育てるため中学生の防災養成講座の取り組みは。
3. 各家庭で作成できるマイ・タイムラインの支援の進捗状況は。

4. 要配慮者に対し防災ラジオ購入の補助拡大の取り組みはどのようなお考えか、お伺いいたします。

3項目めの、更なるマイナンバーカード普及の取り組みについて質問いたします。

政府は、22年度予算案は、新型コロナ対策に万全を期しつつ「成長と分配の好循環」を生み出すことに重点を置いています。成長と分配の好循環に向け、新たな成長の原動力となるデジタル化と、グリーン化（温暖化対策）を強力に進めることに注目したいところであります。

住民サービスの向上を推進する上で必要なのが、「マイナンバーカード」であり、市民一人ひとりにサービスの恩恵が受けられるよう、普及していく必要があります。政府は行政手続きをデジタル化し、迅速、簡単にするためのマイナンバーカードの普及と消費喚起に向け、カード取得者を対象に、最大2万円分のポイントを付与する事業が、本年1月からスタートしました。所有者にポイントを付与するマイナポイント事業の第2弾の申請期限は、2023年2月末となります。さらに、新たなマイナポイント事業では、カードを健康保険証として利用するための登録と、行政から給付金などを迅速に受け取るための口座登録を行えば、それぞれ7,500円分のポイントが付与され、9月末までの申請者が対象となります。カードの健康保険証としての利用登録と、公金受け取り口座の登録への各7,500円分の付与は6月頃に開始する予定です。マイナンバーカードと健康保険証の紐付けがスタートし、今年はこの機能を活用し、救急車の搬送時に患者の氏名のほか、手術や薬の服用歴などを確認する実証実験が予定されています。将来的には医療情報だけでなく介護や障がい福祉の情報などと連携し、同カードのメリットを国民が実感できるようにすべきであり、そのためには、医療機関・薬局に対してマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにするシステムの導入を促進し、どの窓口でも使えるようにすることが必須条件であります。

政府は、全人口の約75%に当たる9,500万人のカード申請を想定し、2022年度末に、ほぼ全国民にカードが行き渡ることを目指しています。石川県加賀市は、人口6万5千人で、一昨年の4月時点ではマイナンバーカード普及率が13.4%と低迷していましたが、その後の1年半の間に、市民の57.3%が新たに取得し70.7%の普及率となりました。最も大きな要因は「地域商品券」の配布で、市民がマイナンバーカードを申請する際のハードルを極力下げること、全庁挙げて取り組んだ結果が数字に表れました。その他にも、市民会館やショッピングセンターなど市内7カ所に特設窓口を設置し、土日・祝日も含めて毎日、市職員が当番制で受け付け業務に当たるなど、カード受け取り方法も柔軟に、申請の際、本人確認を条件に、後日マイナンバーカードを自宅へ配送し市役所まで受け取りに行く手間が省け、約2万人が利用しています。北杜市でも国が進めるデジタル化を推進し、「マイナンバーカード」から「地方創生」につなげていくことが肝要であると鑑みます。

そこで以下、質問いたします。

1. マイナンバーカードの普及率の取り組みと状況は。
2. 各総合支所でもマイナンバーカードの取得の取り組みは。
3. スマホで完結する行政手続きができる電子化の取り組みは。
4. マイナンバーカードを保有、または新たに申請する市民に市独自で支援する取り組みはどのようなお考えか、お伺いいたします。

4項目めの、ヤングケアラーの支援体制について質問いたします。

ヤングケアラーとは、18歳未満の子どもが、病気や障がいのある家族の介護や幼い兄弟の

世話などを日常的に担う子どもたちのことを言います。そのために自由な時間が取れず、遅刻や欠席が度重なり、勉強や進路への影響、不登校や授業の時間の圧迫が指摘されております。ヤングケアラーが増加する問題点は、ヤングケアラーに該当する子どもたちが自覚しにくいこと、周囲の人が気付きにくいことだと指摘されております。

県は昨年7月に県内の中高生らを対象に実態調査を実施しました。家族などの世話を行っている約2,400人のうち、「世話について相談した経験がある」は約12%です。また、本年1月には、県の公式チャンネルで「ヤングケアラーに理解を」という動画を作成し周知しているところでもあります。

政府は2022年度から3年間を「集中取り組み期間」に設定し、社会的認知度の向上を図るほか、自治体の取り組みなどを支援する新規事業を創設します。これらの関連経費を22年度予算案に盛り込みました。昨年4月に公表された国による全国調査では、中学校2年生の5.7%、全日制高校2年生の4.1%が世話をする家族が「いる」と答えました。その頻度は「ほぼ毎日」が5割弱、平日1日平均4時間を家族の世話に費やしている実態が明らかになりました。家族の世話が「お手伝い」の範囲を超えれば、学業や健康、友人関係、将来の進路にも影響を及ぼしかねないわけであります。

自治体の取り組みを支援する新規事業では、ヤングケアラーの実態調査や、福祉、介護、教育などの関係機関職員向けに研修を実施する自治体に対し、費用の半分を補助する財政支援を行います。また関係機関と民間支援団体などをつなぐ「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置や、当事者同士が悩みや経験を共有し合う「オンラインサロンの運営支援」などに対しては、国が費用の3分の2を負担します。支援の程度に地域差が出ないためにも、国による財政支援が始まる意義は大きいわけであります。国は1月から小学6年生を対象とした実態調査を行い、年度内に調査結果をまとめる方針です。

本市においても状況を把握し、支援につなげるためには、調査を実施することが必要であり、相談体制や支援をどのように進めていくのか課題はありますが、本人の将来のことを思うと、教職員とスクールソーシャルワーカーとの連携など、さらに支援を拡充し、ヤングケアラーの負担軽減につなげていくべきと鑑みます。

そこで以下、質問いたします。

1. 本市の現状と実態調査の取り組みは。
2. 福祉・介護・教育などの関係機関職員向けの研修の取り組みは。
3. 関係機関と民間支援団体などをつなぐ「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置の取り組みは。
4. 当事者同士が悩みや経験を共有し合う「オンラインサロンの運営・支援」などの取り組みは。
5. 電話などによる相談や支援体制は。
6. 教職員とスクールソーシャルワーカーとの連携はどのようなお考えか、お伺いいたします。

5項目めの、子宮頸がんワクチンに係る対応について質問いたします。

ウイルスの感染がきっかけでおこる、がんの一つに子宮頸がんがあります。HPV（ヒトパピローマウイルス）の感染が原因と考えられ、このウイルスは、女性の多くが「一生に一度は感染する」といわれるウイルスです。感染しても、ほとんどの人は自然に消えますが、一部の

人で、がんになってしまうことがあります。日本では、毎年約1万1千人の女性が子宮頸がんになり、毎年、約2,800人の女性が亡くなっています。

HPVワクチンは2013年4月、小学6年生から高校1年生の女子を対象に、公費で受けられる定期接種となりましたが、接種後に体の痛みなどを訴える声が多く寄せられ、同年6月、国は積極的な接種勧奨を中止しました。ワクチンが原因で重い症状が出たと主張する女性の国と製薬会社を訴えた集団訴訟は、現在も続いています。その間、厚労省の専門家部会では、接種後に症状が出た人への支援、ワクチンに関する情報提供の進め方を検討。昨年10月の会合では、接種後とワクチンとの関連付けるエビデンス（科学的根拠）が認められず、海外での大規模調査では、ワクチンによる子宮頸がんの予防効果が確認できたとの報告がありました。

積極的な勧奨を中止している間に、接種機会を逃がした1997年から2005年度に生まれた女性に対し、3年間は無料で接種できる機会を設けました。また、ワクチンは計3回打つ必要があり、規定の回数を打ち終わる前に接種を中断していた場合でも、公費負担で残りの回数を接種することができます。

今、日本人の2人に1人以上が、生涯のうち一度はがんになるというデータがあります。がんは日本人にとって身近な病気で、その予防は多くの人の関心を集めるテーマです。

日本人死因の第1位はがんであるため、検診の重要性と有効なワクチン接種の丁寧な説明が求められます。一人ひとりが生活習慣を見直し、「食事」「運動」「睡眠」など規則正しい生活を送る必要があります。

そこで以下、質問いたします。

1. 接種対象年齢の女性に対して本市のこれまでの対応状況は。
2. 本年4月より接種勧奨が再開されるがその対応の取り組みは。
3. 接種勧奨の丁寧な説明と相談体制の取り組みは。
4. 20歳から2年に1回の検診は重要になるが、より一層の周知はどのようなお考えか、お伺いいたします。

最後の項目の6項目め、産前産後ケア事業の充実について質問いたします。

産前産後の女性に寄り添い支援する「産後ドゥーラ」。その利用を後押しする働きが、国や自治体に広まっています。「ドゥーラ」とは、ギリシャ語で「他の女性に寄り添い、支援をする経験豊かな女性」を指します。産前産後の女性を丸ごとサポートしようと、2012年に一般社団法人「ドゥーラ協会」が民間資格として立ち上げたのが、産後ドゥーラです。全国で約630人が資格を取得しています（22年1月時点）。

産後ドゥーラの主な活動は、家事や育児を中心とする訪問支援です。食事作りや掃除、洗濯、赤ちゃんのお世話など幅広いサポートを提供します。家事だけなら「家事支援ヘルパー」、育児だけなら「ベビーシッター」でも対応できますが、その両面を提供しながら赤ちゃんの母親に寄り添って支えるのは「産後ドゥーラ」だけです。特にコロナ禍で、産後うつリスクが通常の2倍から3倍になっているといわれます。産後ドゥーラの方が丁寧にサポートすることで、産後うつや児童虐待の芽を摘むこととなります。産後ドゥーラのミッションは育児の伴走者として母親を支えることでもあります。孤立し、不安を抱えた産後間もない家庭への家事・育児の直接支援に、独自で補助を行う自治体が増えています。同協会によれば東京や神奈川、千葉など全国7都県で25自治体の実施しているようです。国においても公明党の提案で、政府は21年度補正予算に、訪問支援員が子育て世帯などを訪れて家事・育児支援を行う「子育て世

帯訪問支援臨時特例事業」を盛り込みました。産後ドゥーラなどを派遣する自治体の事業について、国と自治体が訪問支援費や交通費などの補助を行い、子育て世帯がサービスを受けられやすくします。自治体独自に補助の加算もできます。

本市においても、子育て支援が重点施策であり、安心して子育てができる環境を整えていく必要があります。上村市長は、「子育てするなら北杜」を地域ブランドとして掲げ、本市の恵まれた自然環境を生かし、結婚から出産、子育て、教育、就労まで、ネウボラを推進するなど、切れ目のない支援を展開すると所信でも話されましたが、特に出産については、きめ細やかな支援となる産前産後ケア事業の充実が必要と鑑みます。

そこで以下、質問いたします。

1. 本市の産後ケア事業の現状は。
2. 訪問型「産後ドゥーラ」事業の取り組みは、どのようなお考えかお伺いし、質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染対策の取り組みにおける、保育園、小中学校の対策および今後の取り組みについてであります。

市立保育園および小中学校においては、保護者のご協力を得る中で、子どもの毎日の検温や体調確認を丁寧に行うとともに、手指消毒やマスクの着用、3密の回避、室内の換気などの基本的な対策のほか、保育園や学校での活動においても、国のガイドライン等に基づき、感染対策の徹底に努めております。

また、先月、希望するすべての保育士、教職員等へのワクチンの追加接種が完了したところであり、今月からは、接種年齢の引き下げに伴い、制度の趣旨をご理解していただいた上で、希望する5歳から11歳までの子どもを対象としたワクチン接種も始めることとしております。

一方、県においては、新たに、園児、児童生徒が新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合、該当のグループや学級の園児、児童生徒を対象に、唾液によるPCR検査、いわゆる「新山梨方式」による感染拡大防止策を、今月末まで実施することにしております。

今後も、感染対策を徹底し、子どもが健やかに成長でき、学ぶことができる環境づくりに努めてまいります。

次に、更なるマイナンバーカード普及の取り組みにおける、普及への取り組みおよび状況、各総合支所での取り組みについてであります。

市では、交付率向上のため、マイナポイント第1弾の制度に合わせ、市の広報紙やホームページで周知し、本館ロビーへの「申請サポート窓口」の設置により、カードの普及促進を図るとともに、コンシェルジュがマイナポイントの付与手続きを支援するなど実施してまいりました。

これらの取り組みにより、申請する方は大幅に増えたところであります。

また、先月中旬からは、「申請サポート窓口」に加え、「確定申告会場」において、251件の申請サポートを実施するなど、マイナンバーカードの普及促進に取り組んでいるところであり、先月末現在の交付率は、36.4%であります。

今後は、「申請サポート窓口」を休日にも開設するほか、「北杜市商工会」や市内企業と連携し、「出張申請サポート」を実施するなど、マイナンバーカードの更なる普及促進に取り組んでまいります。

各総合支所での取り組みについては、国がマイナポイント第2弾により制度を拡充したことから、マイナンバーカードの交付申請の増加が予測されるため、本年4月から担当職員を増員し、体制が整い次第、長坂総合支所にマイナンバーカードの特設窓口を開設する予定であります。

その他の総合支所においては、臨時窓口を開設し、市民のカードの取得を支援してまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

ヤングケアラーの支援体制における、教職員とスクールソーシャルワーカーとの連携についてであります。

市内小中学校の教職員は、日頃から児童生徒の表情や発する言葉等の変化に気付くことができるよう、児童生徒への理解や注意深い観察に努めております。

しかしながら、ヤングケアラーと思われる場合であっても、家庭内の問題には安易に入り込みにくいこともあるため、市の「スクールソーシャルワーカー」や「家庭児童相談室」とも情報を共有し、連携を図り対応しているところであります。

今後も関係部局等と連携する中で、早期に事案を見出し、本人や家庭が必要とする支援につなげられるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えをいたします。

減災力の強いまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、防災教育の進捗状況についてであります。

小学校では、社会科の授業において、「地域の安全を守る」、「自然災害にそなえるまちづくり」の学習と併せて、昨年度から学校へ職員が外向き、「ハザードマップ」の見方や日頃からの備え、消火訓練などの防災教育を実施しております。

市としては、毎年、全校で防災教育に取り組んでもらえることを目標としておりますので、引き続き、校長会等で防災教育の周知を図ってまいります。

次に、中学生の防災養成講座の取り組みについてであります。

過去の災害において、中学生の主体的な行動により、生徒をはじめ、地域住民の命を守ることができた事例もあることから、中学生は、家庭や地域の防災・減災においても重要な存在に

なると考えております。

中学校においても、防災教育に取り組み、地域の防災・減災について学べるよう、引き続き校長会等において、防災教育の実施を促すとともに、指定避難所となっている中学校で実施する「特定地区総合防災訓練」においては、生徒の参加も促し、中学生の防災に対する意識の養成に取り組んでまいります。

次に、マイ・タイムラインの支援の進捗状況についてであります。

災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、公的な対応や支援だけではなく、市民一人ひとりが災害に備える意識と、具体的な対策である「減災」に取り組む必要があり、その一つの方法として「マイ・タイムライン」は有効な手段と考えておりますので、市ホームページ等で作成を促しております。

作成方法についての問い合わせもいただいていることから、家庭などにおいて取り組みやすくするために、来年度改定する「ハザードマップ」や「水害ハンドブック」等へ作成方法を掲載し、より多くの家庭で作成してもらえよう支援してまいりたいと考えております。

また、防災教育においても、ハザードマップの見方や準備を家族で話し合ってもらうための活動も行っているところでもありますので、更なる作成支援に取り組んでまいります。

次に、防災ラジオ購入への補助についてであります。

市では、「要配慮者」が主体的に避難情報を得られる手段として、「防災行政無線」等を活用しているところでもあります。

しかしながら、悪天候時など、聞き取りにくい場合もあることから、市が配信する情報を補完する目的として「防災ラジオ」も活用しております。

「防災ラジオ」を購入する際の負担軽減を図るため、「個別計画」を作成している「要配慮者」については、補助率を引き上げて購入できるよう、本定例会で所要の予算をお願いしているところでもあります。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染対策の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ワクチンの3回目接種状況についてであります。

市では、昨年12月から医療従事者等の接種を優先して行い、先月20日から、2回目接種からの間隔を6カ月に前倒し、高齢者の皆さまにワクチン3回目接種を開始したところでもあります。

今月14日現在、2回目の接種を完了した方、3万5,767人のうち、約83%の方に接種券を発送し、そのうち約42%の方への3回目接種が完了したところでもあります。

高齢者、障がい者施設等の3回目接種については、事業所ごとの接種計画に基づき、今月末には入所者や従事者の接種が概ね完了する予定であります。

また、市内の子どもたちと関わりが一番多い、小中学校の教職員や保育士を対象に、先月、接種を行い、今月は、放課後児童クラブや児童館の職員に接種を行ったところでもあります。

今後も、希望する市民の皆さまが速やかに接種を受けられるよう、個別接種と集団接種を併用し、接種を進めてまいります。

次に、11歳から5歳児に向けた接種および相談体制についてであります。

市では、先月28日に小児のワクチン接種の対象者に「接種券」と「保護者の同意に関するお知らせ」等を発送したところであります。

予約受付は、今月9日から電話予約のみで開始をしており、予約の際には、小児の状態等の聞き取りを行うなど、接種に対しての相談等含めた体制を整え対応しております。

接種については、接種後の体調観察や副反応等に対応できる体制を整え、市内2医療機関において、今月23日から個別接種のみで実施してまいります。

今後も5歳の誕生日を迎えた対象の児童については、順次、接種券等を発送してまいります。

また、国から示された「ワクチン接種の効果や安全性」、また、小児へのワクチン接種は努力義務でなく、希望する方への接種であることなどを市ホームページ等において、さらに周知を図るとともに、保護者からの相談等に対しては、保健師を中心に体制を整え、接種に関する不安等に、個別に対応を行ってまいります。

次に、妊婦に対する周知についてであります。

本年1月26日の「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」にて妊婦のワクチン接種に対して努力義務を課することが決定されました。

また、ワクチン接種に関する多くのエビデンスが集積されており、妊娠中のワクチン接種には、高い有効性を示唆し、安全性には特段の懸念がないことも判明されております。

市では、今回の決定が3回目接種および1、2回目接種とも適用されるため、妊娠中の方々に個別通知や「妊娠中のワクチン接種に関する情報」を市広報紙やホームページ、公式LINE等を活用し、適切な情報提供を行ってまいります。

次に、更なるマイナンバーカード普及の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、行政手続きの電子化への取り組みについてであります。

スマートフォンを活用した行政手続きは、市民の利便性が向上するとともに、職員の業務負担の軽減が図られるものと捉えております。

現在、スマートフォンのアプリを活用した主な取り組みとしては、「ワクチン接種証明書」が取得できるほか、市税や国民健康保険税などが、自宅からいつでも納付できる「キャッシュレス決済サービス」などがあります。

国は、オンライン手続きに必要な法整備やセキュリティ対策などを構築し、行政手続きのデジタル化を促進するとしておりますので、本市においても、市民の利便性が向上する取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、市独自の支援についてであります。

「マイナポイント第2弾」は、最大2万円分のポイントが付与されるため、市民の関心も高いことから、このメリットを最大限に活用しながら、カードの普及促進を図ることが有効であると考えております。

このため、国の支援が充実していることから、市独自の支援は、今のところ考えておりませんが、市広報紙に「マイナポイント第2弾」および「申請サポート窓口」について掲載するとともに、北杜市商工会の会員や市内企業に対しても、同様の内容の周知に努め、更なる普及促

進に取り組んでまいります。

次に、子宮頸がんワクチンに係る対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の対応状況、ならびに接種勧奨再開への取り組みについてであります。

国において平成25年に定期接種として位置付けられた「ヒトパピローマウイルスHPV」のワクチン接種であります。同年6月には副反応の事例に基づく接種勧奨中止の勧告もあつたことから、市の積極的な勧奨は控えておりました。

しかしながら、定期接種中止でなく、希望者は定期接種を受けることができることから、予診票の発行の際に、有効性とリスクについて理解を得られた場合に、予診票の発行を行っております。

また、国より本年4月から接種勧奨再開の準備を行うことが示されたことから、「平成9年度から平成17年度生まれのHPVワクチンの積極的な勧奨の差し控え」により、接種機会を逃した方を含め、接種対象年齢の方に子宮頸がんのリーフレットを個別送付し、情報提供するための準備を進めております。

今後も接種に当たっては、国の動向を注視してまいります。

次に、説明および相談体制についてであります。

ワクチンの接種においては、予防効果が得られる反面、接種後の副反応がある場合もあります。

このことから、接種後の健康被害など体調不良となった場合の対応のため、保健師を中心に相談体制や不安解消のための個別相談を行っております。

また、周知や説明には、国で示したリーフレットを活用し、子宮頸がんやHPVワクチンについて知っていただくための情報提供と接種勧奨を行う中で、希望される方が接種を受けられるよう努めてまいります。

次に、検診の周知についてであります。

子宮頸がんは、早期に発見されれば治療により比較的治癒しやすいがんとしております。

毎年年末に翌年度の健康診断のご案内と希望調査票を送付しておりますが、子宮頸がん検診のお知らせを同封し周知に努めております。

また、今年度より、健診のWeb申込みの案内チラシも同封し、スマートフォンでQRコードを読み取ることで申し込みができる「Web予約サービス」の運用を開始し、若者世代の受診率の向上も図っております。

今後も、市広報紙をはじめ、ホームページや公式LINEなど、Webを活用する中で、周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えします。

ヤングケアラーの支援体制について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現状と実態調査についてであります。

本市においては、家庭内のデリケートな問題であることや、本人自身の自覚がないことなど

から、これまで、ヤングケアラーに対する相談、報告等はありませんでした。

しかしながら、ヤングケアラーの定義の周知や、事例の紹介が徐々に進んできたことから、該当すると思われるケースが浮上してきている状況であります。

実態調査については、昨年度の県の調査において、子どもや支援者・関係機関等における、概ねの傾向が示されておりますので、当面は調査を行う予定はありません。

次に、関係機関職員向けの研修についてであります。

本市では、県が実施している支援者向けの研修に、各担当職員等が参加しており、「北杜市民生委員・児童委員協議会」の児童福祉部会や母子相談員への研修を行ったところであります。

ヤングケアラーは、早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度の向上が求められているため、引き続き、市関係職員や支援者等のヤングケアラーに関する研修への参加と、研修の機会の創出に努めてまいりたいと考えております。

次に、「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置についてであります。

「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置は、早期支援・解決するために重要なものと考えております。

県では、来年度から「ヤングケアラー支援体制構築モデル事業」において、「ヤングケアラー・コーディネーター」の養成を行う予定であると伺っております。

モデル事業の詳細はまだ示されておませんが、先進事例等の情報収集を行いつつ、県の事業への参加とコーディネーターの配置について、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、「オンラインサロン」の運営・支援についてであります。

ヤングケアラーの子どもたちは、誰にも相談できず、一人で悩みを抱え込む傾向にあります。

そのような中、まずは同じ境遇や同年代と話ができる場所、聞いてもらえる場所があることは、子ども自身の精神的なケア、問題の発見・解決の第一歩の場所と考えます。

「オンラインサロン」については、県から「ヤングケアラー支援体制構築モデル事業」の中で検討していると伺っておりますので、今後、県の動向を注視する中で、ヤングケアラーの支援の一つとして研究してまいります。

次に、相談および支援体制についてであります。

ヤングケアラーと思われるケースの相談および支援体制については、「家庭児童相談室」が中心となり、各関係部署との連携が必要な場合は、役割分担を行い、相談支援する体制になっております。

昨年12月に県の「ヤングケアラー支援ガイドライン」が示されたことから、今後は、これを参考として、相談および支援体制の強化を図ってまいります。

なお、電話相談等については、各関係機関等で受け付けていること、また、「山梨コネクトヤングケアラー」が24時間の対応を行っていることなど、市の広報紙やホームページ等での周知を図ってまいります。

次に、産前産後ケア事業の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、産後ケア事業の現状についてであります。

本市では、育児への不安を抱えている母親に対して、母親と乳児が宿泊しながら、母体の心身のケア、育児に関する相談、沐浴や授乳などの育児指導を受けることができる、県の「山梨県産後ケアセンター」の利用を勧めております。

利用があった際には、県と市が利用料金の助成を行っており、昨年度は10人、今年度は先

月末時点では、12人が利用しております。

利用したすべての方から「満足した」という回答をいただいております。

また、「産前産後サポート事業」として、市保健センターにおいて、「ベビーマッサージ教室」や「産前産後セルフケア体操教室」などを、定期的で開催しているとともに、地区担当保健師や利用者支援専門員における、産婦訪問や新生児訪問などを行い、切れ目のないきめ細やかな「産前産後支援事業」を実施しております。

次に、訪問型「産後ドゥーラ」事業の取り組みについてであります。

本市では、「産後ドゥーラ」と趣旨を同じくする「養育支援訪問事業」を行っております。

この事業は、産婦健診、乳児訪問や乳幼児健診等の結果により、妊娠や出産および育児期に養育支援を必要とし、妊娠中および出産日から2カ月以内、また、多胎妊婦にあつては、妊娠中および出産日から1年以内である家庭に対し、「養育支援ヘルパー」等を派遣し、心身の負担が軽減できるよう寄り添い、支援しているところであります。

訪問型「産後ドゥーラ」については、国や県、先進地の動向も注視しながら、研究してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

進藤正文君の再質問を許します。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

3項目について、再質問いたします。

1項目めの新型コロナウイルス感染対策の取り組みについて、2点お伺いいたします。

65歳以上の3回目接種・・・。

○議長（加藤紀雄君）

進藤正文君、3項目、どれとどれとどれか、3項目を先に述べてください。

○8番議員（進藤正文君）

3項目は、1項目め、2項目め、3項目めです。

○議長（加藤紀雄君）

どうぞ。

○8番議員（進藤正文君）

では1項目めの質問ですけども、2点お願いします。

65歳以上の3回目接種完了予定時期と、11歳から5歳児ワクチン接種の対象者数をお伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

進藤正文議員の、公明党の再質問にお答えいたします。

2項、質問をいただきました。

まずはじめに、65歳以上の3回目接種の完了時期ということでございます。

65歳以上の3回目の接種につきましては、現在、迅速に進めているところでありますが、ワクチンの選択に偏りがあるということから、おおむね4月中旬に接種完了できるような状況でございます。

次に、11歳から5歳児の接種対象者ということでございます。

11歳から5歳の小児の接種につきましては、先月28日に接種券を2,156人に送付したところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

それでは、2項目めの減災力の強いまちづくりについて、質問いたします。

東日本大震災も本年で11年目を迎えて、改めて災害に備えていく必要があります。釜石の奇跡の行動は自分の命は自分で守る行動を子どもたちが実践し、命を守りました。日頃からの子どもへの防災教育は重要と考えます。そこで、市が行っている小学校防災教育の具体的な取り組み内容をお伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

公明党の代表質問、進藤正文議員の再質問にお答えいたします。

小学校で行われている防災教育の具体的な内容ということでございますけれども、まず防災教育ですね、議員から東日本大震災のときに釜石の奇跡だというお話もありました。私どもは、釜石の奇跡というのは、単に子どもたちが運がよかったというふうには考えておりません。子どもたちが学校と地域と防災教育を日々学んだ、その結果だと考えておまして、そういう意味からも小学校での防災教育を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、まず時間的には約60分ぐらい、内容につきましては、学校の先生方と相談をしながらということになっております。ハザードマップの見方、あるいは自宅、学校周辺の危険箇所の確認、備蓄、非常持出品の必要性と、その準備、あと消火栓や水消火器を使った消火訓練、バケツリレー、段ボールベッドの組み立てなどについて、時間の限りやります。また、市役所で備蓄している物の紹介とか、防災行政無線の模擬放送、シェイクアウトといいまして、発災初期の身の安全を守る行動、こういうものにつきまして、実際やっているというところでございます。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

3項目めの、更なるマイナンバーカード普及の取り組みについて再質問いたします。

市民の交付率の現状は、36.4%とお伺いいたしました。マイナンバーカードはデジタル

社会へのパスポートともいわれます。市民に向けて普及への取り組みに対して、丁寧な説明と市民サービスの向上を推進する上で、今、知恵の出し時だと私は考えております。

そこで3点、伺いたいします。

マイナンバーカードの本年度の普及達成目標はどのくらいなのか。

また、2点目として市内病院でマイナンバーカードを保険証として使用できる取り組みはどのような状況なのか。

3点目として、各自治体の公民館やシニア世代への対応をどのように進めていくのか、伺いたいします。よろしく伺いたいします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

進藤正文議員の、公明党の再質問にお答えいたします。

質問を3点いただいております。

まずはじめに、カードの普及達成の目標ということでございます。

第3次北杜市総合計画において、行政地域のデジタル化を推進するとしておりまして、行政サービスにおいてもデジタル技術を活用し、市民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図ることとしております。

基本目標の指標にも掲げておりますが、令和7年度を目標値として、マイナンバーカードの交付率を75%と定めておりますので、今回のマイナポイント第2弾の制度を最大限活用する中で、更なる普及促進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、マイナンバーカードの登録により保険証への取り組み状況ということでございます。

現在、市立2病院、市立2診療所のほか市内4医療機関と市内3カ所の薬局において保険証に対応するシステムを導入しているところであります。国においては、令和5年3月末には概ねすべての医療機関等への導入を目指していることから、国の動向を注視しながら市民への情報提供や本館ロビーにおいて、コンシェルジュによる保険証設定のサポートを行い、引き続きカードの普及促進に努めてまいりたいと考えております。

3点目になります。シニア世代への対応ということでございます。

現在、マイナンバーカードの作成を希望される高齢者を支援するため、写真撮影から申請までを職員がサポートする申請サポート窓口において対応をしております。

今後は長坂総合支所にも申請サポート窓口を設置し、その他の総合支所においても、臨時のサポート窓口の設置を予定しております。シニア世代の方々がカード取得に向けて、なるべく近くの窓口で手続きができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

○8番議員（進藤正文君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

進藤正文君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

内田俊彦君の関連質問を許します。

○19番議員（内田俊彦君）

それでは、産後ケア事業の充実について関連質問を行います。

これはヤングケアラーと関わる部分も、たぶん出てきてしまう現実もあるわけですが、当然、産後、非常にうつ状態になる状態もありますし、また産前につきましても、産後ドゥーラという考えではケアをしていくという、こういうことですが。本来は、ドゥーラ協会があれば、そこに北杜市としてもお願いをしながら料金の補助をすれば、これは非常に簡単なわけですが、残念ながら、たぶんこの地域にはないということですが。しかし、ドゥーラ協会も今後充実してきて、研修等も行っている状況の中で、各地方のわれわれの地域においても、今後、そういった考えの中で、その皆さま方が、協会の会員、研修を受けた会員がいらっしゃれば、私はこれは可能になると思います。保健師さんが今されているからいいというお考えのようでもありますけども、やはりこれは、育児もそうですが、家事、すべての全般について、その豊富な経験者、また講習や勉強された方々が対応していただけるというのが、この産後ドゥーラという考えです。これは新たな、ある意味、NPOですとか、民間ですとか、そういった皆さんのご活躍をそこに求めるということですので、研究ということですが、やはり今後、そこについては更なる、これは検討を進めながら、やはり進めていくことが北杜市の、要するにお母さん方、お父さん方のしっかりしたケアができるということで、これは少子化対策に間違いなくつながるし、ヤングケアラーの未然防止にもつながる可能性がございますので、ぜひともそのへんについては、十分なご検討と実施に向けてのなんらかのアクションを起こしていただきたいと思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

内田俊彦議員の、公明党の関連質問にお答えをいたします。

議員おっしゃいますように、残念ながら山梨県には、まだ産後ドゥーラ協会というものが存在していないと認識しております。先ほども答弁の中で申し上げておりますが、それと類似した事業としまして、養育支援訪問事業というものを今、行っておりますが、その事業は家庭のヘルプのみということになっておりますが、何か相談事があれば相談も伺ってはおります。

ただ、産後ドゥーラというのは家事、育児はもちろんですが、心配事などを丸ごと相談できるサポーターであると認識しております。なかなか、まだこの言葉自体も新しい言葉で認識している方は少ないかと思いますが、市としまして、身近なところでの研修会や、それから養成講座など、そのへんもまだ行われていないと思っておりますが、今後、様々な情報をキャッチする中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

現状はそういったことなのですが、しかし、市といたしまして、今後、民間やNPOのお力も借りながら、そういったことへ進んでいくべきかなと思います。ドゥーラ協会がなくても、それに代わる団体があれば、その皆さま方と共に手を携えて、誰一人取り残さない、私はそういう北杜市であっていただきたいと思いますので、それらは民間活力を投入しながらでも、ぜひとも検討、推進していただきたいと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

内田俊彦議員の、公明党の関連質問の再質問にお答えいたします。

こちらで入手している情報の中で、どうやら産後ドゥーラの資格を持っている方もいらっしゃるということを伺ったことがあります。そういう方々を資源としまして、NPO法人をつくっていただいたり、そんなことを市でも支援する中で、必要である事業だと思っておりますので、国等の補助金もあるようであれば、そちらも活用しながら民間等にも働きかける中、今後検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は6時5分といたします。

休憩 午後 5時49分

再開 午後 6時04分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、16番議員、清水進君。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

ウクライナを侵略しているロシア軍が国際法を踏みにじる行為を重ねています。国連憲章は他国への侵略を禁止しています。さらにロシアは国際法が禁じた民間人を標的とする攻撃をやめようとしていません。原子力発電所への爆撃は、人類の戦争に対する脅威です。

ロシアは直ちに無差別攻撃をやめ、ウクライナから撤退すべきです。国連総会で世界141カ国が賛成し、ロシアに即時無条件撤退を求める決議が採択されました。

平和を求める世界の連帯が侵略への大きな抑止力になると考えます。

質問の最初に、水道料金関係について伺います。

1. 上下水道料金ロードマップでは、料金改定について審議会の記載がありますが、各地域委員会や住民説明会の記載がありません。行わないということでしょうか。合併時の確認事項は、全会一致が原則であり、それを変更するには、原則各町の地域委員会の合意を取り付けることが必要と考えます。審議会の委員は市が任命した委員であり、町を代表する委員として構成されておられません。各町の意見を聞く機会を前提に設置されている地域委員会に諮るべきでありますし、住民説明会も必要です。今後の進め方を伺います。

2. 北杜市は現在2体系の料金体系です。武川町と白州町で1体系です。韮崎市は、企業団から給水区域とは別に、9つの簡易水道組合があり、それぞれの料金で実施しています。それにならない北杜市も武川・白州地区を区別できるはずですが。現在の武川町と白州町の給水原価、供給単価を明らかにすべきです。

3. 水道管の結合は、緊急時の断水解消を目的とした結合が1カ所と答弁をしています。その箇所、場所はどこの町とどこの町の間で行われているのか、明確な答弁を求めます。

4. 現在の2体系にして、市としての検証を行っておりますか。大泉町民の裁判など、市民からの合意がなされないまま進められてきました。給水原価の低い地域が、料金が上がることへの批判が強くなる。こうした状況を見逃し、これから2体系を1体系にするための市民の理解を得ることは、困難と思われまます。市では、水道会計が企業会計となり、資産台帳を整備しており、46の簡易水道「適正な原価」を水道法に基づいて算出することができるはずであります。各町の原価を出すことはできるはずであり、明確な数字を審議会、そして市民に示すべきと考えます。市の見解をお伺いいたします。

次に、会計年度任用職員の待遇改善についてお伺いをいたします。

2020年4月より会計年度任用職員制度が始まりました。実態は非正規職員の処遇改善という当初の目的とはほど遠く、不合理な格差と不安定な雇用が依然として放置されています。

今、全国で行われていることは、正規職員と同様の仕事でも賃金に大きな格差があることに加え、1. 新たに期末手当が支給されることになり月例給を減額される、2. 期末手当の支給を勤務時間の長短で線引きするなど格差があること、3. 学校職員で学期ごとに雇用をぶつ切りにするなどの問題点が指摘されています。そもそも、会計年度任用職員の任期は一会計年度の範囲内で、極めて不安定な雇用です。再度の任用をすることができますが、多くの自治体は、非公募は2回、3年を上限としています。民間ならば同じ職場で5年働けば無期雇用ができる「無期転換ルール」も会計年度任用職員には適用されていません。以下、市の見解をお伺いいたします。

1. 市は、2021年度と2022年度の会計年度任用職員総数は、どのように考えていますか。

2. 前年から、総数の減員をする場合、再任用にならない方はどのようにするのか。再配置で対応することが求められると思いますが。

3. 市から勤務時間を変更し、短縮することがないのか。

4. 今、コロナ禍で新しい仕事を探すのが大変な時期であります。住民に安定したサービスを供給するためにも雇用の安定が必要ですが、その対策を考えておりますか。

次に、コメ農家支援と小麦の生産拡大支援についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染症防止対策による外食控え等の影響が長期化したことで、

令和3年度のコメの価格が大幅に下落し、さらに令和4年度、コメ生産資材の一部も高騰する見込みの中、生産継続事業費の補助を行う自治体があります。青森県五所川原市は、主食用米作付面積10アール当たりで、米価下落による赤字分4千円、生産資材の増加分で2千円の計6千円の補助を農家に支給します。宮城県内の自治体では、4千円から1万円の範囲で補助を行います。市内農家の方、家族で50アールを耕作している方、「令和2年度で農業所得の確定申告を行うと20万円の赤字となってしまった。今年も同じ。せめて黒字にならないと、コメ作りは続けられない。こうした状況では若い人たちはあきらめている」「市で支援してもらえぬ制度があるとありがたい」、このように訴えております。

滋賀県では、2022年度より、学校給食で提供されるパン原料が、全量県産小麦となりました。大津市では「子どもたちに安心・安全なものを食べてほしいが、県の学校給食会のパンを使っているの、市では変えられない」こうした回答に、滋賀県内の新日本婦人の会の方々が、県の学校給食会に給食のパンに滋賀県産もしくは国内産にできないかと要望。こうした活動が、県産小麦100%使用となりました。

今、輸入小麦を使った給食パンから発がん性が指摘されている除草剤、グリホサート残留分析を行い、アメリカ小麦からは97%、カナダ産小麦からは100%検出されております。こうした中で、以下、農家支援策などについて見解を伺います。

1. 米農家に、価格暴落への支援を行うことは。
2. 麦の生産支援と拡大のための施策は。また、県全体への生産拡大推進に対して、市として方針を持つべきであると考えます。
3. 学校給食のパンを県産小麦に変えていくことについて伺います。

最後に、第3次総合計画と公共施設等総合管理計画について伺いをいたします。

基本計画に掲げる諸施策を推進していくため、第3次総合計画の実行を下支えするための行政改革の基本方針として、「新・行政改革大綱」を策定し、行政改革大綱の手綱を緩めることなく、職員一人ひとりが課題にしっかりと向き合い、未来を見据え、変化へ果敢にチャレンジしていく必要があります。これまでにない抜本的な行政改革に正面から取り組み、未来につながる行政経営基盤の構築に取り組んでまいりますと記しています。「新・行政改革大綱」では、図書館 中核的な図書館3施設程度に集約・再編し、機能の充実・強化を図ります。温泉施設 施設の民間移譲・譲渡を検討します。大規模な修繕が必要になった場合、原則廃止。学校 小中学校については、児童数の将来推移や社会情勢の変化も視野に統廃合も含めて最適化を実施します。上下水道 上水道料金体系を1体系への料金体系・料金に見直します。このようになっております。これらの課題は、まだ委員会審議で結論が出されていない課題であり、市民生活を大きく変える課題であります。伺います。

1. 市民の権利を奪う計画であり、市民から異論が出た場合、この計画を変更することがありますか。
2. 市民合意とは言えない今の状況で、市民が政策づくりに自ら参加できる場を市がつける必要があると考えます。市民の主権者としての位置付けを明確にすべきと考えます。
3. 総務省は「公共施設等適正管理推進事業費」の事業期間を2022年から2026年まで5年間、延長をしています。「子どものため」を口実にしながら、まず教育費の削減のために統廃合が推進されています。文科省の平成27年の通知「公立小学校、中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの作成について」は、統廃合を進める手引きでしかありません。市政

が進めるべきは、若者政策を充実させて、子ども人口を増やす努力をすることであり、学校統合を進めることは、地域を衰退させることにつながってしまいます。市の見解を求めます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

第3次総合計画（「新・行政改革大綱」）と公共施設等総合管理計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、計画の変更および政策づくりへの市民参加についてであります。

「第3次北杜市総合計画」は、基本構想に、2030年における地域のありたい姿として、「子育てするなら北杜」と多くの方に共感される、子どもが賑わうまちの未来像を描き、その実現に向けて「前期基本計画」に、「子育て支援」、「産業創出」に重点的に取り組む施策をまとめた、本市の成長戦略であります。

一方、「新・行政改革大綱」は、他市と比べ突出した規模である公共施設保有量の適正化や、本庁舎の建設、上下水道事業の経営健全化など、合併以来の課題を解決し、持続可能な行政基盤を構築するための基本的な方針であります。

これらの2つの重要な計画を両輪にして、誰もが幸せを実感できる地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

その上で、「第3次総合計画」の策定の過程では、「北杜市総合計画審議会」、および「子ども育成戦略会議」に一般公募枠を設けるとともに、「市民ワークショップ」に加え、新たに「高校生ワークショップ」、「高校生アンケート」、「若者世代アンケート」、「パブリックコメント」を実施するなど、市民の皆さまからの様々な声に耳を傾ける中で策定を進めてまいりました。

このように、「総合計画」については、市民の皆さまに主体的に参画していただき、様々な視点からご意見をお聞きした上で策定しておりますので、変更する考えはありません。

次に、学校の統廃合についてであります。

現在、甲陵中学校を除く市立中学校8校のうち、6校が1学年2学級以下の小規模校であります。こうした現状を継続することで、「人間関係が固定化すること」、「各教科に複数の教員を配置することが困難となること」、「生徒数が少なく、部活動の種類に限られること」などの教育上の課題が、これまで以上に深刻となることが懸念されております。

市立中学校の統廃合は、地域から市立中学校をなくし、教育費を削減することが目的ではなく、一定の学校規模の中での集団生活を通じて、子どもが切磋琢磨することにより、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばすことができるなど、小規模校に由来する課題の解決を図り、子どもの教育環境の充実と質の向上、さらには子育て政策の充実強化を図るために行うものであります。

その他につきましては、教育長、担当部長および担当局長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

コメ農家支援と小麦の生産拡大支援を、における、学校給食への県内産小麦の利用についてであります。

学校給食のパンに使用する小麦の食材調達には、安定的な供給体制が欠かせない要素であります。

このことから、本市のパンに使用する小麦粉は、他の多くの自治体同様に、安全性が確保されている「公益財団法人山梨県学校給食会」から購入しているところであります。

なお、同会で供給する小麦のうち、国内産小麦はすべて北杜市産を使用しており、その割合を10%まで増やしていると伺っております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の待遇改善について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本年度と来年度の職員数についてであります。

一般会計および5つの特別会計の会計年度任用職員数は、本年度当初予算では780人、来年度当初予算では785人と、5人増となっております。

これは、各担当課において、業務の内容や量、その期間を踏まえ、会計年度任用職員の必要性を判断した結果であると考えております。

次に、総数の減員により、再任用にならない方への対応についてであります。

会計年度任用職員の任期は、「地方公務員法」の規定に基づき、一会計年度内とされ、再度の任用に当たっては、一会計年度ごとにその職の必要性が吟味される「新たに設置された職」と位置付けられるべきものとされております。

このことから、会計年度任用職員の任用に当たっては、平等取り扱いの原則に基づき、年齢や性別に関わりなく、均等な機会を与える必要があることから、市ホームページやハローワーク等により幅広く募集を行い、選考により任用しております。

また、応募要件には、任用回数や年齢の制限を設けておらず、希望する職に応募していただくことが可能なことから、選考により任用されなかった方を再配置することは行っておりません。

次に、勤務時間についてであります。

会計年度任用職員の勤務時間は、その職務の内容や標準的な職務の量に応じて、勤務時間を設定することとされており、会計年度任用職員の任用に当たっては、業務内容や、他団体で類似する職の勤務時間等を参考に、その職に必要な勤務時間とすることから、勤務時間が増減することは、あり得ることです。

また、会計年度任用職員の募集に当たっては、任用期間や勤務時間等の勤務条件を明示しており、その条件で希望する方に応募していただいております。

次に、雇用の安定に向けた対策についてであります。

多様な住民のニーズに的確に対応し、安定した住民サービスを提供していく上で、専門的な知識を要することがあることから、特に専門的な職種の会計年度任用職員の確保について努めてまいりたいと考えておりますが、雇用対策として会計年度任用職員を任用することは現状では考えておりません。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

コメ農家の支援と小麦の生産拡大支援をについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、米農家への支援についてであります。

新型コロナウイルス感染症に伴い、主要産地における本年度産米30キログラム当たりの価格は、一部の高級銘柄などを除き全面的に下落状況であり、最大2千円以上、下落した銘柄もあったところであります。

しかしながら、全国的にも高い評価をいただいている本市の米の価格は、300円の下落で依然として高い水準を維持している状況であることから、価格保障の支援については考えておりません。

なお、農業収入の減収に対して9割を補填できる国の「収入減少影響緩和交付金制度」がありますので、市ではその活用について、生産農家に周知を行っているところであります。

次に、麦の生産支援と拡大のための施策についてであります。

小麦については、全国的にパンや麺などの用途に多く使われている状況ではありますが、栽培の収穫時期が梅雨の時期と重なるため、赤かび病等の病害や、水田への作付けが多く湿害を受けやすいことなどから、生産技術の向上などの課題があるのが現状であります。

市では、農業経営の安定と生産力の確保を図るため、直接支払交付金などによる転作助成金や、「活力ある水田農業事業費補助金」により生産、出荷調整に必要な機械設備導入等の支援を行っております。

生産拡大に向けては、農地の排水対策の徹底や適期・適量の施肥管理、さらに病害等に対する強い品種など、収量・品質の安定・向上を図ることが重要であるため、「山梨県農業技術センター」や「梨北農業協同組合」などの関係機関と連携し、密接な指導体制を構築してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

水道料金関係について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、料金改定にかかる今後の進め方についてであります。

地域委員会への諮問は予定しておりませんが、地域のご意見を伺うことは考えております。

また、住民説明会については、「北杜市上下水道事業審議会」の議論と並行して、開催時期と手法について検討してまいります。

次に、現在の武川・白州の給水原価および供給単価についてであります。

現在、町を単位とした事業管理を行っておらず、町ごとに経理を区分していないため、各町の給水原価、供給単価は算出しておりません。

供給単価とは、水道水の売り上げに当たる給水収益を、売った水道水の量に当たる有収水量で割った、1立方メートル当たりの水道水の売価を表す経営指標の一つで、検針結果から地区別に算出することは可能であります。

一方、給水原価は、水道事業の維持管理費にあたる経常費用から、受託工事費と長期前受金戻入額を差し引いた金額を、有収水量で割った1立方メートル当たりの、水道水の原価を表す経営指標の一つで、地区別に区分できない数値が複数含まれていることから、地区別に算出することは困難であると考えております。

次に、水道管の結合場所についてであります。長坂町中丸地内と小淵沢町松向地内を結ぶ、市道長坂中丸13号線に、配水管を埋設しております。

次に、給水原価に基づいた料金体系についてであります。給水原価も経営指標の一つとして活用しながら、「総括原価方式」に基づき料金体系を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

再質問については、各項目、お願いをいたします。ただ、時間の関係で割愛するところもあります。

最初に水道問題、料金問題についてお願いをいたします。2点。

合併は自治体にとって最重要な事項でありました。確認事項は全会一致でつくられてまいりました。水道料金には、合併したら料金を統一する、これは合意できなかった中身であります。ですから、この合意を変更するためには、市議会の多数決だけでなく、旧8町村の合意が必要であり、地域の意見を聞くために設置された地域委員会に諮る必要があります。その見解をまず、お願いをいたします。

前回、当時の白倉市長は簡易水道運営委員会に適正な原価を基礎とする料金改定を求めていましたが、ほとんどそれが審議されていない状況がありました。今回、1体系を前提に審議を行うことを予定していますが、最低限、審議会について市民に8町の給水原価を算出し、公開すべきと考えます。

昨年9月議会で、齊藤議員の再々質問に部長は「各町ごとの単価という部分も含めてご審議いただきたいと考えている」と答弁をしています。今、答弁いただきましたが、総括原価主義、この点について、町ごとの単価、これが明らかにできるか、再度お願いをいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問、再質問にお答えいたします。

1点目でございますけれども、合併協議会での合意事項、この8町の合意という部分について、今後どのような考え方なのか、8町ということですので、地域委員会へ諮るべきなのか、議論すべきではないかという、見解についてでございます。

こちらにつきましては、前回の審議会におきましても、料金改定、まずは審議会で審議しております。そののちに市議会による審議、議決を経た上で施策を行う、執るということでございます。その過程におきまして、住民説明を行っているという状況でございますので、その住民説明という部分において、8町の合意という部分も取られているという認識しております。これにつきましては、合理性を欠くということではないと認識をしているところでございます。

あと、料金算定におきまして、8町のそれぞれ原価を示して審議すべきではないかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては、給水原価でございますけれども、過去にはお示しをしていたという経緯もございますが、今後、審議をする中で明確な数値という部分を示した中で、審議しなければならないと認識しておりますので、ここにつきましては、現状、1つの上水道という経営観点からいたしましても、原価を町ごとに、正確に出すと分解するというところでございますけれども、この部分につきましては、かかる経費、需要家費ですとか、固定費、変動費、この部分を8町ごとに明確に分解するというところにつきましては、不可能であると考えております。ですから明確なこの部分の数値というところでは、なかなか難しいところでございます。市内の統一の給水原価という部分では、明確な数値は出せるというところでございますけれども、今後、審議する中で、その部分の審議を当然していくわけですが、明確な数値というところでは、お示しはできないと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

再々質問で、企業会計にしました、そして2020年、2021年度はやはり給水原価を公表すべきだと思います。たしかに事務量は大変になるかもしれませんが、前回の改定ではやはり低いところは上がるという状況であります。どうしてそうなるのかということをやっぱり、市民としては知りたいと考えていると思います。企業会計にした、この2年間は出せると思いますが、再度お願いをいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問の再々質問にお答えいたします。

繰り返しになりますけれども、現在、1つの企業会計ということで運営しております。それぞれかかった経費を分解して、町ごとの給水原価を出すということについては、需要家費ですとか固定費、変動費、それを各町ごとに分解した中を出していくという作業がありますので、非常にその部分の経費については、多岐に、各町をまたいで経費がかかっているという部分も

ありますし、人件費という部分もありますので、これを8町ごとに分けるということ、明確に分けるということですが、それは不可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

それでは3点目、コメと麦の援助についてお願いをいたします。

やはりコメの生産を継続するためにも、地元の支援が本当に大切になると思います。米どころ北杜で、コメ農家を支援する、これは当然のことではないでしょうか。コメ農家の収入減は、地域経済の大きな落ち込みをもたらします。だから全国の自治体でも支援の継続が生まれています。やはり再生産をする、継続する、そのためにも市のコメ農家への具体的な支援を求めます。お願いをいたします。

もう1点、今、ロシアが穀倉地帯であるウクライナに侵略しました。今後、麦やトウモロコシなど、穀物生産に悪影響を及ぼしてまいります。麦の輸入品には消毒が行われ、先ほど話したように安全性の問題があります。日本の大地から安全な農産物を生産することが今ほど求められている時はないと思います。これから、1年、2年、拡大するにも期間はかかると考えます。時間はかかりますが、やはり地元産、国内で生産する、麦を生産する、そういったことが求められますので、麦農家の今の方々を核として成長させる、発展させる、そうした方針、市の見解を再度お願いをいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

コメ農家の具体的な支援、それから小麦の関係、小麦に関する方針についてのご質問であります。

先ほど答弁しましたが、本市の昨年のコメ価格は高い水準をとどめている状況であったことから、価格補償の支援ということは考えておりませんが、本市は古くからおいしい米どころとして有名な地域でありますので、コメの生産を継続させるための支援は非常に重要だと考えております。そのため、本市では高付加価値型のお米の生産や販路拡大の支援をしているところであります。

具体的には高付加価値型のコメとしまして、特別栽培米を位置付けておりますが、生産農家に対して、30キログラムあたり300円の助成金を交付して支援をしているという状況であります。

また、販路についてであります。昨年11月に初めて取り組んだ食味コンクールによりまして、企業とのマッチングなどを行い、新たな販路拡大を図っているところであります。

引き続きコメ農家の生産や販路の面でしっかりと支援を行ってまいりたいと考えております。

それから小麦に対する方針についてのご質問であります。日本の小麦事情につきましては、約9割が外国から輸入してございまして、国内産小麦では量や質が満たせない需要分を外国産に

頼っているという状況であります。

今後、国産小麦の利用拡大を図っていくためには、土壌診断や病害に強い品種の導入等により品質の安定向上を図ることが必要でありますので、関係機関と連携し、指導体制を整備していきたいと思っております。

また、生産者およびパンや麺などの実需者、また行政などが、関係者が一体となり取り組むことが生産拡大に向けて重要だと思っておりますので、その構築についても研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

それでは4項目め、総合計画について、2点お願いをいたします。

予算説明の中で、新年度10%削減のシーリング予算編成が行われたと。図書館は今年度より118万円のマイナスとなり、新しく図書を購入する費用を減額する、そうしたことが説明されました。

一方で、庁舎建設基金には、今年度約2億5千万円、そして4年、5年、6年、7年の各年度で5億円を基金に積み立てて、合計40億円にする方針といわれました。市民には市の財政が厳しいからサービスが低下して我慢しろ、このように言い、新庁舎を建設していくのが総合計画だと思えます。庁舎建設について、市民からのパブコメでは、すぐに必要ない、こうした意見が大半であります。市民の意見を反映する場が必要と考えますが、その点について市の見解を求めます。

もう1点、学校統合で適正規模等審議会では、県内初となる施設一体型の小中一貫校や中学校の2から1校への統合を軸とする素案をまとめたと報道がされています。この小中一貫校の問題点として、小学6年生ですね、最高学年としての意識が育たない。中学生の幼稚化。普通教室以外の利用に支障が出る。行事に関わる人数が多すぎる。授業、休み時間が小中で合わない。そして騒音の問題が出る。プールやトイレなど、体の大きさの違いがあるなど挙げられています。

市の財政的な問題で統合問題が出てきますが、計画の段階で審議会だけでなく、市民との話し合い、懇談会を開く、意見を聞く機会をつくることが必要だと考えますが、その点についての市の見解をお伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

清水進議員の、日本共産党の再質問にお答えをいたします。2点いただいております。

市民の声を聞く機会ということでございますが、今回の総合計画を策定するに当たりましては、いろいろな工夫を重ねる中で審議会の資料もすぐに公表をするなど、情報発信を重ね、皆さまの声を伺ってきて策定をしたものでございます。

今後につきましては、第3次総合計画の施策に整合するように各種計画や方針を見直す場面

も出てくることもあろうかと思しますので、そういった際にはしっかりと市民の声を聞く場を設けていくということにしておりますので、ご理解をお願いするところでございます。

それから学校統合の際に声をということで、こちらにつきましても行革の観点で答弁をさせていただきますけども、こちらにつきましても、先ほど市長に答弁していただきましたように、単なる数減らしということではなく、子どもの教育環境の充実、質の向上、子育て施策の充実強化という考えのもとから、今回、行政改革大綱に明記をさせていただいておりますので、今後新たに設置をいたします審議会の中で、適正規模審議会の意見は意見といたしまして、また行政改革推進委員会の考え方といったものも尊重いたしまして、来年度整備する検討委員会で意見を聞きながら進めていくということでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

それでは、最後に会計年度任用職員についてお伺いをいたします。

ケア労働など大切な仕事をしていても、非正規ということで軽視されています。低賃金におかれています。専門機能があっても1年有期で打ち切られています。非正規で働く方々は、一人ひとり皆さん、賃金を上げてくれ、労働環境を改善してくれ、こうした声をあげられない状況にあります。弱い立場に立つ任用職員の声を継続する、このことが必要だと考えますが、その点について、再度お願いをいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

日本共産党の代表質問、清水進議員の再質問にお答えをさせていただきます。

会計年度任用職員、これは2020年から制度ができたものでございます。これにつきましては、地方公務員法でしっかり位置付けられておりまして、会計年度任用職員、しっかり対応していくという法律の制度のもとに進めておりまして、そういう趣旨を北杜市では尊重しまして、十分理解をして進めているということでございます。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○16番議員（清水進君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。
次の会議は3月17日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。
本日は、これをもって散会といたします。
大変ご苦労さまでした。

散会 午後 6時47分

令和 4 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 7 日

令和4年第1回北杜市議会定例会（4日目）

令和4年3月17日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

ともにあゆむ会 齊藤功文君

日程第2 一般質問

| | |
|-----|--------|
| 18番 | 保坂多枝子君 |
| 6番 | 大芝正和君 |
| 5番 | 神田正人君 |
| 9番 | 清水敏行君 |
| 3番 | 中山喜夫君 |
| 1番 | 高見澤伸光君 |
| 2番 | 興水 崇君 |
| 7番 | 秋山真一君 |
| 10番 | 井出一司君 |
| 11番 | 志村 清君 |

2. 出席議員 (20人)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 高見澤伸光 | 2番 | 興水 崇 |
| 3番 | 中山喜夫 | 4番 | 小林 勉 |
| 5番 | 神田正人 | 6番 | 大芝正和 |
| 7番 | 秋山真一 | 8番 | 進藤正文 |
| 9番 | 清水敏行 | 10番 | 井出一司 |
| 11番 | 志村 清 | 12番 | 齊藤功文 |
| 13番 | 福井俊克 | 14番 | 加藤紀雄 |
| 15番 | 原 堅志 | 16番 | 清水 進 |
| 17番 | 野中真理子 | 18番 | 保坂多枝子 |
| 19番 | 内田俊彦 | 20番 | 秋山俊和 |

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（50人）

| | | | |
|-------------|------|-----------------|-------|
| 市長 | 上村英司 | 副市長 | 小林明 |
| 政策秘書部長 | 宮川勇人 | 総務部長 | 中山晃彦 |
| 企画部長 | 中田治仁 | 健幸市民部長 | 八巻弥生 |
| 福祉部長 | 伴野法子 | 森林環境部長 | 大芝一 |
| 産業観光部長 | 輿水伸二 | 建設部長 | 大輪弘 |
| 教育長 | 輿水清司 | 教育部長 | 加藤寿 |
| 上下水道局長 | 浅川和也 | 会計管理者 | 板山教次 |
| 監査委員事務局長 | 坂本孝典 | 農業委員会事務局長 | 加藤郷志 |
| 明野総合支所長 | 三井喜巳 | 須玉総合支所長 | 植松宏夫 |
| 高根総合支所長 | 小尾正人 | 長坂総合支所長 | 平島長生 |
| 大泉総合支所長 | 宮崎良彦 | 小淵沢総合支所長 | 小泉雅人 |
| 白州総合支所長 | 中山和彦 | 武川総合支所長 | 清水能行 |
| 政策推進課長 | 浅川豪 | 財政課長 | 進藤修一 |
| 秘書広報課長 | 小澤永和 | 人事課長 | 小澤哲彦 |
| 消防防災課長 | 坂本賢吾 | 管財課長 | 川端下正往 |
| 介護支援課長 | 白倉充久 | 健康増進課長 | 浅川知海 |
| 福祉課長 | 山田健二 | 子育て応援課長 | 中澤徹也 |
| ほくとっこ元気課長 | 河手貴 | 林政課長 | 佐藤康弘 |
| 環境課長 | 中山由郷 | 農業振興課長 | 川上俊一 |
| 農地整備課長 | 清水厚司 | 観光課長 | 跡部秀之 |
| 商工・食農課長 | 皆川賢也 | まちづくり推進課長 | 末木陽一 |
| 道路河川課長 | 由井克光 | 教育総務課長 | 平井ひろ江 |
| 学校給食課長 | 花輪孝 | 学術課長 | 村松佳幸 |
| 上下水道総務課長 | 小澤栄一 | 上下水道施設課長 | 齊藤乙巳士 |
| 総務課総務担当リーダー | 原章浩 | 企画課ふるさと納税担当リーダー | 土屋直己 |

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長 清水市三
 議会書記 津金胤寛
 議会書記 唐澤史明

開議 午前10時00分

○議長（加藤紀雄君）

皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり会派代表質問および一般質問を行います。

○議長（加藤紀雄君）

日程第1 会派代表質問を行います。

ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、12番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

令和4年第1回北杜市議会定例会にあたり、代表質問を行います。

16日、午後11時36分ごろ、宮城県・福島県で震度6強の地震が昨夜ありました。気象庁によりますと、震源地は福島県沖で震源の深さは約60キロ、地震の規模はマグニチュード7.3と推定されています。

山梨県でも11万8千世帯に及ぶ大規模な停電が発生しましたと、新聞等で報道されております。詳細は分かりませんが、東日本大震災から11年目の3月のこの月に、こうした地震が発生しています。常日頃、災害に備えた対策が肝要だと思うところがございます。

被害にあわれました皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

私は今年の第1回本定例会の、ともにあゆむ会代表質問で次のように述べました。美しい織は機織りの縦糸と横糸が互いにしっかりと調和よく織り込まれて出来上がります。機織りに例えれば、北杜市の行政を縦糸、北杜市民の声を横糸に織り込むことにより市民が幸せを実感でき、みんなが誇れる北杜市を織り上げることができるのではないのでしょうかと、こういうふうに申しました。

上村市政1年の今、積極的に市政執行に取り組む姿勢は理解できますが、今議会に提案された第3次総合計画、新・行政改革大綱および公共施設等総合管理計画へのパブリックコメントで市民の声、意見や提言などが多かったことは真摯に受け止め、これからの行政執行に努めていくことが求められていると思います。

縦糸と横糸の織り成す調和の取れた北杜市政が織り上げられるためにも、またしっかりと織り込まれた美しく輝く織として完成するためにも、市民の声を横糸にしっかりと織り込んでいくことが重要ではないでしょうか。

まず、第1は北杜市太陽光発電条例等についてであります。

令和3年12月16日から令和4年1月14日まで実施した第3次総合計画、新・行政改革大綱および公共施設等総合管理計画へのパブリックコメントには、ご意見が118人から寄せ

られております。3年前の平成31年3月8日から4月8日まで実施した北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例のパブリックコメントに寄せられたご意見122人、133件と同様に市民の関心が非常に高いものでした。

そこで以下、6点について質問いたします。

まずはじめに、令和元年10月1日施行された「北杜市太陽光発電条例」の施行後の設置の現状は、課題は、改善すべき点など、把握している状況について伺います。

(2)「営農型太陽光発電」について、以下伺います。

①「営農型太陽光発電」の市内設置の現状は、課題は、改善すべき点など、把握している状況について伺います。

②また、農地法(農業委員会)と「北杜市太陽光発電条例」との、設置に係る各手続きフローの関係はどのようになっているのでしょうか、具体的にお伺いいたします。

(3)太陽光発電設置を巡る動向について、以下5項目について伺います。

①「山梨県太陽光発電条例」については、令和4年2月県議会において一部改正がされると聞いていますが、市では改正内容を把握しているか。また改正内容について、県と協議などされているか。関連があるならば速やかに、整合性をはかるべきと考えるがいかがでしょうか。

②『八ヶ岳西麓の豊かな自然環境と共生する未来に向けた共同宣言』(令和3年12月16日茅野市長 富士見町長 原村長)、別紙のとおりでございますが、出されております。こうした3市町村の取り組みについて、北杜市でも富士見町・原村は八ヶ岳定住自立圏を形成し相互に連携・協力を行い、生活機能の強化などに取り組むことにより、定住人口の確保と圏域全体の活性化を図っているところであります。

今後、こうした宣言について、八ヶ岳南麓の北杜市においても、八ヶ岳定住自立圏の構成団体と一体となり取り組めないのでしょうか、伺います。

③長野県富士見町においては、令和4年2月17日開会の町議会臨時会において、富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例の一部改正が賛成多数で原案のとおり可決され、3月18日施行となっております。町内全域に網を掛けた設置の抑制区域、厳格な住民同意など、開発規制により踏み込んだ内容となっております。ご所見を伺います。

④長野県茅野市においても、太陽光発電設備の「抑制区域」新設などを盛り込む改正条例を3月定例議会に提案され、4月1日施行を目指していると聞いております。こうした八ヶ岳周辺における条例改正の動きがある中ですが、市長のご所見を伺います。

⑤市長就任以来1年の間に私が承知している限り、数団体から市長に、市内の太陽光発電設備設置に係る以下のような事項をもった要望書・提言書が提出されています。各要望・提言項目等について、以下、具体的に伺います。

ア 「説明実施報告書」の信憑性の担保についてであります。

イ 事業地境界からの離隔距離の確保についてであります。

ウ 構造計算書を設置許可申請書類に義務付けることについてであります。

エ 設置許可に有効期限を設けることについてであります。

オ 農地の耕作放棄地を減らすための施策を進めること。

カ また森林の保全と維持のために林業振興・観光への活用のための施策を進めること等々。

キ また第12回北杜市子ども環境フェスタの中で、甲陵高校生の太陽光発電設備の設置規制についての研究発表がユーチューブで投稿されています。高校生もこの問題について真剣に

とらえていることがよく分かりますが、いかがでしょうか。

(4) 市長への要望や提言がいくつか、こうしたように提出されている中ですが、就任1年経っての太陽光発電設置関係の市長公約についてのご所見は、いかがでしょうか。

(5) こうした条例施行後の現状をふまえ、今後「北杜市太陽光発電条例」改正に向けて取り組む市長の決意をお伺いいたします。

(6) また、北杜市総合計画・関連計画等への太陽光発電に係る位置付けは、どのようになっているのでしょうか。

別紙ですが、八ヶ岳西麓の豊かな自然環境と共生する未来に向けた共同宣言の内容でございますが、下段のほうへいきまして、私たちは次世代に遺していくべきものは、地域の宝であると同時に我が国の宝である八ヶ岳西麓に広がる緩やかで壮大な裾野であり、魅力ある自然環境や景観であることを改めて共通認識しています。

そして、私たちは次に掲げる想いを共有し、共同で宣言します。

1. 私たちは、八ヶ岳西麓において、緑豊かな自然環境や優れた景観等が阻害され、また、災害の発生が危惧されるなど、地域の理解が得られない野立て型太陽光発電設備の設置を望みません。

2. 私たちは、地球温暖化対策の取組強化にあたり太陽光発電推進の分野においては、長野県と連携して屋根置き型太陽光発電設備と蓄電池の普及促進を目指します。

3. 私たちは、この共同宣言を契機にして八ヶ岳西麓一帯の環境、観光、農業面等での振興策について、改めて協議を進めていきます。

令和3年12月16日 茅野市長、富士見町長、原村長というふうな連名で共同宣言が出ております。

市長のご所見を伺います。

次に第2であります、「合併協定」及び「新市建設計画」において取り残された事業についてであります。

以下4点について、質問いたします。

第3次北杜市総合計画を策定する中で、「合併協定」「新市建設計画」についての協定内容等について、評価・検証を含めた検討や審議がなされているのでしょうか。あればお示しください。

(2) 3年後には合併20年目を迎えるわけですが、まずは、合併協定項目等の評価・検証することが、総合計画・行政改革・公共施設等総合管理計画等を推し進める上で肝心だと考えますがいかがでしょうか。

(3) 「合併協定」「新市建設計画」において取り残された事業について、今後北杜市において取り組まなければならない事業として、どのようなものがあるかとらえているのでしょうか。

本庁舎の在り方、総合支所の在り方、水道料金問題、図書館の在り方、温泉の在り方、保育園整備、小中学校統合問題、学校給食センター統合問題、市営住宅整備等々が考えられますが、いかがお考えでしょうか。

(4) 「合併協定」「新市建設計画」において取り残された事業については、私が言うまでもありませんが、検討する機会を早急に立ち上げ、市民への丁寧な説明と市民の声を十分聴き、市民に理解されることが、今後の総合計画・行政改革・公共施設等総合管理計画等を進める上でも、避けて通ることができないものであります。

また、市民に開かれた市政推進を図る上でも肝要であると考えますが、いかがでしょうか。
第3は、地域のかかえる課題、要望などへの取り組みについてであります。

以下5点について質問いたします。

(1)「地域課題早期対応事業」の現状と課題について、次の2点について伺います。

①この事業は、拡充を望む声が多いが、令和4年度への位置付けはいかがですか。

②令和4年4月に市役所の機構改革が予定されておりますが、当該事業の担当部署はどこになるのでしょうか。機構改革により市民への行政サービスに支障がないよう取り組んでほしいと思うが、いかがでしょうか。

(2)地域委員会予算におけるイベント事業に創意工夫が求められておりますが、令和4年度以降の地域委員会関連予算への位置付けの方針はいかがでしょうか。

(3)上下水道局は、3月に高根総合支所に移転しました。市民にとっては身近な部署であります。事務所の移転によって、どのような点で住民への利便性向上が図られるものと考えてよいのか伺います。

(4)事務所が本庁舎より離れることになり、他の部局との連携に支障はないでしょうか。

(5)また北杜市総合計画等関連計画への位置付けはどのようになっているのでしょうか。最後になりますが、第4は屋根貸しによる太陽光発電事業についてであります。

2月18日の議員全員協議会で説明がされた「再生可能エネルギーの活用（屋根貸し）等に関する連携協定について」、以下5点について質問いたします。

(1)連携協定に至った経緯について伺います。

(2)連携協定の相手方及び連携協定内容について伺います。

(3)連携協定締結日は。また屋根貸しの契約予定は、いつ頃どのような契約内容になるのか、詳細にお示してください。

(4)市役所本庁舎屋根など市有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業についての、今後の市としての方針は。詳細にお示してください。

(5)現在の市役所本庁舎の屋根に、一企業が太陽光パネルを設置することは、今後、検討委員会を立ち上げ議論する本庁舎建設整備検討に影響がないか、市長のお考えを伺うものです。

以上、代表質問といたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

「合併協定」及び「新市建設計画」において取り残された事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、協定内容等の検討および審議、協定項目等の評価および検証、今後の事業についてであります。

合併以来、これまで、「総合計画」の策定や「行政改革大綱」、個別分野の行政計画の策定過程において、「合併協定」および「新市建設計画」の協定内容等の評価・検証を随時行ってきたおり、この点は、「第3次北杜市総合計画」の策定過程においても同様であります。

その上で、現在策定中である「新・行政改革大綱」において、保育園、中学校、図書館、温

泉施設や観光施設などの公共施設保有量の適正化や、上下水道事業の経営の健全化、本庁舎の建設など、合併以来の課題を改革の柱に掲げており、今後、市民の皆さまのご理解を得ながら重点的に取り組んでいくこととしております。

次に、検討の機会および市民への説明についてであります。

公共施設保有量の適正化をはじめとする、合併以来の課題を解決していくためには、専門的な知見に基づく検討とともに、市民の皆さまに改革の趣旨についてご理解をいただくことが大変重要であります。

このような点を踏まえ、公共施設保有量の適正化に関しては、関係部署がそれぞれで検討組織を立ち上げるなど、具体的な検討を進め、検討状況についても市のホームページ等で公開してまいります。

また、検討に際しては、市民の皆さまに十分な説明の機会をつくり、ご理解を得ながら進めてまいりたいと考えてございます。

次に、屋根貸しによる太陽光発電事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、連携協定の経緯、相手先および内容についてであります。

「ゼロカーボンシティ宣言」を表明した本市では、市の公共施設はもとより、民間事業所、個人住宅など、あらゆる建物などの屋根上への太陽光発電設備の普及が脱炭素社会への取り組みの一つと考え、近年、国内でも認知されつつある、「電力販売契約」いわゆる「PPA」と呼ばれる、屋根の提供を受けた発電事業者が設置から発電や管理、撤去まで担う事業モデルの可能性について研究してきたところであります。

こうした中、高根町村山北割に工場を有する「株式会社相川プレス工業」から、官民連携で市の課題に取り組みたいとの意向を受け、市が進める脱炭素社会に向けた事業や、災害時の協力など本市の理念と一致したため、協定を締結したところであります。

また、協定の内容としては、脱炭素社会の実現に向けた行動に連携して取り組むこととし、「公共施設での再生可能エネルギーの普及に関すること」、「災害時の電力供給に関すること」、「カーボンニュートラルのまちづくりに関すること」、「その他市民サービスの向上に関すること」について締結いたしました。

次に、今後の方針についてであります。

他の公共施設についても、この「PPAモデル」での太陽光パネルの普及は市にとってメリットが大きいことから、積極的に進めてまいりたいと考えております。

今後は、施設での電力使用量が大きい施設や、太陽光パネルが多く設置可能な施設など、事業効果が図られる施設から検討してまいります。

その他につきましては、担当部長および担当局長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

地域のかかえる課題、要望などへの取り組みにおける、「地域課題早期対応事業」の担当部署についてであります。

来月から各総合支所では、地域市民課に地域振興課を編入し、2課を1課体制とし、「地域課

題早期対応事業」について担当いたします。

新体制により市民サービスに関わる窓口を一体的に行うことで、簡素効率化を図り、市民サービスに支障をきたさぬよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

地域のかかえる課題、要望などへの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、来年度への位置付けについてであります。

「地域課題早期対応事業」は、道路修繕、排水路改修、支障木の撤去、看板・防犯灯・カーブミラーの設置、修繕など、地域からの要望に対応するため、平成29年度から事業費を計上し、地域と身近に接している各総合支所において予算を執行しております。

事業費は、8支所合計で1億円とし、地域からの要望に応じて、毎年150件程度の事業を実施しております。

本事業については、地域からの要望も多いことから、来年度当初予算においても、これまでと同様に予算を確保しているところであり、引き続き、きめ細やかに対応してまいりたいと考えております。

次に、来年度以降の地域委員会予算へのイベント事業の位置付けについてであります。

来年度の地域委員会予算については、本年度と同額の予算を計上しておりますが、各町を代表するお祭り、イベントについては、コロナ禍にあり、これまでどおりの開催が難しいことから、令和5年度以降の開催方法等も見据えた中で、イベントの手法について検討しているところであり、その方向性については、ご理解をいただいているところであり、

令和5年度以降の位置付けについては、今後の地域委員会の在り方の検討も踏まえる中で、検討してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

屋根貸しによる太陽光発電事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、協定締結日および契約予定時期等についてであります。

連携協定締結日は本年2月17日であります。

また、屋根貸しの契約時期については、本年5月頃を予定しており、他の事業者からも提案を募る中で、速やかに決定してまいりたいと考えております。

契約内容については、「再エネ賦課金」などが課されない「PPAモデル」を前提として、電気料の削減や災害時の補償などが担保される内容にしてまいりたいと考えております。

次に、本庁舎建設整備検討への影響についてであります。

本事業では、市が目指す脱炭素社会をさらに加速させ、再生可能エネルギー設備の普及と、二酸化炭素の排出削減による地球温暖化抑制につなげることを目的としており、新庁舎の移行までの間も事業効果が高いことから進めてまいりたいと考えております。

なお、設備の移転や撤去については、費用負担はあるものの、柔軟に対応できることから、本庁舎建設の議論に影響しないものと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

北杜市太陽光発電条例等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、施行後の現状、課題等についてであります。

「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」は、令和元年10月の施行以来、2年6カ月を経過しようとしており、先月末時点で137件の許可を行っております。

本年度においては、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置と維持管理に関する条例」の公布、施行に伴い、市条例の制定趣旨が損なわれないよう、市条例の一部を改正、昨年10月1日に施行し、適正な運用に努めているところであります。

これまでも太陽光発電設備の設置等規制に対し、規制の強化を望むご意見をいただいておりますが、市条例は現行法令における財産権の制限、受忍の程度等を十分に検討し、施行されたものであることから、今後も、太陽光発電設備を取り巻く状況を注視し、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、「営農型太陽光発電」の設置状況についてであります。

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備」、いわゆる「営農型発電設備」の、市条例に基づく許可は、先月末時点で8件となっております。

「営農型発電設備」は、発電設備の下部の農地における、適切な営農の継続を確保することが求められる一方、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定に当たって、発電容量50キロワット未満の設備に適用される、自家消費率30%を維持する「地域活用要件」が免除されていることから、設備設置導入に係る障壁が低くなっているものと考えております。

市条例に基づく手続き前においても、国公表の認定情報を確認するなど、事業計画等の把握に努めているところであります。

次に、農地法と太陽光発電条例との関係についてであります。

市条例においては、「農地法」を関係法令に規定していることから、設置許可申請に当たっては、「事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可または確認の取得状況」として、「農地法」の規定に基づく許可を取得したことを確認できるものの写しを添付して、申請しなければならないこととしておりますので、「農地法」の規定に基づく許可を取得した後に、市条例に基づく許可申請を行うこととなります。

次に、県条例の改正内容の把握および県との協議についてであります。

県条例においては、現行10キロワット以上の太陽光発電設備を適用対象としておりますが、改正案では、10キロワット未満の設備も適用対象とするものであると伺っております。

その運用等、具体的な詳細については、県から示されていないことから、協議できる状況にはありませんが、市条例との関連性を確認しつつ、市条例の施行に影響が生じると認められる場合は、必要な対応を行っていく考えであります。

次に、八ヶ岳定住自立圏の構成団体との取り組みについてであります。

長野県3市町村の共同宣言については、茅野市が中心的役割を担い行われたものであると伺っており、長野県域、八ヶ岳西麓の自治体として行われたところでもあります。

本市においては、県において「山梨県太陽光発電施設の適正な設置と維持管理に関する条例」が施行されていることなど、県域が異なることによる事情もあるものと考えており、「八ヶ岳定住自立圏」とは別のステージで行われたものと理解しております。

したがって、まずは共同宣言による効果などを把握してまいりたいと考えております。

次に、開発規制についてであります。

市としては、山梨県の条例があり、これと整合を図っていく必要があるものと考えております。

長野県富士見町の条例改正については、施策を尊重しつつ、施行状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、「抑制区域」新設などを盛り込んだ条例改正についてであります。

長野県茅野市においては、これまで表明していなかった市の考え方について、新たに抑制区域として明文化することで、抑止効果に期待しているとのことであり、考え方としては市条例の特定区域、県条例の設置規制区域がこれに当てはまるものと考えております。

いずれにしても、本市は八ヶ岳南麓に位置し、西麓のみならず東麓地域との関連もあるところではありますが、市条例を適正に施行していくことが肝要であると考えております。

次に、各団体からの要望および提言についてであります。

「説明会実施報告書」の信憑性の担保についてであります。市条例の規定により、虚偽の報告を行えば、不正な手段に該当することから、これに該当する場合は、市も市条例の規定に従い、適切に対処することとしております。

事業地境界からの離隔距離の確保については、許可基準において定められております。

「構造計算書」については、構造計算に関する事項は、当該法令を所管する国であり、当該法令に基づき、本市が審査するものではないことから、難しいものと考えております。

設置許可への有効期限については、県条例に有効期限が設けられているほか、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の一部改正により、「認定失効制度」が創設され、来月から運用となりますので、市としては、これらの状況を確認し検討してまいりたいと考えております。

農地の耕作放棄地を減らす施策および林業振興・観光への活用については、これまでも進めてきたものと認識しており、「第3次北杜市総合計画」においても、「地域特性を活かした農林業の振興」として、引き続き施策を進めてまいります。

甲陵高校生の研究発表については、若年層が高い関心を持っていることの表れであり、市の施策推進の上で、喜ばしいことであると考えております。

次に、市長公約についてであります。

昨年9月の令和3年第3回市議会定例会において、市長は、「現行法令下において、森林伐採と太陽光発電設備設置との整合性に課題がありましたが、県条例が制定され、これに基づき規制等が行われることは、尊重すべきもの」と答弁しました。

併せて、県条例の設置規制区域内においては、市条例の規定の全てを適用除外とすることが通例であるところ、市条例による規制を緩和しないように規定を設け、市・県と協力連携を図ることによって、太陽光発電事業の適正な実施につながるものであり、公約が反映できたものと考えている旨を答弁したところでありますので、現在においても、法制度上、新たな状況が生じているものではないことから、これまでの考えに変わるところはありません。

次に、市条例改正への取り組みについてであります。

関係法令は、それぞれの制定趣旨に基づいて、規制が行われるものであることから、当該法令の解釈または委任規定の有無などを踏まえ、市条例を制定、施行しているものであります。

関係法令の改正などによって、必要と認められる場合は、市条例において調整や整合などを図っていく考えであります。

次に、総合計画・関連計画等への位置付けについてであります。

太陽光発電については、「第3次北杜市総合計画」において、「環境・都市基盤」部門のうち、「脱炭素・循環型社会の構築」および「自然と暮らしが共存するまちづくりの推進」の施策として位置付けております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

地域のかかえる課題、要望などへの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、上下水道局移転に伴う住民の利便性についてであります。

移転に際して、業務の流れを再点検し、これまでと変わらないサービスを提供しております。

今後の予定としては、各種お手続きのオンライン化やクレジット決済の導入など、お客さまの更なる利便性向上を図ってまいります。

次に、上下水道局移転に伴う他部局との連携、および関連計画への位置付けについてであります。

移転に際して、市役所内の関連部署や、山梨中央銀行、郵便局など、外部の関連企業と事前調整を行い、業務の流れの変化に対応しております。

今後は、「庁内Web会議システム」を活用し、効率的な連携を図ってまいります。

なお、総合計画等関連計画への位置付けはありません。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

それでは、4つの項目全部について再質問させていただきます。

まず、北杜市太陽光発電条例等についての関係ですけれども、まず令和元年の10月1日に今の市条例は施行され、今年で10月で3年になります。1つの区切りとして、3年経てば見直し、何もかもそうなんですけれども、そんな感じになります。そして、先ほど質問しましたけれども、上村市政誕生して以来、1年の間にいくつもの団体から市長に対して、期待をしているんですよ、期待を。公約に対して。そういうことも含めて、いろいろの面で市民の皆さんが期待をしておりますので、先ほど前文でも私、言いましたけども、市民の声を織の横糸に織り込んでいただきたいと、そういうふうに思います。そして素晴らしい、光り輝くような織が出来上がることを願うものです。

そんなことを含めまして、この太陽光条例、3年になりますので、ぜひとも見直しをしてほしいと、そういうふうに思います。

そして八ヶ岳西麓、南麓、八ヶ岳周辺の長野県においても、そうした脱炭素も含めた太陽光の規制を図って、住みよい環境をつくっていかうという、そういう、茅野市長、富士見町長、原村長、富士見町長と原村長は定期的に定住自立圏でお会いすると思いますので、ぜひともそのへんについても宣言なり、地域の理解が得られない野立て太陽光は望みませんというような、そういう宣言を出すことが、小さいような条例をいろいろやったとしても、こういうことを出すことによってアピールできると思いますので、このへんについてのお考えをお願いしたい。これが1点です。

また、営農型太陽光発電について伺いますが、今、問題になっている八ヶ岳南麓で標高900メートルくらいのところで、今、営農の設置の農業委員会が許可をされ、そして今、市条例の許可をもらっているような、そういう申請団体のケースがあるわけですけども、900メートルのところではシャインマスカットを、45キロ離れた市川三郷町のところから営農をしたいという、そういう申請内容であります。そんな、この900メートルでシャインマスカットが出るなんていう、そういう夢のようなあれなんですけども、そのへんについての、やっぱり常識では考えられない、いわゆる900メートルに生活している農家の皆さんの常識では考えられないことが起きているということで、何か疑問が出るということで、農業委員会の方にも、その地域の人たちからご意見がたくさん出されていると思います。そのへんも含めて、今後の営農型の太陽光発電についても、しっかりと農地法に基づいてやっていただきたい。そして地域の、農家の生活をしている人たちの意見も聞いたりして、その優良農地を守っていただきたいたい、活用していただきたいたい、そんなふうな思いです。この2点について伺います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再質問にお答えいたします。

市条例の改正をということでございますけれども、市条例に関係する法令につきましては、随時確認を行っているところであります。また、自治体における条例の制定は、その自治体の実情に応じて検討されるものであると考えておりますので、市としても本市の実情を踏まえ、市条例を施行しているところであります。

関係団体からのご要望もいただいておりますけれども、市条例現行法令における財産権の制限であるとか、受忍の程度等を十分に検討し施行されたものであり、関係法令などの改正によって必要な場合は対応していくと考えております。

それから、あと長野県の共同宣言へ同調というか、歩調を合わせることはできないかということでもありますけれども、先ほどの答弁の中で言うておりますけれども、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置と維持管理に関する条例」が施行されておまして、長野県では山梨県条例と同様の条例が施行されていない状況にあるということがございますので、県という広域レベルにおきまして、その施設に施策範囲が及ぶか、及ばないかということで状況が大きく異なるものと考えております。

また、共同宣言におきましては、参加の打診など情報の提供も受けておらなかったという状況がありまして、この共同宣言の状況につきましては、また以降、注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加藤郷志君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再質問にお答えいたします。

標高900メートルのところ、シャインマスカットは作れないのではないかとのご質問とお伺いしました。

作物につきましては、そこの事例、あと県に営農専門の所管がありますので、そこで確認を取っております。シャインマスカットは標高1千メートル以上だと、あまり適さない。やっぱり寒さに適さないということですが、900メートルまでは実例がありますので、これは作れるという判断を行いました。

1千メートル以上でもシャインマスカットを作りたいという案件がありましたが、それはできないということで、それは作物を変えさせております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

再々質問を行います。

今の事務局長のお話ですけども、それは理屈の上ではそうかもしれないけども、例えば八ヶ岳南麓で生活している人たちにとっては、常識では考えられないということで、そういうことにも事業者はちゃんと理解をするように、農業委員会としてもちゃんとしなければ、理解が得られないと思います。常識では考えられないと。そしてあと、市川三郷町という距離から、45キロかけて通勤というか、その現場へ来るという、そういうことが常識ではちょっと考えられないということ、みんな思っているんですよ。地域の説明会で、そういうこともやっぱり、納得がいくようなことが必要ではないかと思います。

そして、私、先ほど3年に、今年の10月でなるということで、各自治体の太陽光の規制状

況を調査してくれた専門家の方がいるんですけれども、令和元年の北杜市の条例施行以降、調査を90件ほどしかないようです。そのうち47件については、規制内容、いわゆる住民同意の条件があるとか、離隔距離の設置をちゃんとしてやるとか、禁止規制区域を設定するとか、構造計算書の提出義務があるとか、そうしたいろいろな説明実施報告書の義務付けも当然あります。そして土地所有者の責務の規定も当然あります。そんなようなことで、住民同意の条件だとか、禁止区域の設定などもやった条例が全国各地で見られます、ここ数年。この2、3年。そんなことを踏まえて、3年経ちますので、ぜひ見直しを、県条例も10キロワット未満まで今度は届け出制になるということでもありますから、このことを踏まえて、再度検討していただくように、市長の決意をお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再々質問にお答えいたします。

条例の見直しをということでございますけれども、先ほども答弁させていただいたとおり、現状につきましては、条例の改正の必要を現在のところは感じていないということですが、周囲を取り巻く状況、例えば法令、県条例等を注視する中で必要があれば改正を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

加藤農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加藤郷志君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再々質問にお答えいたします。

同様の答弁になりますが、県の許可となります。県において慎重審議をする中でシャインマスカットはこの地域では作れると判断したものでございます。

また、県内から、市川三郷からでしたら営農についてもできるという判断をしておりますので、問題なく県が許可したものでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

私は、やっぱり環境と地域住民との調和を図るためにも、市民合意を得た改正条例に向けての決意をお願いしたいと思います。

また、環境創造都市北杜市を標榜するのであれば、長野県3市町村との共同宣言なるものを八ヶ岳定住自立圏構成の3市町村で発することが大変、こうした環境を守るという意味でも脱炭素の時代を迎える中でもインパクトのあることだと思いますので、ぜひこのへんについても取り組んでいただきたいと思います。

2つ目ですけれども、合併協定および新市建設計画において取り残された事業についてであります。

この件については、私が申すまでもない、この一番、取り残された問題というのは、私は本庁舎の在り方と総合支所の在り方、そして水道料金の統一問題、この大きく、合併協定の項目の中にもあったにもかかわらず、庁舎の問題については10年経ってもできなかった。水道料金については、もっと難しくて合意が得られなくて、地域的な統一というような曖昧な中での合併協定が出ております。

私は、この合併協定および新市建設計画において取り残された事業としては、この本庁舎の在り方と総合支所の在り方、そして水道料金の在り方と言うんですかね、そのことが一番の、取り残されたと言うんですかね、一番課題だと認識しております。そんなことを踏まえて、これからの総合計画、行革、公共施設等総合管理計画を進める中でも、とても避けて通れない話になるのではないかと思います。

私は、こういうことを聞くんですよ。白倉元市長は、新市建設計画期間中に本庁舎建設にめどをつけるべく努めていたですよという。本庁舎が先送りになった一因には、東日本大震災もあると思いますが、住民合意もないまま水道料金改定を先走ったことで、水道裁判へと発展した大泉住民との長きにわたる裁判があると考えておるんですよということを、よくたびたび聞きます。

こうしたことから、合併協定から引き継いだ本庁舎、総合支所の在り方はもとより、また水道料金問題など重要な課題もすべて、この原理原則にのっとり、事を進めることが肝要であると考えますが、いかがでしょうか。

また、合併から20年を迎える中で、すでに市役所職員も半数が合併後に採用されていると思います。合併協定、新市建設計画の経緯など理解されているでしょうか。合併からの歴史を知って、執務に取り組むことも職員として肝要だと考えますが、この点についても併せて伺います。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えをさせていただきます。

合併からの課題ということ、それから職員にもしっかりと、そのことを知らしめるべきではないかということで、ご質問をいただいております。

議員が今おっしゃられたように、たしかに庁舎の建設でありましたり、水道の問題、これは合併以来の大きな問題であるということは、承知をしております。市民の皆さまには、改革の趣旨といいますか、そういったものを理解していただくことが、まずもって大事になると思っております。

この点を考えますと、庁舎の建設につきましては、まずは庁内課題等を含めまして、しっかり検討いたしまして、外部委員会でございますけども検討委員会を設置いたしまして、様々な視点から意見を伺っていく予定でございます。

また、上下水道の料金につきましても、上下水道審議会で検討がされることとなっております。また、そのほかにも懸案事項はあろうかと思っておりますけども、関係部局におきまして、現在ある組織、また必要に応じて新たなものを立ち上げていく中で、具体的な検討がされるものと

考えております。

当然、その段階におきましては、市民の皆さまに十分な説明をする機会をつくりまして、また随時ホームページ等で公表をしながら進めていきたいと考えております。

また、2点目でございますけども、協定、建設計画といったものの理解でございますが、これにつきましては、総合計画を策定するに当たり、また各部門別の計画、それから総合戦略、行政改革大綱を策定し、進行管理をする中で各部局ごとに所管する施策の進捗でありましたり、課題でありましたり、そういったものをその都度、評価・検証を行いまして次の施策に活かしてきております。

この合併に起因する諸課題につきましては、職員間でこれまでも共有ができていたものと認識をしております。

いずれにいたしましても、こういった課題に取り組むためには、職員が一丸となって取り組むことが重要となっておりますので、改めて内容を共有する中でしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

再々質問を1点、お願いします。

合併協定、新市建設計画において取り残された事業としては、私が今、申し上げたものが一番重要課題だと思います。今後の進める基本的な、率直なお考えを、また再度伺いたいんですが、私は、市民への丁寧な説明と市民の声を十分に聞き、市民に理解されることが今後の総合計画、行政改革、公共施設等総合管理計画などを進める上で避けて通れないと思います。ましてや大泉住民との水道裁判に見られるような、市民の大勢と裁判沙汰は避けるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

齊藤功文議員、ともにあゆむ会の再々質問にお答えをさせていただきます。

われわれ事務を進める上で、課題等があれば、そういったものを解決しながら進めてまいること、これは当然だと思って事務に取り組んでおります。いろいろな課題等は、解決しなければ前に進まないものもあることは承知をしておりますので、先ほども答弁をさせていただきましたが、職員一丸となりまして、課題を解決しつつ、市民の皆さまにもご理解をいただく中で、また情報等は公表、公開をしていく中でしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

3つ目の地域のかかえる課題、要望などへの取り組みについてであります。

上下水道局は移転して高根総合支所へ移ったわけですが、職員関係者の駐車場のスペースは確保できているのか。また、八ヶ岳やまびこホールでのイベント事業等への駐車場の支障はないのか、この1点についてお聞きします。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小尾高根総合支所長。

○高根総合支所長（小尾正人君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再質問にお答えをいたします。

上下水道局移転に伴う駐車場につきましては、所管する高根総合支所からお答えをいたします。

高根総合支所への上下水道局の移転に伴い、公用車、職員個人車等を含む駐車場の確保については、高根総合支所に来庁されるお客さまの駐車確保を考慮しながら、事前に調整をしておいてまいりました。今日現在、来庁されるお客さまの駐車には支障はないものと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○12番議員（齊藤功文君）

イベントのことについても。

○議長（加藤紀雄君）

答弁はしていると思いますが、答弁が漏れていますか。

○12番議員（齊藤功文君）

八ヶ岳やまびこホールでのイベントのときには支障がないですかという。それも。

○議長（加藤紀雄君）

それではもう一度、きちっと答えてください。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会、代表質問の再質問にお答えいたします。

やまびこホールの、イベント等の利用者等への支障はないものと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

あと1点、お聞きします。再質問です。

行政にはスピード感が求められているわけですが、機構改革で支所の担当になった職員には、決裁権限というのはどのくらいあるのでしょうか。この点、1点お聞きします。

○議長（加藤紀雄君）

齊藤功文君に申し上げますが、決裁権限についてはちょっと、通告外と。
よろしいですか。ほかの質問はいいですか。

○12番議員（齊藤功文君）

そういうご指摘であれば、よろしいです。

○議長（加藤紀雄君）

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

それでは最後の、屋根貸しによる太陽光発電事業についてお聞きます。

2月18日の全協で説明されたときには、20年間にも及ぶというような、そういう契約をするということを明示されておりますけれども、そのへんについての内容をもう少し詳しく教えていただきたいということでございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えいたします。

今回の事業、PPAモデルという事業でございまして、その事業の性質上、機器の設置から、その後のメンテナンスであり、管理等々、すべて事業費の負担は事業者でしていただけるという事業でございます。当然、事業者のほうからいたしますと、その事業費の回収等々を考えた中で、一般的に20年間が必要とされる期間ということで、この事業を通常20年間で契約をし、実施する事業でございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

再々質問を行います。

屋根貸しによる太陽光発電事業についてでありますけれども、電気料が節約できるというような、そんな答弁がございましたけれども、参考までにお分かりでしたら、本庁舎のここ数年の電気料はどのような具合になっておるのか、お示し願えればと思います。

また、ここで公共施設等総合管理計画の、まだ個別計画が決められない時点で、新聞報道等で見た市民の方から、こうした20年間にも及ぶような、本庁舎への、仮庁舎ですけれども、屋根貸しによる太陽光発電事業を進めるのかということで、大変市民から心配された声が届いております。分かりやすく、もう少し市民に向けて説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、本庁舎の電気料でございますが、令和元年度につきましては、電気料金1,612万6,740円。令和2年度につきましては、1,522万249円。令和3年度につきましては、2月末で1,555万7,617円ということで、1,500万円を平均としまして推移しているというような状況でございます。

続きまして、20年に及ぶ本庁舎への屋根貸しで太陽光発電事業を進める、その意義等についてということでございますが、本事業につきましては、脱炭素社会の実現の取り組みの事業と位置付けをしてございまして、第1に目的とするところは、本庁舎で使用されます電気使用量のうちの約45%を再生可能エネルギー由来の電力にシフトができるということ、そしてまた、それによりまして、二酸化炭素の排出量を約261トン削減できるということを見込んでおりまして、そういった事業効果が高いということから、今後、本庁舎が移転しまして太陽光パネルも移転するようなこともあるかもしれませんが、そういった費用等も電気料の削減、年間195万円ほどを見込んでございまして、そうしたものから捻出ができるということも踏まえまして、事業効果が非常に高いと。メリットのほうが大きいというような判断から、今回事業を実施することを判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

原堅志君。

○15番議員（原堅志君）

1点だけお願いします。

屋根貸しの太陽光発電事業についてですけども、私は基本的にこれは、本庁にやるのは反対だと。公共施設にやるものについては問題ないですけども、この本庁が決まらないうちにやること自体がどうですか。

195万円の削減という話が出ていますけども、この195万円の削減ということは、何をもとに195万円削減できるのかと同時に、事業が20年間と。これは当然、当たり前、業者がその経費を出すのは当たり前の話なんですよ。ご答弁をお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の関連質問にお答えをさせていただきます。

まず、195万円ほどの削減の根拠についてでございます。

まず、今回、本庁舎の屋根上に太陽光パネルを設置いたしまして、そこから発電される電力を市が使った場合に195万円削減できるという試算でございまして、直接、太陽光パネルで発電された電力を使用することによりまして、広く国民に負担がされております再エネ賦課金や燃料調整費が課されない、今、使っている電力よりも安い、安価な電気を購入できるという

ことで、昨年度、年度、平均的に使用されている電力を直接使ったということを前提に試算をした中で、195万円、削減できるというところを見込んであります。

続きまして、20年間ということですが、先ほどもお話をさせていただきましたが、今回の事業につきましては、当然、winwinな関係といえますか、事業者にとってもそれなりに、当然、その事業費の回収をまずできなければ事業が成立しないところであります。そうした中で、どうしても20年という月日が必要になるということで、一般的にこういったPPA事業の平均的な年月といえますか、それが20年になっているということをございまして、今回につきましても、PPAモデルにつきましても事業年数としては普通なところをございまして、本市としても、ここにつきましても了解をすところと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時24分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、10人の議員が市政について質問をいたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

最初にみらい創生、45分。次に会派しんせい、10分。星見里の声、38分。北杜クラブ、28分。日本共産党、13分となります。

申し合わせにより一般質問での関連質問はできませんので、よろしくお願ひします。

なお、残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を私からお知らせいたしません。

それでは順次、質問を許します。

最初に、みらい創生、18番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

昨日の地震で被害にあわれました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

一般質問をさせていただきます。

ネウボラ事業の推進。成年年齢引き下げにともなう消費者教育について。松やナラ枯れの被害の防除について。3項目12点について、お伺ひいたします。

はじめに、ネウボラ事業の推進について。

市では今回、妊娠婦から子育てまで切れ目のない支援策としてネウボラ課を設置して、推進

していく方針を打ち出しています。ネウボラとは、フィンランドの出産支援・育児施設の名前であり、相談の場という意味があります。妊娠期から出産、子どもの就学前までの間、母子とその家族を支援する目的があります。妊婦一人に一人の担当保健師が付き、ネウボラの部屋に行くと母子手帳の交付や妊婦検診、子育ての相談など、それだけでなくパートナーや上の子ともといった家族のケアまでしてくれます。例えば子どもが熱を出した場合など代わりに子どもを見てくれる制度がある。といったように妊娠から出産、子育てに関し、すべてのケアが行われています。

昨日の会派星見里の声の代表質問で、対象が0歳から18歳までになるということが分かりましたが、機構改革で設置となるネウボラ課は、どのようなことを目指し、推進していくのですか。

また、市と連携し、協力体制にある愛育会との関わりはどのようなのでしょうか。

この事業を推進していくにあたり、民間の活力を導入することも必要であると思います。ママ友などの市民グループの協力が大切だと考えています。

子育て応援施設「つどいの広場・ひよこルーム」は、来年度に長坂保育園秋田分園に移転されるようですが、市民団体等に委託して子育て世代の要望を取り入れた運営にしてはどうか。また、敷地内にあるプールを改修して屋内の遊び場や高齢者との交流の場として活用する考えはありますか。以下、伺います。

①今までは、何がどのように変わり、目指していることは何でしょうか。

②愛育会との関係はどのようになりますか。

③ネウボラ推進の体制については、保健師・助産師や栄養士の配置が重要ですが体制はどうなっていますか。

④子育て世代や高齢者との交流の場所が必要ですが、どのように考えていますか。

⑤ひよこルームの運営を市民団体等に委託する考えはありますか。

⑥長坂保育園秋田分園プールの活用方法はどのようになっていますか。

2項目め、成年年齢引き下げにともなう消費者教育について伺います。

2022年4月、もうすぐですが、民法における成人年齢が、20歳から18歳に変更になり、成年年齢が18歳になります。

法律上18歳になると一人前の成年と認められ、携帯電話の契約や賃貸契約など親権者の同意なく契約ができるようになります。飲酒や喫煙といったものは20歳からですが、このように法律が変わってきます。

これまで未成年として消費者被害から守り、最大の防波堤とされていた未成年者取消権が失われることとなります。

現在でも、マルチ商法の苦情相談やクレジットカードを作成してしまい返済に追われるケースもあり、悪徳な業者のターゲットとなることが懸念されます。

デジタル化の推進やコロナ禍の中で外出を自粛される生活の影響、インターネットの多様な取引などが行われています。利便性の向上によって消費者に利益がある一方、偽物が届くなど被害も拡大しています。

18歳といえば、まだ経済的に自立していない人が多く、成年年齢引き下げに伴う消費者被害拡大を予防し、救済する手立ても必要と考えますが以下伺います。

まもなく改正法が施行されますが、成人としての知識や責務を学校教育の中に取り入れてい

く考えはありますか。

消費者教育の推進についてのお考え、また相談体制の充実についてのお考えを伺います。

3項目めになります。松やナラ枯れの被害防除について伺います。

近年松くい虫の被害が広がり、北海道を除く46都道府県にまで被害が出ています。

松を枯らす原因のマツノザイセンチュウという1ミリ程度の線虫は、北アメリカ原産で明治時代に輸入品の梱包材とともに日本に入り込んだといわれています。

このセンチュウは松から水分を吸収し、3日から5日で卵から親になり、メスは100個くらいの卵を産みますので、松の体内で膨大な増殖を行います。そのセンチュウを体長3センチくらいのマツノマダラカミキリが運び被害が広がっています。

松くい虫防除対策は、薬剤による地上散布や燻蒸処理・伐採するなどですが、なかなか効果的な方法には至っていません。

また、近年では、ナラの木が枯れてしまうナラ枯れが発生しています。

ナラ枯れは、カシノナガキクイ虫が病原菌を増殖させることで水を吸い上げることを阻害して枯死させる伝染病です。北杜市では、まだ被害が出ていないようですが、カシノナガキクイ虫が山梨県に到達しているというデータも出ています。

松枯れもナラ枯れも一度発生すると、防除は難しく樹木の保護ができていく状況です。

被害を未然に防ぐためにも、防除の方法や樹木の状態を管理していくなどの対策が必要と考え、以下伺います。

市内の松くい虫の被害およびナラ枯れの被害状況と処理方法・対策に要した費用をお伺いいたします。

ナラ枯れの被害を防止する上で、市における現在の取り組み状況。

また、ナラ枯れ被害が発生しないための森林整備等の考えを伺います。

以上です。よろしくご答弁、お願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

18番、保坂多枝子議員のネウボラ事業推進における、今までの変更点についてのご質問にお答えいたします。

本市では、平成29年度に「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健一体型の子育て支援を行っております。

これまでも、様々な事業を展開し、多くのお母さん方にご利用いただいておりますが、お父さんや祖父母の方の利用が少ないと感じておりますので、幅広い年齢層からの子育て相談などにご利用いただけますよう更なる周知を図ってまいります。

また、併設している結婚相談所と連携し、出会いから、結婚、妊娠、出産、子育て期まで、切れ目のない支援を行い、子どもを増やし、「子育てするなら北杜」のブランド構築により、「子どもが賑わうまち」を目指してまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

18番、保坂多枝子議員の成年年齢引き下げに伴う消費者教育における、成人としての知識等の学校教育への取り入れと消費者教育の推進についてのご質問にお答えいたします。

学校における消費者教育は、これまでも、中学校の社会科と技術・家庭科で行われており、自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解することを目的とした「消費者基本法」や「クーリング・オフ制度」の学習、販売方法の特徴から適切なサービスを選択するための学習が行われてまいりました。

また、昨年度からは、新たに、計画的な金銭管理や消費者被害へ対応する力を高めることを目的としたクレジットなどの三者間契約等の仕組みや、消費者被害の背景とその対応についての学習が加わり、課題をどのように解決したらよいのかを議論して、考えを深める学習も行われております。

今後も、各学校での授業に文部科学省が進める「消費者教育アドバイザー派遣制度」の活用や「山梨県県民生活センター」等との連携により、消費者教育の更なる推進を図ってまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

18番、保坂多枝子議員の成年年齢引き下げにともなう消費者教育における、相談体制の充実についてのご質問にお答えをいたします。

市では、「消費生活相談員」の国家資格有資格者を雇用し、毎週木曜日に相談窓口を開設しております。

成年年齢引き下げに伴い懸念される消費者問題の相談体制については、被害者が安心して相談できるように、定期的開催される研修会、また、「全国消費者生活情報ネットワークシステム」を活用し積極的に情報収集を行うことで、相談員の資質の向上を図りながら、来年度以降も国や県の関係機関と連携を図りながら充実させてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

18番、保坂多枝子議員のご質問にお答えします。

ネウボラ事業推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、愛育会との関係についてであります。

子どもたちが、心豊かに育ち、地域への愛着を持ってもらうためには、地域に支えられることが重要であると考えております。

「北杜市母子愛育会」は、「あのこも・このこも・みんなの子」をスローガンに、身近な地域での声掛け・見守りを行う、地域に最も密着した活動を行っていただいている、大変重要な組

織であります。

今後も、これまでと同様、「愛育会」との協働による、子育て支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、ネウボラ推進の体制についてであります。

本市では、これまでも保健師、助産師、栄養士、臨床心理士、利用者支援員などの専門職を配置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援を行っておりますが、更なる充実を図るため、人材の確保等を行ってまいりたいと考えております。

次に、子育て世代と高齢者との交流の場所についてであります。

これまで、「地域子育て支援拠点施設」である「つどいの広場」において、地域の高齢者等との交流の場として活用してまいりました。

現在はコロナ禍により、イベントや交流の機会は中止しておりますが、コロナ収束後には、様々な交流等の機会を再開してまいりたいと考えております。

次に、ひよこルームの運営についてであります。

「つどいの広場」の「ひよこルーム」は、現在、開設している建物の老朽化のため、来年度は、休園中の「長坂保育園秋田分園」へ移転することとなっております。

運営については、これまで市が行ってまいりましたが、多様な主体のノウハウを活用した運営を試みたいと考え、来年度から民間への委託を行う予定であります。

なお、選定に当たっては、プロポーザル方式により決定してまいります。

次に、長坂保育園秋田分園プールの活用方法についてであります。

長坂保育園秋田分園のプールは、現在、使用してはおりませんが、雨天時などの子どもの遊び場などに活用するなど、様々な可能性のある施設であると認識しております。

来年度からは、「子育て支援」の各種政策を実施する「こども政策部」において、子育て世代の方々、地域の方々のご意見を伺う中で、活用方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

18番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

松やナラ枯れの被害防除について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の松くい虫の被害およびナラ枯れの被害状況等についてであります。

本市の森林面積の約14%を占めるアカマツ林における松くい虫被害については、標高の低い地域において顕著であります。近年では地球温暖化の影響等により、八ヶ岳南麓の標高800メートル以上の地域への広がりも見受けられ、被害が拡大する傾向にあります。

そのため、本市では、「松くい虫被害対策地区実施計画」を策定し、病害の発生源となる「マツノマダラカミキリムシ」の飛散防止のため、枯れた松を除去する「伐倒駆除」や、薬剤により駆除する「くん蒸処理」、また予防対策としてアカマツ林を他の樹種に転換する「樹種転換事業」を実施し、防除と予防を組み合わせ、計画的に対策を講じ、被害の拡大防止に努めております。

また、対策に要した費用については、本年度は2,480万円余を見込み、来年度は2,

645万円余を実施する予定であり、前年度に比べ165万円程度増額し、松くい虫防除の強化を図るところであります。

なお、現在のところ、ナラ枯れの被害については、本市においては、確認されておりません。

次に、ナラ枯れ防止の取り組み状況についてであります。

ナラ枯れは、「カシノナガキクイムシ」という昆虫が運ぶ病原菌により樹木が枯死する伝染病で、県内では郡内や峡南地域で急速に広がっているところでもあります。

コナラやミズナラなどのナラ類は、本市の身近な里山林を構成する主要な樹種であるため、今後被害の発生が懸念されます。

そのため、早期にナラ枯れの発見を行うため、県の研究員や専門家との調査や定期的なパトロールを実施するとともに、市ホームページへの掲載や「北の杜づくり講座」などを通じて、市民に対しても被害の周知と情報の提供を呼び掛けるなど、早期に対処を行えるよう努めております。

次に、ナラ枯れ防止のための森林整備等についてであります。

ナラ枯れを防ぐためには、早期に被害の把握を的確に行い、発生の初期段階で防除を行うことが最も重要であり、これまで実施しておりますパトロールや調査等の監視活動を継続するとともに、県や近隣市町、林業事業者などの関係者と、広域的に情報共有や被害予測、対策のための連携強化を図ってまいります。

また、被害を受けやすい樹木は、主に老齢で幹が太いものや衰弱したものが、病原菌に感染しやすいことが知られております。

こうした放置された森林が増加したことが被害拡大の要因の一つと考えられておりますので、森林資源の循環や森林施業の促進を図るため、市独自の「里山整備事業」等により、引き続き森林所有者等が行う森林整備への支援や、高齢化した森林の積極的な利活用と、植栽やぼう芽により、森林を若返らせ、被害を受けにくい森林づくりの促進など、適切な森林管理と病害虫による被害の防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

3項目について、再質問させていただきたいと思っております。

ネウボラ事業の推進についてですが、先ほど答弁の中で、様々な事業を展開して多くのお母さんたちに利用してもらっているというようなご答弁がありましたが、具体的にどのような事業をなさっているのか。それから父親や祖父母の方の利用が少ないと感じているということでしたが、その要因は何でしょうか。

それから、つどいの広場での地域の高齢者等との交流の場として活用されているようですが、それは具体的にどのような事業をされているのか、お伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

18番、保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

まず、どのような事業を行ってきたかということですが、子育て世代包括支援センターでは乳幼児健診はもとよりですけれども、その他の主な事業としまして、妊娠、出産への具体的なイメージを学びながら、北杜市で楽しく子育てができるような、あとお母さんとの仲間づくりもできるようにということで、マタニティカフェというものを開催しております。

それから出産後、4カ月までに保健師が各お宅を訪問する新生児訪問というものも行ってあります。加えて、本市では利用者支援専門員というのがありますので、その方々が乳児訪問ということも行っております。また、育児や子育てなどの様々な個別相談、そういったものにも対応しております。

それから赤ちゃんにたくさん触れながら、育児のコツを学ぶというベビーマッサージとか、産後の体をケアするためのセルフケア体操なども行ってあります。

それから2つ目のご質問で、祖父母などの利用が少ないのはなぜかということですが、これは推測になりますが、祖父母の方々、昔、子育てをしてきたと思います。そういった時代とは育児環境も違ってきていますし、育児の技術というのも大きく変わってきていると思っております。そういったことで、祖父母の方が私たちが行く場所ではないのではないかなということを感じてしまって、なんとなく行きづらさを感じているのではないかなと推測をしております。

お孫さんのことで気になることとか、どこまでお母さん、お嫁さんにアドバイスをしたらいいのかなど悩んでいる方もいらっしゃると思いますので、利用をしていただきたいと思っております。

それから他の自治体でこんな事例があるんですけれども、「孫育てに関するガイドブック」というのを発行して、お孫さんが生まれたご家庭の祖父母に向けたメッセージなども発信している自治体もあるということを知っております。こういったことも参考にしながら、新規事業の検討とか、支援センターの周知の方法などの見直しも行いながら、幅広い世代の方に気軽に利用をしていただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

それから3つ目のご質問ですが、つどいの広場で高齢者との交流事業として、どのようなことを行ってきましたかということですが、コロナ禍前ですが、今はできていないんですけれども、三世代交流事業というのを実施しておりました。食生活改善推進員や老人クラブの方のご協力をいただきながら、つどいの広場の利用者と一緒に月見団子作りとか、ほうとう作りなどの地域の食を伝承するというふうなイベントとか、笑いヨガとか、積み木など誰でも楽しめるようなイベントを開催しておりました。

また、デイサービスセンターと併設しているつどいの広場もありますので、そういったところでは、定期的な交流会を行っておりました。コロナウイルス感染防止のために現在は、そういった事業は中止しているところですが、コロナ収束後にはまた再開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

今のネウボラのところで、ひよこルームが民間委託するというようなお話でした。その選定はプロポーザル方式でなさるということですが、その時期はいつごろを考えていらっしゃいますか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

18番、保坂多枝子議員の再々質問にお答えいたします。

プロポーザルの時期ということによろしいですか。

この3月議会が終わったあと、すぐプロポーザルをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

では2点目の、消費者教育のところでお伺いしたいと思います。

先ほどの中で、学校教育の中で消費者基本法とか、それからクーリング・オフの制度などの学習の場が構築されていることが分かりました。この制度とか、座学の部分だけでなく、場面を想定した体験型の学習というのが必要ではないかと思えます。電話一本でだまされることはないなんて私どもも思っているんですが、実際に被害にあった方もいらっしゃいまして、これは昨年の例ですが、北杜市で2件、被害がありました。なんと5千万円というような多額の被害があったということで、子どもさんというか、児童生徒にはそこまではいかないかと思えますが、こうした、頭では分かっているけど実体験が伴わないというふうな事例もありますので、こうした体験型というか、実態に踏まえたような学習というのは、考えていらっしゃるでしょうか。また、進めていただければと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

18番、保坂多枝子議員の再質問にお答えをいたします。

市内のいくつかの中学校におきましては、先ほど答弁を差し上げたテキストを活用した学習のほか、山梨県の県民生活センターで実施しています消費生活の出前講座なども授業に取り入れております。

この出前講座ではクーリング・オフ制度や、インターネットや携帯電話などの代表的なトラブル事例と対処法などトラブルを未然に防ぐための学習が行われ、中学生にとっては分かりやすい内容となっております。

こうした講座は学習をより深めることができる機会でありますので、今後も活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

では、3項目めをお願いいたします。

先ほど、松くい虫の防除で予防策として赤松の林をほかの樹種に転換するというございありますが、この転換の樹種はどのようなものと考えていらっしゃるのでしょうか。面積はどの程度のものを想定していらっしゃいますか、お伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

19番、保坂多枝子議員の再質問にお答えさせていただきます。

樹種転換事業における、その後に植林する樹種、また面積ということでございます。

樹種転換事業につきましては、松くい虫被害対策実施計画に基づきます標高800メートル以上にあります赤松林への被害拡大を防ぐ目的といたしまして、他の樹種への造林を図ることによって拡大を防止する事業でございます、国や県の造林事業の対象となっております。

赤松を伐採したあとに植林する樹種につきましては、ヒノキ、カラマツなどの針葉樹やクヌギ、ナラなどの広葉樹などで赤松以外の樹種が対象となっております、面積要件につきましては1千平方メートル以上が対象となります。

樹種転換事業につきましては、松枯れ被害を受ける前に伐採、収穫ができるため、重要な木材資源の有効活用が図られるという事業でございます。

また、樹種転換の、これまでの実績といたしましては、令和元年度が2.73ヘクタール、令和2年度につきましては、3.67ヘクタールでございます。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

ありがとうございました。それでは、被害を受けやすい樹木は老齢で、幹が太いものというのがあります。衰弱したもので、森林の整備が大切、そして若い、元気な木には感染しにくいということも聞いておりまして、森林の所有者が行う森林整備への支援があるということでしたが、その支援への具体的な内容と、それから高齢化した森林の積極的な利活用というふうなお話をいただいています。その2点について、ご答弁をお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

18番、保坂多枝子議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、高齢化した森林に対する対応というところでございますが、ナラ枯れにつつま

しては、やはり高齢化して幹が太いものに感染しやすいという傾向があるといわれております。本市におきましては、本市の独自事業でございます里山整備事業と山紫水明整備事業がございます。来年度につきましては、山紫水明事業におきましては、支障木や枯損木などの除去もメニューに加えたところでありまして、そういった様々な森林施業によりまして、ナラ枯れ等の被害拡大防止が図られると考えております。

また、県においては、松くい虫防除事業と同様に被害木に対しまして、伐倒、燻蒸処理等のナラ枯れ被害に対する事業を設けているところでございます。

ナラ枯れについて申し上げますと、やはり、これから市民の皆さんに認知を深めること、また補助事業などの周知を図る中で、その被害防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、高齢化した森林の積極的な利活用というところでございますが、高齢化する、結果的に手入れが行き届かずに長年、放置されているということが要因と考えられますので、そうした中で積極的な利活用ということでございますが、来年度から実施します新生児に対しまして木材製品を贈呈する森の誕生祝い品プロジェクトなど、そういった事業から木材の利活用を積極的に推進を図ってまいりたいと考えております。

こういったことを積極的に利活用することによりまして、ひいてはナラ枯れの被害防止にもつながっていくということで、森林の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで18番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後12時03分

再開 午後 1時27分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

次に、みらい創生、6番議員、大芝正和君。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

不登校特例校の設置について。サテライトオフィス等の活用について。農業用水路やため池の改修についての3点について質問をいたします。

はじめに、不登校特例校の設置についてであります。

不登校が全国的に大きな社会問題となる背景の中で、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」には、学校以外の場で行う多様で適切な学習活動の重要性等が規定され、不登校児童生徒に対する支援の更なる充実が求められました。

そして、児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の状況に応じた支援を行うことの重要性や多様で適切な教育機会の確保のため、地方自治体には教育支援センターや不登校児童生徒等

を対象とした特別の教育課程を編成する不登校特例校の設置促進が求められました。そのことから、本市では、平成31年に教育支援センター「エール」を開設し、利用者は増加傾向の状況にあるところです。

また、近年は社会構造の複雑化や少子化による交流不足、新型コロナウイルス感染症による臨時休業や分散登校、家庭生活の変化などにより、特に中学校での不登校生徒が増えている現状があります。中学校は社会に出るための最も大切な準備の時期であり、学力はもとより集団生活を体験することは重要であります。不登校であっても学習意欲が高い児童生徒のためにも、特別の教育課程を編成する不登校特例校を設置することが必要な時代となり、昨年4月現在で全国に17校が設置されました。

従来の生徒が学校に合わせるスタイルから、不登校特例校は生徒一人ひとりに学校が合わせるというものです。

そこで、総合計画の基本計画の1番のリーディングプロジェクト「子育て・教育で選ばれる地域をつくる」の第4、信頼される学校教育の推進と教育環境の整備の取り組みにある不登校の児童生徒に対する支援を強化し、多様な学びを選択できるよう、児童生徒の居場所づくりを含め、社会的自立に向けた具体的な支援を図るため、北杜市が県内で初めて不登校特例校を設置することにより、個々の児童生徒の状況に応じた多様で適切な教育機会が確保されることとなります。

さらに、より充実した教育環境を求めて、子育て世代の移住が促進される効果も期待されるところです。そこで以下、質問をさせていただきます。

- ①市内小中学校の不登校児童生徒の実態は。
- ②不登校の要因として考えられるものは何か。
- ③教育支援センター「エール」の利用状況は。
- ④不登校特例校の設置に向けて検討する考えはありますか。

次に、サテライトオフィス等の活用についてであります。

コロナ禍において、テレワークやワーケーションが急速に普及するなど企業の働き方が大きく変化していることから、市では、サテライトオフィス等誘致促進事業として、北杜市でのテレワークの魅力について首都圏の企業向けにプロモーションを実施してきました。

また、旧道の駅こぶちさわの未利用スペースへのサテライトオフィスの設置や長坂コミュニティ・ステーション内へのコワーキングスペースの整備、さらに、ワーケーション利用者農作業体験メニュー開発支援事業、民間事業者のサテライトオフィス等の整備費や運営費を補助するサテライトオフィス等開設事業費補助金の設置など取り組んでまいりました。

また、来年度は民間事業者が実施するテレワーク施設の充実などに支援する未来創造事業費補助金が計画されているところです。

企業のワーケーションやテレワークは、二拠点居住と移住定住の促進、観光振興、そして、周辺地域の消費拡大など地域経済の活性化につながることから、積極的に推進することが必要であると私は思っています。

サテライトオフィスとコワーキングスペースは、令和4年度から各施設での管理運営が始まります。運営には豊かな経験と人間関係を持った人材が携わることで、利用する企業や個人とのマッチングが可能となり、持続的な情報発信や事業の継続性が実現でき施設の有効活用が図られるところです。若い女性が県内に就職しない理由に、県内には希望する職種がないことが

挙げられています。首都圏に本社を置く企業の災害時などを想定したサテライト拠点や代替オフィスなどとしての利用も有効であり、首都圏と近い本市では、サテライトオフィス等誘致促進事業の推進は、総合計画の「2030年、地域のありたい姿」の実現につながると思います。そこで以下、質問をさせていただきます。

①サテライトオフィスやコワーキングスペースの今後の運営方法は。

②ワーケーション利用者農作業体験メニューやサテライトオフィス等開設事業費補助金、プロモーションの実績見込みと課題は。

③として、2つの施設、サテライトオフィスやコワーキングスペースですけれども、その利用促進には②で述べさせていただいた、これらの事業を活かした一体的な運営が必要であることから、民間委託が必要と考えるがいかがでしょうか。

最後に、農業用水路やため池の改修についてであります。

農業用水路の多くは、昭和40年代から50年代にかけて水田の圃場整備事業で整備されました。

昨今、経年劣化による水漏れや損壊が多くみられ、農地や農業用水等の資源に係る保全活動や農業施設の長寿命化を図る活動などを行っている地域住民等で構成された組織が、国の中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などを活用して改修等を行っているところです。

しかし、農業従事者の減少や高齢化、兼業農家が多いことなどから事務作業が困難となり、活動組織を解散した地域もあると聞いています。

また、ため池は農業用水路と同様に、農業用水の安定的な供給の機能に加え、洪水調整、土砂流出の防止、生態系の保全、地域の活性化等の多面的な機能を有しており、現在でも地域の重要な資源として活用されているところです。

近年、集中豪雨や長雨、地震等の災害により、ため池が崩壊し下流域に大きな被害をもたらすリスクが高まっています。平成16年の新潟県中越地震や平成23年の東日本大震災などでは多くのため池が決壊し、下流域に被害を及ぼしました。決壊の要因としては、用水を利用している地域で、農業用水路などと同様に適切な管理や保全が行えていなかったことが考えられます。

昨夜も大規模な地震が発生したところでもありますが、市民生活の防災対策としても、また、本市は農業を基幹産業としていることから大規模な農業用水路やため池の整備は必要です。国や県の補助金には限界があり対応できない状況にもあるため、まちづくり振興基金やふるさと納税などを活用して地域要望による事業を計画的に実施してはどうか。以下、質問をさせていただきます。

①地域活動組織への支援（事務処理の代行ですとか、簡素化）をする考えはあるでしょうか。

②として、大規模な農業用水路やため池の整備状況はどのようになっていますか。

③番目として、大規模な改修等が必要な事業の地域要望の状況はどうなっていますか。

④今後の整備の進め方についてお示してください。

以上、答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

6番、大芝正和議員のサテライトオフィス等の活用における、サテライトオフィスおよびコワーキングスペースの今後の運営についてのご質問にお答えいたします。

来年度開設する、サテライトオフィス、コワーキングスペースについては、当面の間、直営で管理することとし、周辺民間施設とも相互に連携を図る中で、首都圏の企業や人材が、本市に来たくなる、関わりたくなるような、運営を目指してまいりたいと考えております。

「道の駅こぶちさわサテライトオフィス」については、管理運営業務の一部を、「株式会社スパティオ小淵沢」に委託し、入居企業同士の交流や活動支援、セミナーの開催などを検討しており、企業の定着と新たなビジネスの創出などを図ってまいります。

「長坂コミュニティ・ステーションコワーキングスペース」についても、直営管理といたしますが、受付だけにとどまらず、利用者へのサポート、利用者同士の交流および活動支援、地域住民及び地元事業者との接点づくりを行うことが、施設の魅力につながることから、民間事業者と連携し、人材育成を図りながら進めてまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

6番、大芝正和議員のご質問にお答えいたします。

不登校特例校の設置について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、不登校児童生徒の実態についてであります。

文部科学省が定める不登校児童生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」とされております。

本市における昨年4月1日時点の長期欠席者のうち、年間30日以上欠席の不登校児童生徒の割合は、小学校では2.1%、中学校では6.0%で、全国平均の小学校1.0%、中学校4.3%をいずれも上回る状況となっております。

次に、不登校の要因についてであります。

不登校の主な要因としては、「自信をなくし意欲が湧かない」、「無気力や集団生活に馴染めない」、「良好な人間関係が築けない」など学校生活への不安や学業不振、また、ゲームによる生活習慣の乱れなどに起因する身体の不調、また、親子の関わり方によるもの等が挙げられております。

次に、教育支援センターの利用状況であります。

北杜市教育支援センター「エール」は、様々な理由で学校に行くことができない児童生徒の「心の居場所」として、子どもに寄り添いながら、適応指導や教育相談、訪問支援により学校への復帰や社会的自立を目指す活動等を行っております。

本年1月末時点での在籍者数は、小学校7名、中学校20名の合計27名であり、前年同月比7人の増となっております。

次に、不登校特例校の設置についてであります。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校、いわゆる

「不登校特例校」は、国が特例措置により指定する学校で、現在、全国で17校の特例校が設置されており、そのうち公立校は8校であります。

この「不登校特例校」は、不登校児童生徒の学習の場、社会性を育む場として、すべての子どもの学びの保障の観点からも重要な施設であると捉えております。

このことから、不登校児童生徒の増加や教育支援センター「エール」の利用者の増加など本市の教育を取り巻く環境を鑑み、他の導入自治体の取り組み事例の調査研究や県教育委員会等、関係機関と協議するとともに、公共施設や既存学校の空き教室等の活用も含め、導入についての検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

6番、大芝正和議員のご質問にお答えいたします。

サテライトオフィス等の活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ワーケーション利用者農作業体験メニュー開発支援事業、サテライトオフィス等開設事業費補助金およびプロモーションの実績見込みと課題についてであります。

ワーケーションやプレジャーへの関心が高まる中、本年度、モデル的に実施した「ワーケーション農業体験モニターツアー」は、小淵沢町、高根町において3回開催し、3企業、39名の方々に参加していただきました。

今回のツアーは、試行的に実施したことから、体験費用は無料としたところではありますが、今後進めていく上では、民間事業者と連携した仕組みづくりや、費用負担等が、課題であると考えております。

「サテライトオフィス等開設事業費補助金」については、「サテライトオフィス開設事業」として小淵沢町地内の1カ所を決定し、今月完成したところであります。

また、プロモーションについては、本年度策定している「サテライトオフィス等誘致戦略」に基づき、今月からプロモーション動画の配信、PR冊子の配布、都内企業および個人の誘致営業活動、外部サイトへの記事掲載、Webへの広告および特設サイトを構築し、効果的なプロモーションを開始してまいります。

サテライトオフィス等の利用促進を図るためには、プロモーションと併せて、多様な企業のニーズを理解する必要があるため、データ収集等を行いながら、効果的な誘致活動を展開してまいります。

次に、施設の利用促進についてであります。

サテライトオフィスおよびコワーキングスペースの効率的な管理運営、利用促進を図る上で、民間のノウハウを活用することは、大変効果的であると認識しております。

市の施設については、当面の間は直営により管理運営を行ってまいります。テレワークツアーやワーケーションの企画など、関係人口を創出する取り組みについて、官民協働での実施を検討してまいります。

また、今後に向けて、利用者のニーズを把握する中で、民間事業者や指定管理者への委託などについても、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

6番、大芝正和議員のご質問にお答えいたします。

農業用水路やため池の改修について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域活動組織への支援についてであります。

市内の各地域組織は、国の支援制度である「中山間地域等直接支払制度」163協定、「多面的機能支払交付金」92協定に基づき、各地域の農地の保全や農業施設の維持管理に取り組んでおります。

取り組み実績等については、要綱・要領に基づき、協定ごとに書類を作成し提出しなければなりません。両事業とも交付金を活用して事務作業を外部委託することができ、事務負担を軽減することが可能でありますので、周知の徹底を行ってまいります。

また、書類作成等については、規定により定められているのが現状であります。事務処理の簡素化について、県を通じ国に要望してまいりたいと考えております。

次に、大規模な農業用水路やため池の整備状況についてであります。

農業用水路の整備については、地域からの要望内容を確認しながら、「団体営土地改良事業」および「県営土地改良事業」により、県と連携を図り補助率の良い事業を取り入れ、整備を進めているところであります。

本年度は、「団体営土地改良事業」により長坂町・須玉町地内の2件、「県営土地改良事業」により明野町・高根町・武川町地内3件、合計で5件の水路改修を実施しております。

ため池については、市内に56カ所が点在しておりますが、改修が必要な、ため池50カ所については、「県営土地改良事業」により、これまでに28カ所が整備されたところであります。

本年度は、4カ所を工事しており、年度末には、1カ所の完成により、合計で29カ所の改修が完了し、改修率は58%となります。

次に、大規模な改修等に係る地域要望の状況と整備の進め方についてであります。

農業用水路については、現在、整備している水路以外に2件の大規模改修について、各水利組合から要望を受けており、事業規模から「県営土地改良事業」での整備が可能か検討しているところであります。

また、「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払交付金」による小規模な改修事業については、整備箇所および整備内容等を精査し、広範囲での大規模な事業として総合的に取りまとめ、国庫補助事業を取り入れた中での整備を検討してまいりたいと考えております。

ため池については、計画的に整備を進めていることから、地域からの要望はありませんが、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、県と連携し「防災重点農業用ため池緊急整備事業」を活用し、令和6年度までに計画的に整備を進めてまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

大芝正和君の再質問を許します。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

答弁ありがとうございました。

それでは、不登校特例校の設置についてと農業用水路やため池の改修についての2項目について、再質問をさせていただきます。

はじめに、不登校特例校の設置についてですけれども、教育長から非常に不登校、小学校で2.1%、中学校で6%ということで、いずれも全国平均を上回っていると。教育支援センターの「エール」の利用状況も年々増加傾向にあって、今、小中合わせて27名の子どもたちが通っているということで、非常に大きな問題であるんだと改めて感じたところであります。

そこで再質問ですけれども、不登校、全国で行われている特例校では、教育委員会や民間のフリースクールなどを運営するNPO法人などと連携して、学校と教育支援センター、フリースクールの関係者による定期的な協議会を開催して、情報共有しながら廃校となった小学校や中学校などを活用して、不登校特例校の運営を行っていると聞いています。

その中で、北杜市で、例えば不登校特例校を設置するにあたって、最大の課題は何かをお伺いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

6番、大芝正和議員の再質問にお答えいたします。

不登校特例校の設置にあたっての最大の課題であります。

やはり最も重視することは、不登校となってしまった児童生徒のニーズを把握し、それに応じた柔軟な教育課程を編成するものでありまして、単に施設を整備すればよいというものではないと考えております。

また、不登校特例校の形態としては、空き教室の活用や単独校舎での設置などがありますが、早期の整備となれば空き教室の活用ということも視野に入れることになりますが、それで本当に不登校児童生徒の望む形かどうかは、しっかりと考えていく必要があるのではないかと考えております。

また、単独校舎の形態となれば、新築なのか、既存の施設の有効活用なのかということの検討、また空き教室の活用となれば必要な教室や設備等の検討、また子どもたちの動線など、慎重な検討が必要であると考えております。

いずれの場合でありましても、教育面やその他、総合的に検討していかなければならない大きな課題であると考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

再々質問をさせていただきます。

今度は市長にお伺いしたいんですけども、特例校を設置するにあたっては、いろんなニーズだとか、様々な課題が非常に多いというふうには承知をしたところです。不登校問題や教育支援センター「エール」の運営状況については、予算特別委員会でも複数の議員より多くの意見が寄せられ、改めて不登校は重要な課題であると認識をしたところです。

白倉市政のときに、子どもたちの体力度調査というのがあったんですけども、都会の子どもだと思ったら、北杜市の子ども体力が非常に低いということに、当時、市長が危機感を感じて、心身ともにたくましい子どもを育てたいと、市長自ら原っぱ教育や「おはよう！朝ごはん宣言」などを提唱し、環境保全基金や芸術文化スポーツ基金を子どもたちの教育のために創設をしました。

不登校は学校に行かない、学校に行けないなど様々な要因があり、社会問題であるいじめやひきこもりにつながっていきます。市内には旧日野春小学校の教室を利用して、不登校の子どもたちの居場所づくりを自主運営している「ひなたぼっこ」という民間団体があります。ここには市内外から不登校の子どもたちが訪れ、自分のやりたいこと、自分の進む道を見つけて巣立つ子、学校に復帰した子もいると聞いております。

子どもたちは、日々の生活の中でちょっとしたつまずきもあります。そのときに立ち直るきっかけとして見守ること、手を差し伸べる環境をつくっていくことが今、求められていると私は考えています。

教育総合会議など、教育の最高責任者は市長となっています。不登校対策にこのような団体と連携できる恵まれた環境にある北杜市は、教育に熱心なまち北杜をPRし、豊かな自然環境もあることから、移住定住にもつながると私は思っています。ぜひ積極的に不登校対策に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

6番、大芝正和議員の再々質問にお答えさせていただきます。

白倉市長が提唱されました原っぱ教育、私も大変素晴らしい理念だと思っており、現場にもしっかり根付いていると思っております。私もこの理念をしっかりと継承して、これからも教育の充実、教育の発展にしっかりと努めていきたいと思っております。

その他につきましては、教育部長が答弁をさせていただきます。

○議長（加藤紀雄君）

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

6番、大芝正和議員の再々質問にお答えをいたします。

議員ご紹介いただいたように、様々な理由によりまして学校に行けなくなってしまっている子どもたちにも、今後社会に羽ばたくための第一歩を踏み出せるよう、市といたしましても教育支援センター「エール」の開設、また市単独でのスクールソーシャルワーカーの設置など、取り組んできているところであります。

一方、不登校の理由も様々であることから、こうした子どもたちの選択肢として民間の団体が運営しているフリースクールや子どもの居場所づくりを行っている団体もあります。

いずれにいたしましても、やはり大事なのは子どもたちの意思を尊重することであると考えておりました、子どもたちの意思は尊重されるべきであると考えております。

このため、こうした民間の活動団体との連携も必要なことと考えておりますが、理念や活動方針なども様々であります。どのような連携が可能なのか、今後探ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

ぜひ、こういった民間団体があるということが北杜市の特色でもありますので、ぜひ教育委員会、あるいは市長サイドも連携をしながら不登校対策に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に農業用水路やため池の改修について、再質問をさせていただきます。

農業用水路の改修など、地域の要望にはスピード感をもって対応することが市民の市政への信頼につながります。ワクチン接種やキャッシュレス決済のときには、市民がスマホを持って支所の窓口で相談に来ているのを、私もたびたび見ました。また、地域要望には現場に出向いたり、申請書の記載の仕方やどのような制度が適用できるのか、相談に丁寧に対応していました。これらは数字となって支所の仕事量にはカウントされませんが、市民はたとえ水路改修など大規模な事業が実施できなくても、職員が現場に見に来てくれたことに信頼感を抱きます。

そこで、このたびの行政組織改革により総合支所が1課体制となりますが、水路改修などの地域要望のほとんどが地域事情に詳しい各総合支所に寄せられるのが現状です。そこで各総合支所と本庁をタブレット端末などを使って連携してはどうか、その連携方法について、対応方法についてですね、ぜひ本庁と支所がスピーディに対応できるような、そういう連携をどのように行っていくのかをお伺いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

6番、大芝正和議員の再質問にお答えさせていただきます。

各総合支所との連携についてのご質問だと思います。

毎年各地区からの農道、また農業用水路、ため池などの土地改良施設について、様々な要望が出されているところであります。これまで、本庁、支所で協力して対応しているところであります。来年度から行政組織改革により、各総合支所は1課体制となりますが、これまでと同様に現場状況の把握、確認、工事の施工方法など本庁と支所で連携を図り、対応することが必要だと思っております。

議員ご指摘のタブレット端末を使っての対応ということではありますが、それにつきましては、また今後の課題でもありますし、しっかりと研究をしてまいりたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、各総合支所には多くの相談、要望等がありますので、サービスの低下とならないように従前どおり本庁と支所、連携しまして早急な対応を引き続きしてまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

○6番議員（大芝正和君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで6番議員、大芝正和君の一般質問を終わります。

次に、みらい創生、5番議員、神田正人君。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

3項目について、一般質問させていただきます。

1項目め、特別支援教育の現状について。

障がいのある子どもたちへの支援は、学校教育の中で特別支援教育としてずっと行われております。これは将来自立と社会参加の実現のための特別な支援が必要とする子どもたち個人に寄り添ったきめ細やかな支援および環境の整備を行い、指導学びを通して必要な力を育む、という基本的な方針に基づいて行われていると考えます。特に環境に馴染むことが難しかったり、周りとの関係構築がうまくいかなかったりして、孤立してしまう場合があること、そのため自分の得意なことや苦手なことなどの自己理解を促し、対処法を学びながら自信を高めるような指導や支援の充実が必要であると考えます。

特に平成28年に改正された発達障害者支援法に定められた発達障害のある児童・生徒は通常の学級にも在籍し、必要に応じて通級による指導を受けております。発達障害は生涯にわたりその特性を持ち続けるが、状態像は変化していくと思います。このことは学校と保護者が共通理解し共に考えていく姿勢が重要であると考えます。

そこで以下、質問させていただきます。

1. 北杜市の特別支援教育の現状について教えてください。

2. 北杜市における支援員の役割と配置、配置校の割合はいかがでしょうか。

3. 障がいのある子たちの放課後児童クラブの現状について教えてください。私の聞いたところでは、北杜市内の、今度新入生として入る子が北杜市内の児童クラブに入らず、他市のところに行っているという現状があるということを知っております。そんなような状況を、また教えてください。

2項目め、耕作放棄地の現状と継承計画について。

後継者不足で荒れる農地の増加が進んでおります。農地は相続時に耕作放棄されたり、分散したりしやすい。後継者や土地の貸付先を継承プランで事前に決め、担い手がない土地が発生しないようにすることが重要であると考えます。耕地が使われずに放置されると、雑草や害虫、病害虫の被害につながり、その周辺にも影響が出ると考えられます。この背景には農業の担い手が急速減少することへの危機感があると思います。そして、将来的には農業就業者は大幅に減る見通しであります。

また、担い手の大半は高齢者が占める現状の継承プランの策定も実際のところは農家任せになっていると思います。国内の農地は減少が続いており現在も減り続けております。宅地転用

のほか、荒れた農地の増加も要因であると考えられます。また耕作放棄により農業が不可能なほど荒れている「荒廃農地」は10年前より1.4倍に増えているといわれております。この現状には農地のあっせん・農地集約など、再生に向けて地権者と交渉するためにも現状の把握が必要であると考えます。

そこで以下、質問させていただきます。

1. 北杜市の荒廃農地解消に向けての来年度の施策については。
2. 農地集積（荒廃農地解消）に伴う圃場整備事業等の予定について、お聞かせください。
3. 荒廃農地解消として集積等による企業誘致の状況はどうでしょうか。
4. 北杜市農業振興公社の役割についても教えてください。
5. 既存の営農組織や農家の方たちに対する来年度における施策を教えてください。
6. 集落営農組織の現状と促進計画はどうでしょうか。

最後3項目めについて、質問させていただきます。空の産業革命ドローンの活用について。

ドローンなどの無人航空機の運航は「空の産業革命」ともいわれ、新たな可能性を有する技術として期待を集めております。ドローンは測量、インフラの点検など幅広い分野ですでに活用されており、山間部、過疎地域などにおける物流を支える取り組みも進んでおります。先行事例としては、山梨県の小菅村でのドローン配送や、西濃運輸がたしかやっていると思いましたが、長野県伊那市では実証実験で物流サービス、四国徳島市では災害時での情報収集のためにドローンを導入しております。先月、早川町にもドローンの資格を取る学校などもできていると聞いております。このようにドローンは、防災対策、いろんな場面の状況に非常に有効なものであると考えます。

そこで以下、質問させていただきます。

1. 北杜市でのドローン活用の実績はいかがでしょう。
 2. 2番目として、今後のドローン活用について、お聞かせください。
- 以上3点、質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

5番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

空の産業革命ドローンの活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、活用実績についてであります。

ドローンについては、映像撮影や物流、産業の面で、平時、災害時問わず幅広く活用できるものとして期待されております。

本市ではこれまでに、令和元年の台風19号の被災状況をドローンにより撮影し、災害対策防災会議において情報共有するなど、的確な被災状況の把握に役立てたところであります。

また、観光面においても、これまで撮影が困難であった映像が、ドローンの活用により可能となり、本市の自然景観などの魅力を新たな切り口で、各種PR動画として利用してまいりました。

さらに、本年度、「峡北広域行政事務組合」では、ドローンを購入し、火災の原因調査や山岳救助訓練の参加など、緊急時の対応も進められております。

次に、今後の活用についてであります。

防災面においては、現在ドローンによる被災状況を確認するため、2つの民間企業と連携協定を締結しており、発災時における迅速な支援・復旧につながるよう、引き続き、平時から準備を整えてまいります。

産業面においては、先月に包括連携協定を締結しました「NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社」と、今後、ドローンを活用して、圃場のコンテナを集荷所に運ぶなどの実証実験を行うとともに、災害時に、食料品や医療品などの運搬にも活用できるよう、幅広い視点の中で実験を進めてまいりたいと考えております。

また、来年度創設する「未来創造事業費補助金」においても、「先端技術活用促進事業」として、市内においてドローンをはじめとした、先端技術を活用した新たな取り組みを始める事業者を支援し、産業創出に資するよう、地域産業の活性化を図ってまいります。

今後、ドローンの活用については、様々な場面での活用が見込まれることから、市民の利便性や事業者の生産性の向上につなげられるよう、積極的に取り組んでまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

5番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

特別支援教育の現状について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の特別支援教育の現状についてであります。

特別支援学級は、教育上、特別の支援を必要とする子どものために、小中学校に置かれる少人数の学級であり、児童生徒の特性に応じて、特別支援学級で学習する時間と通常学級へ交流して学習する時間が計画されております。

本年度、市内小中学校18校のうち、16校に特別支援学級が設置され、121名の児童生徒が所属しております。

特別支援学級の内訳は、「知的障害支援学級」が15学級、「自閉症・情緒障害支援学級」が18学級、「肢体不自由支援学級」が3学級、「病弱児支援学級」が1学級、「難聴児支援学級」が1学級となっております。

この他、長坂小学校には、通級指導教室「北杜市ことばと発達のサポートルーム」が設置され、ことば等に課題をもつ市内の子どもが、通学している学校に在籍したまま、支援を受けることができ、現在、68名が利用しております。

次に、支援員の役割と配置等についてであります。

特別支援学級の児童生徒の対応は、教職員および生活の支援を中心に行う支援員が行っており、支援員は、学校生活や交流学級への移動の支援等のほか、通常学級においても支援を必要とする児童生徒への対応がその役割であります。

支援員は市が単独で任用しており、各学校へのヒアリングを通じて、その実態に応じた配置とし、本年度は、8校に13名を配置し、支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな支援に努めております。

併せて、市の「スクールソーシャルワーカー」や「特別支援教育コーディネーター」も、対

象児童生徒や支援員へのサポートを行っております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

5番、神田正人議員の特別支援教育の現状における、障がいのある子どもたちの放課後児童クラブの現状についてのご質問にお答えいたします。

障がいのある子どもが利用できる「放課後等デイサービス事業」は、広域での利用が可能となっており、それぞれの家庭の事情により、他市の事業所を利用するケースも見受けられます。

本市には、2カ所の「放課後等デイサービス事業所」がありますが、サービスを必要とする児童の増加や、他市からの利用者もあるため、本市の事業所の利用ができていないという現状もあります。

今後も、利用者の増加が見込まれるため、サービス提供事業者と支援員の確保を図り、サービスの拡充を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

5番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

耕作放棄地の現状と継承計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、荒廃農地解消に向けた施策についてであります。

近年、市内においても、農業従事者の高齢化、担い手不足などにより、耕作放棄地が増加しており、市では、その解消に向け、企業参入等による大規模な圃場整備に取り組んでいるところでもあります。

耕作放棄地の対策は、「北杜市農業委員会」、「北杜市農業振興公社」、「山梨県農地中間管理機構」および山梨県と連携し、情報共有をしながら、事業を実施していかなければ解消できないため、来年度においても、一層の連携強化を図るとともに、「畑地帯総合整備事業」や、「機構借受農地整備事業」等の国や県の補助制度を活用し、荒廃農地解消を図ってまいります。

次に、圃場整備事業等の予定についてであります。

市では、耕作放棄地の解消に向け、国や県の補助制度を活用し、事業規模に応じ、県などと連携を図り、各整備事業を実施しているところでもあります。

現在、武川町中山地区において、「耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業」として、約34ヘクタールの畑地帯を令和8年度の完成を目指しており、整備完了後は、農業法人が参入し、醸造用ブドウの栽培を行うこととなっております。

また、須玉町穂足地区においては、「経営体育成基盤整備事業」として、約47ヘクタールの水田の圃場整備を実施しており、圃場の1区画が大きくなる優良農地が整備される予定であります。

このことから、「農地法」の手続きにより貸借契約の可能性が広がり、荒廃農地の解消となる

ことを期待しているところであります。

今後は、耕作放棄地を増やさないためにも、各地区からの要望などを確認しながら、順次、基盤整備について推進してまいります。

次に、企業誘致の状況についてであります。

荒廃農地の解消と発生防止を目的に進めている農業型企業誘致の状況は、現在、26の企業が栽培を開始しており、施設面積で123.6ヘクタールの農地が活用されている状況であります。

次に、北杜市農業振興公社の役割についてであります。

「北杜市農業振興公社」は、本市の優良農地の活用促進と、効率的で安定的な農業経営の育成を図るとともに、農業の健全な発展に寄与することを目的に、市と連携した農業振興を進めていただいております。

また、「山梨県農業振興公社」が実施する、農地の貸し手と借り手のマッチングを行う中間管理業務の委任を受け、農地の集積を行い、農業法人や集落営農組織、新規就農者への農地の貸出しなど、農地の有効活用を進めるとともに、耕作放棄地の解消と発生未然防止に努めていただいております。

次に、営農組織や農家に対する施策についてであります。

市では、「農地中間管理機構」と連携し、高齢化や後継者不足などの理由から荒廃農地とならないよう、営農組織等へ農地の集積や農地の効率的活用のための取り組みを支援しております。

来年度においても、「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払制度」を活用し、農業生産活動の継続や農地等の保全管理に対する取り組みにも支援を行ってまいります。

次に、集落営農組織の現状と促進計画についてであります。

本市の集落営農組織は、現在、21組織あり、水稻を中心に、そば、大豆などを栽培しながら遊休農地の発生防止等に努め、地域の農業振興を担う存在として活躍しております。

市では、「第3次北杜市総合計画」に基づき、農地を有効活用するため、中核的な担い手に対する育成・支援を行い農地の集約化を促進するとともに、団体・グループの組織化や法人化の設立育成を支援し、農地保全の促進を図ってまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

神田正人君の再質問を許します。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

答弁ありがとうございました。では今回の3項目すべてに再質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず最初、特別支援教育の現状についての中で、発達障害や情緒障害などのある児童生徒への対応というものが障害特性ではなく、子どもの全体像を理解するとともに状態の様子、またその小さな変化に気付いたり、その変化を環境と総合しないで考えること、また安心できる人的環境とか、居場所となる生活環境を保障するというのも非常に大切であると私は考えます。

そこで、先ほど答弁の中で特別支援教育コーディネーターというのをおっしゃっていただきました。その役割とか、そういった形のを具体的に教えてください。お願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

5番、神田正人議員の再質問にお答えいたします。

特別支援教育コーディネーターについてであります。

これは、教育委員会に設置するものでありまして、支援が必要な児童生徒一人ひとりに寄り添った適切な指導や必要な支援が行えるよう配置するもので、特別支援教育コーディネーター1名を教育委員会事務局内に配置をして、特別支援教育の充実に取り組んでおります。

この特別支援教育コーディネーターは就学前、就学後に支援が必要な児童生徒の就学相談や特別支援学校など就学先の調整、また学校内での教育支援体制の検討や調整、保護者に対する相談などの役割を担っており、専門的な観点から支援に努めているところであります。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

ありがとうございました。子どもたちはそういった方たちによって助けられたり、またいろんな意味で生きていくと思いますので、今後ともぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは2項目め、再質問させていただきたいと思います。

先ほど21、営農組織があると言っておりました。営農組織や農家に対する施策として、農地の集積や農地の効率的活用のための取り組み、また中山間地域等直接支払制度を活用した支援、さらに中核的な担い手に対する育成支援を行い、農地の集約化を促進し、組織化や法人化の設立育成を支援し、農地保全の促進を図っていくと答弁がありました。そういった支援というものはどういったものが具体的なものを教えてください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

5番、神田正人議員の再質問にお答えさせていただきます。

耕作放棄地に対しまして、具体的な支援内容というご質問であります。

最初に農地の集積や農地の効率的活用のための取り組み支援では、県営事業の地域集積協力金、また機構借受農地整備事業によりまして、中間管理機構を介し農地の借り受ける集落営農組織の耕作条件の整備を行い負担軽減や効率化を図っております。

それから中山間地域等直接支払制度を活用した支援などでは、耕作放棄地の発生防止活動として農道や農業用水路の維持管理、補修などの活動に対しまして、交付金を交付し支援しております。

次に中核的な担い手に対する育成支援であります。活力ある水田農業支援事業費補助金により機械設備の導入支援を行い、農地の集約を促進するとともに、農業者から法人設立の相談があった場合につきましては、国の法人化支援事業制度の紹介などを行っているところであります。

ます。

今後も農業振興公社、また農地中間管理機構と連携を取りながら、耕作放棄地の解消、また増やさないための各施策を推進し、農地の保全を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

ありがとうございました。荒廃農地というのは、非常に負というか、そういった部分になりますので、そういったものをまた強みとして活かしていくような方向で、こういった支援とか、特に須玉と明野が非常に荒廃農地が多いというのを聞いております。そういった部分を、また先へ先へと進む上で、いろんな支援をお願いしたいと思います。

それでは3項目め、最後の質問をさせていただきます。

ドローンですね、先ほどドローンのいろいろ、市長からるる説明をいただきましてありがとうございました。その中で、ドローンの活用が見込まれる具体的な場面について、1つ教えてほしいということと、もう1つ、今度、2022年度内ですかね、航空法の改正によってレベル4の飛行が可能となると聞いておりますけれども、本市での利用方法について、レベル4の飛行について具体的に分かりましたら、教えてください。お願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

5番、神田正人議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ドローンの関係で2点いただきました。

活用が見込まれる具体的な場面等ということでございますが、農林業分野におきましては、農業肥料散布とか、また農地のセンシングでありましたり、また松くいやナラ枯れ等の状況を調査、樹木の育成状況、また有害鳥獣の生態調査などが考えられると思います。

また、観光面においては、フィルムコミッション、また公共施設のインフラ点検、そういったものが具体的なものと考えられます。

ドローンの業界は、更なる成長の可能性のある業界と認識をしております。過日、市内において管制システムの研究ができないかという問い合わせもございましたので、積極的に企業に働きかけていく中で、市の課題解決に資する活用につきましては、実用ができないかということをお企業と共同の中で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、航空法の改正によるレベル4ということでございますが、これはまだ確定しているものではないと認識をしておりますが、現在、ドローンの飛行においてレベル4とされている、人がいる地域、目視外飛行につきましては、法律で禁止されていたというところでございますが、一定の要件を満たした上で国の許可、認可、認証を得れば可能になるということを目指しているとのことであります。

市としましては、まずその可能性につきましては、課題の整理をさせていただきまして、民間企業の実証地として利用していただければ、先ほどもそういった問い合わせがあったという

ことを申しましたが、そういった実証地として利用できるような働きかけをしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

ありがとうございました。では再々質問という形をお願いします。

いろいろ契約とかしているということで、非常にいいなと思うんですけども、ただ緊急性を要したときに、市として持っていればいいんじゃないかと思えます。そこで市でのドローンの購入についてはどうのお考えか、教えてください。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

5番、神田正人議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

ドローンを市で購入したらどうかということでございますが、現段階では用途によっては操縦者の資格も必要になると承知をしております。

現段階では、その場面場面の専門性をお持ちの民間企業に委託を基本としていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで5番議員、神田正人君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時50分といたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時48分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

次に、会派しんせい、9番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

まず最初に昨晚、東北地方などで大きな地震が発生しました。被災された方々へお見舞い申し上げます。

私は、今ほど民主主義とはと考えさせられたことはありません。ウクライナの人々の安寧をただひたすら願うばかりであります。

また、東日本大震災から11年、誰にでもできる支援の1つ、忘れないこと、これを私はこれからも続けたいと思います。

常に苦しみに寄り添うこと、このことが大切であり、一議員としての務めとも考えます。議員の務め、議員活動の基本は言論であり、発する言葉、発言の自由とその責任に思いをいたし、以下令和4年第1回定例会一般質問を3項目いたします。よろしくお願いいたします。

まず、最初の1問目であります。第3次北杜市総合計画基本構想の市民参画・協働についてお伺いいたします。

1. 基本構想の「ありたい姿」を目指すためには、市民に正しく早く情報伝達が重要であります。市は、広報、ホームページ、CATV、SNS、回覧などで多角的に発信をしております。広報の充実に、「市長への手紙」など広聴の充実に努めております。しかし、発信することと市民に的確に届いているということは別だと考えます。情報の判断や、それを積極的に取りに行く責任は市民にもありますが、発信していることで完結の認識があってはならないと思います。今後「第3次北杜市総合計画」を進める上で、計画に加わるという市民参画は極めて重要であります。そこで以下質問します。

①広報・広聴の今までの方法の検証はいかがでしょうか。

②広報・広聴の市民の関心を高める努力、充実を図る工夫はいかがでしょうか。

2. 基本構想の「ありたい姿」を目指すことが市民に正しく伝わり、初めて「市民参画・協働」という相互の関係性が深まります。そのとき、「協働・共創」、共につくるということですが、その担い手として、市民のボランティア活動の重要性が増すこととなります。そこで以下質問します。

①令和2年、3年度ボランティア活動登録者の年齢層は。

②ボランティア活動への支援はいかがでしょうか。

③ボランティア活動担い手育成について市の考え方を伺います。

④過疎化・高齢化とボランティア活動について、市の考え方を伺います。

次に、2項目目であります。公共施設、インフラなどの損傷情報提供について伺います。

本市は面積が広く、職員やシルバー人材センターなどのパトロールに多大な労力が必要となります。また、そうしたことが対応の遅れの一因にもなっているのではと思われます。県外、他市においては早くから道路の損傷箇所などを、スマートフォンやパソコンで手軽に通報し、速やかに対応する仕組みがあります。本市は広く、こうしたシステムがどの程度有効か分かりませんが、1つの負担軽減策、追加対応策として提案したいと思います。そこで以下質問します。

1. 令和2年、3年度に市が対応した市道の損傷件数は。

2. 倒木などが原因の主な事故態様は。また、その件数は。

3. 第一通報者は主に誰でしょうか。

4. スマートフォンやパソコンで、道路などの損傷箇所や状況を市へ通報するシステム導入を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

3項目、最後の項目であります。地域減災リーダー資格者への研修などについて伺います。

地域減災リーダー資格認定後、市による研修などの機会は特になかったと理解しておりますが、市は、自主防災組織の運営や、組織づくりがその役割とのこととあります。認定後のフォ

ローアップは重要ではないかと思われま。たしかに、個人でできる研修、学びの機会がありますが、定期的に資格者同士の交流やスキルアップのために、市の研修などが求められると考えます。そこで以下質問します。

1. 現在の資格者数は。職員との区分けもお聞きします。
2. 今後の研修など市のフォローアップの予定、また内容をお尋ねします。

以上3項目、よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

9番、清水敏行議員のご質問にお答ひいたします。

第3次北杜市総合計画基本構想の市民参画・協働について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、広報・広聴の今までの方法の検証についてであります。

市民の皆さまから広くご意見を伺う「市長への手紙」については、昨年2月に市広報紙と合わせて全戸配布を行うなど、これまでに延べ480件のお手紙をいただいております。

いただいた手紙は、私がすべて目を通し、ご意見とその回答については、市ホームページで公開しているところであります。

本年も、来月に広報紙と合わせて配布する予定であり、市民の皆さまからの声に耳を傾け、市政に反映してまいります。

また、関係行政機関や各種団体、学識経験者など10名で構成する「北杜市魅力発信検討委員会」では、市の広報紙、ホームページ、ほくとニュースなどの情報発信媒体において、委員の皆さまから様々なご意見をいただき、分かりやすく一体感のある情報発信につなげております。

市の広報紙およびほくとニュースについては、毎月、アンケートを実施し、これまでに延べ400人の方から貴重なご意見をいただいております。

これらの意見は、新型コロナウイルス感染症に関する情報掲載や特集のテーマ、読みやすい紙面づくりなどに反映してきたところであります。

今後も、広聴広報事業に関する検証を行い、改善に努めてまいります。

次に、広報・広聴の市民の関心を高める努力や工夫についてであります。

情報を正確・迅速に伝えるため、昨年11月から、新たに公式LINEを開設したところであります。

今月10日現在、2,280人を超える方にご利用いただき、新型コロナウイルス関連情報やワクチン接種予約、確定申告の予約、ごみの分別検索ができる機能を備え、毎日12時に市のお知らせや情報をお届けしております。

公式LINEの導入により、ほくとニュースをユーチューブで見の方が増加し、番組再生回数は導入前に比べ2割ほど増加いたしました。

また、公式LINEで市の広報紙およびほくとニュースに関するアンケートを実施したところ、多くのご意見が寄せられました。

寄せられたご意見を広報や番組に反映させ、市民の関心を高めるよう努めてまいります。

また、市長記者会見につきましては、これまで10回開催し、迅速な情報提供と情報の透明性を図っているところであります。

市政について語り合う「北杜市の未来を語る集い」については、コロナ禍ではありますが3回開催し、市民の皆さまの声を反映した市政の推進に努めてまいりました。

今後も、地域へ出向き、あらゆる機会を通じて、「第3次北杜市総合計画」に掲げる、5つのリーディングプロジェクトの実現のため、市民の皆さまにしっかりとお伝えし、着実に進めてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

9番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

地域減災リーダー資格者への研修などについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在の資格者数についてであります。平成30年度からの「地域減災リーダー」認定者数は、345名であり、そのうち職員は、258名であります。

次に、フォローアップについてであります。

「地域減災リーダー」認定者のフォローアップとしては、平成30年度、令和元年度に韮崎市で開催された「減災フォーラム」への参加をいただいているところでありますが、それ以降は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「減災フォーラム」は開催されておられません。

なお、本市においては、一般市民の認定者が100名を超えたところで、講演会等の「減災フォーラム」の開催を計画する予定であります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

9番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

第3次北杜市総合計画基本構想の市民参画・協働について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、令和2年、3年度のボランティア活動登録者の年齢層についてであります。

市内で活動しているボランティアは、自治会活動、介護、福祉、教育、文化および国際交流など、多岐にわたっており、全体の人数の把握は困難であります。また、「北杜市社会福祉協議会」の「北杜市ボランティアセンター」では、1,356人が登録しております。

また、登録者の具体的な年齢層については把握しておりませんが、活動状況等の報告から、年齢層は比較的高いと考えております。

次に、ボランティア活動への支援についてであります。

ボランティア活動の拠点として、連絡調整の役割をもつ「北杜市ボランティアセンター」では、現在、様々な分野の団体や個人の77団体が登録し活動しております。

市では、「北杜市ボランティアセンター」を運営する「市社会福祉協議会」を通じ、普及、啓

発等の支援を行っているところであります。

次に、ボランティア活動の担い手育成についての市の考えについてであります。

「北杜市ボランティアセンター」では、ボランティア育成のための「リーダー研修」や、ボランティア同士の連携強化と情報交換のための「ボランティアのつどい」などを実施し、災害発生時など、有事の際、重要となる「災害ボランティアの設置、養成研修」などの講座も開設しております。

市では、ボランティアの育成は重要と考えており、これら講座等の実施に当たっては、「北杜市社会福祉協議会」と、相互に連携するとともに、市職員を派遣するなど、担い手育成を支援しているところであります。

次に、過疎化、高齢化とボランティア活動についてであります。

過疎化や高齢化の進展により、地域の担い手不足が進行し、今後ますます地域の支え合いや、ボランティア活動が重要になってくるものと考えております。

地域を支えるボランティアとしては、行政区等における、地域活動への参加などにより、防災や文化の継承、地域づくりにつながるものと考えておりますので、今後もそれら地域の自治活動の意義を啓発し、多くの市民の参画・協働を促してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

9番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

公共施設、インフラなどの損傷情報提供について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、令和2、3年度に市が対応した市道の損傷件数についてであります。道路維持補修工事を実施した件数は、昨年度196件、本年度は先月末日までに118件であります。

次に、倒木等が原因の主な事故態様の件数についてであります。

平成18年度から先月末日までに77件の道路瑕疵に係る損害賠償がありました。

事故原因で多いものとしては、道路舗装面の損傷によるものが22件、倒木や張り出した枝によるものが15件、グレーチングの跳ね上がりが10件などであります。

次に、第一通報者についてであります。

事故については、当事者であります。道路舗装面の損傷、倒木など、実際通行して発見した方からの通報を多くいただいております。

また、地域の方の通報や道路パトロールにおいても発見される場合もあります。

次に、損傷箇所等を通報するシステム導入についてであります。

情報提供をリアルタイムで報告していただくことは、素早い対応につながるものと考えております。

また、県外他市で実施しているシステム等を参考に、現在使用しているGISシステムが活用できるか、今後関係部局とも相談し、研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

それでは、再質問を2項目め、3項目めにさせていただきます。

まず、今、ご答弁いただきました公共施設の、この4番ですね、実際に通報システムを他県、他市で導入しているんですけども、実際にシステムを使うことよりも、まだ電話連絡のほうが多いような話も聞いてはいます。実際にこういうシステムを使うのは若い方が多いのではないかなと思われるんですが、広いので、インフラが広くということだけでなく、道路なら道路と限定していただいて、県内の中ではまだどこもしていないということのようですので、いの一番にやっていただけないかと。今、活用して研究をということですので、ぜひ検討というのか、一歩進めていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

9番、清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

導入事例ですけれども、今、把握しているのが神奈川県横浜市、鎌倉市、あと東京都でも試行運用を行っているということです。導入にあたりましては、費用面と、あと現在、導入しているGISシステムですね、地理情報システムと整合が取れるかということもありますので、そのへんにつきまして、導入の検討と、それから部局との調整を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

ぜひ、私のほうで調べたところ、富山県の鯖江市ですね、広く、全国的にはいろいろしていると思います。ぜひ、広い市ですので有効なシステムではないかと思っておりますのでお願いしたいと思います。

それでは3項目め、今後の地域減災リーダーの件なんですけど、先ほどフォーラムを荏崎でされたら、100人を超えなければというお話がありました。そこでお聞きしたいんですけど、実際に資料によると現在81名を公式認定していますという直近の報告もあるわけですが、100名という見込みはどのよう頃なのか、どのような予定の見込みであるのか。

また、実際に認定されてから結構時間が経過しているんで、100人の見込みが立つのということであれば待つということもいいんですけど、時間がかかるようであれば、ぜひ認定者の方にそういう今後の、そういうフォローアップの見込みと伺いますか、予定と伺いますか、そういうものをぜひ、文書などでお願いしたいなと思うのですが。

そのフォローアップを開催するにあたって、実際に研修会がどういうものが分からないんですけども、より実践的なものを盛り込んだような研修にさせていただきたいと思っておりますが、3点、よろしく申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

9番、清水敏行議員の再質問にお答えをさせていただきます。

地域減災リーダーは、平成30年度から始まっておりまして、今年で、令和3年度で4回目でございますけれども、減災フォーラムについて、従来は韮崎市主催ということで、北杜市の地域減災リーダーが、そちらのほうで研修、韮崎市の方と一緒に研修をしたということがございます。これについては、本来、北杜市でやるということもありましたけれども、隣の市と交流をしながらやるということも非常に重要だということで参加をさせていただきました。

続きまして、100人の見込みということなんですけれども、現在、87名が一般の方ということでございます。一般の方があと13名ということで、100人の見込み、令和3年度で2回開催したわけなんですけれども、13名でございますので、令和4年度、1回、2回、市の周知も回りながらやれば、令和4年度中には100人を超えるということございまして、そういう中で、フォーラムについては、できれば令和4年度中にできるのかなという見込みを立てております。

また、すでに認定を受けた方々ですね、このフォローアップにつきましては、こういう情報について、やっぱり周知をする、通知を出すということも必要かと思っています。個々に通知を出すという方法もあるかもしれませんが、こういうことを市のほうでやっているよということを知らしめるためにも、市の広報紙、あるいはホームページ、あるいは公式LINE、こういうもので周知するというので、広く市民の方にも参加を促せると思っております。

また、研修会の内容ですね、実践的な内容、こういうものも必要と考えております。ただ、あと1つ、われわれとして重要であるというのは、過去の被災地の語り部さんですね、そういう方々を招いて、実際、災害を受けたときの、どういう状況だったかということ語っていただく研修も必要ではないかと思っています。この内容につきましては、白州、武川のほうで34年災ございましたので、そういう方々の、当時の状況を若い減災リーダー等に話していただく、これが歴史をずっと後世につなげる1つでもあると考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

ありがとうございました。昨日は、テレビの報道で、羽村市で防災週間に合わせてパネルの展示をしたという映像がテレビから流れたんですが、姉妹都市であります。そして防災に関するパネルということで、何かそういう、今のフォーラム、この防災減災リーダーではないですけども、結び付けて、市でそういうパネルの展示、そしてそれを防災、9月1日でももちろんいいとは思いますが、そういう機会を、またそういうことがあるということで参考にさせていただければと思います。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

9番、清水敏行議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

防災減災、市民の方々一人ひとりがいざというときに対応できるようにするためには、常日頃から身に付けていただくような努力が必要だということでありまして、継続的に機会あるごとに周知をしたり、あるいは研修会をしたりというふうにすべきだと考えておりまして、そういうふう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで9番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

次に、星見里の声、3番議員、中山喜夫君。

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

私からは、大項目2つの一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目、市民がNPO法人に寄附をした場合の個人住民税の寄附金税額控除についてです。

令和3年9月に行われた第3回定例会において提案等させていただいた「市民がNPO法人に寄附をした場合の個人住民税の寄附金税額控除について」ですが、市民の方からだけでなく、ほかの地方自治体、県内の自治体の関係者からも反響の声が寄せられましたので、いま一度制度の概要と、この寄附金制度の特殊性を説明させていただくとともに、現在の進捗状況をお伺いできればと考えております。

まずは「制度の概要」ですが、地方税法には、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金で、条例により個別指定された寄附金について、住民税の寄附金税額控除が受けられる制度があります。

これは市民がNPO法人に寄附をすると、翌年度の住民税が減額されることになる制度です。対象となるNPO法人は、本市から個別指定を受けた、市民の福祉の増進、地域づくり、子育て支援、障害福祉などに寄与しているNPO法人です。

この寄附金税額控除が創設されますと、市民の福祉の増進に寄与しているNPO法人の財政支援が可能になるほか、NPO法人化の促進、NPO法人に関わる雇用の拡大なども期待できます。

さらには個別指定を受けたNPO法人が、認定NPO法人となり、税制優遇を与えられる寄附を全国に対して募ることも可能になってきます。

このように市民が直接的にNPO法人を支援できる環境が整うことは、本市のスローガンである「10年後、若者や子どもたちが賑わう住みよいまちづくり」に向け、「公助」頼りのみでない「自助」と、地域の方々の共感支援による「共助」を伴った地域未来活性に繋がる大きな可能性が拓けると私は考えております。

次に「寄附金制度の特殊性」について触れます。

まず身近な例で「寄附を使った制度」として挙げられるのが、「ふるさと納税」と「クラウドファンディング」です。

どちらの制度も素晴らしい取り組みではありますが、「返礼に対する負担」がセットになってしまうのも事実であります。

私が提案しているNPO法人に対する寄附金の税額控除は、返礼負担はなく、寄附を受けたNPO法人が地域活動そのものを通じて市民に還元していく、貢献していく制度です。

また、「ふるさと納税」のように住民税が市外に流出する恐れはなく、住民税がそのまま市内のNPO法人の活動費に充当されることとなります。

市内の住民税が減収となる制度ではありますが、寄附を受けるNPO法人の立場に立って考えてみますと、個別指定を受けただけで寄附金を集めることができるのでしょうか。

私は「否」だと考えます。市民の福祉に寄与する、魅力あるNPO法人でなければ寄附金を集めることはできないはずで。

よって、この寄附金税額控除は、「市内に魅力あるNPO法人を醸成させる」ことの意味合いはもちろん、その結果、市外や全国に対して、地域に貢献し躍動する魅力溢れる本市NPO法人のPRが「本市の知名度向上」にも寄与し、「将来、市に若者を含めた新たな起業を考える方々の定住・移住・雇用の促進」や、前回、令和3年12月定例会でも一般質問させていただいた過去最多の不登校児童生徒の具体的対応の問題、そして第3次総合計画にも掲げられている公共施設の保有量、適正化問題を視野に「今後市が財政的に運営が困難な、しかし市民からの必要性の声の高い施設維持・運営の委託」などにも、様々なチャンスが広がる可能性を秘めた、現在「県内市町村初の制度創設の提案」なのであります。

以上を踏まえた上で、以下の質問をさせていただきます。

質問①つ目、令和3年9月に行われた第3回定例会において提案等させていただいた「市内、県内市町村初の制度創設」となる、この寄附金税額控除の導入に関する本市の検討状況はいかがでしょうか。

質問②つ目、検討していただいている場合、慎重な精査をしつつも、同時にできる限り早期の実現に向けた、現段階での今後の導入展望ビジョンについて市のお考えをお聞かせください。

大項目2つ目の質問に移ります。テレビアニメ『スーパーカブ』をきっかけに本市が全国から注目される中、一つひとつの好機を市の長期的な未来の活性発展に繋げていくために。

昨年令和3年6月定例会にて、私より代表質問させていただいた「スーパーカブ テレビ放映ブームによる機を逃さない全国への本市のPR」について引き続き、春の訪れとオートバイシーズン、アウトドア観光シーズン到来を迎えるこの時期、また、テレビ放映終了してしまった今を「重要な今後の成否をうらなう分岐点となる年」と捉えて、現在本市の「スーパーカブ」に関する市内活性に向けたPR事業の経緯、進捗と今後の戦略ビジョンについて改めて質問をさせていただきます。

ご周知のとおり、本市が舞台となり放映されたアニメ「スーパーカブ」は、「北杜市の自然と日常景観」を背景に高校生の若者たちが主人公。

今や「アニメ＝日本の文化」であり、全国でも地域おこし活用の成功事例は多い中、県内の例でもアニメ「ゆるキャン△」の舞台となった峡南・郡内地域は、実際の経済効果も大きく、アニメに関連し開催された「スタンプラリー」や「音楽祭」など合計5つの関連イベントには

約6,230人が参加いたしました。参加費のほか県内業者が企画した地域限定グッズ、お土産などの消費額は計8,582万円にのぼると推計されています。中でも「音楽祭イベント」の参加者の県内消費額は、1人あたり2万5,152円と、県内の平均観光消費額1万2,851円の約2倍にのぼったとのこと。ファン心理として「好きな作品のモデル地でお金を使いたいという気持ちが働くため」という声も多く寄せられており、県内の事例として、「アニメ聖地の経済効果の高さ」が報じられていました。

本市舞台の「スーパーカブ」は、「北杜市に生活し躍動する高校生たち」がメインキャラクターとして、北杜市の素晴らしい日常景観を背景に、本市への新たな「若者定着在住イメージ」にも大きく繋がってきています。

本市において、単なる一過性のアニメブームによる打ち上げ花火的な経済的効果で終わらせては、もったいなさすぎるチャンスだと感じます。

第3次総合計画に記されている、本市が目指す「子育てするなら北杜」「10年後子どもたちが賑わうまちづくり」「若者世代の定着」へ繋げていく北杜市のさらなるイメージ・知名度アップ、将来の生産年齢定着増加による地域経済効果など、本市に今後長期的にもたらす好影響と大きな可能性を秘めている「地域経済活性PRの起爆剤」となると考えられます。

しかし、アニメのブームは内容によりますが「平均3年ほど」とも一般的に言われており、ブームの長期継続のためには、「来訪観光者への地元住民のウェルカム（歓迎）ムード機運」は必要不可欠と言えます。

実際に「長期に渡り継続しているゆるキャン△ブーム」の大きな秘訣と言われる一つに、「地元の住民の方々が来訪観光者へ出会った際にかけた、ちょっとした微笑みや一言」、それが大きかったと伺っております。

また、これを機に「地域の事業者、関係者の自信・誇りも向上した」とのことです。実際に地域の人々を対象に実施したアンケート結果では、「『ゆるキャン△』を通じて地域への愛着が増加したか」という質問に対し、「とても増加した」「やや増加した」という回答が83%も占めていて、ゆるキャン△ブームが「住民の地域への愛着度を高められた大きな結果にも繋がった」と報じられていました。

今後も引き続き「全国各地のアニメ放映による地域おこし成功事例」なども参考に、「地域全体の来訪観光者へのウェルカム（歓迎）ムードづくり」と、同時に、「市や協議会などの執行部、一部の協力的な市内事業者の方々のみではなく、数多くの市内事業者の方々もイベント開催時などには合意のもと、お互い協力しあい機運を一緒に盛り上げていける体制づくり」が重要であると思います。その結果、一人でも多くの来訪観光者が「北杜市に好印象」を持って、まさしく「北杜ファン」になってもらえれば、何よりも願っております。そこで以下の質問をさせていただきます。

質問①つ目、今までに実施してきた「スーパーカブ」に関連する本市PR事業について、また今後実施していく予定のイベントやPR戦略の内容について、検討段階のものも含めて構わないので展望詳細をお聞かせください。

質問②つ目、短期一過性のブームで終わらさず、今後の本市の将来を見据えた長期的な活性に繋げるためにも、「観光来訪者への市内住民全体のウェルカム（歓迎）ムードを高めていく共有意識の喚起」、そして行政や関連する組織が音頭をとりながら、「数多くの市内事業者の方々を巻き込んでのイベント開催」など、今後「種別は問わず市のPRイベント時には、包括的合

意のもとに市内各事業者がお互い協力しあい地域活性機運を盛り上げていけるさらなる体制強化」が必要だと強く感じますが、市のお考え、可能な今後のご対応、見解をぜひお聞かせください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

3番、中山喜夫議員のご質問にお答えいたします。

テレビアニメ「スーパーカブ」をきっかけに本市が全国から注目される中、一つひとつのチャンス市の長期的な未来の活性発展に繋げていくために、について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、これまでのPR事業と今後のPR戦略についてであります。

テレビアニメ「スーパーカブ」の放送から、1年が経過しようとしておりますが、この間、「北杜アニメツーリズム協議会」では、市が制作許可の間に入らる中で、武川町内にアニメに登場する5つのスポットのオリジナル案内板を設置し、作品のファンと地域住民に喜んでもらえる取り組みを行ったところであります。

また、市では、アニメの放送に合わせて、公式ツイッターを活用し、登場する市内の景色や、キャラクターに関する情報などの画像や動画を紹介し、広くPRを行ったほか、市広報紙に特集記事を掲載し、アニメの内容や地域の取り組みなどを紹介するなど、市民の歓迎意識の醸成も行ったところであります。

このような市民の皆さまのご尽力や市の広報活動の成果もあり、昨年12月には「一般社団法人アニメツーリズム協会」が発表する、2022年度版「訪れてみたい日本のアニメ聖地88」に北杜市がテレビアニメ「スーパーカブ」の聖地として認定されたところであります。

今後のPR戦略については、これから春のバイクシーズンを迎えるに当たり、今回のアニメ聖地への認定を強みとして、引き続き、ファンの方々が、市内に足を運んでいただく取り組みを行う必要があると考えております。

具体的には、市が協力する中で、「北杜アニメツーリズム協議会」が主催で、来月9日から5月8日にかけて、市内5カ所、市外1カ所を巡る「スーパーカブ アニバーサリー2022 北杜スタンプラリー」を開催する予定であります。

また、本年度、市ではアニメの聖地を紹介する「舞台探訪マップ」を3万部、作成しており、スタンプラリーでも活用していく予定であります。

内容については、アニメに登場する舞台だけではなく、お立ち寄りスポットなどを紹介し、市内を広くPRするとともに、周遊していただける仕上がりとなっております。

次に、体制強化に向けた対応と見解についてであります。

これまでの取り組みを生かして、市全体でテレビアニメ「スーパーカブ」を盛り上げていくことや、訪れた方々に本市の魅力を知ってもらうことを、継続的に行っていくことが重要であると考えております。

このため、引き続き、市の広報紙、ホームページ、SNSなどを活用して、市民および市内事業者にも広くアニメやイベントの開催について情報提供を行うとともに、歓迎意識や連携意識が醸成される取り組みを行ってまいります。

地域とアニメファンとの交流やふれあいが活発に行われることで、更なる地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

今後も、「北杜アニメツーリズム協議会」をはじめ、ＪＲ東日本、梨北農業協同組合などの関係団体・事業者と連携を図りながら、市内の事業者の皆さまが相互に協力し合えるような体制づくりにも取り組んでまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

3番、中山喜夫議員のご質問にお答えいたします。

市民がNPO法人に寄附をした場合の個人住民税の寄附金税額控除について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の検討状況についてであります。

NPO法人は、様々な社会貢献活動を通じて、社会に有益な組織と認められる一方、営利を目的としない組織でもあることから、脆弱な財政基盤面から継続的な活動が難しいという課題も抱えております。

また、持続可能なNPO法人の活動は、市民参画・官民協働の活発化に資するものとして、「第3次北杜市総合計画」の考えにも通じるものでもあります。

このようなことから、地域において活動するNPO法人を支援する仕組みである、寄附金税額控除の制度構築に向けては、活動内容の公益性、市民の共感と信頼の醸成など、支援を支える仕組みづくりの視点と併せて、税収への影響などについても論点整理を進め、さらに研究してまいりたいと思っております。

次に、今後の導入展望についてであります。

本市の特性や社会経済情勢の変化への対応など、今後の課題などを踏まえ、議論を深め効果的な制度となるよう検討を進めることが重要であると考えております。

併せまして、「2030年、地域のありたい姿」の実現に向けての関係性を踏まえ、タイミングを逸することなく進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

中山喜夫君の再質問を許します。

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

両項目ともに機を逃さない、今後の力強い前向きな熱意のこもったご答弁をくださり、感謝申し上げます。

それでは大項目2つ目のみについて、再質問させていただきます。

先ほどご答弁にもありました「スーパーカブ 北杜スタンプラリー」とＪＲ東日本との連携について、具体的な内容をお聞かせください。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

3番、中山喜夫議員の再質問にお答えさせていただきます。

スタンプラリーの内容についてのご質問であります。

現在、その準備としましてイベントに活用できるマップの製作を行っているところであります。市と地域と共同して実施する体制を構築しておりまして、マップの製作は市が行い、スタンプラリーイベントの管理につきましては、北杜アニメツーリズム協議会が行い、連携を図りながら取り組んでいく予定であります。

市とアニメツーリズム協議会との共同により、テレビアニメ「スーパーカブ」を盛り上げるために、市内5カ所のポイントにスタンプの設置を行いまして、来訪者がアニメの聖地巡礼と併せてスタンプラリーと市内の周遊を楽しんでいただくことで、市の魅力を感じていただけるイベントを予定しております。

それからJRとの連携についてであります。JRとは現在、協議中ではありますが、JR駅内にポスターの設置を予定しております。八王子所管内、中央本線の区間になりますが、吉祥寺から小淵沢間41の駅に、JR荻崎駅から依頼を行いまして、スタンプラリー開催期間中にポスターを掲示していただく予定であります。

また、それと併せまして、JR公式のフェイスブックとInstagramで宣伝を行う予定であります。

今後も関係団体と連携を図りまして、若者の定着、それから在住、誘客等につなげてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

○3番議員（中山喜夫君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで3番議員、中山喜夫君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は3時55分といたします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時58分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

次に、星見里の声、1番議員、高見澤伸光君。

高見澤伸光君。

○1 番議員（高見澤伸光君）

私からは、4つの大項目について質問をいたします。

1つ目の大項目は、人と自然との共存『星空』の魅力活用と光害対策についてです。

北杜市の星空は大切な観光資源であり、北杜市の魅力の一つであると私は考えます。環境省では、星空観察を通じて光害や大気汚染等の環境問題の関心を深めるとともに、美しい星空を観光や教育などの地域資源として活用することを推奨しています。

光害は街灯や照明のLED化が進んだことにより、動植物の生態系に異常が出たり、星空が見えにくくなったり、車の中から歩行者が見えにくくなり、事故につながりやすくなるなど、様々な影響が出ていると環境省は指摘をしています。

光害対策型LEDの防犯灯の設置を促進することは、環境省が指摘している問題やSDGsへの取り組みになるとともに、市民生活は安全に照らされ、星はより輝き、動植物の生態系は守られます。これこそが自然との共存の良い姿ではないかと思えます。

それらをふまえて、質問をいたします。

①環境省から光害対策が緊急な課題とされていますが、光害に対する市の考えを教えてください。

②『光害防止条例』に対する市の考えを教えてください。

③光害に対して、現在行っている対策や街灯設置に対する決まりごとや条例などはありますか。

④防犯灯などを光害対策型LEDに交換することに対する市の考えを教えてください。

⑤今、地域負担になっている街灯の設置や維持費を、光害対策型や環境に配慮した街灯であれば市で負担する考えはありますか。

⑥環境省では、星空を観光や教育などの地域資源として活用することを推奨していますが、市の考えを教えてください。

⑦北杜を『星見里』にした名前の由来と、現在その名前にふさわしい市になっているかどうか、市の考えを教えてください。

⑧子どもから大人まで多くの人に星空の魅力を伝えることは大切であり、広報などに力を入れて、それにより郷土愛の強い市にしていくことが大切だと思いますが、今、行っていることと市の考えを教えてください。

次に2つ目の大項目、活気とアイデアと感動があふれる北杜市へ！市職員の人材育成についてです。

今、日本中で起きている人口減少の影響で、自分の町に人材や企業などを呼び込む政策やアイデア合戦が全国で起きています。このアイデア合戦に勝つには、様々なアイデアが活発に出て、毎日、ワクワクする気持ちで職員さんは市役所に出勤するという環境が大切であると私は考えます。同時に、市民に対しても、市役所に行くと元気な職員さんばかりで、元気をもらって帰ってくる。そんな市の姿を見せていくことも行政改革の一つではないかと考えます。そして、元気や活気やアイデアにあふれ、希望や感動や喜びが原動力となるような取り組みを市役所の内側から力を入れることは、とても大切であると考えます。

しかし、新しい取り組みをするにしても、時間が圧迫されている状況では、さらにオーバータスクになってしまい、良いアイデアがあっても実行できなくなってしまいます。

それらをふまえて、質問をいたします。

①市の職員さんの元気や活気は大切だと考えますが、市の考えを教えてください。

②物理的な時間の余裕と、目に見えない心の余裕に対する現状と今、行っている取り組みを教えてください。

③スキルアップの方針や考え、今行っている人材育成の内容、今後の人材育成に対する市の考えを教えてください。

④全国の市町村とのアイデア合戦に勝つには、市の職員さんがアイデアを活発に出せて、実行できるようにすることが大切であると考えますが、市の考えや今、行っている取り組みを教えてください。

⑤DXの導入で案内や電話での汎用的な質問対応などをAIが行うことで、業務タスクや時間の圧迫が軽減されると考えますが、市の考えを教えてください。

次に3つ目の大項目、観光の魅力発信の強化、ライブカメラの活用についてです。

新型コロナウイルスの感染が終息しない中、気軽に観光地に行けない現状はまだまだ世界規模で続いています。そこで、北杜市に隣接する八ヶ岳や甲斐駒ヶ岳などの山や観光を売りにしている旬のスポットや季節のイベントなどをライブカメラで発信することで、現在の様子をリアルタイムに全世界の人たちが見ることができます。そして旅行に気軽に行けるようになったとき、北杜市に観光に行きたいという気持ちを今のうちから高めておくことは重要であると考えます。

また、コロナ禍で実際に現地に行かなくても、ライブカメラでイベントなどを発信することで、オンラインの中で楽しむこともできます。ライブカメラの配置や角度をより魅力的に研究して、北杜市の魅力を全世界にもっと知っていただき、感動を届ける観光地北杜市として、よりPRできるのではないかと考えます。

それらをふまえて、質問いたします。

①世界的に観光地やイベントなどでライブカメラが使用されていますが、観光の魅力発信の一つとして、ライブカメラをPRしたり、使用していくことに対する市の考えを教えてください。

②観光庁は国土交通省の中にありますが、ライブカメラを河川などにも設置して、世界に誇る水の山の北杜市、美しい水などをPRするとともに、大雨の日には、水量や危険度が分かり、暮らしている人たちや観光に来られているお客さまに対して、安心・安全につながるような観光と防災の連携をしてみたらいかかと思いますが、市の考えを教えてください。

次に4つ目の大項目、オンラインの活用でグローバル交流を！グローバル教育の推進についてです。

現在、新型コロナウイルスの影響で、海外の姉妹都市に行く機会がなくなっていますが、現地に行けなくても、オンラインでのビデオカメラを通じて場所を問わず、世界中の誰とでも交流をすることができます。そして教育の一環として、子どものうちからインターネットを通じて、たくさんの海外の学校や同世代の子どもたちと交流することは大切ではないかと考えます。

それらをふまえて、質問をいたします。

①海外の姉妹都市との現在の交流状況と今後の取り組みについて教えてください。

②今後海外の姉妹都市を増やす考えはありますか。

③子どもたちに多くの海外の様子を見せて、日本の今いる場所以外にも、世界が広がって

ることや、様々な環境や考え方などに触れることで、柔軟な考え方や発想力を子どものうちから身に付けていくことは大切だと思いますが、市の考えを教えてください。

④現地に行けなくても、オンラインでの学校の交流や教育連携ができると思いますが、市の考えを教えてください。

⑤市としてのグローバル教育の今後の取り組みや方針を教えてください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

1番、高見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

オンラインの活用でグローバル交流を！グローバル教育の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、海外の姉妹都市の交流状況と今後の取り組み、および子どもたちの海外体験機会の提供についてであります。

海外との姉妹都市交流については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、交流が延期されている状況であります。

「マディソン国際交流委員会」とは、令和元年度の事業実施以降、オンラインにより、感染状況やコロナ収束後の事業の再開等について、定期的に情報交換を行っており、昨年末のケンタッキー州南西部で発生した竜巻の被害についても、即時にメッセージを伝え、安否確認をしたところであります。

大韓民国抱川市との交流については、日韓情勢もあり、平成30年を最後に、代表団の市民相互交流、および市職員の派遣交流について延期となっていることから、本年度、両市職員が、互いの都市、文化を理解するため、オンラインによる交流会を実施したところであります。

新型コロナウイルスの感染状況にもよりますが、来年度は、私が自ら訪問し、交流の再開および交流の促進を図りたいと考えております。

一方、これまで継続してきた中学生のホームステイ交流についても、事業が実施できない状況であります。

子どもたちのグローバルな感覚を養う上で、大変重要な事業であり、新型コロナウイルス感染症が収束し、一刻も早い事業再開を願うところではありますが、これまで継続実施してきた、両都市と協議し、新たな交流方法も含め、検討してまいります。

次に、海外の姉妹都市を増やす考えについてであります。

海外姉妹都市は、いずれも本市にゆかりのある、「ポールラッシュ博士」および「浅川伯教・巧兄弟」が礎となり、関係者の多大なご尽力により、姉妹都市協定を締結したものであります。

新たに他の都市との姉妹都市協定締結には、互いの関係性や理解が大変重要となりますので、現在考えておりませんが、経済、文化などでの新しい形での交流については、模索してまいりたいと考えております。

また、来年度は、各姉妹都市との交流が、開始から、ケンタッキー州は32年、抱川市とは20年を迎えるところであります。

本市においては、社会情勢にかかわらず、「浅川兄弟」の信念である「心の交流」を柱に、先

人が築き上げた、両国との貴重な関係を保ちながら、歴史の重みを感じつつ、引き続き、交流を継続し、国際交流の活性化に努めてまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

1番、高見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

オンラインの活用でグローバル交流を！グローバル教育の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校の交流や教育連携についてであります。

学校教育におけるICTの環境が整備され、ICTの活用は、交流の一つの手段として有効であると捉えております。

市内学校においては、オンラインによる学校間の交流や連携についての取り組みが始まっており、小中学校の連携では、市内の小中学校間で英会話の交流が行われております。

また、日頃の学習の成果を試す機会として、一部の学校においては、海外の子どもたちとの交流等も行われております。

しかしながら、海外との交流においては相手国との時差の問題なども考慮しながら、オンライン交流が効果的な学習となるよう交流先を検討する必要があると考えております。

次に、グローバル教育の今後の取り組みや方針についてであります。

市では、子どもたちの確かな学力の向上を目指し、世界でも活躍できるような広い視野、グローバルな視点を養うため、小中学校の学びの連続性に重点を置いた取り組みとして、小学校5、6年生の外国語科の授業や、外国人の英語指導助手を活用した小学校低学年からの外国語活動等を行っております。

今後、更なる充実を図るため、学校教育での海外との交流については、異文化への理解や異文化交流、ICT機器を活用した交流も含め、国内においても交流できる活動等、他の自治体の取り組みも研究しながら、学校の教育活動に過度な負担とならないよう、総合的な観点から検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

1番、高見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

活気とアイデアと感動があふれる北杜市へ！市職員の人材育成について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市職員の元気、活気の大切さについてであります。

「地方公務員法」により、サービスの根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とされております。

そのため職務を遂行する上で、職員自らが進んで職務を果たすという意欲を維持することが大変重要であり、そのためにも、職員個々の元気や活気は大切であると考えております。

次に、時間と心の余裕に対する現状と取り組みについてであります。

新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、職員の業務量は増加しております。

また、コロナ禍であるために、私的な時間においても以前に比べ制約があり、物理的な時間の余裕、目に見えない心の余裕を確保することが難しい現状となっております。

このような状況ではありますが、所属長を中心に各課における業務の効率化、平準化および時間外勤務の縮減に努めるとともに、心と体のバランスが確保できるよう、年次有給休暇の取得促進や、定時退庁日の履行を促しております。

次に、人材育成等についてであります。

「北杜市人材育成基本方針」に定める「めざすべき職員像」の実現に向け、研修等を通じ職員に求められる能力の習得や向上を図っております。

職場外研修では、「山梨県市町村職員研修所」を中心に、採用年数や職位に応じて計画的に実施する階層研修や、職員自らが希望して受講する専門研修を実施しております。

また、職場研修では、新任職員、2年目職員、リーダー級および課長級といった職務経験ごとに、主にメンタル面の研修を実施しております。

そのほか、国、県やその他団体に職員を研修派遣しており、職員の研鑽を図っております。

今後も、少子・高齢化の進展や市民ニーズの複雑・多様化する社会情勢の変化に的確に対応するため、「北杜市人材育成基本方針」に基づき職員の育成に努めてまいります。

次に、市職員のアイデアを生かし実行できるようにするための取り組みについてであります。

本市では、多様化する業務に対し、広い視野で柔軟に考えアイデアが出せるよう、「一般財団法人地域活性化センター」との連携協定に基づき、地方創生の中核人材となる職員を育成するため、職員の研修派遣、在職10から15年までの職員を対象とした「ファシリテーション研修」、業務改善の「意識向上研修」、市民の方に伝わりやすい資料作成のための「デザイン力向上研修」等、階層研修のプログラムにない研修を実施しております。

また、アイデアを実行できる取り組みとして、「職員提案制度」を設けており、今までに50件の提案があり、約半数が採用されております。

主な採用実績としては、市内公共施設への電気自動車充電スタンドの設置、本庁舎入口から障がい者用駐車スペースまでの屋根の設置および乗降スペースの確保、また、「北杜もり上げ隊」からの提案として、木を活用した子どもの遊び場づくりや、「水の山」魅力発見プロジェクトとして「山の名前覚え歌」の制作等がありました。

今後も、職員が気軽にアイデアを出し、実行できる環境を整備してまいります。

次に、DXの導入による負担軽減についてであります。

今後、生産年齢人口の減少により新規採用職員の確保が難しくなると予想されることから、DXの推進は必須であると考えております。

職員一人ひとりが業務改善の意識を常に持ち、負担軽減が図れるよう、AIやRPA等の導入を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

1番、高見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

人と自然との共存『星空』の魅力活用と光害対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、光害に対する市の考え方についてであります。

「光害」は照明の設置方法や光が届く範囲が不適切で、景観や周辺環境への配慮が不十分なために起こる様々な影響を指すとされております。

国の「光害対策ガイドライン」によりますと、夜間の社会活動を営む上での屋外照明使用目的として、「安全で効率よく活動することを助ける」、「社会システムの円滑な維持を可能にする」、「効率的な経済活動を助ける」ことが挙げられ、その目的を踏まえ、より環境への負荷の少ない照明の普及が望まれるとされております。

これに基づき、周囲の社会的状況や自然環境に即して、快適かつ効率的な照明による景観が形成され「星がよく見える」ことをはじめ、地域の良好な「照明環境」の実現が望まれるとされております。

市としては、市民一人ひとりが関心を持つことが重要であり、照明器具の設置者は、光害に対する配慮が必要と考えております。

次に、「光害防止条例」についてであります。

夜間において社会活動を営む上での道路照明や看板照明、店舗や住宅周辺の照明による光は、本市においても存在しておりますが、条例による規制は社会活動の制限につながることから、現状を把握しつつ、今後の都市化や市街地の形成を鑑み、慎重に判断する必要があると考えております。

次に、現在の対策や街灯設置に対する決まり事等についてであります。

市道の照明については国が定める「道路照明施設設置基準」を参考にしております。

また、防犯灯については「北杜市防犯灯設置管理要綱」に基づき、対応しておりますが、本市では光害の報告はなく、国のガイドラインに沿った設置管理が行われているものと考えております。

次に、光害対策型LEDへの交換についてであります。

市が管理する街灯は42カ所のトンネルや橋梁に設置しており、防犯灯については、約6,400基が設置されております。

街灯は安全面の向上を、防犯灯は、生活環境の整備および犯罪の防止を図ることを目的としておりますが、現在設置を進めているLED街灯および防犯灯は光害を及ぼすとは考えていないことから、「光害対策型LED」に交換する計画は、現在はありません。

次に、光害対策用の街灯への補助についてであります。

市が管理等を行っている橋梁の街灯は、安全面を考慮し、高い位置から照らす大型のものを設置しておりますが、主に路面を照らすよう配慮しております。

防犯灯については、設置・管理を地区で行っていただいておりますが、防犯灯の切り替えに伴う地区の負担軽減を図るため、市で「LED防犯灯」を用意し、申請のあった地区へ配布しております。

なお、市が購入している「LED防犯灯」は一般に普及しているタイプで、市民の安全・安

心のため路面を広く照らすもので、光源は下を向いており、上空への影響は少ないものであります。

次に、星空の観光や教育等への活用についてであります。

本市では、「八ヶ岳南麓エリア」や「みずがき湖周辺エリア」で見ることができる美しい星空を誇りとし、それを守り、伝えるため、市内の団体や個人の方々が「星空観察会」を開催し、観光客など多くの方に本市の魅力を発信していただいております。

このような取り組みが活発に行われていることから、北杜の美しい星空は、貴重な観光資源の一つであると認識しております。

今後は、これまで行われている取り組みなども参考にしながら、この観光資源を有効に活用していく方策について、研究してまいりたいと考えております。

次に、星見里の由来と現状についてであります。

古くから月の景観の美しい地に、「山梨」という地名が付けられ、この山梨の古名は「月見里」で、「やまなし」と言われていることと合わせて、本市は美しい星空を望むことができる地として、「星見里」で「ほくと」と表現しているところでもあります。

現在でも、その名にふさわしい星空が望めますので、今後もこの景観を維持できるよう努めてまいります。

次に、星の魅力伝える取り組みについてであります。

市では、星空の観察を市民団体と協働・連携して実施し、観光や教育に生かす取り組みを行っております。

今後も、市民一人ひとりが「星見里」、「ほくと」に誇りを持てるよう活動を継続するとともに、これらの資源を活用し、誘客に成功している先進事例等についても研究してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

1番、高見澤伸光議員の観光の魅力発信の強化 ライブカメラの活用における、ライブカメラのPRや使用についてのご質問にお答えいたします。

市内には、18カ所のライブカメラがあり、「北杜市観光協会」のサイト「ほくとナビ」で見ることができます。

撮影する内容については、個人情報等の問題もあり、運用上の注意が必要であります。観光地や集客施設などにライブカメラがあることで、観光誘客にも役立つと考えております。

観光地周辺の風景をライブ配信することにより、映像を見た人に「北杜市のここに行ってみよう」という思いを与えることもでき、また、場所によっては「混雑状況を確認できる」という利便性にもつながります。

市としては、市観光協会で行っているライブカメラの配信事業は、市内への誘客効果や観光面でも有効なツールであるため、今後は、市ホームページからも市観光協会のサイトにアクセスできるようにするなど、ライブカメラの利活用について連携を図るとともに、PRにも努めてまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

1番、高見澤伸光議員の観光の魅力発信の強化 ライブカメラの活用における、ライブカメラによる観光と防災の連携についてのご質問にお答えいたします。

国においては、市内の国道20号沿いにライブカメラを3カ所設置し、主に気象状況の把握を行っております。

県においては、道路沿いの設置は無く、一級河川の橋にカメラを設置し、河川の状況や大雨時の増水など防災上の水深管理を行っております。

本市においては、市道や準用河川にも設置はありませんが、国、県のカメラを活用し、安全・安心につながる防災連携を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

ここで本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

高見澤伸光君の再質問を許します。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

1、2、4の大項目について再質問をいたします。また3つの大項目のライブカメラについては、観光協会と連携していただける、そして国と県のライブカメラを活用して防災連携を図っていくとのことですので、ぜひ密な連携と早い対応をお願いいたします。

それでは、1つ目の大項目、星空と光害について再質問をいたします。

星空を観光資源にして誘客に成功している先行事例などは、どんな取り組みをして成功したのかを教えてください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

1番、高見澤伸光議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先進地における取り組み事例ということでございますが、先進事例といたしましては、岡山県の井原市を確認してございます。もともと天体観測に適した環境にありまして、星の里づくりというものに取り組みまして、天文台も建設され、この環境を残すために光害防止条例を制定しておりまして、国の認定機関から星空保護区の認定を受けるなど成果をあげているところでございます。また、長野県も光害防止対策には積極的に取り組んでいるというところでございます。

今後、その他先進事例について研究をしてまいりたいと考えております。

また、本市においても天体観測に適した環境でございますので、地域委員会や民間団体等で星座に関する座学、観察会などが開催されておりますので、そういったところからも現状把握をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

再々質問をいたします。

ただ、星が見えるだけという場所であれば日本中のどこにも存在していますし、今、市では現状維持でいいという判断をされていますが、星空で成功しているところは、官と民が一体となって、本気になって取り組んでいるからこそ成功しているのではないかと思います。いっぺんに街灯や環境に対する問題意識などを、人の意識を変えるということは大変ですが、年々徐々に変えていくことで、5年後10年後、夜空を見上げたときに、その成果が見える形で分かるようになってきますし、今ある魅力をさらに輝かして、北杜市の星空がブランド化していく、今ある丸を二重丸にできるような取り組みをすることがよりよい未来をつくるとは思います、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

1番、高見澤伸光議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

現状維持ではなく、官民一体の取り組みをすることが大事ではないかというご意見です。

本市におきましても、全国で300以上の自治体が参加しております「星空の街・あおぞらの街」という全国協議会に加盟をしております。全国大会もあることから、類似団体の光害への対策、また観光振興への情報などを収集いたしまして、今以上に星空のきれいなまちとして取り上げてもらえるような、そのような取り組みを研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

ありがとうございます。次に2つ目の大項目、人材育成について3点、再質問をいたします。

1つ目は、時間や心の余裕について様々な取り組みをしているものの、厳しい現状があるとのことでした。今、北杜市では様々な施策や総合計画や行政改革など、目まぐるしく様々な展開をしていますが、圧迫している根本の原因は何か、市の考えを教えてください。

2つ目は、DXの推奨は必須とのことですので、受付に案内のロボットや数字的な、汎用的なものはすべて自動で入力されていくようなシステムなどを、早く取り入れていくことで職員さんは人間にしかできないことに時間を注ぐことができますし、ぜひスピード感をもって早い導入を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして3つ目は、ご答弁の中にあっただ目指すべき職員像とはなんでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

1番、高見澤伸光議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目につきましては、目まぐるしく様々に展開しているけども、その根本原因は何かと。これは非常に難しいものと考えておりまして、現状では、2年にわたりまして新型コロナウイルス感染症の対策、ワクチン接種があったり、あるいは感染拡大防止対策、それに伴う経済対策、こういうものが1つあります。それに移譲事務の増加、あるいは自治体みずから考え、実行していかなければならない地方創生、自主財源の確保、ふるさと納税も含めた自主財源の確保、そこからの自治体間競争、こういうものに打ち勝っていかなければならないということ。それと、あと社会の中で、市民ニーズの多様化というものもあると思います。例えば新型コロナウイルス感染症の関係で経済的な困窮者の増加、あるいは老老介護、8050問題、ヤングケアラー、化学物質過敏症等々あります。そのほか答弁の中でもちょっと触れさせていただきましたけれども、コロナ禍においてイベントの自粛とか、あるいは懇親会、そういうことが自粛をされまして、職員間のコミュニケーション等がちょっと不足しているということも考えられます。

以上、様々、要因は考えられるわけでございますけれども、根本的な原因というところが非常に難しいと思っております。

いずれにしても、社会経済、これが非常に激しい動きの中で、それに伴いまして、行政への期待、市民が行政への期待、これも非常に大きいかなと考えております。

解決へ向けては、市民、議員の理解のもと、事務事業の選択と集中ということも必要ではないかなと考えております。

続きまして、AIやRPA、それらを活用したものについて、早期に導入をとというようなご質問については、令和4年度、来年度から行政組織の改革によりまして、未来創造課にデジタル戦略担当を新設しまして、国が進めるシステムの標準化や情報通信技術、ICT、これを利用して市民の利便性の向上、事務の効率化、あるいは窓口業務の集約化というものについても進めまして、市民サービスの向上に取り組んでまいりたいと考えております。

議員ご提案の窓口の案内ロボット、これにつきましては、今年度、総合窓口にコンシェルジュに配置しまして、温かみのある案内に努めております。来庁者の多くの方からお褒めの言葉もいただいているということでございまして、高齢者、障がい者にやさしい市役所、こういうものを目指してまいりたいと考えております。

これについては、今後とも慢心することなく、人間、職員でしかできないこと、こういうことについて対応を進めていきたいと考えておりまして、窓口案内ロボットにつきましては、現状、導入は考えてはおりませんが、それらの動向については注視してまいりたいと考えております。

なお、税務課においては、3年前からAIのOCR、これを一部業務のほうへ導入しております。これを導入したことによりましての業務改善、あるいは割いた時間を職員でなければできない創造的な、あるいは企画的な業務に振り替えができたのかどうか、こういうものを検証を進めまして、次のステージにつなげてまいりたいと考えております。

あと目指すべき職員像について、これにつきましては、市のほうで北杜市人材育成基本方針、この中にまず、目指すべき職員像という項目がございます、まず地方創生の推進や行政改革に取り組む中で、北杜市の地域課題や問題点に的確に対応する。専門的な知識と実務能力を持つ。常に市民の目線で物事を考える。コスト意識と説明責任意識を持つ。自ら判断できるプロフェッショナル意識を持つ。未来を見据えた北杜市のグランドデザインを描く職員になるということが書かれておりまして、これに基づきまして、こういう職員像を目指しまして人材育成をしているというところでございます。

そういうことですが、一番、職員一人ひとりが考えて、あるいはやっていただきたいのは、北杜市の地域を知り、人を知り、北杜市を好きになって業務をしてもらいたい。そういう中で、5年10年先の北杜市がどうあるべきかということを一人在り考えてられる職員像、これが必要ではないかと考えております。

以上、3点でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

ありがとうございます。再々質問をいたします。

今、全国で市町村が相手の政策やアイデア合戦による戦い、そしてどんなにプラスな施策があったとしても、市の職員は生き物ですので無限に活動できるわけではありません。今、聞いただけでもやることは盛りだくさんですので、様々な施策やプライオリティなどの精査が必要だと思えますし、先ほども選択といろいろ言っておりましたが、そういうことも必要だと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

1番、高見澤伸光議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

来年度、この4月から行政組織の改革によりまして、政策推進課に行革担当を設け、そこで全庁的に行革に取り組んでいくということでございます。その中で、当然、その事務事業も含めた中での選択と集中ということも議論の俎上にあげていくということでございます。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

次に4つ目の大項目、グローバル教育の推進について再質問をいたします。

姉妹都市とのオンライン交流や新たな交流方法などを通じて、北杜市をより身近に感じていただき、そして北杜市の魅力のPRや教育的な連携を後押ししてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、教育連携については、学校の先生たちの負担もあるということですので、先生たちの

負担にならないように、地域でグローバル教育の活動をされている民間やNPOなどの活動を後押ししていくということで、夢や遊びや楽しさを学びの原動力による、興味を持てば学習意欲が増して自ら進んで学び始める、そんな働きかけやアプローチも大切だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

1番、高見澤伸光議員の再質問にお答えいたします。

私からは、オンライン交流で新たな魅力のPRにつきまして、お答えさせていただきます。

コロナ感染症の影響で、両姉妹都市とも交流が中止になっている状況でありまして、危機感と申しますか、非常に心配をしているところであります。これまでも両姉妹都市の担当者とは、定期的に連絡を取り、職員間の交流なども実施した経緯もありますが、今後も引き続き定期的に連絡を取りながら、令和4年度以降についても、互いの都市を知る機会なども積極的につくってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

1番、高見澤伸光議員の再質問にお答えをいたします。

2点目の、民間の活動を後押ししてはどうかというご質問でございます。

たしかに、民間のそういった国際的な活動をされている団体等が積極的にグローバル教育についての活動をされている事例もあるかと思えます。

子どもたちは、学校生活のほか学校外でも例えば習い事ですとか、スポーツ少年団の活動などいろいろ活動して、なかなか空きの時間が少なくなっているというのが現状かなと認識をしております。

しかし、子どもたちの視野を広げたり、興味を持つジャンルがどこにあるかということはやはりなかなか、決められるものではありませんので、そうした例えば民間の団体がグローバルな視点での活動というのに興味を持ったり、参加してみようかなということを思うきっかけになるかもしれないことであります。やはり、そうした民間の活動も紹介するなど、子どもの選択肢や視野を広げるべく、例えば情報提供ができるかなど、市としてどういった形での支援が可能なのかは考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

ありがとうございます。全国から北杜市はどうしてこんなにハイレベルなグローバル教育ができるんだと思わせるような教育や、また地域で活動されている団体などを後押しして、北杜

市は子育てだけではなく、子どもの教育にも力を入れていると言われるように、そんな北杜市に進んでいただけたらと思います。

以上で終わります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで1番議員、高見澤伸光君の一般質問を終わります。

次に、星見里の声、2番議員、輿水崇君。

輿水崇君。

○2番議員（輿水崇君）

大きく4つの項目について、質問をさせていただきます。

まず1つ目、市内放課後児童クラブについてであります。

市内には15の放課後児童クラブがあります。単独施設もあれば、施設を共有して利用しているところもあります。また、本市において、ここで子どもを預かる時間は平日最大で6時間、土曜日や長期休み期間におきましては11時間となっております。仮に毎日最大限活用したとすると、週40時間ほど、閉所日を踏まえた上で1年間に換算すると約2千時間、83日程度となります。もちろん最大限活用するという事は、現実的にも難しいところではございますけれども、このような条件下で運営がされております。

また、ここでは現在、条件を満たしておりますけれども、利用待ち状態の児童もいるということを少し伺っております。

そこで、現在の放課後児童クラブの現状と子どもを長時間預かる上で、災害対策の観点から質問させていただきます。

①今年度、来年度、放課後児童クラブの待機児童は何名ほどいらっしゃる予定でしょうか。

②つ目、施設内には本所、支所などとのやり取りは、FAXのみのところが見受けられますけれども、これは十分だといえますでしょうか。

③つ目、災害時、緊急時などの情報は職員さんの自前携帯電話などでしか、今、情報を得る手段がないということ伺っておりますけれども、これは長時間、子どもを預かる施設とした上で適正といえますでしょうか。

④つ目、今後、施設整備等の方針ですとか、ご予定はありますでしょうか。

続きまして大項目2つ目、子育て世帯が今後も懸念するであろう北杜市の子育て環境について質問をさせていただきます。

第3次北杜市総合計画において、「子育てするなら北杜」と市長の強いメッセージが見受けられます。地方の中でも中山間地域である本市において、様々な課題もございますけれども、この課題解決に取り組み、子育て世帯から選ばれることがますます重要になってくると思います。

民間団体や自治体の調査におきまして、子育て世帯にアンケートを取っております。そのアンケートが子育てやすい街とはというアンケートがございまして、子育てのために移住を検討する条件等のランキングも掲載されております。その中で圧倒的な1位は「産科・婦人科・小児医療」の充実。続いて「公園や児童館」などの子どもが活用できるような施設の充実となっております。私自身も本市の子育て世帯に独自にアンケートを取りましたところ、やはり最も重要な課題というところは、「医療環境の充実」。2つ目が「子どもの遊び場の確保」というところになりました。

また、本市の施策ではもちろん出生率の向上、維持というところも重要視されておりますけれども、数の上では移住定住を重視して、子どもの数を増やしていこうというところも計画から読み取れるところでございます。

そこで以下の質問をさせていただきます。

①子育て世帯から最重要視されている産科・小児救急が北杜市には現在ございません。子どもを増やす上で、この環境に対する本市の考えをお伺いいたします。

②つ目、12月議会でも子どもの遊び場に対する質問をさせていただきました。その際には、今後検討していくということをお願いしておりますけれども、本年度予算には現在ございませんけれども、今後の見通しや予定、事業化への課題等がもしございましたら、教えていただければと思います。

③つ目、子ども関係の医療環境を総合的に整える方針やお考えはございますでしょうか。

3つ目、市内におけるワーケーションへの取り組みについてでございます。

昨今、新型コロナウイルスがまん延し、その社会の中において、「ワーケーション」という言葉、これが取り組みを通じて注目を浴び、地方においては観光や移住定住の観点からも重要点に位置付けられているところがございます。本市においても複数の民間企業が参入しており、県外からの利用が非常に多かつたと伺っております。

また一方、その性質から地域単位での取り組み等はなかなか難しいとも思いますが、今年の5月に増富地域においてワーケーションの取り組みに向けたことがスタートしたとお伺いして、お話も伺ってまいりました。これはコワーキングやサテライトオフィスとは違って、ビジネスと休暇の観点にあたるため、ニーズや動態がなかなかつかみづらい分野ではあると思っておりますけれども、地域活性の観点、また市長は清里、そして増富という地域を、こういった観点からも重要視されているかと思っております。

そこで、以下質問させていただきます。

①コワーキングやサテライトオフィスだけではなく、ワーケーションについても取り組み等を支援するお考えはございますでしょうか。

②つ目、この増富地域の取り組みに対して市は今後どのように関わっていけるでしょうか。

大項目4つ目、産業廃棄物行政代執行地と無許可盛土について質問させていただきます。

昨年12月、県が行政代執行を行った本市須玉町内の地を視察、私もしてまいりました。近くには昨年末より新聞、ネットでたびたび報道されている無許可盛土の現場もございました。

昨年、市長におかれましては知事にこの問題の解決を申し入れたという報告が議会にもございました。現地を実際に見た上で、また本市は環境創造都市ということを謳うということで、以下質問をさせていただきたいと思っております。

①行政代執行地における悪臭が強いという、住民からの相談がいくつかございます。県の調査におかれましては、成分等については問題ないという結果が出たという報道もございますけれども、強烈な臭いが周辺からなくなったわけではないかと思っております。本市として今後の対応や県との連携を教えてください。

②つ目、無許可盛土について、有事の際にやはり危険に晒されるのは北杜市民でございます。県条例との連携は大切だと思いますけれども、本市として今後強化するお考え等はあるか、お伺いいたします。

以上です。よろしくお伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

2番、興水崇議員のご質問にお答えいたします。

市内におけるワーケーションへの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。はじめに、ワーケーションについての取り組みや支援についてであります。

ワーケーションへの取り組みについては、交流人口と関係人口の増加の面や、観光事業者の活性化の面において重要であると考えております。

昨年度から本年度に掛け、山梨県による「ワーケーションモデル事業」が実施され、清里および小海線沿線地域周辺が、県の指定するモデル地域に該当したことから、ワーケーションの施設整備を希望する4事業者が、補助事業の対象となりました。

市では、県のモデル事業の実施に当たり、「北杜市観光協会」や「清里観光振興会」と連携し、事業者を取りまとめるための支援を行ったところであります。

また、昨年11月には、モデル事業の一環として、小淵沢地域や清里地域においてモニターツアーが開催され、来年度以降は、テレワーク環境が整備された事業者が、実際に受け入れを行っていく予定であります。

市においても、来年度、ワーケーションの専門家を招いた勉強会や、新設する「未来創造事業費補助金」により、芸術文化施設も含めた観光施設・店舗への、テレワーク機器等の整備に対する支援を行うなど、本市で快適に働くことができる環境を整え、ワーケーションにおいても本市が選ばれるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、増富地域の取り組みについてであります。

これまで、増富地域の事業者や活性化を考えている皆さまと一緒に、「北杜市観光協会」、県および「やまなし観光推進機構」と連携して、ワーケーションセミナーの開催や、国および県のワーケーション環境整備に係る助成制度についての情報交換会などを開催し、地域の目標と具体的な事業の推進について協議を行ってまいりました。

今後も、地域が考え、望む具体的な将来像が見出されるよう、引き続き、地域、県および関係団体と連携する中で、情報収集や協議を行い、増富地域のワーケーションの推進について支援を行ってまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

2番、興水崇議員の子育て世帯が今後も懸念するであろう北杜市の子育て環境における、産科・小児救急の見解および子ども関係の医療環境を整える方針や考えについてのご質問にお答えいたします。

現在市内には産科・小児救急はありませんが、甲陽病院の婦人科、民間助産院、市保健師、助産師などで妊婦の方への対応を行っており、また、小児医療については、小児科の診察ができる医療機関があります。

小児救急の対応は、「在宅当番医制度」の活用や、「小児初期救急センター」を利用できる体制が構築されておりますので、引き続き活用していただくよう広く周知してまいります。

子どもに特化した医療環境の整備につきましては、医師の確保や調整が難しいため、市立病院への医師確保を含め、市長自ら「山梨大学医学部付属病院」に出向き、医師派遣の要請も行ってありますが、現段階では増員は困難な状況であります。

今後も、市内の医療確保、充実を図るため、「北杜市地域医療振興事業費補助金」を広くPRし、新たな医療機関の誘致に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

2番、興水崇議員のご質問にお答えいたします。

市内放課後児童クラブについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、待機児童についてであります。

本年度の放課後児童クラブは、全体定員730人に対し、625人の登録となっており、施設ごとに、登録率の違いはありますが、待機児童は発生しておりません。

また、来年度の登録については、昨年11月の1次受付の終了後も、随時受付を行っておりますが、待機児童が発生しないよう、職員配置等の調整を行っているところであります。

次に、本所等との連絡方法、災害時等での連絡手段、今後の施設整備等の方針と予定についてであります。

「放課後児童クラブ」は、単独施設の場合と、他の施設との複合施設の場合があり、いずれも災害時の連絡手段は、電話およびFAXとなっておりますが、万が一に備え、職員連絡網による対応も考えております。

また、災害の規模によっては、電話など通信手段が断たれてしまうことが想定されるため、災害時の行動マニュアルの確認や、防災訓練を定期的に行い、隣接する小学校との連携や避難経路の確認など、災害時への備えに取り組んでいるところであります。

災害時の情報入手手段については、市から発信される電話やFAXの他、テレビやラジオ、防災無線、インターネット等が想定されるところでありますが、現在は、電話およびFAXを主に活用しております。

今後は、避難情報や災害情報がリアルタイムで確認できる手段を準備しておくことが必要であるため、「防災ラジオ」の設置などを検討し、児童の更なる安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、子育て世帯が今後も懸念するであろう北杜市の子育て環境における、子どもの遊び場についてのご質問にお答えいたします。

「子育て支援」は、子育て世代、若者世代に選ばれるまちを目指す上で、本市の要となる施策であることから、ハード・ソフト両面にわたり子どもの健やかな成長に資する支援策に重点的に取り組んでまいります。

ハード面においては、親子が気軽に集い、交流ができる子育て支援の拠点となる、新たな複合施設等の設置や、子どもたちの能力や可能性を育む様々な遊びの場となる公園の整備につい

て、検討をスタートさせてまいります。

また、ソフト面においては、「子育て応援金支給事業」を新たに創設し、子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、結婚から出産、子育てまで、切れ目のない支援体制である「北杜版ネウボラ」を強化し、希望する数の子どもを産み育てられる環境を整えてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

2番、興水崇議員の産業廃棄物行政代執行地と無許可盛土における、行政代執行地の今後の対応と県との連携についてのご質問にお答えいたします。

市では、県と合同で昨年12月14日に、須玉町大蔵地内および東向地内の2カ所において、臭気調査を行ったところであります。

このうち、大蔵地内においては発生原因とみられる側溝の溜まり水付近で、「悪臭防止法」で規定される特定物質の22項目のうち、アンモニア、硫化水素をはじめとする6物質が、東向地内においては3物質が検出されましたが、いずれも基準値を下回っております。

今後も、県と合同で、定期的に臭気調査を実施していくとともに、悪臭の抑制については、どのような手段が有効か、県とも連携しながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

2番、興水崇議員の産業廃棄物行政代執行地と無許可盛土における、無許可盛土に対する市としての考えについてのご質問にお答えいたします。

県においては、昨年12月に「山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例」の一部を改正し、国においては、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、新たな規制を設けた改正法案が、現在、国会において審議されております。

市においては、今後の土砂の埋立て等の規制に関する国、県の動向や、本市における土砂の埋立て等の事業実施状況も把握する中で、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

興水崇君の再質問を許します。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

それでは、放課後児童クラブについて、北杜市の子育て環境について、産業廃棄物行政代執行地と無許可盛土についての3点、それぞれ再質問させていただきます。

まず、放課後児童クラブについてでございます。

今後はやりとり、FAX、電話は続けるけれども、防災ラジオを活用するということです。

昨日の夜の地震でもそうではございましたけれども、やはりテレビですとか、ラジオで地震の速報は流れます。しかし、その後の情報等はやはり様々な観点から、インターネットですとか、SNSを活用した情報というのは、ものすごく早いのも現実であります。そういった観点ですとか、放課後児童クラブにおいては、会計年度任用職員が主に勤務をされております。そういった方たちの業務の効率化、負担軽減、またペーパーレスの観点、本市でもDXを活用するということから、今後タブレット等を導入するというお考えはございますでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

2番、興水崇議員の再質問にお答えいたします。

放課後児童クラブにおいては、災害時はもとよりですが、平常時においても保護者へのスムーズな連絡、それから放課後児童クラブ職員の事務の負担の軽減ということも行っていく必要もあると考えております。

また、昨日の地震のように情報をリアルタイムに伝えるということも必要であると思っております。

ただ、北杜市の現在の放課後児童クラブにつきましては、単独施設であったり、複合施設であったりなど、環境がそれぞれ異なっております。タブレットの導入をしたらどうかということですが、いずれの施設も無線によるネット環境の整備が必要となってきますので、第3次総合計画においてもDXを推進することとしておりますので、今後将来を見据えて総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

答弁ありがとうございます。災害は待ってくれるものではないかと思えます。ぜひ、お子さまたち、そして職員さんの安全の観点からも検討を進めていただければと思います。

それでは続きまして、北杜市の子育て環境について再質問をさせていただきたいと思えます。

本市は広大な面積ゆえ人口やマーケティングの観点からも、やはり開業などのハードルは県内の中でも高いほうかと思えます。特に産科に関しては、いろんな自治体も取り組んでいるかと思えます。小児救急においても、救急車の到着時間や自分の車で行くとしても40分から1時間10分ほど、市内ではかかってしまうかと思えます。ぜひ、1つ目は今後も市立病院への医師の確保等の要請や交渉を粘り強く続けていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

2つ目につきましては、現在、北杜市地域医療振興事業補助金等もございますけれども、こういったものの拡充などのお考えはございますでしょうか。

3つ目といたしましては、子どもの遊び場について、子育てということで、来年度応援金事業を創設したり、ハード面につきましても検討をスタートしていただけるということで、強く推し進めていただきたいと思います。

しかし、そういった中で、この子育て応援金事業につきまして、おそらくハード・ソフト両面から力強く進めるということでございますけれども、予算委員会の中でも1点、疑問があったかと思えます。それは私的には確約書というものが、やはり疑問にも残っております。職員の皆さまもそうかと思えますけれども、私はこういったハードですとかソフト面の強化、これを推し進めることによって、子育て世代が自ら北杜市にいたいと思っただけに全力で取り組むことも重要かと思っております。市民の皆さんからすると、この書面の内容とかに違和感を覚えるところもあると思えます。ぜひ文言等を再検討、こちらもしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

以上3点です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

2番、興水崇議員の再質問にお答えいたします。

医師確保への取り組みと地域医療振興事業補助金への拡充ということのご質問だったかと思えます。

先ほど答弁でも触れさせていただきましたが、医師の確保につきましては、市長みずから山梨大学医学部附属病院に出向きまして、医師派遣の要請を行っているところであります。また、県医務課、自治医科大学山梨県人会、また医師の人脈等を通じまして、引き続き医師の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

また、地域医療振興事業費補助金につきましては、現段階では拡充の予定はございませんが、今後の状況を見据えまして、必要に応じ判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

2番、興水崇議員の再質問にお答えいたします。

定住確約書についてということではよろしいでしょうか。

現在の規則におきましては、対象となる保護者の方から定住確約書として定住の誓約をしていただくということにしております。確約という表現が、その特別な強制力を持つという、そういった懸念を抱かれる方もいらっしゃると思えます。本来の定住確約書の趣旨であります、住み続けていただきたいという、そういった考えのもと、対象の方々に意思を確約させていただくという意味で移住意思確約書というふうな、そんな柔らかい表現にして抵抗感なく本事業をご利用いただけるよう、文言の見直しをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

失礼いたしました。

先ほど、移住意思確約書と申し上げましたが、申し訳ございません、居住意思確認書というふうな柔らかい文言にしたいと考えております。

それから、もう1つ、遊び場のハードについて、強く進めてほしいというご質問であります

が、子どもの遊び場の整備につきましては、第3次総合計画におきましても重点施策の1つであります、来年度子ども政策部が設置されますので、所管部が中心となって関係部署との連携も進める中、来年度から進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

ありがとうございました。居住意思確約書ではあまり変わらないかなと思いましたが、確認書という言葉でしたので、ぜひ施行まで検討を重ねていただければと思います。これにサインする市民の目線にぜひ立っていただきたいと思います。

最後に無許可盛土の部分について、再質問させていただきます。

宅地造成および特定盛土等規制法が現在、審議されているということです。おそらく情報等も入っているかと思いますが、そういったところ、紹介できる点がありましたら教えてください。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

2番、興水崇議員の再質問にお答えしたいと思います。

今、国で検討されている法律の主な改正内容ということでございますけれども、現在、既存の「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土規制法」に名称を改めます。それから全国一律の基準で包括的に規制する法制度を盛土に関してつくるということで行っているところであります。施行は法案の成立後、公布してから1年後と伺っております。

大きな柱といたしましては、隙間のない規制として、これまでの宅地造成と工事規制区域に加えまして、特定盛土等規制区域を設ける。そして市街地や集落等からは離れているものの地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリアも指定することとしております。

それから盛土等の安全性の確保としまして、中間検査、完了検査の実施、それから責任所在の明確化、実効性のある罰則等を大きな柱としております。

国では改正法に基づきまして、基本方針を本年9月頃を目標に定めるとしておりますので、基本方針が示されることによりまして、県においても盛土規制法に基づきまして、今現在ある「山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例」の施行に関する対応など、方針が明らかになってくると考えておまして、市としてもそれを見まして、必要な対応を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○2番議員（興水崇君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで2番議員、輿水崇君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は5時25分といたします。

休憩 午後 5時12分

再開 午後 5時25分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

次に、北杜クラブ、7番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

北杜クラブの一般質問をさせていただきます。

昨夜、福島県、宮城県を襲った震度6強の地震により3名の方が亡くなり、多数の負傷者、家屋被害、ライフラインの寸断など多くの被害が発生してしまいました。

お悔やみを申し上げるとともに被災された地域の一日も早い復興をお祈りいたします。

この地震により北杜市でも広範囲にわたる停電被害が発生し、復旧に何時間も要することとなりました。先日発生した増富の大規模火災のように、災害はいつどこで起こるか分かりません。日々の準備、災害時の心構えを十分に養っていくことが重要と考えます。

懸念されている新型コロナウイルス感染症の拡大は収まりつつあり、まん延防止等重点措置も解除される方向となりましたが、コロナ禍の需要の反動、ロシアのウクライナ侵攻などにより社会情勢は不安定になっています。この影響で生活必需品やガソリンは値上げが相次ぎ、経済活動はもとより市民生活も圧迫されている状況です。

このようなときこそ安定的な行政運営と、きめ細やかな支援策が必要と考えます。

今回は、国の支援策である事業復活支援金と未来を担う子どもたちへの新たな教育であるICT教育の課題の2項目について、質問いたします。

はじめに、事業復活支援金について。

前年度実施された持続化給付金制度を活用し、多くの事業者が事業を持続化することができました。ウィズコロナの考えのもと経済活動復活の兆しも見えたかに思われましたが、第6波と言われる新型コロナウイルス感染症オミクロン株の影響により、またも中小法人や個人事業者は経営難に陥っています。

このような状況の中、持続化給付金の第二弾とも言われる事業者復活支援金制度が、1月末より受付開始されました。この制度は、新型コロナウイルス感染症の影響により50%以上または30%以上、売上減少した事業者が対象となっています。持続化給付金との違いは、申請期間が1月末から5月末までと短く、給付対象は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた分の減収であること、算定事業収入に地方公共団体からの給付金や協力金が除かれる場合や含まれる場合など、事業形態や支援状況によって算定方法が違うこと、そして登録確認機関において事前確認が必要となることです。

このように、申請方法や算定基準の違いにより事業者が理解しにくい状況も出てくるため、

行政の十分な支援説明や申請への相談体制の強化が必要と考えます。

以上を踏まえ、以下お伺いします。

①多くの事業者にご利用していただくため、支援の説明や周知の考えは。

②相談窓口設置や相談体制強化の考えは。

③県や市が行った支援事業について、減収算定における収入に含まれる事業と含まれない事業は。

④事前確認ができる市内の登録確認機関は。

⑤持続化給付金では不正受給などが報告されましたが、事業者復活支援金について不正受給や給付対象を誤って申請してしまうことへの対応は。

⑥今回の支援金の申請状況を検証することで、コロナ禍の影響が顕著に出る業種や事業規模などが確認でき、今後の支援政策の重要なデータとなると思うが、状況調査やアンケート実施の考えは。

次に、ICT教育の課題について。

国が推進するGIGAスクール構想により、北杜市でも一人一台端末を配置しICT教育を推進しています。最近の新型コロナウイルス感染症拡大の際には、多くの学校が学級閉鎖となり授業の遅れが心配されましたが、この端末を利用したリモート授業が行われ、大幅な遅れを生むことが回避されたことを踏まえても、導入の効果は誰もが認めるどころと考えます。

しかし、教育現場で使用されてからメリットもある反面、デメリットがあることが認知され、課題解決に向けた対応を重ねるたびに、教職員の負担はさらに大きくなり、早急な行政対応が必要になってきました。いくら優れたITを利用していても、教えるのは人であり使うのも人であることを忘れてはなりません。知識や理解度により大きな差が生まれ、使用方法によっては人を傷つけてしまうことも起きてしまいます。子どもたちの成長と北杜市の将来を考えるなら、国に言われるがまま政策を展開するのではなく、北杜市独自の教育方針を推進させるためにICT教育を活用し、現在の子どもたちに必要な教育内容を教員、保護者、生徒の意見を集約し進めるべきと考えます。

以上をふまえ、以下お伺いします。

①市ではこのICT教育を活用し、どのような教育ビジョンを目指していく考えなのか。

②ICT導入により教員の負担も増えていると思われるが、専門職員の配置など負担軽減への対応は。

③学校や教員のITに関する知識や理解度により差が生まれてしまうと考えるが、公平性を保つための取り組みは。

④プログラミングの授業も行われているが、プログラミング教育を推進している市内民間企業を活用する考えは。

⑤学校からの授業動画配信などはネットワーク環境が整っていないと受講できない場合も出てくるが、地理的や経済的な問題で環境整備できない生徒への対応は。

⑥SNSや学級連絡網路上における、いじめにつながる投稿などの監視や利用制限は。

以上ご答弁、よろしくお願ひします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

7番、秋山真一議員の事業復活支援金における、支援の説明や周知および相談窓口設置や相談体制強化についてのご質問にお答えいたします。

「事業復活支援金」は国の支援事業であります。制度の仕組みなどについては、市の広報紙やホームページに掲載し、さらに、「北杜市企業交流会」、「北杜市商工会」および「北杜市観光協会」の会員向けにも周知を行っているところであります。

また、支援事業の制度や申請内容等の相談を受けるため、「事業復活支援金事務局相談窓口」や申請サポート会場の設置を行っており、併せて、最寄りの相談窓口としては、市商工会が窓口となり、市も連携して対応しております。

対象者が漏れることなく受給していただけるよう、今後も市商工会等と連携を密にとり、周知や相談体制等の強化を図ってまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

7番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

I C T教育の課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、I C T教育を活用した教育ビジョンについてであります。

市では、学校教育環境の向上の施策の一つに、情報活用能力の育成として「I C T教育の推進」を掲げております。

国の「G I G Aスクール構想」により、児童生徒一人一台端末が整備され、学校のI C T環境が充実したことにより、I C Tを活用した「新しい学び」の実現を図り、児童生徒の「社会を生き抜く力の育成」や「国際感覚豊かな人材の育成」を目指してまいります。

また、児童生徒が端末を授業で日常的に活用することにより、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業をさらに充実させ、必要となる情報活用能力を育成することや個性に合わせた教育への取り組みを進めてまいります。

次に、専門職員の配置についてであります。

本年度から小中学校の一人一台端末の運用が開始されたことに伴い、市ではI C T教育の推進に向けた教員の負担軽減を図るため、学校からの問い合わせに対応するヘルプデスクの開設やI C T支援員の学校訪問により、I C T機器を活用した授業準備や授業支援、機器設定等の支援を行ってまいりました。

来年度においても学校へのI C T支援員の配置を予定するなど、教員の負担軽減に努めながら、継続的な支援に取り組んでまいります。

次に、I Tに関する知識等の公平性を保つ取り組みについてであります。

I C T教育の取り組みにおいて、学校間に格差が生じないよう、本年度、国の「G I G Aスクールサポーター事業」を活用し、教員を対象とした研修会を通じて、情報モラルやシステム操作等の研修を行ったところであります。

また、市内小中学校の教員で構成する「I C T活用研究会」においても、効果的な学習方法等の研究や各学校の取り組み事例の紹介、パイロット校による研究授業の発表の機会を設ける

など、学校間の情報共有等により、同一水準の活動が行われるよう取り組みを進めております。

こうした研修会や研究の機会が必要であることから、継続して実施することとし、あわせて、教員のICT活用能力に応じた学習会等の実施も、今後検討するなど、学校全体のICT教育の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、プログラミング教育に係る市内民間企業の活用についてであります。

市では、児童生徒にプログラミングに親しむ機会として、本年度、民間企業の提案によるデジタルアートのプログラミング体験を、市内小中学校で実施し、この取り組みには、15校が参加したところであります。

デジタルアートを自由に発想したり、プログラミングの考え方に触れながら創作する、興味深い体験となったところであります。

今後もこうした民間企業等を活用した取り組みも視野に入れながら、子どもたちに必要なプログラミング教育について、学校の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

次に、ネットワーク環境がない生徒への対応についてであります。

市では、端末の家庭への持ち帰りを進めるにあたり、各家庭でのネットワークの状況を調査したところ、約3%の家庭において、通信環境が整っていない状況がみられました。

このため、環境が整っていない家庭に対しては整備を依頼するとともに、来年度から、就学援助の対象経費に「オンライン学習通信費」を追加し、支援することとしたところであります。

また、様々な要因で環境の整備が難しい家庭に対しては、必要に応じて学校の教室を開放するなど個別対応を行ってまいります。

次に、いじめにつながる投稿等の監視や利用制限についてであります。

現在、児童生徒用の端末には、メールやチャットといった児童生徒同士でのやり取りを禁止する設定がされており、連絡事項等がある場合には、必ず教員を含めた中で行うようルールを定めております。

また、今後、家庭への持ち帰りを進めるに当たっては、端末に利用制限の設定を行い、許可したサイトのみアクセスできるよう、来年度、全端末にフィルタリングソフトを導入する予定であり、すでに一部の学校において試験的に導入し、その安全性を確認しているところであります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

7番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

事業復活支援金について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、減収算定における収入についてであります。

「事業復活支援金」の給付対象は昨年11月から本年3月のいずれかの月の売上高が、平成30年11月から昨年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して、50%以上、または30%以上50%未満減少した事業者が対象になります。

その算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として、国または地方公共団体による支援施策により得た「持続化給付金」や「月次支援金」および「持続化応援金」、「観光事業

者支援金」などは、その額を除いた金額で算定すると定められております。

ただし、地方公共団体による休業や営業時間短縮の要請等に応じて、その協力金等を令和3年11月から令和4年3月中に受給した場合は、時短要請等に応じた分に相当する額を事業収入に加えて算定することとなっております。

次に、市内の登録確認機関についてであります。

現在、市内では市商工会や行政書士などをはじめ、合計で8法人あり、市ホームページにより紹介しておりますが、対面、またはインターネットを利用したWeb会議システムにより、帳簿等の書類の有無や宣誓内容等について、事前確認を実施している状況であります。

次に、不正受給や誤った申請への対応についてであります。

国では、申請希望者に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けているか」「事業復活支援金の給付対象等を正しく理解しているか」などの事前確認を実施し、不正受給や誤った理解をしたまま申請されることがないように確認しているところであります。

市としては、事前確認を行っていただける登録確認機関の情報を積極的に周知するなど、関係機関と連携を密に取り、不正受給等の防止に努めてまいります。

次に、申請状況の調査やアンケート実施についてであります。

市ではこれまで、新型コロナ対策について、国の支援を受けながら「持続化応援金」、「観光事業者支援金事業」をはじめとする支援制度を積極的に行い、その後、アンケート調査等を行い、各事業を検証してきたところであります。

今後の事業の在り方などを検討していく上で、事業者の皆さまのご意見を伺うことは、非常に重要と考えております。

今回の国の支援事業についても、申請事業者の業種や事業形態、売り上げ減少の理由や支援してほしい内容などについてのアンケート調査等を実施してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

ご答弁ありがとうございました。事業復活支援金、それとICT教育の課題、この2項目について再質問させていただきます。

まずはじめに、事業復活支援金について、より多くの事業者に活用してもらえるように取り組んでいただきたいと思っております。

再質問ですが、減収算定について除かれる施策と加算される施策の扱いには確認が必要だということが分かりました。収入額に直接影響を受けない雇用調整助成金などの施策は、どのような扱いになるのでしょうか。

次に状況調査やアンケートについて、業種、事業形態、減少理由、望まれる支援などアンケート調査をよろしく願います。

実施に際し、登録確認機関である商工会などと連携することで、より詳細で多角的な調査が行えると思っておりますけれど、いかがでしょうか。

以上、よろしく願います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

7番、秋山真一議員の再質問にお答えさせていただきます。

雇用調整助成金の施策の扱い、それから状況調査やアンケートに係る商工会との連携のご質問であります。

最初に、雇用調整助成金の施策の扱いについてであります。

雇用調整助成金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に従業員の雇用維持を図るため、休業実施する事業主に対しまして企業手当などの一部を助成する国の事業であります。

この扱いにつきましては、先ほど答弁いたしましたように、減収算定の関係であります。国または地方公共団体による支援施策により得た持続化給付金、また観光事業者支援金などと同じ扱いになります。

事業復活支援金を申請する際は、事業収入から雇用調整助成金の額を除いた金額で算定することとなります。

それから2点目の状況調査、アンケートに係る商工会との連携についてのご質問であります。

コロナ感染症対策に係る様々な施策の検証は、今後の事業の在り方について検討するにあたり非常に重要であると考えております。

そのため、議員ご指摘のとおり業者や事業形態、さらに望まれる支援などについての調査、アンケートが必要でありますので、商工会また企業交流会などと連携しまして、多角的な調査を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

再々質問はせずに、次のICT教育の課題について再質問させていただきます。

ICT教育は、導入初期段階なので専門職員の配置、あと知識の公平性の点では様々な対応に苦慮されているとは思いますが、有効に活用できるように頑張っていたきたいと思います。

再質問ですが、教育ビジョンについて、情報活用能力、この育成は大切なことと思います。情報があふれている現代は、情報に振り回されないよう、デジタルとアナログのダブルチェックをすることが大切です。情報端末と教科書や辞書などを組み合わせることが重要と思いますが、どのような取り組みをしているのでしょうか。

次にプログラミング教育について、デジタルアートの取り組みは簡単なお絵かきから映画のCGを駆使した映像など、作品を残すことのできる素晴らしい取り組みと思います。この作品のコンクールなど開催すれば、より作品に対する意欲も増すと思いますが、いかがでしょうか。

3点目として、利用制限について。フィルタリングソフトの導入を予定されているとのことですが、家庭での利用状態、あと時間制限、こういうことには保護者の協力が必要だと思えます。その点について、どのようにされているのでしょうか。

以上3点、よろしくお願ひします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

7番、秋山真一議員の再質問にお答ををいたします。

まず1点目の、情報端末と教科書や辞書などを組み合わせることについての取り組みであります。

学校教育では、ICTを活用した学習と教科書など紙媒体の学習をバランスよく取り入れる中で、児童生徒自身が自分に合った学習方法を見つけ、場面や用途に応じてICTと紙媒体の両方の活用により物事を総合的に判断する力を養う学習に取り組んでおります。

来年度からは、小学校5年生以上の英語の授業におきまして、教科書と児童生徒用のデジタル教科書を組み合わせた学習を始めるとしてあります。

今後も引き続き、児童生徒の適切な情報活用能力が育成できるよう取り組んでまいります。

2点目の、プログラミング教育についてであります。デジタルアートの作品コンクールの開催などということでもあります。

本年度、市内小中学校におきまして、民間企業の提案によるデジタルアートのプログラミング体験を実施いたしました。この体験の中で作成したデジタルアート作品につきましては、希望者の作品を市内の美術館で展示する予定となっております。

こうした作品の展示により多くの方々が鑑賞する機会を設けることで、児童生徒のデジタルアートへの関心や学習意欲の向上が期待できるものであります。

最後、3点目です。利用制限について、保護者の協力についてであります。

一人一台端末の家庭での学習を進めていく中で、子どもたちが安心して充実した学習を行うためには、やはり保護者の協力、理解は必要であると考えております。

このため、市では持ち帰り端末の使用ルールやネットに潜む危険を知らせるなどの情報モラルのチラシなどを各家庭に配布し、保護者や家庭の理解、協力をいただきながら、各家庭でルールを守った端末の活用ができるよう取り組みを進めているところであります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○7番議員（秋山真一君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで7番議員、秋山真一君の一般質問を終わります。

次に、北杜クラブ、10番議員、井出一司君。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

2項目につき質問をいたします。

最初に、安心・安全なまちづくりについてであります。

昨日、午後11時36分ごろ、宮城県・福島県で震度6を観測する地震がありました。宮城県北部では4段階の揺れの大きさと、最大級の4、立っていることができない状況であり、またこの地震で残念ながら亡くなられた方が出たこと、また多くのケガ人が出ていることの報道がありました。亡くなられた方には心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

なお、本市においては震度4、約2万5千世帯が停電したと発表されていきました。災害は予期しないときに起こります。事前の準備が必要であると改めて感じ、気を引き締めたところがあります。

昨年9月の定例会において、災害対応について、私は市の災害対策の啓発が十分に市民に伝わっていないのではないかと、市民と市の間に意識のギャップがあるのではないかとという観点で質問を行ったところであります。

今回、Webでハザードマップに関するアンケートが行われ、その結果が市のホームページに掲載されています。これを見ると60歳以上が61.1%と多くの人が答えており、高齢者の災害意識が高いことが伺えます。

さらに洪水や土砂災害のハザードマップを知っているかとの問いに52.1%の人が知っている、または持っていると答えていますが、若年になるほど災害意識が低い傾向が出ており、60歳未満対応が課題であると考えます。

加えて、自宅が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に含まれるか、含まれないか知っているかの問いに70%の人が知っていると答えています。これは市の地道な災害啓発対応の賜物と言えそうですが、やはり災害から市民を守るという観点では、限りなく全市民ではないところが課題であると考えます。アンケートをどのようにとらえるか、いろいろ考えはあろうと思いますが、現状を把握する有効な手段であり、市としてどのように対応していけば良いかの指針となります。なすべきことは確認できたと思います。このようなアンケートは定期的実施することが大切なことであり、それが安全・安心なまちづくりに繋がると確信します。

また、同時に長坂総合スポーツ公園に関する質問で、備蓄庫を設置すべきという質問に対し、防災備品計画と併せ備蓄庫についても施設所管部局と協議し、今後検討を進めたいとの答弁がありました。災害はいつ、どこで起こるか分かりません。早急な設置が必要であります。

さらにいつ、どこで起こるか分からないことを考えると市内に万遍なく設置が良いわけですが、管理など難しさもありますので、計画的に設置し安全・安心なまちづくりにつなげていくものと認識しています。

そこで以下、伺います。

(1) ハザードマップについて。

1. ハザードマップを知っている人が多い割には、災害に対する準備や避難方法の検討をしている人が少ないという結果ですが、多くの市民に避難方法を検討してもらう対策は。
2. 60歳未満の市民に対する対策は。
3. アンケート調査について、今後どのように進めていくのか。

(2) として、備蓄庫設置について。

1. 市内備蓄庫設置状況は。
 2. 長坂総合スポーツ公園を含め市内の備蓄庫設置計画について伺います。
- 次に2番目といたしまして、コミュニティ・スクールについてであります。

地方教育行政法第47条5項に基づいて、教育委員会が学校運営協議会を置く学校をコミュニティ・スクールと称していると認識しています。

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」の転換を図る有効な仕組みであるといわれています。

この学校運営協議会の主な役割は、1. 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、2. 学校運営に関する意見を教育委員会、または校長に述べることができる、3. 教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができることと承知しています。これらの活動を通し、保護者や地域の方々の意見を学校運営に反映させることができるとしています。

令和3年12月29日の山梨日日新聞では、文部科学省の調査で山梨県の公立小中高等学校のコミュニティ・スクールの導入校は全体の2割にとどまっており、進んでいない状況となっている。さらにこの調査により、令和3年5月現在で本市は小中学校で4校が導入していると掲載がありました。

そこで以下、伺いますが、1. 導入している学校およびその評価は。

2. 学校運営協議会の主な役割に対する期待は。

3. PTAとの関係は。

4. 学校運営協議会、委員との関係は。

5. コミュニティ・スクールのメリット、デメリットは。

6. 今後、コミュニティ・スクールに対しどのように対応していくのか、お伺いします。

以上で質問を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

10番、井出一司議員の安心・安全なまちづくりにおける、備蓄倉庫の設置状況および配置計画についてのご質問にお答えいたします。

現在、各地区の拠点倉庫として飲食物や毛布、段ボールベッド、間仕切り、発電機などの資機材を総合支所や一部の指定避難所、福祉避難所など市内14カ所に備蓄しております。

現在、すべての指定避難所へは、備蓄倉庫が整備されていない状況でありますので、本年度備蓄計画を見直したところであります。

来年度からは、指定避難所へ備蓄倉庫を設置するとともに、避難生活初期に必要な飲食物などの備蓄品と併せた整備を進めてまいります。

なお、来年度は、指定避難所の中でも大雨時に一時避難所として優先的に開設する「長坂総合スポーツ公園」をはじめ、8カ所の指定避難所へ備蓄倉庫を設置し、飲食物や毛布、資機材の整備を計画しており、本定例会で所要の経費をお願いしているところであります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

10番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

コミュニティ・スクールについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、導入している学校と評価についてであります。

「コミュニティ・スクール 学校運営協議会」は、地域の子どもは地域が守り育てることを目的に、学校と保護者、地域が連携、協働して学校運営に取り組むもので、現在、泉小学校、明野小・中学校、長坂小学校の4校に設置されております。

このうち、泉小学校は、平成29年度に市内に先駆け設置されており、保護者や地域の方々が教育活動に「地域の先生」として参加したり、行事や体験活動に協力したりするなど、組織化により、地域との結びつきが深まり連携した取り組みが行われております。

その他の学校については、令和2年度以降に立ち上げられたことから、今後、具体的な取り組みが進められることとなります。

次に、学校運営協議会の役割に対する期待についてであります。

「学校運営協議会」は、保護者や地域の方々が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、目標やビジョンを共有して、地域総がかりで子どもたちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的としております。

協議会を通じて、保護者や地域の方々の意見が反映されることで、学校運営の改善や充実が期待されております。

次に、PTAおよび学校評議員との関係についてであります。

まず、PTAは学校および家庭における教育の理解と振興や児童生徒の学校外における生活指導などの、社会教育活動を目的とする社会教育団体として、学校と家庭、地域とをつなぐ役割を持ち、学校の教育活動に協力を行うものであります。

PTAの役員が「学校運営協議会」に委員として参画することで、学校運営へのPTAの意向を反映することや、協議会の活動にPTAが協力するなど、互いに補完し合いながら、学校、家庭、地域の連携を強化することが可能となります。

また、学校評議員は、学校長が必要に応じて学校運営に関する意見を聞く第三者的な関わりとなっている一方で、「学校運営協議会」は、より主体的に学校運営に関わるものとなっております。

次に、メリット・デメリットについてであります。

メリットとしては、「学校運営協議会」を通して、保護者や地域の方々の意見が学校運営に反映されることで、学校運営の改善や充実が期待できることであります。

一方で、デメリットとしては、「学校運営協議会」の運営面においては、学校と地域を結ぶコーディネートや庶務を行う人材の確保が難しく、教員がその役割を担うことによる負担増などが挙げられております。

次に、今後の対応についてであります。

本市においては、国が目標とする来年度末までには、市内すべての小中学校で、「学校運営協議会」を立ち上げることを目指しており、現在、各学校で立ち上げに向けた準備を進めております。

設置後は、学校、保護者、地域が連携、協働による学校運営の取り組みが円滑に行われ、教職員の負担増とならないよう市としても支援してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

10番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

安心・安全なまちづくりについて、ご質問をいただいております。

はじめに、市民に避難方法を検討してもらう対策についてであります。

アンケートの結果から、ハザードマップの認知度はこれまでの取り組みの成果が表れていると考えておりますが、ハザードマップの活用について、より一層支援していく必要があります。

本年度は、出前塾や防災教育をはじめ、「水害ハンドブック」も作成し避難について考えてもらうよう取り組んでまいりましたので、来年度も引き続き行うとともに、ハザードマップや「水害ハンドブック」の改訂に併せ、自主防災組織の代表者への講習会、「特定地区総合防災訓練」の実施などあらゆる機会を活用しながら、避難方法の準備を促進できるよう努めてまいります。

次に、60歳未満の市民に対する対策についてであります。

昨年12月に市民を対象に実施したアンケート結果において、60歳以下の回答が少なかつたことから、この世代の方に、より一層の周知を行い、対策の準備をお知らせしていかなければならないと考えております。

こうした状況を踏まえ、情報をキャッチする動機付けにするため、平時から定期的に情報提供することによって、まずは興味を持ってもらえるよう、これまで以上に工夫しながら粘り強く取り組んでまいります。

次に、アンケート結果について、であります。

「災害対策基本法」の改正等により、来年度ハザードマップの改定を計画しておりますので、今回の意見を参考にしながら、より活用していただけるような内容に改定してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

それでは2項目について、再質問をさせていただきます。

まず最初に、安全・安心なまちづくりについてですが、避難方法につき出前塾や防災教育をはじめ、水害ハンドブックを作成し、避難について考えてもらうよう取り組んでいくとの答弁であったわけではありますが、ぜひ市民が防災などに関し、自主的にしっかり対応するよう取り組み、および啓発をしていただきたいと思います。

また、併せて最初に命を助ける非常用持出バッグは、何より優先すべき防災対策にもかかわらず、準備がされていないのではないかと考えますので、必要性および準備等につき、今まで以上に啓発をしていくことが大切なことと思っておりますが、見解を伺います。

次に、ハザードマップのアンケートを実施し、住民の意識が分かったと思っておりますので、避難

場所を開設したときや避難指示を出したとき、出したあとなど、どのくらいの人が対応したのか、把握することでこれからへつながると思いますので、事あるごとにアンケートを実施すべきと考えますが、見解を伺います。

3つ目として、資機材を総合支所や一部の指定避難所等に備蓄しているとの答弁であります。どのようなものか伺います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

10番、井出一司議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。非常用持出バッグの必要性、準備の重要性、これらについての啓発の経過について答弁をさせていただきます。

まず、災害、昨夜の地震もそうなんですけれども、慌てず冷静に素早く行動することが大切だということを思っております。そのためには普段から防災についての考え、あるいは自分の家の周り、あるいは避難場所、そういう場所まで行くところの危険箇所を避けながら、どうやっていくかということを中心に頭の中に入れてながら確認していき、そういうことの中で防災減災への意識を高めるということが必要ではないかと考えております。

そうした中で、初期の命を守る非常用持出バッグの重要性というのは、非常にあると思っておりますので、準備をしていくことも非常に大切だと思っております。

現在、自然災害だけではなく、新型コロナウイルス感染症対策ということも必要不可欠だと思っておりますので、それらも含めまして、日頃から危機管理能力を高めながら、感染症対策グッズも含めた十分な備え、これも必要ではないかと思っております、これらについては啓発をさらに進めてまいりたいと考えております。

なお、市では広報ほくとに「減災力の強いまちづくり」シリーズということで掲載をしております。毎月広報紙にシリーズで載せておりますので、また見ていただきながら、広報紙が配られたときには、防災減災について毎月毎月考えていただければありがたいと思っております。

続きまして、避難指示を出したあと、あるいは訓練をしたあとということでもあると思えますけれども、市民へのアンケート調査の実施、こういうことについての見解はというご質問に對しましては、議員再質問のこういうことについては、非常に重要というふうには考えております。災害対策に関しましても、PDCAサイクルを導入して、改善を図っていくということは非常に有効であり、常に行っていかなければならないと思っております。

検証の方法としては、アンケート方式、あるいは面接方式、いろいろあるかと思えますけれども、それらについては、今後検討して、市民意識の確認と改善、どういう方式がいいかということを検討しながら、実施していきたいと考えております。

3番目のご質問であります。総合支所、あるいは一部でありますけれども、指定避難場所への資機材の備蓄品、どのようなものかというご質問でございます。

まず、発電機とか灯光器、あるいは毛布、ブルーシート、間仕切り、段ボールベッド、飲用水、こういうものが備蓄品、資機材の物品と考えております。指定避難場所につきましては、飲用水の備蓄ということでございます。

なお、指定避難場所も北杜市は広く分散しております。その地域内の収容人員、あるいは地

域性、こういうものを加味した中で資機材備蓄品を今後、整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

それでは、2項目めのコミュニティ・スクールについて再質問を行います。

これにつきましては、協議会について質問していきたいと思っております。

会が出た意見をその学校だけに留めるのではなく、市内全校に反映させることは大変大事なことと考えますが、その体制について伺います。

次に、会の委員はより主体的に学校運営に関わることとなっているとのことで、学校にとっても重要な組織であると考えます。その重要な組織の委員の選任も大切であると考えますので、選定基準について伺います。

3つ目ですが、会の運営面を教員が担い、負担増があげられていると答弁があったわけですが、教員の働き方につき全国的にも論議されていますが、負担増とならないように市としてどのような支援が考えられるか、伺います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

10番、井出一司議員の再質問にお答えをいたします。

まず、学校運営協議会が出た意見を市内全校へ反映させるための体制であります。

これまでもコミュニティ・スクールの設置に向けては、北杜市教育研究会などにおきまして、その中での校長部会というものがありますが、ここでのテーマとして取り上げ、学校間の情報共有や共通理解などを図ってきたところであります。

今後、各学校において学校運営協議会、コミュニティ・スクールが設置されたのちには、各学校の学校運営協議会の活動がさらに充実したものとなるよう、先ほど紹介しました北杜市研究協議会などにおきまして、各学校の取り組みや出されている意見などについて、情報の共有や意見の反映ができるよう市としても働きかけていきたいと考えております。

2点目の学校運営協議会委員の選定基準についてであります。

この学校運営協議会の委員の選任につきましては、北杜市学校運営協議会規則の中で規定がされておりまして、委員には通学区域内の住民、また在籍する児童生徒の保護者、学校の運営に資する活動を行う者、学校長、学校の教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が認める者ということで、20名以内の委員構成で会を行っていくということになります。

また、委員につきましては、学校長からの推薦を受けまして教育委員会が委嘱、または任命するという形になっております。

3点目の学校運営協議会の運営にあたって、教員の負担増とならないよう、どのような支援が考えられるかというご質問であります。

答弁の中でも申し上げましたが、やはり学校職員が、教職員がそのコミュニティ・スクールの事務局として庶務を行うということになりますと、やはり教員の負担増ということが考えられ、やはりここらへんはデメリットに位置付けられるかなというところであります。

こういったことを改善するために、例えば学校運営協議会の委員の中に教員OBの方のように学校と地域を両方知る人に入っていただきまして、その方に庶務的な役割を担っていただくということで、学校の先生とともにそういった役割を担っていただくことで負担軽減につながる、また学校の意向等も十分に理解をした上での事務局的な役割が可能になるということ。また、学校運営協議会の全体の運営の中でのコーディネート役にもなるということで、やはりそこは学校の教職員の負担軽減につながるのではないかなということで、そうした人選などについても有効であろうと考えております。

こうした人選について、市教委といたしましても、学校にアドバイスをするなどの支援することなどを考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○10番議員（井出一司君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで10番議員、井出一司君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は6時35分といたします。

休憩 午後 6時22分

再開 午後 6時34分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

最後になりますが、日本共産党、11番議員、志村清君。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

ラストバッターですが、よろしく申し上げます。

3項目のうち、はじめにコロナ第6波を受け、さらなる市独自支援策についてです。

これまで以上の規模と速度でコロナ感染が広がっていますが、政府には、ワクチン接種の加速化、検査体制の強化、そして暮らしと営業への支援の対策強化を求めるものですが、市としてのコロナ対策について以下、状況や対策への見解を求めます。

①「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の内示が昨年12月、国からあり、北杜市には「感染症対応分」として8,659万2千円、「地域経済対応分」として2億3,966万6千円、合わせて3億2,625万8千円が交付されました。これを市は、昨年、基金を使った「ペイペイ事業」と「給食無償化」の財源に積み戻しています。新年度予算案、2月の補正予算案には目立ったコロナ対策はありませんが、市内中小企業者や生活困窮世帯の実態

調査を行い、必要な支援策を打つべきです。今後の予定、考えはどうか質します。

②点目は、1月末から実施されている国の「事業復活支援金」について、市内事業者への周知、相談体制はどうか。甲府市が行っている応援金のように、国と連動した上乗せ支給を行うべきだと考えますがどうでしょうか。

③市では抗原検査の簡易キットをいち早く、昨年4月に予算化・配備しました。第6波で県や他市が導入したことを見ると先駆的な対応だったと思います。これがどのように何本活用されたか。そして今後も配備、活用の計画はあるか。また、PCR検査体制の強化はどうか伺います。

④点目は、第5波の際、甲陽病院と塩川病院が役割分担をして対応されたと聞きます。今回、第6波の事態の中、両市立病院の医療ひっ迫状況はどうでしょうか。

⑤点目に緊急小口資金の利用者のうち、なお所得減少が続く場合は、返済が免除されるという仕組みができました。市内の利用者の状況はどうか、答弁を求めます。

大きな2点目です。市内土砂搬入問題の根本的解決への市の対応についてです。

須玉町など、市内5カ所以上に県や市の基準を大幅に上回る大量の土砂が搬入されてきた問題は、年明けに大きく動いて、1月、事業者が廃棄物処理法違反容疑などで二度逮捕され、2月には1件について起訴されました。土砂搬入の県条例違反容疑の逮捕によって、県や市の度重なる指導を無視して終日、住宅近くを行き交っていたトラック走行と土砂搬入は止んで、「ようやく静かな生活に戻った」と安堵の声が上がっています。

ひとまずの安心ですが、関連事業者等が別の土地に同様な土砂搬入を画策する可能性や、今、うず高く積まれた土砂の大雨などの際の崩落の危険などに、周辺住民の皆さんから心配する声も寄せられています。対策が引き続き求められていると思います。

また、県が代執行工事で固めた処分場問題では、2月15日、県が悪臭の原因調査結果を公表しました。それによると、特定悪臭物質22種類のうち、大蔵からはアンモニアとか、硫化水素など6種類、東向からは硫化水素など3種類が検出され、県は、いずれも悪臭防止法の基準値以下の濃度で、人体に影響のないレベルとして、発生のもととは中から流れ出た（染み出た）汚水・雨水だと発表しています。問題の第1は、当時、致死量の100倍近くの濃度で発生した硫化水素を封じ込めたはずのセメントから、わずか2年足らずで悪臭が発生、つまり封じ込めていないことが明らかになったことです。第2には、ただの悪臭ではなく、主な発生物が濃度によっては死に至る硫化水素だという点にあります。悪臭発生の原因は工事の不備か、経年劣化しか考えられない、放置していたらもっと事態は進行するばかりだと思います。地元や近隣の皆さんは全量撤去、つまり中身をセメントとともに片付けてほしいと署名活動までして要望しており、根本的な解決への方針確立が急がれます。そこで以下、答弁を求めます。

①大量の土砂搬入現場の災害時土砂流出など危険性をどう考えているのか。県とともに「規模縮小」や、片付けろということですが、日常的な管理などを指導していく考えはないかどうか。

②点目に、代執行工事現場、セメントのところですが。基準値以下とはいえ、硫化水素等が発生しています。この事態をどう評価しているのか。経年劣化で、この値は増えていくと認識しているのか。知事に市長が「全量撤去」を指導するよう求めた12月の方針に変わりはないか。臭気対策も県に解決責任があると思いますが、見解を求めます。

3点目です。「子育て応援金」などへの市民要望についてです。

市は新年度予算案に「子育て応援金支給事業費」4,580万円を計上しました。第1子10万

円、第2子30万円、第3子以上は3回支給の合計100万円と、従来の一律10万円を一気に増額するものです。「子育てするなら北杜市で」を目指す市長の強い意欲として評価できる事業ですが、子育て中の若い当事者からは「これまで10万円だった親としては不公平感を感じる」などの声も寄せられました。

「山日新聞」に掲載された2月19日、その日の朝です。今年に入って3人目を授かった若いご夫婦から意見があり、「2年前までは3人目は30万円だったのが、10万円に減らされてがっかりしたけど、4月からは今度は100万円なんて、二度目のがっかりです」「変え方が急すぎるし、不公平です。なぜ数カ月の誕生日違いに歓迎の差をつけるのか。同じことになった友だちからもメールが来ました」というものでした。それまで、1万、5万、30万、50万円だったのが、一律10万円になった令和2年から今年3月までの谷間ともいえるこの2年間に生まれた子どもたちに不公平が生まれているわけです。

この新事業を私は評価する一方で、こういう思いをしている若い世代も多くいることを紹介し、新制度に加えた「谷間世帯」への支援追加を提案します。

第2に、このニュースを知った高齢者からは「子育て世代だけでなく、高齢者にも支援してほしい」と意見が寄せられ、具体的には市長の選挙時の公約「75歳以上の公営温泉入浴料無料化」はどうなったかという声です。以下、答弁を求めます。

①不公平感を解消するために、さかのぼり1年、2年などの期限を決めて、例えば、削減前の第3子以上30万円支給などの支援を行うことなど、「谷間世代」への支援策の検討を求めますがどうでしょうか。

②つ目に、高齢者の市内公営温泉施設入浴料については、新年度予算案に「高齢者健康づくり活動費補助金」創設がありますが、事業実施した65歳以上の団体に1人1回1千円というものです。無料化とは距離があります。「75歳以上無料化」、こういう公約実現の第一歩ととらえていいか、以上2点、答弁を求めます。

大きく3つ質問いたしました。よろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

11番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

「子育て応援金」などへの市民要望について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、不公平感を解消するための支援策についてであります。

本市が、活力ある持続可能な地域となるためには、安心して子育てができる環境づくりが必要であり、これまででない思い切った施策が必要であると考えております。

「子育て応援金」は、その最重要施策の一つとして、安心して出産、子育てができるよう、経済的負担の軽減を図り、「子育てするなら北杜」のブランド推進と、子育て世代や若者世代から選ばれる地域を目指す新たな制度であり、本年4月1日が施行日となるため、施行日以前の適用については考えておりません。

次に、高齢者健康づくり活動費補助金についてであります。

健康寿命の延伸を目的として掲げた「75歳以上、温泉無料化」は、温泉施設を「高齢者の集いの場」として活用し、介護予防のための体操を行うなど、健康づくりを推進するものであ

りますが、健康寿命の延伸には、早い年齢からの予防対策が必要であることから、今回の制度では、対象を65歳以上の高齢者としたところであります。

「高齢者健康づくり活動費補助金」は、公共温泉を活用した自主的な健康づくりを行う、3人以上のグループに対して、1人1千円、年6回を限度として補助金を交付するものであります。

温泉施設の利用料や、健康づくりのための学習会などに使用できますので、多くの高齢者の方に活用していただきたいと考えております。

また、住民主体型介護サービス事業「高齢者通いの場」へとつなげ、継続した活動が実施できるよう支援していくものであります。

将来的には、温泉施設を利用した生涯学習、趣味の活動、健康教室など高齢者の健康と介護予防を目的とした活動を行う団体に対しても、支援してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

11番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

コロナ第6波を受け、さらなる市独自支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、抗原検査キットの活用状況とPCR検査体制についてであります。

「抗原定性検査キット」については、今月11日現在、市役所において市民を対象に実施しております「無料検査」で175セット、新規陽性者が確認され感染拡大の恐れがある各種施設等において、スクリーニングとして841セットを活用しております。

また、第6波への感染拡大防止対策として、3千セットを追加購入したところであります。

今後も、市民への無料検査や施設等におけるスクリーニング等に活用し、市内の感染拡大防止対策を図ってまいります。

なお、PCR検査体制については、現在のところ考えておりません。

次に、市立病院の医療ひっ迫状況についてであります。

県において入院が必要な患者のコントロールが行われている中、感染者の急激な増加に伴い、ひっ迫に近い状況もありましたが、現在のところ、医療体制のひっ迫はありません。

これまでも、市立2病院では、入院が必要な患者の紹介を行うなど、両病院間の役割について協議、調整を図るとともに、県から入院患者の受け入れや医師や看護師の派遣要請があった場合には、協力支援を行うなど迅速な対応に努めております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

11番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

コロナ第6波を受け、さらなる市独自支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、生活困窮者世帯への支援策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者世帯の支援策として、「北杜市社会福祉協議会」が特例貸付を行っている「緊急小口資金」や「総合支援資金」、市においては「住居確保給付金」や「生活困窮者自立支援金」の支給を行っており、いずれも申請期間が令和4年3月末から令和4年6月末まで延長されたところであります。

なお、現時点での新たな支援策や、生活困窮者の実態調査の予定はありませんが、感染症の影響が長期化する中、引き続き、相談者に寄り添った相談支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、緊急小口資金の返済免除の状況についてであります。

本市における「緊急小口資金」の利用者は、昨年度は、230件、先月末現在では、68件という状況であります。

償還免除については、償還時において、所得の減少が続いている住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしており、本年6月以降に、「山梨県社会福祉協議会」で免除申請を受け付け、判定を行う予定となっております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

11番、志村清議員の市内土砂搬入問題の根本解決へ市の対応は、における、代執行工事現場での硫化水素等の発生についてのご質問にお答えいたします。

本案件に関する行政代執行は、「悪臭防止法」に定められている、基準値の20万倍以上にもなる硫化水素が、廃棄物内部で検出されたため、行われたものであります。

これにより、構造物内部の廃棄物はアルカリ性となり、硫化水素の発生反応を停止させているため、内部で硫化水素が発生するおそれはありません。

一方、今回検出された硫化水素は、構造物内部から生じたものではなく、側溝に水が長時間溜まることで発生したものと推測されるため、側溝に溜まっている水への対策を講じることで、硫化水素の発生を抑制できるものと考えております。

また、事業者に対し全量撤去を指導するよう知事に求めた市の方針については、変わりはありません。

臭気対策についても、事業者に講じる責任がありますので、県と連携・協力して対応してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

11番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

コロナ第6波を受け、さらなる市独自支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内中小企業者への支援策についてであります。

市では、これまで新型コロナ対策について国の支援を受けながら、「感染症に強い「ふるさと北杜」支援事業」、「持続化応援金」、「観光事業者支援金事業」などにより、事業者支援を積極的に行ってきたところであります。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、市内中小企業者などの事業経営の現状を把握することは、非常に重要であると考えます。

このため、「北杜市企業交流会」や「北杜市商工会」などと連携し、事業者へのアンケート調査等を行い、必要な支援策を研究していきたいと考えております。

次に、事業復活支援金についてであります。

「事業復活支援金」については、国の事業であります。対象者が漏れることなく受給していただけるように、市の広報紙やホームページによる掲載や、市商工会等の会員向けにもお知らせをするなど、周知を行っているところであります。

相談体制については、国で「事業復活支援金事務局相談窓口」や「申請サポート会場」を設置し、最寄りの相談窓口として市商工会が対応することとなっておりますので、連携して対応してまいります。

また、事業復活支援金の上乗せについては、現在、予定をしておりますが、今後も、国、県の動向を注視してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

11番、志村清議員の市内土砂搬入問題の根本解決への対応は、における、土砂搬入現場の危険性と指導についてのご質問にお答えいたします。

土砂の搬入および埋立て等の行為においては、「山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例」に基づく許可申請、および「北杜市土砂の埋立て等の処理に関する指導要綱」に基づく事前協議が行われていなければ、実施内容が把握できず、これに係る適切な指導等が難しくなることから、許可申請や事前協議が確実になされることが重要であります。

危険性に対する対策は、事業者等の責任において対応すべきものであります。対策の必要が生じる場合は、指導等を行うべきことは言うまでもありません。

今後も、県と情報共有、連携を図りながら、対応してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

志村清君の再質問を許します。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

それでは1点目と3点目について、予定しています。

1点目のコロナ対策では、1つ、そこにある④ですが、2つの病院が役割分担をして、5波のときも、あと今回も対応していただいているということをお先ほど答弁いただきました。その

点について、市立病院の改革プラン策定委員会というのがありますが、昨年10月27日の議事録が公開されていました。そこでは、公立病院の甲陽病院の職員、院長先生かと思われるんですが、こう言っています。第3波のときに、第5波、8月には1日最大29人、延べで1,100名を担当したと。入院患者などは、そういう中で塩川病院と相談をして、救急などを受け入れていただくなどして市民を守れたのではないかと。市内に2つの市立病院があるのは稀なケースではあるけども、この2年間の有事下では、2つあることで医療崩壊が起きなかったのではないかと。塩川病院の協力に感謝しながら、2つあったということを非常に感慨深く報告されていました。

先ほども答弁がありました。市長や担当課も同じ思いなのか。今、国が400、名前を挙げて統廃合を検討しろという方針を撤回していないんですが、コロナを体験して、やはり市内には2つあってよかったと、現場の皆さん、こう言っているわけですが、市長、また担当課の見解も同じかどうか、確認しておきたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

11番、志村清議員の再質問にお答えいたします。

このコロナ禍におきまして、感染者が急激な増加をいたしました。たしかに市立2病院において、入院が必要な患者さんに対しまして、双方で協議をしながら入院をさせていただく中で、入院困難な状況というものが生まれることはありませんでした。

また、市内2市立病院におきましては、市立病院ではへき地拠点病院の指定を受けて、へき地循環医療を実施しており、内科医師が充実している状況であります。また、甲陽病院においては、脳神経外科、婦人科を有しているとともに、感染症の指定医療機関であることから、感染に対応した医療の提供を行うことができるというところがございます。

このようなことから、広大な市におきまして、2市立病院があるという意義は非常に大きなものであると考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

では3点目の100万円の応援金のことですが、まず1点は制度の中に、いただいた支給規則がありますが、この中には8条、9条で市税など滞納している保護者の方に、この応援金を使って滞納分を納めることができるというように書かれているんですが、悪質な対応ならともかくですが、子育て世代の、市長が家計を応援するという、この応援金の趣旨と違うのではないかと。滞納の部分を、そこのお金を充てろというふうに読める項目があるんですが、これはどう対応するのか。それを猶予するとか、様々な配慮をされることを考えているのか伺います。

もう1つ、先ほど答弁で、「谷間世代」と私が勝手に付けた、2年間の皆さんを呼んでいるんですが、世帯数として90近く、この2年間で3人目以上の方を生んだ家庭があるんですね。やっぱり100万円、30万円にこだわるわけではないんです。私はその不公平を解消する市

長の誠意を見せてほしいということを言っているわけです。食べ物の恨みではないけども、3年後、7年後にまたその皆さんは悔しさを思い出します。先ほどは冷たい答弁でしたが、ぜひ前向きな検討くらいは、今後ぜひ、していただく、そういう意思があるかどうか、2ついっぺんに聞きましたが、最後の答弁をお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

11番、志村清議員の再質問にお答えいたします。

まず、滞納の件についてであります。

住民税等の課税者に対しては、やはり納税義務というものがあると思います。法律でもそのようになっていると認識しております。ですので、この子育て応援金の支給規則でも市税等の滞納がないということが支給要件になっておりますので、滞納があると応援金の支給ができなくなってしまうのですが、対象者の方に申し出をしていただくことにより、応援金を税に充当することで支給できるようにもなります。ですので、滞納金がどのくらいあるかにもよりますけれども、申請者の方と、それから収納課など関係課との調整を行う中で進めていきたいと思っております。

それからもう1つですが、不公平、不平・不満が出るのではないかということについてですが、冒頭、市長からも答弁をさせていただきましたが、子育て応援金支給事業については、令和4年4月1日が施行日となるため、この日以前の方については対象になりません。あらゆる施策等に施行日とか基準日等がありますので、どうしてもそれらの狭間になってしまうという方が出てくるのは仕方ないことなのかなと思っておりますので、今後、問い合わせ等も多々あるかと思いますが、そういった問い合わせにつきましては、丁寧に説明を行いながら理解をいただいでいくようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで11番議員、志村清君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月18日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 7時04分

令和 4 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 8 日

令和4年第1回北杜市議会定例会（5日目）

令和4年3月18日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第13号 行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第2 議案第14号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第3 議案第15号 北杜市長坂コミュニティ・ステーション条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第16号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第17号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第18号 北杜市営宿泊施設条例を廃止する条例について
- 日程第7 議案第19号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第21号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第22号 北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第23号 韮崎市・北杜市指導主事共同設置規約の変更の件
- 日程第11 議案第26号 令和4年度北杜市一般会計予算
- 日程第12 議案第27号 令和4年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第28号 令和4年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第29号 令和4年度北杜市介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第30号 令和4年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
- 日程第16 議案第31号 令和4年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算
- 日程第17 議案第32号 令和4年度北杜市病院事業特別会計予算
- 日程第18 議案第33号 令和4年度北杜市辺見診療所特別会計予算
- 日程第19 議案第34号 令和4年度北杜市白州診療所特別会計予算
- 日程第20 議案第35号 令和4年度北杜市財産区特別会計予算
- 日程第21 議案第36号 令和4年度北杜市水道事業会計予算
- 日程第22 議案第37号 令和4年度北杜市下水道事業会計予算
- 日程第23 議案第38号 令和3年度北杜市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第24 議案第39号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第1号）

追加日程第1 承認第1号 北杜市育苗施設条例の一部を改正する条例の専決処分の報告
及び承認を求めることについて

日程第25 発議第4号 北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第26 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員 (20人)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 高見澤伸光 | 2番 | 輿水 崇 |
| 3番 | 中山喜夫 | 4番 | 小林 勉 |
| 5番 | 神田正人 | 6番 | 大芝正和 |
| 7番 | 秋山真一 | 8番 | 進藤正文 |
| 9番 | 清水敏行 | 10番 | 井出一司 |
| 11番 | 志村 清 | 12番 | 齊藤功文 |
| 13番 | 福井俊克 | 14番 | 加藤紀雄 |
| 15番 | 原 堅志 | 16番 | 清水 進 |
| 17番 | 野中真理子 | 18番 | 保坂多枝子 |
| 19番 | 内田俊彦 | 20番 | 秋山俊和 |

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26人）

| | | | |
|----------|------|-----------|------|
| 市長 | 上村英司 | 副市長 | 小林明 |
| 政策秘書部長 | 宮川勇人 | 総務部長 | 中山晃彦 |
| 企画部長 | 中田治仁 | 健幸市民部長 | 八巻弥生 |
| 福祉部長 | 伴野法子 | 森林環境部長 | 大芝一 |
| 産業観光部長 | 輿水伸二 | 建設部長 | 大輪弘 |
| 教育長 | 輿水清司 | 教育部長 | 加藤寿 |
| 上下水道局長 | 浅川和也 | 会計管理者 | 板山教次 |
| 監査委員事務局長 | 坂本孝典 | 農業委員会事務局長 | 加藤郷志 |
| 明野総合支所長 | 三井喜巳 | 須玉総合支所長 | 植松宏夫 |
| 高根総合支所長 | 小尾正人 | 長坂総合支所長 | 平島長生 |
| 大泉総合支所長 | 宮崎良彦 | 小淵沢総合支所長 | 小泉雅人 |
| 白州総合支所長 | 中山和彦 | 武川総合支所長 | 清水能行 |
| 政策推進課長 | 浅川豪 | 財政課長 | 進藤修一 |

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 清水市三 |
| 議会書記 | 津金胤寛 |
| 議会書記 | 唐澤史明 |

開議 午前10時00分

○議長（加藤紀雄君）

皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに、市長から本定例会に追加する案件として議案2件が提出されました。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（加藤紀雄君）

日程第1 議案第13号 行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてから日程第10 議案第23号 韮崎市・北杜市指導主事共同設置規約の変更の件までの10件を一括議題といたします。

本件につきましては各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から議案第13号から議案第17号までの5件について報告を求めます。

総務常任委員長、福井俊克君。

福井俊克君。

○総務常任委員長（福井俊克君）

それでは、総務常任委員会から委員長報告をさせていただきます。朗読をもって報告といたします。

令和4年3月18日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

総務常任委員会委員長 福井俊克

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、2月22日の本会議において付託されました事件を、2月28日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第13号 行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第14号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第15号 北杜市長坂コミュニティ・ステーション条例の一部を改正する条例について

議案第16号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第17号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

以上、5件であります。

審査の結果を申し上げます。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第13号 行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

「組織の変更について、新人職員を含め職員全員が把握しているのか。」との質疑に対し、「部長会議を通じてしっかり周知している。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

「押印を残すものとなくすものの基準は。」との質疑に対し、「基準として、法令等に押印に係る根拠がないものはなくし、押印を継続するものとしては、契約書等がある。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 北杜市長坂コミュニティ・ステーション条例の一部を改正する条例についてであります。

「料金はどのように設定したのか。」との質疑に対し、「近隣の自治体の状況とJRの駅に近い利便性を考慮し設定した。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「出産後に意向が変わった場合はどのように対応するのか。」との質疑に対し、「通常は長期の期間で請求をし、状況により休業期間を切り上げるという運用をしている。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、質疑、討論ともなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から議案第22号および議案第23号の2件について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○文教厚生常任委員長（齊藤功文君）

朗読をもって委員長報告とさせていただきます。

令和4年3月18日
北杜市議会議長 加藤紀雄様

文教厚生常任委員会委員長 齊藤功文

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、2月22日の本会議において付託されました事件を、3月2日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第22号 北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例について
議案第23号 韮崎市・北杜市指導主事共同設置規約の変更の件
以上、2件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。
はじめに、議案第22号 北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

「「対策委員会」の構成員として「関係行政機関の職員」とあるがどこを想定しているのか。」との質疑に対し、「法律、心理、福祉、教育の専門的な知識、経験を有している者を考えている。」との答弁がありました。

また、「「対策委員会」の委員構成は。」との質疑に対し、「委員は、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が必要と認める者12人以内で組織する。事案によって専門性を持った委員が必要となるため構成は今後、検討する。」との答弁がありました。

また、「重大事態が複数起こった時、専門委員会等はそれぞれ設置されるのか。」との質疑に対し、「状況を勘案し、ケース・バイ・ケースで対応する。」との答弁がありました。

また、「いじめの早期発見のもととして生活ノート、アンケート等が挙げられている。アンケートの回数、項目はどのようになっているのか。」との質疑に対し、「アンケートの回数については、現在、学期ごとに実施している学校が多く、項目については、学校生活全般に係るアンケートの中に、いじめに係る項目を設け、回答しやすいよう選択式としている学校もある。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 韮崎市・北杜市指導主事共同設置規約の変更の件であります。

「1名減となった時の勤務体制はどうなるのか。」との質疑に対し、「これまでそれぞれ地区を分担し業務を行っていたが、減員後は、事務所内で地区を分けずに協力して業務を行うと聞いている。」との答弁がありました。

「学校現場ではデジタル化やいじめ問題等、課題が多い。指導主事の充実が必要であり、市として単独設置する考えはないか。」との質疑に対し、「県の教員人事に関わることになり、検討課題としたい。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、経済環境常任委員会から議案第18号から議案第21号までの4件について報告を求めます。

経済環境常任委員長、秋山真一君。

秋山真一君。

○経済環境常任委員長（秋山真一君）

朗読をもって報告とさせていただきます。

令和4年3月18日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

経済環境常任委員会委員長 秋山真一

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、2月22日の本会議において付託されました事件を、3月3日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第18号 北杜市営宿泊施設条例を廃止する条例について

議案第19号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について

議案第20号 北杜市育苗施設条例の一部を改正する条例について

議案第21号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について

以上、4件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における、委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第18号 北杜市営宿泊施設条例を廃止する条例についてであります。

「市として廃止を決定する前に手立てはなかったのか。」との質疑に対し、「指定管理による委託を検討していたが、有望な提案がなく、直営等様々な案を検討したが廃止が最善であると判断した。」との答弁がありました。

また、「もっと早い対応をすべきではなかったのか。なぜこのように後手に回るようなタイミングになったのか。」との質疑に対し、「指定管理による委託が難しいと判断したのが昨年の9月から10月で、そこから民間への譲渡について県との協議に入ったが難航し、廃止への方針転換が遅れてしまった。」との答弁がありました。

「施行を令和4年4月1日にした考え方は。」との質疑に対し、「条例の廃止により行政財産を普通財産化し、新年度に取り壊し等を進めていきたい。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

「小淵沢第3駐車場について、月貸しが多いと一般の方の駐車が厳しくなる。どのくらい月貸しを設けるのか。また、利用者からの希望があったのか。」との質疑に対し、「全体の駐車台

数は46台で、支障のない範囲として6台分を月貸しとする。また、指定管理者を通じて利用者からの要望があった。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 北杜市育苗施設条例の一部を改正する条例についてであります。

「議案の議決前に建物の解体をしているということか。」との質疑に対し、「老朽化が著しく、危険なため取り壊しを行っている。」との答弁がありました。

委員から、「まだ行政財産である建物をすでに解体してしまっているということであれば審議の余地はない。」との意見があり、先に、議案第21号の審査を終了した後、閉会とし、議案第20号の取り扱いについて委員会協議会で協議することが全会一致で決定しました。

議案第21号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

「現在、居住者はいるのか。居住者への説明は。」との質疑に対し、「居住者はおらず取り壊しは完了している。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号に係る審査終了後に、経済環境常任委員会協議会を開催し、議案第20号については、このまま審査を行うことは困難との結論に至り、委員会として議長にその旨を報告し、議長から執行に対し、この件を書面で提出することとなりました。

委員会協議会終了後、委員会を再開し、「議案の議決前に建物をすでに解体しているとなれば、審議することはできない。当議案は、審議未了とすべきである。」との意見があり、全会一致で議案第20号 北杜市育苗施設条例の一部を改正する条例については、審議未了とすることに決定しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから、議案第13号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第13号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第14号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから議案第14号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第15号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから議案第15号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第16号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから議案第16号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第17号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから議案第17号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第18号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第19号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第19号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第21号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第22号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第22号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第23号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第23号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(加藤紀雄君)

日程第11 議案第26号 令和4年度北杜市一般会計予算から日程第22 議案第37号 令和4年度北杜市下水道事業会計予算までの12件を一括議題といたします。

本件につきましては、予算特別委員会に付託しておりますので、予算特別委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

予算特別委員長、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○予算特別委員長(保坂多枝子君)

朗読をもって報告させていただきます。

令和4年3月18日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

予算特別委員会委員長 保坂多枝子

予算特別委員会委員長報告書

予算特別委員会は、去る2月22日の令和4年第1回北杜市議会定例会において付託された事件を、3月7日、8日、9日、14日、15日に北杜市議会議場において、慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件は次のとおりです。

- 議案第26号 令和4年度北杜市一般会計予算
- 議案第27号 令和4年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 議案第28号 令和4年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第29号 令和4年度北杜市介護保険特別会計予算
- 議案第30号 令和4年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
- 議案第31号 令和4年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算
- 議案第32号 令和4年度北杜市病院事業特別会計予算
- 議案第33号 令和4年度北杜市辺見診療所特別会計予算
- 議案第34号 令和4年度北杜市白州診療所特別会計予算
- 議案第35号 令和4年度北杜市財産区特別会計予算
- 議案第36号 令和4年度北杜市水道事業会計予算
- 議案第37号 令和4年度北杜市下水道事業会計予算

以上、12件であります。

審査結果をご報告いたします。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。はじめに、議案第26号 令和4年度北杜市一般会計予算であります。

「税込見込みについて、法人住民税は、ウクライナ問題等が企業収益に影響し、予想と乖離する可能性がある。見込むのに困難があったか。」との質疑に対し、「税込見込みについて、国の地方財政計画策定後に、オミクロン株による第6波、ロシアのウクライナ侵攻等、想定外の事態となっている。しかし本市では、他市と比べてもともと慎重な見込みをしている。」との答弁がありました。

次に、「コワーキングスペースとサテライトオフィスについて、他自治体の事例では、ソフト面が大切であるとのこと。地域や地元企業との連携等について地域おこし協力隊は担えるのか。」との質疑に対し、「地元事業者や地域住民とのつなぎ役として利用者をサポートできるような体制を作っていく。」との答弁がありました。

次に、「DX推進計画策定事業」について、予算の内容は。」との質疑に対し、「専門的な見地により、事業の洗い出し等を行い、市が進むべき計画を策定するための委託料が主である。」との答弁がありました。

次に、「選挙ポスター掲示場について、掲示作業時に危険であったり周知効果が乏しいと思われる場所もある。見直しが必要ではないか。」との質疑に対し、「各総合支所を通じ、危険性や周知効果を調査し、必要であれば選挙管理委員会に諮っていく。」との答弁がありました。

次に、「市の産業カウンセラーについて、職員がメンタルの悩みで相談する件数が増えていると聞いている。勤務日数を増やす考えは。」との質疑に対し、「現状で相談に対応できているが、状況に応じて対応していく。」との答弁がありました。

次に、「ハザードマップ改定業務」について、色覚異常の方から危険な個所と安全な個所の

識別がはっきり分からないとの声があった。改定に当たっての考えは。」との質疑に対し、「現行版について、色覚に異常がある方にある程度、配慮した色設定をしているが、国で示すものと自治体で作るもので乖離を大きくすることもできない。また、まったく色の区別ができない方もおり、範囲を点線とする、もしくは太線にするなどの工夫ができるか検討していく。」との答弁がありました。

次に、「総合支所について、庁舎に銀行や上下水道局が入ったり、包括支援センターが設置されている等、多くの人の出入りがある。昨今の事件を鑑み、来庁者や職員の安全対策のため防犯カメラを設置する考えは。」との質疑に対し、「支所機能のみの総合支所は少なく多くの市民が来庁することを加味すると、犯罪の抑止力効果が高い防犯カメラは必要と思われる。」との答弁がありました。

次に、「ケーブルテレビ事業費」について、本年度と比べ900万円ほど減額になっている理由は。」との質疑に対し、「視聴の状況の分析により、放送時間を短縮し、土日4回の放送を2回とする。」との答弁がありました。

次に、「本庁舎のあり方に関する市民検討会（仮称）」と総合計画にあるが、予算化されているのか。」との質疑に対し、「本庁舎のあり方については、まず庁内で方向性を検討していくため予算の計上はない。」との答弁がありました。

次に、「会計管理費」について、本年度と比べ100万円ほど増額になっている。理由は。」との質疑に対し、「領収済通知書消込みデータ作成業務に係る単価、山梨中央銀行の派出手数料、ゆうちょ銀行の小切手取扱手数料単価の増額によるものである。」との答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金」について、小口資金を借りている方や生活が困窮している方への周知は市社会福祉協議会が行うのか。」との質疑に対し、「緊急小口資金、総合支援金は市社会福祉協議会が窓口となっている。また、なお生活が困窮している方については、県社会福祉協議会と市が連携し、プッシュ型の周知を行っていく。」との答弁がありました。

次に、「保育施設維持管理事業費」について、15園から14園に減少となるが本年度予算とほぼ同じ理由は。」との質疑に対し、「減少分を緊急修繕に係る予算として計上している。」との答弁がありました。

次に、「以前の出産祝金制度時代には出生率が下がっていたが、なぜ同様な制度にするのか。」との質疑に対し、「乳幼児の保護者に対するアンケートによると多子世帯では経済的負担が大きいとの結果が多かった。他の施策と合わせ経済的支援も実施していきたい。」との答弁がありました。

また、「出産順位で金額に差をつけることは子どもの差別に繋がるのではないか。」との質疑に対し、「多く子どもを持ちたい親への経済的支援であり、支給対象者は保護者となる。」との答弁がありました。

また、「財源にふるさと納税寄附金を充てることで納税者の善意に与える影響が心配されるが。」との質疑に対し、「納税者が選べる使い道として「子育てにやさしい杜づくり」があり、子育て支援に充てていく。」との答弁がありました。

また、「基準日以前に生まれている方には支給されない不公平な制度である。今後、事業の効果を検証する中で見直しもあり得るのか。」との質疑に対し、「第3次総合計画のリーディングプロジェクトのPDCAの中で効果を検証し、見直しもあり得る。」との答弁がありました。

次に、「介護保険事業計画策定委員会運営事業費」について、本年度予算より増額となっている理由は。」との質疑に対し、「介護保険事業計画は3年に1回改正され、来年度は次期計画を策定するための委託料を計上している。」との答弁がありました。

次に、「マイナンバーカード普及促進事業」について、どのように申請窓口を拡充していくのか。」との質疑に対し、「4月以降に長坂総合支所に機器を設置し、整い次第、申請サポート窓口を開設する。また、その他の総合支所については、巡回して申請サポートを行っていく。」との答弁がありました。

次に、「健康診査事業費」について、今議会に上程している補正予算では大きく減額している。新年度予算を編成するに当たっての考え方は。」との質疑に対し、「健康診査事業については、令和2年度は、コロナ禍の影響による受診控え等により減少した。本年度については、受診者数は戻りつつあるため、コロナ禍の影響がない令和元年度の人数をベースに計上している。」との答弁がありました。

次に、「峡北広域行政事務組合負担金（ごみ処理）」について、大きく負担金が上がっているが、市として峡北広域行政事務組合と協議はしたか。」との質疑に対し、「本年1月に担当課長会議があり、市の関係課長と共に出席し、予算案等の説明を受けている。その上で財源や執行面で必要と思われることは伝えている。」との答弁がありました。

次に、「公共施設に市産の木材を使う考えは。」との質疑に対し、「構造材としては難しいが、内装材や机等の木製品として可能性を検討する。」との答弁がありました。

次に、「地域おこし協力隊支援事業」について、拡充する考えは。」との質疑に対し、「要望もあるため、研修先等とも協議し、また、定着率を見ながら検討する。」との答弁がありました。

次に、「フィルムコミッション推進事業」について、熱海市においては、窓口は24時間対応とし成功している。24時間対応とする考えは。」との質疑に対し、「成功事例を参考に研究する。」との答弁がありました。

次に、「世界に誇るワイン産地化推進事業費」について、何社参加し、作付けはどのくらいの面積か。また、産地化はどのようにするのか。」との質疑に対し、「ワイナリーは6社で、今後3社程度増える予定。面積については把握していない。また、面積や品種等の基準を設け、推奨し、ワインを作ってもらう中で産地化を図っていきたい。」との答弁がありました。

次に、「空き家等対策事業費」について、どのくらい認定する予定か。また本年度の実績は。」との質疑に対し、「把握している空き家は454件あり、そのうち特定空き家としての認定が9件あり、空き家特措法に基づき事務を進めている。本年度10件近く相談がある。」との答弁がありました。

次に、「木造住宅耐震化支援事業費補助金」について、対象住宅は何棟あり、何棟を予定しているのか。」との質疑に対し、「昨年度末で木造住宅は3万2,154棟あり、対象は8,953棟となる。令和4年度は、耐震診断5件、耐震改修4件、ブロック塀等改修を3件予定している。」との答弁がありました。

次に、「主要市道除雪作業委託事業費」について、ルールと除雪のタイミングは。」との質疑に対し、「10センチ以上の積雪が基準となるが、各総合支所で地域に精通している業者と打ち合わせをし、除雪回数については、状況により臨機応変に対応している。」との答弁がありました。

次に、「国土調査修正事業費」について、順調に実施できているか。」との質疑に対し、「1年

目の分は、国土交通省と最終の調整を行っている段階である。今年度分は一部個人間で境界の確定ができていない箇所があり、同意は5割程度であるが、引き続き事務を進めていく。」との答弁がありました。

次に、「小中学校就学援助事業費」について、就学準備金にパソコン購入も対象となるのか。」との質疑に対し、「パソコンは対象ではなくオンライン学習に係る通信費が対象となる。」との答弁がありました。

次に、「八ヶ岳スケートセンター整備事業」について、使い方が確定していない段階で工事をしてよいのか。」との質疑に対し、「工事で平坦にすることにより、夏場のスケート練習等にも活用できる。今後の活用策は管理運営委員会で検討していく。」との答弁がありました。

次に、「地産地消給食事業費」について、ブランド米に力点を置いた分、地産地消の野菜は削られているのか。」との質疑に対し、「米、野菜を含めたトータルで地産地消を考えている。」との答弁がありました。

次に、「ブックスタート事業費」について、12カ月健診だと適時を逃してしまう。「4カ月健診時に、保健師を通じ、図書館事業の案内を渡すなど考えられないか。」との質疑に対し、「ほくとっこ元気課との連携も必要となるが、対応について検討する。」との答弁がありました。

次に、「文化財保存事業費補助金」について、老朽化が著しく手遅れになる場合もある。要望が多いのであれば予算を確保し、対応すべきでは。」との質疑に対し、「文化財の保存状態を確認し、優先順位を付けて計画的に予算計上しているが、必要に応じて補正対応も検討する。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「第一に、コロナ対策に目立った新施策がなく、国からの更なる「臨時交付金」や財政調整基金等の活用による本当に困った人や事業者ピンポイントで支援する独自策の実施を求めたい。第二に、市民の間には、「総合計画」やそれを下支えして実行される「新・行政改革大綱」方針への不安や反対の声が高まっている。新庁舎建設には議会や市民の合意はまったく得られておらず「建設ありき」の基金積み立てをスタートすることに反対である。第三に、議員団として昨年11月に市長に「22年度予算要望」を提出したが予算に反映されていない。以上の理由から当予算に反対する。」との討論がありました。

一方、「当予算は、「第3次総合計画」の5つのリーディングプロジェクトを推進していくスタートの予算である。合併特例債の終了や上下水道事業会計の多額の市債残高等、決して楽観できる状況にはない。その中で、歳入においては、ふるさと納税寄附金の増、合併特例事業債の有効活用、歳出においては、ネウボラの推進、地域の減災力強化等が予算化されている。減債基金を活用した繰上償還などにより財政的には安定した予算となっている。令和4年度には、様々な課題に取り組む積極的な予算編成となっているが、「子育て応援金支給事業」については、子育て世帯の経済的負担軽減が目的であり、持続可能な財源が必要となる。子育て応援のための「こども基金」などを創設するとともに、子ども・子育て会議など、市民等からの意見を真摯に検討しながら制度を見直していくことを提案し、当予算に賛成する。」との討論がありました。

また、「市長が言う「子育てするなら北杜」に値する内容か正直、疑問があるが、パーフェクトな政策に近づけていくことはできる。次々と政策を打ち出し、止まらずスピード感を持って随時対応をしてほしい。子育てをするなら北杜市と誰もが自信を持って言えるようにしてほしいことを願い賛成討論とする。」との討論がありました。

また、「新たにスタートした第3次北杜市総合計画を実現させるため、本年度比6億8,617万円増額した予算は、これまで継続実行されてきた市民サービス事業については、例年同等となっており、サービス低下はないと考える。新しい総合計画の5つの分野のうち、「子育て・教育・若者」では、子育て応援金支給事業等、子育て環境の支援、移住定住に期待ができる。「健康・福祉」では、タクシー利用料金助成事業の対象者拡大等により健康への関心を深めてもらえる。「市民生活・文化」の元気プロモーション事業については、事業目的がぶれないよう十分な検討による実行を求める。「産業経済・観光」では、ワイン関連事業の新たな取り組みにより、フルーツ王国山梨の一員を目指す内容となっている。「環境・都市基盤」では、革新的な新規事業がなく残念であるが今後、一步進んだ事業の展開を期待する。以上、堅実な市民サービスを実行しながら、新総合計画の「ありたい姿」に向け、市を前進させようとする姿勢が見える予算内容に賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 令和4年度北杜市国民健康保険特別会計予算であります。

「国民健康保険について、コロナ禍の影響による受診控えがない状況であれば数年のちに基金が枯渇し、国保税を上げなければならなかったと思われる。基金の状況と今後の国保運営は。」との質疑に対し、「令和3年度末の基金残高は10億7,500万円を見込んでいる。昨年度、本年度はコロナ禍の影響により医療給付費が抑えられていたが、今後、コロナが収束し、本来の医療費に戻ると、基金を活用した国保運営が必要となり2～3年後には、国保税の改正も視野に入れなければならない。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号 令和4年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算であります。

「2款後期高齢者医療広域連合納付金の財源内訳について、昨年は、雑入が保険料で、3款諸支出金の雑入が償還金だったが。」との質疑に対し、「資料の誤りがあり、2款の雑入は保険料で、3款の雑入は償還金と雑入であった。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号 令和4年度北杜市介護保険特別会計予算であります。

「「成年後見制度利用支援事業費」について、何人分を計上しているか。」との質疑に対し、「成年後見人に係る助成で、在宅については、月1万8千円、施設については、月2万8千円で5件を予定している。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号 令和4年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算であります。

「市長は所信表明の中でゼロカーボンシティ宣言に基づき、環境省の脱炭素先行地域に応募したいと述べていたが関係予算は計上されているのか。」との質疑に対し、「当地域に係る申請は、官民連携で行うものであり、現在、民間事業者と打ち合わせを行っている。令和4年度は申請に当たっての研究を行うが、それに伴う予算は計上していない。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号 令和4年度北杜市水道事業会計予算であります。

「有収率が58%となっている。有収率低下に対する対策は。」との質疑に対し、「有収率の改善には管路更新等の建設投資が必要となる。しかし、起債償還のピークを迎えるに当たり元利償還を優先せざるを得ない状況であるが、償還が減るタイミングで建設投資を計画的に考え

ていく。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号 令和4年度北杜市下水道事業会計予算であります。

「企業会計となり体制も変わり経営改善も図られていくと思うが、資金ショートする状況となった場合には、安定的な運営ができない。企業として借入れをするのか、一般会計から補填するのか、どう選択をするのか。」との質疑に対し、「やむなく資金ショートした場合について、借入れを行うと利息が発生する。一般会計からの借入れを行っている自治体もあると聞いている。今後、そうした場面も想定し、財政当局とも準備をしていく。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号 令和4年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算、議案第32号 令和4年度北杜市病院事業特別会計予算、議案第33号 令和4年度北杜市辺見診療所特別会計予算、議案第34号 令和4年度北杜市白州診療所特別会計予算、議案第35号 令和4年度北杜市財産区特別会計予算の5件については、質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

予算特別委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、予算特別委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって予算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

休憩中に市長から承認第1号 北杜市育苗施設条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求める件についてが提出されました。

お諮りします。

承認第1号については、日程第24の次に追加し、追加日程第1とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号を追加日程第1として日程第24の次に追加することに決定いたしました。

ここで議案配布のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時16分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

これから議案第26号 令和4年度北杜市一般会計予算に対する討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

議案第26号 令和4年度北杜市一般会計予算について、可決とした予算特別委員長報告に同意できないとの立場から討論します。

第1に指摘するのは、コロナ対策の目立った新しい施策がないことです。オミクロン株による感染拡大は高止まりし、市民の暮らし、事業者の置かれた環境に変化や好転の兆しは見えていません。それどころか女性を中心に非正規で働く人たちの更なる貧困化、コロナの長期化による蓄えが生活者、事業者の両方に底をつく事態が生まれています。コロナ禍の2年間の予算案にあった北杜市独自の施策が新年度予算に見られません。国からの更なる臨時交付金を見越した、あるいは財政調整基金等の活用などで本当に困った人や事業者にピンポイントで支援する独自策の実施を強く求めます。

また、ほぼ2年間、県内自治体の中でも際立った施策だった小中学校の給食費無償化や保育園の副食費補助などを新年度から中断してしまったことは残念です。

第2に、第3次総合計画が動き出すこととの関連です。

公共施設管理計画の策定には、708万円余の予算が計上されていますが、市民の声が十分反映されて計画が策定される保障はありません。パブコメなどに示されたように、市民の間には総合計画や、それを下支えして実行される新・行政改革大綱方針への理解が広がるどころか不安や反対の声が高まっています。新庁舎建設に向けて、令和3年度補正には庁舎建設基金約2億4,900万円と公共施設整備基金約5億9千万円の積み増しが計上され、11日には賛成多数で可決されました。

市長は令和7年度までに庁舎基金を40億円まで積むと表明し、一昨日の代表質問への答弁で、その建設費予算は50億円から60億円とも表明しました。

新庁舎建設には議会も、そして市民も、まだ合意はまったく得られていません。公共施設の削減など、行政改革への動きを加速させる新年度予算ですが、行政経費の10%シーリングにもかけられて編成されました。

予算審議の中では中央図書館費の説明で、ほかの人件費などは削れないので、図書購入費を前年比で116万8千円、約12%減らしたと担当者の絞り出すような声での説明がありました。様々な予算を減らして、50億円から60億円をかけた市役所新庁舎建設へと進む総合計画の本質を見た思いでした。

第3に、市民要求との関連からです。

私たち議員団は、昨年11月に市長宛てに22年度予算要望を提出しました。そのとき申し入れた30項目すべてが直ちに実現に至らないことは理解できますが、市民からの強い要望、

提案が予算に反映されていないことは残念です。

すべてを紹介しませんが、国保税や介護保険料の引き下げや加齢に伴う難聴者への補聴器購入費補助、地域課題早期対応事業費の増額など、この機会に改めて実現を強く求めていきたいと思えます。

なお、240万円の予算が計上されたサプライズ花火大会は、コロナ禍の市民を励ますという効果も私は疑問だし、「北杜は一つ」という意識をつくるという目的にも逆行しかねない計画ではないかと思えます。

また、市民の意見が分かれるリニア中央新幹線計画や中部横断自動車道などの推進関連予算、自衛隊募集協力の分担金など必要ないと考えます。

ただ、昨年度、途中から実施した高校3年生までの医療費無料化や、それを継続実施することや保育士等の処遇改善事業について、これは全国的にも、山梨県内でも導入しないか、正規職員を除外する、そういう自治体が目立つ中、北杜市が会計年度任用職員とともに正職員についても対象にして待遇改善に取り組んだことは評価したいと思えます。

最後に、予算全体の使い方についてです。

地方自治法には、地方公共団体の任務として、その第1条で住民の福祉の増進を図ることと書いています。行革を伴う第3次総合計画が動き出します。中学校や図書館など公共施設を減らし、市民にはサービス後退を押し付けて基金を貯めて、行き着くところは莫大な予算をかけた新庁舎建設では、住民福祉向上の任務を果たしているとは言えません。基金残高が県内トップクラスの北杜市です。毎年続く黒字分を基金に積み増したり、最優先で繰上償還するのではなく、市民の福祉の向上や暮らしの応援に使うべきではないでしょうか。

以上、申し上げて議案第26号について可決とした予算特別委員長報告への反対討論とします。

○議長（加藤紀雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

議案第26号 令和4年度北杜市一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和4年度北杜市一般会計予算は、上村市長が掲げる「幸せ実感 北杜チャレンジプラン」に基づき、子育て支援、産業創出、行政改革を重点施策として位置付け、市民一人ひとりが豊かさを実感でき、子どもが賑わう夢かなうまちの実現を目指し、第3次北杜市総合計画の5つのリーディングプロジェクトを推進していく、実質的にはスタートの予算であります。

合併特例債の令和7年度の終了や、他の自治体に比べて高い約4割の高齢化率、またそれに伴う社会保障費の増大、少子化による人口減少に伴う市税等の減少が予測されます。

また、新型コロナウイルス感染対策に莫大な国、県の予算が投入されていることから、今後は国、県の補助金等の減額が想定されるところでもあります。

また、北杜市の課題は水道事業会計と下水道事業会計の多額の市債残高と維持管理費、また多くの公共施設や庁舎建設などであり、持続可能な財政運営という点においては、決して楽観できる状況にはないと思えます。

その中で、令和4年度北杜市一般会計予算での歳入においては、市税収入の約6割を占める

固定資産税の安定的な確保、ふるさと納税寄附金の前年度比約7億円増の12億円、地域要望に対応するための公共施設整備基金とまちづくり振興基金などの繰り入れ、合併特例事業債の有効活用、国の制度改革に伴う前年度比約8億円減額となる臨時財政対策債に対応した歳入予算となっています。

歳出では、ネウボラを推進し、子育て世代の強力な支援、関係人口の創出と移住定住人口の増加、産業立地および地域経済の活性化、観光や環境循環型農業の推進、高齢者の体力づくり、女性の就労支援、地域の減災力強化、原っぱ教育の推進といじめ等早期対応強化、また減債基金を活用して2億5千万円余り繰上償還するなどの予算となっています。

これにより、令和4年度末の基金残高は約154億円、市債残高は約200億円となり、市民1人当たりの借金は43万円余と財政的には安定した予算であります。

また、令和4年度においては、行政組織の大幅な見直しや民間企業等から専門的な知識やノウハウを有した外部人材の登用、公共施設の個別施設計画の策定、また市役所本庁舎の建設については、庁内検討会を立ち上げ、方向性を考えることも計画されています。

ハヶ岳スケートセンターについては、今後、総合的に検討することとし、中部横断自動車道の早期事業化への取り組み、ゼロカーボンシティ宣言に基づく環境省の脱炭素先行地域への応募など、積極的な予算編成となっています。

なお、市長の公約である「子育てするなら北杜」の具体的な事業である子育て応援金支給事業については、子育て世代の経済的負担の軽減が目的であることから、今後、毎年度予算措置されますが、持続可能な財源が必要であります。このことから、先の代表質問において答弁されました子育て支援のための子育て支援基金の早期設置と子ども・子育て会議など、市民等からいただいた意見について検討しながら、子育て世代のニーズに合った制度となるよう見直していくことを提案しまして、議案第26号 北杜市一般会計予算に賛成をいたします。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

令和4年度、歳入歳出総額289億8,780万3千円の当初予算案の委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

本予算は、第3次北杜市総合計画をはじめとする上村市長の掲げる「幸せ実感 北杜チャレンジプロジェクト」を進め、10年後、子どもが賑わう夢かなうまちを目指すための事業施策が新たに複数組み込まれ、子育て世帯への応援やゼロカーボンシティへの取り組み、企業誘致、企業支援、農業振興、観光など新たな政策をスタートさせるとともに、多岐にわたる既存の市民サービス、社会福祉を著しく低下させることなく、持続させることが示されました。

中でも目玉である子育て世帯への応援金につきましては、将来的な財源確保や更なる昇華を成し遂げるために子ども支援基金等を創設する意向も伺いました。

持続的に切れ目なく取り組み、市民の目線に立った制度を行う姿勢を強く受け止めることができました。

今後もハード・ソフト面から様々な展開により、市民だけでなく市外の方からも「子育てするなら北杜」と言っていただける市を目指していただけることを望みます。

本市が更なる昇華のため、あえて1点、意見を述べさせていただくとすると、度重なる波が

押し寄せている新型コロナウイルス感染対策に対応し、市民の方だけではなく、職員の方々も心身ともに疲弊をしておると想像されます。機構改革や庁舎改革によるシステム的な側面での業務効率の改善や生産性の向上、そして負担軽減、市民の方、そして職員の方々に寄り添った運営を心がけていただくとともに、一つひとつの事業に根拠をもとにした目標設定を掲げ、達成する喜びや課題解決に向き合い、一喜一憂しながら一丸となって取り組んでいただければと思います。

このプロジェクトに取り組む職員の皆さん、そして私たち議員も含め、みんなが幸せを実感すること、これこそが「幸せ実感 チャレンジプロジェクト」の達成に不可欠だと考えております。北杜は一つです。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありますか。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

議案第26号 令和4年度北杜市一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。はじめに予算特別委員会の審議結果は可決であり、これに賛同いたします。

新たにスタートした第3次北杜市総合計画「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」を実現させるために構成された総額289億8,780万3千円の当初予算、財政健全化を表明しつつ前年比6億8,617万円も増額されていることから、今後の補正予算を最小限に対応し、予算超過が起らないよう、しっかりとした当初予算を積み上げ提出されたと考えます。

これまで継続されてきた市民生活に直結する様々な市民サービス事業については、例年同等の予算が充てられており、市民サービスの低下はあり得ないと考えます。

新しい総合計画では、大きく5つの分野に分け、事業を展開する予定であり、各分野の新規事業について、子育て関連ではマイホーム補助金の拡充、空き家解消のためのリフォーム補助金、二拠点居住を推進するためのサテライトオフィス事業などで、子育て環境の支援、移住定住を促進する効果が期待できると考えます。

中でも、予算特別委員会で重点施策として議論された新生児に対する予算では、これまで新生児に対し、お祝金10万円と記念品を贈呈していた、ほくとっこ誕生事業をお祝金をなくし、木製玩具を誕生記念品として贈呈する杜の誕生祝い品プロジェクト事業に改めることは、北杜市で誕生した子どもはすべて大切な命なので、金額の設定などできるものではなく平等に誕生祝い品を贈呈することは、第3次総合計画にて推進するとした持続可能な開発目標SDGsの目標10、平等・不平等を是正するにも合致し、北杜新時代に見合った方針と考えます。

また、新生児が誕生した家庭に第1子10万円、第2子以降30万円支給する子育て応援金支給事業は、これまでも市独自の政策として保育料の第2子以降無料化を行っている経緯もあり、子育て家庭をさらに応援・支援し、産前・産後・子育ての切れ目のない支援をするネウボラの方針に沿った政策であります。

事業規則に定められる満3歳、満7歳に対する支給予定については、現段階では予算計上もないことから、未来の予算を議論することとなるので今回、審議する内容ではないと考えます。

健康・福祉関連では、タクシー料金助成事業で対象者を肝臓機能障害の方まで拡大し、高齢者の公共温泉利用費の補助を行い、健康への関心を深めていただく内容となっています。

生活・文化関連では、元気プロモーション事業でサプライズ花火を、八ヶ岳スポーツセンター整備事業でリンク内部、内側を整備する予定ですが、事業化する本来の意味がぶれないよう、時期、内容、方法を十分検討し、実行していただきたいと考えます。

経済・観光関連では、フィオーレ小淵沢をワイナリー施設として改修する事業、ワイン用ブドウ農家支援補助金、ワイン産地化推進事業などが新しく取り生まれ、サクランボ、リンゴなどと合わせ、フルーツ王国山梨の一角を確立させていただきたいと思います。

環境関連では、ゼロカーボンシティ、SDGs 推進の面で革新的な新規事業はなく残念ですが、検討委員会の新設や調査費の予算が組まれていることから、現在の北杜市の状況を十分に検証し、効果的な事業を模索して来年度は一步進んだ事業が展開されることを期待いたします。

まだまだ予断を許さない新型コロナウイルス感染症の対策や、ロシアのウクライナ侵攻などによる国際秩序や世界経済の混迷など、平穏・平和が当たり前とっていた私たちが対処できないほど社会情勢は急激な変化をしています。

このようなときこそ、市政は市民のためにあるという基本に立ち返り、市民感覚を取り戻し、市民に寄り添った地方自治を進めるべきと考えます。

新しい挑戦をすることは大切ですが、時と方法を間違えば効果は半減することを心に留め置きながら、堅実な市民サービスを実行した上で新しい総合計画のありたい姿に向けた政策で北杜市を前進させていただきたいと思います。

以上の理由により、議案第26号 令和4年度北杜市一般会計予算に賛成いたします。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

議案第26号 令和4年度北杜市一般会計予算に賛成の立場から討論をいたします。

令和4年度一般会計予算は289億8,780万3千円、対前年度当初比6億8,617万円の増であります。

歳入面では新型コロナウイルス変異株の影響がまだ懸念され、また世界情勢の緊迫、悪化など新たな要因も加味され、景気動向は難しい側面を抱えますが、市税収入は国の推計等を踏まえ、各税額の増額を見込み、前年度比2億3千万円余りの増と。地方交付税は国の地方財政計画の交付額伸び率を踏まえ、前年度比3億円の増額見込みと。寄附金については、ふるさと納税課の新設により更なる増加を目指し、前年度比7億円の増としたとのことです。

繰入金については、道路等各種基盤整備などの財源として、公共施設整備基金から7億8千万円余、地域の振興、地域活動の支援等のためまちづくり振興基金から4億1千万円余、市債繰上償還などの財源として減債基金から2億5千万円余を充当するとのことです。

財政調整基金の取り崩しは回避できたとのことです。

市債は昨年同様、臨時財政対策債を除く市債の発行額、当該年度の元金償還額の範囲内に抑制し、市債の残高を増加させない方針を堅持したとのことです。

一方、歳出面では公営企業等への繰出金等の増加や介護保険関係経費、障害福祉サービス等の義務的経費の継続的な増加に加え、公共施設の維持管理、国土強靱化、循環型社会の実現に向けた取り組み、八ヶ岳スケートセンターの管理運営など恒常的な財源確保が必要となっているとのことです。そのため、公共事業については、令和元年度当初予算の範囲内、経常経費に

については、前年度当初予算の範囲内、その他行政経費については、一般財源ベースで前年度の90%にとどめるなどシーリングを設定、総額抑制、事業効果や施策の優先度を厳しく精査したとのことです。

公債費については、財政健全化の取り組みを一層進めることとし、一般会計において2億5千万円余の繰上償還を行うとのことです。

その結果、令和4年度末の市債残高は全会計ベースで491億円程度、減少する見込みであり、令和4年度末基金残高一般会計は約154億円との改善であります。

本年度策定の計画は、市民に基本構想と基本計画からなる最上位計画、第3次北杜市総合計画「2030年、ありたい姿」を通して、長期的な展望を示すものです。基本構想を基本計画で具体的に進めるものであります。

パッケージ化された、もう一つの重要計画、新・行政改革大綱は本市の人口減少、高齢化の現状を捉え、市の組織体制再編、既存の取り組み見直し、公共施設保有量適正化など総合計画を下支えする行政運営、予算編成の指針であります。

そうした計画のもと、来年度予算、子育て支援、産業創出、行政改革を重点施策と位置付け、多くの事業の中、子育て支援ではこども政策部を新設、新ネウボラ推進課を中心に結婚、妊娠、出産、子育てという包括的な支援を行うとのことです。

新たに子育て応援金創設、本市で誕生した子どもを対象に第1子に10万円、第2子に30万円、第3子以降に最大100万円支給するものです。期待される施策であります。関連する移住定住相談窓口を本庁舎へ移しワンストップサービスへ、時代に沿うICT整備などの教育環境の充実に努めるとのことです。

産業創出では、新北杜未来部に未来創造課創設、本市の豊かな地域資源を活かした産業の誘致、環境循環型農業推進などを目指すとのことです。

また、ふるさと納税課を新設し、寄附額目標12億円とのこと。観光や世界に誇るワインの産地化ほか、施策の展開にトップセールスを含め周知活動を推進されるとのことです。

行政改革は、公共施設の維持管理、更新経費の増加が避けられず、長期的視点で歳出削減は必須であります。公共施設保有量の最適化、歳入確保、歳出の抑制、組織体制の適正化、開かれた行政運営の推進を重点に行うとのことです。

新たな施策の取り組みは当然、課題も伴います。子育て応援金は、安定した財源づくりとして子育て基金を創設、市長より答弁がありましたので高く評価もいたします。

ただ、公平性という視点や経済的支援という趣旨説明を十分お願いしたいと思います。

中学校統合再編、市庁舎建設は庁舎建設基金へ令和7年度まで40億円積み増しと。基金はそれぞれの基金処分が、前にも述べましたが原則、特別な場合を除く原則であります。むしろ公共施設整備基金の方へと考えます。さらに総合支所の在り方、水道事業の整備など課題は山積みしております。新しい取り組みは、職員にとりましても一層の労力を求められることになります。職員の健康へのご配慮をお願いするものです。

不屈の精神と大志を持った人材の育成という教育目標に夢を持ち、未来を切り開く心身ともにたくましい北杜の子どもづくりをという大きな目的に期待を寄せ、以上、議案第26号 令和4年度北杜市一般会計予算に賛成の討論といたします。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

議案第26号 令和4年度北杜市一般会計予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

歳入歳出それぞれ289億8,780万3千円の予算でございます。これを見ますと、歳入の主なものを見ても、市税につきましては、約75億円でございます。例年よりも多少いいかなというところでございます。また、交付税に関しましては3億円増えたということでございますが、残念ながら臨時財政対策債は減収と、こういう形になりました。そして、主なものとして、寄附金としてふるさと納税を充てこんでいるわけでございますが、それが約12億円ということで、総額の289億何がしと、こういう歳入でございます。

特徴的なものを見ますと、一般会計における、ふるさと納税に今回の新たな事業等の財源として、その収入を充てこんでいるという現状でございます。また、市債におきましては18億9,480万円を見込んでおりまして、これを地方交付税の償還金につきまして聞いたところ、約73%が交付税バック算入されると、こういう回答でございました。これにつきましては、本市が誕生以来、財源が乏しいものでございますから、補助金交付金、また有利な起債を活用してと、こういうことは脈々と今回の予算にも歳入の面では反映していることと思います。

そして歳出の中はそれぞれ10%のシーリングは加えたものの、その多くは前年比とほぼほぼ同じような形の中で歳出がされているのかと思います。医療費につきましては、子育て環境を整えるために18歳までの継続をされたことにつきましては、これは非常によかつたかなと思っております。

ただ、今議会で一番議論なのは、子育ての支援金、応援金ですか、これが100万円というフレーズが報道等で発表されまして、その内容を見ても、令和4年4月1日を基準日といたしまして、第3子以降、生まれた方に関して、はじめが30万円、生まれたときが、3歳児に20万円。そして7歳児に50万円と、これが計100万円ということでございます。これについては、特別委員会の中でも多くの審議の時間を要したところでございます。

その中で私も多くの質問をさせていただきましたが、いろんな審議の過程の中で、まず今回の予算については、3歳になりました20万円、7歳になった50万円、計70万円は上程がされているわけがなく、それらについて、今、この段階でそこまで明言、明記をしながら今回の予算の中での反映の中で、報道されたことについては、非常に議会軽視であり、またそれらのことについて、今後、実際できるのかどうかということについては、ふるさと納税を基本とした中では、なかなか難しいのではないかと、こういう議論をしたところ、部長は、それについては大変申し訳ないと、こういう謝罪もあったところでございます。

そして、その後、そうはいつても、これは7年後のことまで、これは分からないではないですかと。第3次総合計画につきましては、基本的にリーディングプロジェクトをはじめ、多くのローリングをかけながら修正、見直しをしていかなければならない、検証もしていかなければならないということの中で、PDCAサイクルを使いながら、当然、それらについては検証をし、見直しもあり得ると、こういう回答でございましたので、そこは納得をしたところでございます。

そして、基金につきまして、私は質問をさせていただきました。いずれ、ふるさと納税を使われるわけですから、それは納税者の思いもあるわけではございますが、そのふるさと納税を使うにあたっては、優先順位を決めるのではないかと、この中で疑問をしたところ、政策

的な対応ということでございまして、それについては、この子育て応援を第一優先とされると、そういうお答えでありました。それならば、他市を比較してみますと、他市はふるさと納税につきましては、一度基金に積んで、その基金を取り崩してから予算に反映させると、こういうやり方をされておるので、そのことについて財政課にお聞きしたところ、それはこの基金につきましては検討されていくと。先ほど多くの議員がそういう、本会議場の代表質問、一般質問の答弁であったと、こういうお話であります。いずれ予算特別委員会の中でそういう回答があったということでございますから、それには、私としても期待をするところでございます。

いずれ、今後、地方自治体は地方財政法に基づいて健全な運営をされ、本当に最大の効果を得られるように、私は鋭意努力をしてもらいたいと思っております。

非常にウクライナの情勢、そしてオミクロン株の情勢、今後、税収はどうなるのか分からない状況の中です。そういった中では、明日の未来をひらくには近い将来の情勢にもやはり機敏に対応していかなければ、地方の財政もちませんし、地方の施政につきましても、なかなか継続性がないと、こういうことになっていってしまうと思います。そういった中では担当部局と、非常にこれをどうするかということを真摯にとらえまして、非常に知恵を使い、今回の予算編成をされたのではないかと思っております。

その中で、今回、ふるさと納税が使われたということにつきまして、今後、この予算がよりよく執行され、また来年度につきましては、このふるさと納税の額が今後非常に増えたりすれば、また基金にも積めるわけでございますから、きっちりと足を据えた、大地に根を張った財政の運営を私は期待をいたしまして、このたびの一般会計予算に賛成といたします。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第26号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第26号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第27号 令和4年度北杜市国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第28号 令和4年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第29号 令和4年度北杜市介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第30号 令和4年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第31号 令和4年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第32号 令和4年度北杜市病院事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第33号 令和4年度北杜市辺見診療所特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第34号 令和4年度北杜市白州診療所特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第35号 令和4年度北杜市財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第36号 令和4年度北杜市水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第37号 令和4年度北杜市下水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(加藤紀雄君)

日程第23 議案第38号 令和3年度北杜市一般会計補正予算(第11号)および日程第24 議案第39号 令和4年度北杜市一般会計補正予算(第1号)の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長(上村英司君)

追加提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第38号 令和3年度北杜市一般会計補正予算(第11号)についてであります。

本補正予算につきましては、国の令和3年度補正予算(第1号)を受け、高根西小学校と白州中学校の屋内運動場改修事業が国の補助対象になったこと、また保育等の現場で日々苦労されている保育士等の給与面での処遇を改善するため、これに対応する事業費を計上するものであります。

以上の内容をもって編成いたしました結果、補正額は3億7,707万1千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ312億4,522万円となります。

次に議案第39号 令和4年度北杜市一般会計補正予算(第1号)についてであります。

本補正予算につきましては、令和3年度北杜市一般会計補正予算(第11号)と同様に、国の令和3年度補正予算(第1号)を受け、保育士等の給与面での処遇を改善するため、これに対応する事業費を計上するものであります。

以上の内容をもって編成いたしました結果、補正額は3,197万6千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ290億1,977万9千円となります。

内容につきましては、企画部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

○議長(加藤紀雄君)

次に、議案第38号 令和3年度北杜市一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

中田企画部長。

○企画部長(中田治仁君)

議案第38号 令和3年度北杜市一般会計補正予算書(第11号)について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,707万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ312億4,522万円とするものであります。

6ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正であります。

まず、追加として1款1項議会費、議会中継システム修繕事業83万円につきましては、感染症の影響による備品調達の遅れにより年度内完了が困難であること。3款2項児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金事業1,684万7千円につきましては、国の方針により令和4年4月中の給付金申請が可能となったため、年度内に事業完了ができないこと。10款3項中学校費、中学校施設整備事業2,070万2千円につきましては、白州中学校屋内運動場改修事業が国の補正予算(第1号)に係る事業であるため、いずれも年度内完了が見込めず、それぞれ繰越明許費を設定するものであります。

次に、変更として10款2項小学校費、小学校施設整備事業につきましては、高根西小学校屋内運動場改修事業が国の補正予算(第1号)に係る事業であるため、今回補正予算計上した1億1,915万2千円を増額するものであります。

次に、7ページの第3表 地方債補正をご覧ください。

まず、追加として高根西小学校屋内運動場改修事業に充当するため、学校教育施設等整備事業債を計上することとし、その限度額を4,200万円とするものであります。

次に変更として、合併特例事業債を5,580万円増額し限度額を3億8,320万円に、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を800万円増額し限度額を3,360万円とすることとし、変更後の発行限度額の計を10億4,820万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入であります。

7款1項地方消費税交付金1億447万7千円の増額は、交付額の決定に伴うものであります。

10款2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1億3,194万8千円の増額は、中小事業者等の事業用家屋および償却資産に対する固定資産税の課税標準特例に係る減収額の補填措置で、本年度の交付見込みによるものであります。

15款2項国庫補助金3,484万6千円の増額は、保育士等処遇改善臨時特例交付金と公立学校施設整備費補助金であります。

22款1項市債1億580万円の増額は、高根西小学校および白州中学校屋内運動場改修事業に充当する合併特例事業債、学校教育施設等整備事業債および防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債であります。

次に、歳出であります。4ページ、5ページをお開きください。

3款2項児童福祉費396万7千円の増額は、保育等の現場に勤務する保育士、支援員、調理師などの職員の処遇改善事業を実施する保育所総務管理費および放課後児童クラブ費であります。

10款2項小学校費1億1,915万2千円の増額は、高根西小学校屋内運動場改修事業を行う小学校施設整備事業費であります。

同款3項中学校費2,070万2千円の増額は、白州中学校屋内運動場改修事業を行う中学

校施設整備事業費であります。

13款2項基金費2億3,325万円の増額は、公共施設整備基金への積立金であります。以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第38号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第39号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

議案第39号 令和4年度北杜市一般会計補正予算書（第1号）について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,197万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ290億1,977万9千円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入であります。

11款1項地方交付税につきましては、普通交付税を1,074万6千円増額し、補正後の額を98億674万6千円とするものであります。

15款2項国庫補助金2,079万4千円の増額は、地域子ども・子育て支援事業補助金と保育士等処遇改善臨時特例交付金であります。

次に歳出であります。4ページ、5ページをお開きください。

3款2項児童福祉費3,197万6千円の増額は、保育等の現場に勤務する保育士、支援員、調理師などの職員の処遇改善事業を実施する保育所総務管理費および放課後児童クラブ費であります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第39号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

追加日程第1 承認第1号 北杜市育苗施設条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

承認案件につきまして、ご説明申し上げます。

承認第1号 北杜市育苗施設条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、本定例会で議決を得ることができないことから、地方自治法第179条

第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めます。

この件に関しましては、議員の皆さまにお手数をおかけし、申し訳ございませんでした。

なお、内容につきましては、産業観光部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

次に、内容説明を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

説明をするにあたりまして、今回、議員の皆さまには大変ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

承認第1号 北杜市育苗施設条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

承認第1号をご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、北杜市育苗施設条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

2ページをご覧ください。

専決処分の日は令和4年3月18日。

専決処分の理由は北杜市育苗施設条例の一部改正について、育苗施設の処分に不適當な手続があり、経済環境常任委員会において審査できない状況となった結果、令和4年第1回定例会で議決を得ることができないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

次に、新旧対照表をご覧ください。

第2条の表中、「北杜市高根町村山西割2053番地」を削るものであります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから承認第1号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長 (加藤紀雄君)

日程第25 発議第4号 北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者であります、秋山俊和君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、秋山俊和君。

○20番議員 (秋山俊和君)

発議第4号について、提案理由の説明をいたします。

北杜市行政組織条例の一部改正により、組織の名称及び分掌事務が変更されたことから、常任委員会の所管を見直すため、北杜市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、お手元に配布しましたとおりであります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長 (加藤紀雄君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから発議第4号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長 (加藤紀雄君)

日程第26 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会、議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

2月22日に開会された本定例会は、北杜市の目指すべき「2030年の地域のありたい姿」を明らかにする「第3次北杜市総合計画の基本構想」を、また総合計画の実現へ向けての令和4年度当初予算をはじめ、多くの案件を審議決定する重要な議会でありました。

議員各位には慎重な審議をいただき、また執行の皆さま方には丁寧な説明と答弁をいただきまして、誠にありがとうございました。

特に当初予算は、5日間にわたる予算特別委員会の中で新型コロナウイルス感染症対策や北杜市政の重要な課題、また、更なる発展を目指す北杜市政の将来像等について活発な議論が交わされ、上村市政の2年目のスタートとなる令和4年度の目指す方向性が示されました。

さて、令和3年度は余すところ2週間足らずとなりましたが、迎える令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の収束を願い、そして世界へ羽ばたく北杜市として、議会と執行との確かな連携のもとに着実に前進していくことを期待し、確信し、令和4年第1回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後12時18分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 清水市三 |
| 議会書記 | 津金胤寛 |